

はしがき	4
I. はじめに	5
II. 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則に共通する規定改正	6
1. 仲裁人候補者名簿（商事仲裁規則9条、インタラクティブ仲裁規則9条）	6
(a) 本条の趣旨	6
(b) 当事者による仲裁人の選任	7
(c) 仲裁人候補者データベースの充実化	8
(d) JCAAによる仲裁人の選任	10
2. 仲裁人の公正・独立（商事仲裁規則24条、インタラクティブ仲裁規則24条）	11
(a) 本条の趣旨	12
(b) 仲裁人候補者が開示すべき事実の範囲	12
(c) 仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の範囲	14
(d) 仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の時期	17
3. 第三仲裁人の選任のための当事者選任仲裁人による当事者への意見聴取（商事仲裁規則28条5項、インタラクティブ仲裁規則28条5項）	17
(a) 本項の趣旨	18
(b) 本項の運用と国際仲裁における実務	18
4. 仲裁人による補助者の利用（商事仲裁規則33条、インタラクティブ仲裁規則33条）	23
(a) 本条の趣旨	23
(b) 仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業	24
(c) 補助者を利用できる仲裁人と仲裁人の補助者の選任	26
5. 時機に後れた主張及び証拠申出の却下（商事仲裁規則41条、インタラクティブ仲裁規則41条）	28
(a) 本条の趣旨	28
(b) 手続指揮のあり方、運用、実務の工夫等	28
(c) どのような場合に「時機に後れた」と言えるか	29
6. 少数意見の公表の禁止（商事仲裁規則63条、インタラクティブ仲裁規則64条）	30
(a) 本条の趣旨	30
(b) 仲裁人間での望ましい合議のあり方	31
(c) 少数意見の仲裁人が取り得る選択肢	33
7. 迅速仲裁手続（商事仲裁規則第2編、インタラクティブ仲裁規則第2編）	36
(a) 本手続の趣旨	37
(b) 迅速仲裁手続の実務運用	37

8. 仲裁人報酬金の減額等（商事仲裁規則96条、インタラクティブ仲裁規則96条）	40
(a)本条の趣旨	41
(b)仲裁人の辞任の場合	41
9. 仲裁人報酬金に関する変更の合意（商事仲裁規則97条・98条、インタラクティブ仲裁規則97条・98条）	44
(a)本条の趣旨	45
(b)変更合意の時期	46
III. インタラクティブ仲裁規則に特有の論点	48
1. 仲裁廷による当事者の主張整理及び争点の提示（インタラクティブ仲裁規則48条）	48
(a)本条の趣旨	48
(b)主張・争点整理のタイミング	49
2. 仲裁廷の暫定的な考え方の提示（インタラクティブ仲裁規則56条）	54
(a)本条の趣旨	55
(b)仲裁廷の暫定的な考え方の提示の時期	56
(c)仲裁廷の暫定的な考え方の提示の方法	57
(d)心証開示の方法	60
(e)証人尋問の採否	62
(f)心証開示と和解の関係	65
3. 仲裁人報酬金（インタラクティブ仲裁規則94条・95条）	66
(a)規定の趣旨	66
(b)仲裁人の確保	67
IV. 仲裁規則の選択	68
1. UNCITRAL仲裁規則+UNCITRAL仲裁管理規則との使い分け	68
2. 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則との使い分け	70
3. 3つの仲裁規則の使い分け	70
4. 裁判との競争	73
資料	75
1. 商事仲裁規則	76
2. インタラクティブ仲裁規則	98
3. UNCITRAL Arbitration Rules	121
4. Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration	136
会員通信	142
バックナンバー紹介	144
【セミナー関連のご案内】	
【契約セミナー〔共催：大阪商工会議所〕のご案内】（大阪）	表2
【国際取引セミナー開催のご案内】（東京）	表3

Contents of September, 2019

Preface	4
I. Introduction	5
II. Common Topics regarding Commercial Arbitration Rules (CAR) and Interactive Arbitration Rules (IAR)	6
1. List of Candidates for Arbitrators (CAR Art. 9 / IAR Art. 9)	6
2. Impartiality and Independence of Arbitrators (CAR Art. 24 / IAR Art. 24)	11
3. Ex Parte Communication between a Party-appointed Arbitrator and the Party Who Appointed Him/Her (CAR Art. 28.5 / IAR Art. 28.5)	17
4. Tribunal Secretary (CAR Art. 33 / IAR Art. 33)	23
5. Rejection of Party's Untimely Submission of Statement or Evidence (CAR Art. 41 / IAR Art. 41)	28
6. Prohibition of Disclosing Dissenting Opinion (CAR Art. 63 / IAR Art. 64)	30
7. Expedited Arbitration Procedures (CAR Part 2 / IAR Part 2)	36
8. Reduction of Arbitrator's Remuneration (CAR Art. 96 / IAR Art. 96)	40
9. Parties' Agreement on Change of Arbitrator's Remuneration (CAR Arts. 97 and 98 / IAR Arts. 97 and 98)	44
III. Particular Topics regarding Interactive Arbitration Rules	48
1. Arbitral Tribunal's Active Role in Clarifying Parties' Positions and Ascertaining Issues (IAR Art. 48)	48
2. Expressing Arbitral Tribunal's Preliminary Views (IAR Art. 56)	54
3. Arbitrator's Remuneration (IAR Arts.94 and 95)	66
IV. Which one of the JCAA Arbitration Rules be selected?	68
1. Selection of UNCITRAL Arbitration Rules+Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration.....	68
2. Commercial Arbitration Rule or Interactive Arbitration Rules: Which rules should be selected?	70
3. What the Users Should Consider When Selecting One of the Three Sets of JCAA Arbitration Rules?	70
4. Competition with Litigation	73
Martials	75
1. Commercial Arbitration Rules	76
2. Interactive Arbitration Rules.....	98
3. UNCITRAL Arbitration Rules.....	121
4. Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration.....	136
Information for Members of JCAA	142
Table of Contents of Back-Numbers	144
[Seminar Information]	
International Business Seminar (Tokyo)	2nd cover
International Business Seminar (Osaka)	3rd cover

は し が き

国際取引上の紛争を解決する仲裁を自国において行うことは、単にインバウンドの経済効果を生むだけではなく、自国企業の紛争解決の利便性を高めるとともに、法の支配をもたらすインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的ステイタスを高めることにも繋がることから、多くの国の政府及び仲裁機関は自国での仲裁を誘致する努力を重ねている。日本においても、2017年以降、政府の「骨太の方針」において「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」が謳われ、国際仲裁等のために利用可能な施設を法務省が提供するといった施策のほか、外国弁護士の日本での仲裁代理に関する制約を緩和するための法改正に向けた動きも具体化している。

以上のような背景の下、JCAAは、従来の2つの規則を改正するとともに、新たに1つの規則を制定し、次の3つの仲裁規則を揃えた。これらの規則は、2019年1月1日に施行されている。

- **商事仲裁規則**：従来からあるJCAAの商事仲裁規則を錬磨進化させ、外国の諸仲裁機関の規則には見られないきめ細かなルールを定め、円滑な紛争解決を提供する。
- **インタラクティブ仲裁規則**：上記の改正商事仲裁規則をベースに、手続過程において当事者と仲裁人との間で「対話」を行い、かつ、定額制の仲裁報償金により、当事者の予見可能性が確保された上で、迅速な紛争解決を提供する。
- **UNCITRAL仲裁規則**：世界標準の仲裁規則により、世界的に定評のある著名な仲裁人による最高品質の仲裁を提供する。

本号は、JCAAの「商事仲裁規則改正・制定検討委員会」の委員として、これら3つの仲裁規則の検討に関与された方々をお招きして開催した座談会を、利用者の便宜となるようにまとめて掲載し、特別号としたものである。本号が、JCAAの仲裁規則の解釈・適用にあたられる仲裁人、代理人の方々の参考となるとともに、これらの規則の理論的な分析等に役立てば幸いである。

2019年9月

JCAA仲裁・調停担当業務執行理事
道垣内 正人

3つの新仲裁規則の理論と実務

－商事仲裁規則・インタラクティブ仲裁規則・UNCITRAL仲裁管理規則－

司 会：山本 和彦（一橋大学教授）

出席者：Douglas K. Freeman（弁護士/慶応義塾大学教授）

出井 直樹（弁護士）

垣内 秀介（東京大学教授）

一場 和之（弁護士）

道垣内正人（JCAA仲裁・調停担当業務執行理事）

1. はじめに



○山本 それでは座談会を始めたいと思います。司会の山本です。ご出席の方々から自己紹介をお願いします。

○Freeman 日本国及びニューヨーク州の弁護士のFreemanです。日本で国際仲裁人として仲裁案件を多数扱ってきており、慶応義塾大学で国際仲裁の講義を担当しております。

○出井 弁護士の出井です。2014年の規則改正に引き続き規則改正の議論に参加させていただきました。弁護士として紛争解決業務に携わっているほか、日本弁護士連合会の国際商事投資仲裁ADRワーキンググループにも参加しています。



○垣内 東京大学の垣内です。私も、出井先生、一場先生とともに2014年の規則改正の作業に参加いたしました。専攻は民事訴訟法ですが、仲裁を含むADR全般に関心をもっております。

○一場 弁護士の一場です。複雑・大規模な紛争の解決に取り組んでいます。2014年の規則改正と今回の規則改正に、委員として関与させていただきました。



○道垣内 JCAAの仲裁・調停担当業務執行理事を務めております道垣内です。これまでの主な経歴は、大学での国際私法・国際民事手続法の研究・教育です。弁護士登録はしているものの、法律実務家とはいえません。国際商事仲裁については論





文等を書いたり、また仲裁人の経験も若干ございます。仲裁制度作りについては、日本スポーツ仲裁機構の機構長・代表理事を2003年から12年間務めたという経験はあります。2018年6月にJCAAの非常勤役員ポストにつき、本日ご議論いただく3つの仲裁規則の改正・新設のファースト・ドラフトを作成しました。そして、様々な方々のご意見を伺って修正を繰り返し、本日お集まりの方々に委員とする規則改正・制定等検討委員会（山本委員長）にご審議いただいて手直しをし、さらに、パブリック・コメントで内外の専門家の方々からいただいたご指摘を踏まえ、最終案に至りました。そして、2018年12月6日のJCAA理事会で採用決定され、2019年1月1日に施行する運びとなりました。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。皆様のご予定が合うタイミングは減多にはありませんので、長丁場ですが、この機会に重要な条項についてはすべてご議論いただき、実際の仲裁事件における規則の解釈・適用において参考となるような起草者意思を明らかにしていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○山本 一橋大学の山本です。民事手続法を専門にしていますが、仲裁法との関係では、現行仲裁法の制定に係る司法制度改革推進会議の仲裁検討会の委員として関与し、その後も若干の研究を行っています。今回の規則改正では、委員会の座長を務めました。

II. 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則に共通する規定改正

1. 仲裁人候補者名簿（商事仲裁規則9条、インタラクティブ仲裁規則9条）

商事仲裁規則第9条/インタラクティブ仲裁規則第9条

当事者が仲裁人を選任する際の参考資料として、当事者の要請があるときは、JCAAは仲裁人候補者名簿を提供する。当事者は、当該名簿に掲載されていない者であっても仲裁人に選任することができる。

○山本 本日は、最初に仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則に共通する規定改正の部分についてとり上げ、その後、インタラクティブ仲裁規則に固有の問題、そして最後に各仲裁規則、これはUNCITRAL仲裁規則も含むのですが、仲裁規則の選択のポイントについてとり上げたいと思います。

まず共通部分に関する規定の第1の話題としまして、仲裁人候補者名簿の問題であります。それぞれの規則の9条の規定に関連することとして、JCAAは仲裁人・調停人経験者リストを2018年8月にJCAAのウェブサイト公開しています。この規定、リストの趣旨について、まず道垣内さんからお話をいただければと思います。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 仲裁機関を使って仲裁を行うことのメリットの一つは、仲裁人の候補者を紹介してもらえるという点と、当事者や当事者選任仲裁人では選任できない場合に仲裁人選任をしてもらえるという点にあります。もちろん当事者が独自に選び、あるいは当事者間で合意して選ぶことができればそれに越したことはないのですが、自分に近い人は両規則24条の公正性・独立性の要件を満たさないので、利害関係のない人であって、紛争解決を委ねるほど信頼できる人を探すのはなかなか難しいのです。ですから、具体的な紛争について適任な仲裁人候補者についての情報を提供することは仲裁機関の重要な役割だと思っています。

JCAAとしては、JCAA仲裁の実態が見えにくいという外部の声に応えるための一方策として、2018年8月に仲裁人・調停人経験者リストを公表しました。これは、仲裁人選任の際に活用可能な

資料ではありますが、限定的な参考情報です。すなわち、1998年以降にJCAAでの仲裁人・調停人の経験者の方々のうち、公表に同意して下さった方だけのリストであり、ICC等他の仲裁機関での仲裁人等の経験は表示されておられません。このリストに未掲載の方々の中にも適任の方は多数いらっしゃると思います。そういった前提でこのリストを参考資料としてご利用いただきたいと考えております。

さて、両規則の9条は、当事者からの要請があればJCAAが仲裁人候補者名簿を提供するという規定です。JCAAは従来、仲裁人候補者のリストを有しており、当事者からの要請があればそれをそのままお渡ししておりました。しかし、そのリストは固定的で、随時更新はしていたものの、その掲載の基準が必ずしも明確ではありませんでした。先に申しましたように、仲裁機関にとって仲裁人候補者の情報提供は大切な役割ですので、どのように改善するのがよいかについて日本仲裁人協会（JAA）の方々と相談をいたしました。しかし、公表できるような仲裁人の適任者リストの作成がなかなか困難でありまして、そのようなものの作成・公表は断念しました。

そこで、JCAAとしては、9条に定めるサービスを提供するため、非公開のものとして、仲裁人候補者データベースを構築することにいたしました。すなわち、JCAAが適任であろうと考える方々に連絡をして、3つの仲裁規則について説明した上で、紛争の当事者又はその代理人から依頼があった場合、どの規則のもとでの仲裁人をお務めいただけるか、UNCITRAL仲裁規則のもとでの仲裁の場合、時間単価がいくら以上であればお引き受けいただけるか、国籍、居住国、仲裁手続言語として可能な言語、生年、学歴、職歴を伺うほか、他の仲裁機関での仲裁を含む仲裁での経験（第三仲裁人・当事者選任仲裁人・代理人の別）その他の情報が掲載されているウェブページのURL等の情報を伺っています。

当事者から9条に基づく依頼がJCAAに対してあった場合、このデータベースその他の情報を勘案して、個別の仲裁事件ごとに適任な方々のお名

前等を掲載した名簿を提供することになります。公正性・独立性については、時間的余裕や名簿掲載者の人数によりますが、原則として、この情報提供の段階ではせず、特定の仲裁人を当事者が選任することにした際にそのチェックは行われることとなります。

（b）当事者による仲裁人の選任

○山本 この規定の趣旨とその運用の方向についてご説明いただきましたが、今の点、当事者が仲裁人を選任するという場面で、当事者の代理人となられる立場を含めてご意見いかがでしょうか。この候補者名簿については当事者の要請があるときは提供することになっていますが、実際、要請することになるのでしょうか。

○出井 代理人あるいは当事者の状況はいろいろで、既に仲裁人の候補者の名前をたくさん知っているという場合もあります。9条により提供される名簿は、クローズドではなくてオープンな名簿、すなわち名簿外からも選ぶことができます。当事者・代理人が仲裁人候補者を知らない、あるいは知っているけれどももう少し広く候補をあたってみたいというような場合には、JCAAにこの名簿の提供を要請することになるのではないかと思います。

○Freeman 特に日本での仲裁を経験していない当事者選任の仲裁人や代理人の観点からは、この種の名簿は重視される傾向がありますので、そういう意味では重要な資料になるのではないかと思います。

○垣内 Freeman先生のご発言とも関係して、1点確認させていただければと思います。9条の文言からすると、当事者の要請があるときは提供するということですが、例えば当事者選任仲裁人が第三仲裁人を選任するような場合にも、仲裁人からの要請に応じて、適宜この名簿を提供することはあり得るという理解でよろしいですか。

○道垣内 9条そのものの適用というわけではありませんが、当事者選任仲裁人が第三仲裁人を選任すべき場合において、要請があれば名簿を提供します。また、所定の期間内に合意ができないとき

には、JCAAが代わって仲裁人を選任することになるところ（28条6項）、このようなときも、この仲裁人候補者データベースは活用できると思います。

○道垣内 別にそれを排除する趣旨ではない、ということですね。

○道垣内 仲裁人候補者データベースは、貴重な資産であり、特に規定はなくてもデータベースを活用できる場合にはそうしていきたいと思っています

（c）仲裁人候補者データベースの充実化

○道垣内 JCAAとして伺いたいことは、仲裁人候補者データベースの構築作業を今後とも継続的に進めて充実させていく必要があるわけですが、どのようになれば適任者を特定することができるかという点です。具体的には、仲裁人に関する国際会議等に出席すると、出席者名簿にインディペンデント・アービトラーターと書いている人が見受けられます。先日その種の会議に出席した際にはそういう人にできるだけ会って、JCAAへの情報提供をお願いしたのですが、直接お願いすることができたのはごく少数の方だけでした。どういう工夫をしていけば、よりよいデータベースになっていくのかについてご教示いただければと思います。

○山本 今の段階では実際に仲裁人、このJCAAで仲裁人を経験した人と、あとはアドホックにそういう会議の参加者とか著作物とかを通じて探していくということではないでしょうか。

○道垣内 そういった方々にお願いして、まだ初期段階ですが、今のところ、日本人約100名、外国人約200名から情報提供をいただいています。

○山本 これをさらに充実する工夫か何かないかということですが、一場先生、何かご示唆をいただけますか。

○一場 データベースに掲載する仲裁人候補者をどのように増やすかという問題と、どのような情報をデータベースに盛り込むかという2つの問題があるのではないかと思います。

掲載する仲裁人候補者を増やすという面では、道垣内先生が今おっしゃったように、何かコンタ

クトがある都度、増やしていくことが考えられます。また、仲裁人の団体、例えばJAAもあるでしょうし、あるいは、Freeman先生がJapan Chapter of the ChairをされているCI Arb（The Chartered Institute of Arbitrators）などの名簿を参考にすることが考えられます。CI Arbの名簿は公表されているんですか。

○Freeman そのような正式な名簿は作成していませんが、メンバーが個人的に案件にふさわしい仲裁人を紹介することはあります。

○一場 名簿が公表されていれば、名簿を見ながら、可能な範囲でコンタクトをとって、掲載する仲裁人候補者を増やしていくことが考えられるかと思います。

掲載する情報の問題としては、当事者の立場からすると、請求権や事案の複雑さとの関係から、どのような仲裁人候補者を指名するのが適当なのかを考えていくことになると思います。そのため、仲裁人候補者の経歴等がわかるとありがたいと思います。仲裁人候補者のご自身のホームページをお持ちであれば、そのホームページにリンクするという方法もあるかと思います。

また、仲裁人候補者が過去に下した仲裁判断の傾向も重要な考慮要素です。JCAAの場合は仲裁判断を基本的に公表しない取扱いをしていると思うのですが、他の機関等の仲裁判断で公表されたものがあれば、その情報を掲載するとか、あるいは元裁判官の方でしたら、裁判官として関わられた判決の情報を掲載することも考えられるかもしれません。仲裁人候補者が、英米法の法学教育を受けたのか、それとも、大陸法の法学教育を受けたのかによっても、判断の傾向は大きく変わってくるのではないかと思います。

さらに、国籍を掲載することが考えられます。仲裁人候補者の国籍は、当事者の国籍の問題とも絡んでくるかもしれません。

これは実現できるかどうかかわからないのですが、実際に仲裁が行われて、当事者が仲裁人に対してどのような感想を持ったか、例えば、当事者の意見をよく聞く方だったか、フェアな方だったか、当事者にとって良い仲裁人だったか、という

観点もあるかと思います。究極的には、自分が勝たせてもらえれば良い仲裁人ということになるかもしれませんが、良い仲裁人というのは、必ずしもそういうものではないと思います。他方で、JCAAにとって良い仲裁人という観点もあるのではないかと思います。仲裁機関を運営する観点からは、速やかに適切な仲裁判断を行う、また、取消しをされない仲裁判断を行う仲裁人が、良い仲裁人ということになるのではないかと思います。

また、仲裁人の判断の傾向として、大局的なことを大づかみにされて、細かいことはあまり気にされない方もいらっしゃるでしょうし、他方で厳密な判断を積み重ねていくという判断のスタイルの方もいらっしゃるでしょう。紛争の規模が大きい案件なのか、小さい案件なのか、複雑な案件なのか、比較的シンプルな案件なのかで、多分、適切な仲裁人は変わってくるかと思います。そういったことを公表するかどうかは難しい問題かと思いますが、データベースに入れていかれると有益ではないかと思います。

○Freeman 仲裁人候補者データベースに登録されている方は、何らかの形で日本やJCAAとかかわりを持つ方が多いと思いますが、案件によっては例えばノルウェー法に基づく仲裁や、建築紛争など、特定の専門領域の仲裁人を探し求める場合もあると思います。そう考えるとすべての案件に対応できる仲裁人候補者データベースを作成・維持するのは難しい面がある一方、特殊な専門分野等についても、知見を得られる機会などがあれば、それも付随する情報としてデータベース化されておくとよいと思います。

もう1つ、一場先生もご示唆されていましたが、例えば、初めてJCAAの仲裁人をつとめた方を、今後名簿に掲載するべきかという問題があると思います。例えば、仲裁が終了した際に、当事者あるいは代理人にアンケートを出して、その声を聞くことも考えられます。一場さんが言われたように勝敗によって観点が異なるでしょうが、それを含めたデータを、今後のデータベース充実において参考にするというのは一案かと思います。

○出井 一場さん、Freemanさんから、情報を充

実させる場合にどういう情報を載せたらよいかというお話がありました。ただ、これは実際にやる場合に難しいところがあると思います。JCAAのデータベースに載せ、それから抽出して仲裁人候補者名簿等を当事者に提供する場合は、ある程度客観性が必要だと思います。今まで何件仲裁をやったかとか、チェアをどれだけ務めたかとか、そのあたりは解釈余地のない客観的な情報です。しかし一場さんがおっしゃった判断傾向とかになると、代理人・当事者としては知りたい情報ではありますけれども、それをJCAAの側から出すのはなかなか難しいのではないかと思います。投資仲裁等では、まさに国側に有利な判断が多いのか、投資家側に有利な判断が多いのか、などいろいろなところで研究がなされていてデータベースもあるようですが、商事仲裁についてそこまでのものはないかと思います。

そのほかのバックグラウンドの情報としては、どういう教育を受けたか等は客観的な情報として出せます。あとは仲裁に関する論文、仲裁関係の所属団体でどういう役割を果たしているのか、このあたりも客観的な情報として載せることはできます。ただ、これらを網羅的かつ公平に調べるのはなかなか難しいことだと思います。1つのやり方は、ごく基礎的な情報だけを載せて、あとは先ほど一場さんから示唆があったように、各仲裁人候補者のウェブページがあると思いますので、そこにリンクを張って、適切な断り書きをつけて、そちらのほうを見ていただくということはあるのではないかと考えています。

○垣内 今、出井先生がおっしゃった点はそのとおりかなと思います。それから、先ほど一場さん、Freemanさんから、当事者からのフィードバックも重要ではないかというお話がありました。これは、開示するというのはなかなか難しいところがあるのかもしれませんが、例えば仲裁人選任のためというよりも、仲裁人自らのスキル向上と申しますか、そういう観点からすると、特に経験がそれほど多くない仲裁人の場合には、当事者からのフィードバックが適切な形で伝えられれば、それをまた次の機会に生かすこともあり得るかと思

いますので、そういう観点からも重要な視点かなと感じたところです。

○山本 私からも1点だけ。国内の特に仲裁、それもインタラクティブ仲裁というのは、私の理解では、現在日本の裁判所がやっている民事訴訟手続にも近い部分があり、裁判官経験者というのはかなり重要な仲裁人の供給源になり得るかなと思っています。裁判官というのは、退官するときはその情報は公開されますし、ある程度内部では民事裁判官としての評判みたいなものも確立しているところがあると思いますので、そこである程度よい評判の裁判官みたいなものをデータベースに登録していくというのは可能なことかなと思っています。

○道垣内 最後のご指摘の点は、特にインタラクティブ仲裁についてはおっしゃるとおりだと思います。実際、私の存じ上げている元裁判官で現在は弁護士登録をされているような方々にお願ひし、さらに、その方々に紹介していただくということをして、相当数の元裁判官の方々の情報がデータベースに蓄積されつつあります。ただ、これは、私が知っているか否かという偶然の要素があり、客観性がなく、限界があります。どなたの情報がデータベースに入っているかは、お願いする際に決して外部には出さないというお約束で情報提供をいただいているので申し上げる訳にはいきません。ただ、データベースに既に掲載されている方に他の方を紹介していただく際には、ご紹介者のお名前を出してもいいですかということも伺っています。JCAAからその新しい方に連絡させていただく際にその方としても安心して情報を提供していただけるであろうと思うからであります。その限りで、一対一の関係で特定の方がデータベースに含まれていることをお知らせしていることになります。

(d) JCAAによる仲裁人の選任

○山本 65歳が裁判官の定年ですが、力があり余っている人、まだ少なくとも10数年は十分やっていけそうな人が結構多いと思いますので、そういう方向でも努力いただければと思います。もう

1点この関連で、この9条自体は当事者が仲裁人を選任する場面ですが、規定の中で、JCAAが当事者にかわって仲裁人を選任するという規定が置かれているところも多くあります。例えば27条3項とか28条3項等々です。当事者が選任しない場合、または当事者選任仲裁人が選任しない場合に、JCAAが選任をするということになりますが、その場合にも、なお当事者の意見を参考にするのか、あるいは参考にするとして、どこまでどのような方法で参考にするのかという問題になると、JCAAとしてはどういうふうにすればいいのだろうとお悩みのところかと思います。出井さん、このあたりについて何かご示唆があればお願いします。

○出井 これはこれからのJCAAの実務の検討事項であると思います。JCAAが選ぶという場合は、当事者から、例えばこういう属性を持った人にしてほしいという意見が出ることはあるかもしれませんが。そういう意見があればそれは参考に聞くということになるでしょう。しかし、そうでない場合に常にJCAA側から意見を求めるということは、必要ないのではないかと思います。

ただ、例外的に、案件の種類によっては、この案件の場合にどういう分野の人が適切なのかを、当事者に聞かないとわからないことが、もしかしたらあるかもしれません。そういう場合にはJCAAの側からのイニシアチブで、当事者に意見を聞くということはあるかもしれません。

なお、意見を聞くとしても、また、意見が出ることがあるとしても、それはあくまでも参考であって、JCAAを拘束するものではないという理解です。

○道垣内 当事者の意向がJCAAを拘束するとすれば、動きがとれなくなってしまうかねません。27条4項又は28条7項により、当事者がJCAAに対して、いずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めた場合であっても、JCAAはこれを尊重すると定められており、拘束するものではありません。

ただ、JCAAとしては、仲裁は当事者主導であるべきであり、仲裁機関として当事者の満足度を高める努力をすべきだと考えておりますので、当事

者の意向はできるだけ尊重すべきだと思っています。単独仲裁人の場合に所定の期間内に当事者の合意ができないとき（27条3項）や、3名の仲裁人の場合に当事者の一方が所定の期間内に仲裁人を選任しないとき（28条3項）には、JCAAが代わって仲裁人を選任することになるところ、JCAAがいきなり選任するのではなく、適切な場合には、複数の候補者を両当事者に提示して、それぞれの当事者に点数をつけてもらって、片方の当事者の選好に偏っておらず、かつ合計の点数が高い人を仲裁人に選任するという方法をとることもあり得ると思っています。実際、現在の商事仲裁規則の施行前の事例ですが、単独仲裁人をJCAAが選任する際に、このような方法をとったことがあります。とにかく、当事者が違和感を抱くような仲裁人選任をJCAAがすることがないように努力したいと存じます。

○出井 そういうプラクティスは十分あり得ると思います。特に当事者に候補者を複数示した場合に、当事者がいろいろな理由から、この人だけはやめてくれというのはあるかもしれませんので、その機会を与えるという意味でも、それは意味のあるプラクティスではないかと思っています。

○道垣内 すでに申しましたように、仲裁人候補者のお名前を提示する場合、緊急性の高い場合等を除き、原則として、その段階で利益相反のチェックはしません。あくまで、そのチェックは、当事者・当事者選任仲裁人・JCAAが候補者を特定して連絡をとった際に行われることになります。したがって、JCAAとしては相当多くの候補者の情報を持ち、コンフリクト・アウトになった場合にも迅速に対応できるように仲裁人候補者データベースを豊かにしておく必要があると思っています。

○Freeman ちょっと異なる観点ですが、今後の仲裁の発展の観点からは、案件によってはJCAAのネットワークを活かして能力・実力が備わっていることを前提に、少し若手の方にも仲裁人を経験するチャンスを与えるという観点も、あってもよいのではないかと思います。私自身も、最初に手掛けた数件の仲裁については、仲裁機関から選任されて機会を与えられ、仲裁の経験を積むこ

とができました。一つの観点として、仲裁人候補者の裾野を広げていくことも少し意識してもよいかもしれません。仲裁人を目指す者にとっては、初めて選任を受けられることは、仲裁のキャリアをスタートすることを意味しますので、そのような配慮があってもよいのかと思います。

2. 仲裁人の公正・独立（商事仲裁規則24条、インタラクティブ仲裁規則24条）

商事仲裁規則第24条/インタラクティブ仲裁規則第24条

- 1 公正かつ独立でない者は仲裁人に就任してはならず、仲裁人は、その在任中は公正かつ独立であり続けなければならない。
- 2 仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてを依頼をした者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならない。
- 3 仲裁人に選任された者は、書面（以下「公正独立表明書」という。）により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、又はそれがない事実を表明しなければならない。
- 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（すでに開示したものを除く。）について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該仲裁人は、書面により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、これを開示しなければならない。仲裁人就任時に、その時点以降にかかる事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、この開示義務を履行したことにはならない。

○山本 それでは次の話題に移りたいと思います。24条の仲裁人の公正性・独立性についての規定です。特に24条2項以下については、周知の最高裁平成29年12月12日決定（民集71巻10号2106頁）が背景にあり、それを受ける形でこのような規定改正がなされたという面があります。まず改正の趣旨について道垣内さんからお願いします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 仲裁機関として仲裁判断が裁判で取り消されるということは、その裁判の被告となった当事者に対して誠に申し訳ないことであり、あってはならないことだと思います。仲裁の振興のためには、今後、このようなことが生じないように最大限の努力をしていくという方針から、24条は詳細な規定になっております。仲裁人就任の打診を受けた方、仲裁人となった後も仲裁手続係属中ずっと、慎重の上にも慎重に公正性・独立性の調査を行い、少しでも問題があるようであれば、積極的に開示してほしいということでもあります。

実際にどこまで開示するのが問題となります。開示すべき事由は忌避事由よりも広いことは明らかなと思いますが、明確な線は引きにくいところかと思います。条文の文言通り、「当事者の目から見て」少しでも疑いが生ずるような事実はすべて開示していただきたいと考えております。仲裁判断の取消しの申立てが最終的には棄却されたとしても、そのような申立ては被告とされる当事者には迷惑なことですので、仲裁機関として仲裁人には、そもそもそのような申立てがされる余地がないくらいの広い開示を望みたいところです。IBA（International Bar Association）が作成した国際仲裁における利益相反に関するガイドラインがありますが、それによれば開示しなくてもいいとされているから開示しないという姿勢ではなく、少しでもどうかと思う事実があれば、すべて開示していただきたいものです。

(b) 仲裁人候補者が開示すべき事実の範囲

○山本 「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければ

ならない」というのが仲裁法18条3項の規定であります。商事仲裁規則24条2項は基本的にはそれと同じ文言が使われているわけですが、ただ、「当事者の目から見て」というものが加わっていて、「当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」ということになっています。道垣内さんからもお話がありましたが、これがどういう事実を指しているのかが問題です。網羅的に論じることはなかなか難しいと思いますけれども、それを仲裁人候補者として判断する上での留意点について参考となるものとして、お話に出てきたIBAの利益相反に関するガイドラインもあるわけですが、仲裁人候補者としてはどういった点を留意してこの開示を行えばいいかということが問題になろうかと思いますが、Freemanさんから口火を切っていただけますか。

○Freeman 「当事者の目から見て」という文言が入ったのは、恐らくIBAガイドラインの基準も参考にされている面があるのかと思います。客観基準より広く、主観的な当事者の目から見てどう思うかという観点をとり入れているのは、仲裁人の選任が、仲裁手続における最重要事項の1つであるということを反映しているかと思います。いったん選ばれると、最終的には仲裁人が下した仲裁判断は、事実認定や法の適用を理由に取り消されることはなく、自ら判断者を決定する当事者主義の観点からも重要だということが反映されていると思います。他方において、実際の開示にあたっては、確かに広く開示しておけば、当事者が異議を申し立てなければ、将来の仲裁判断の取消事由にならないという観点は1つあります。他方、同時に、道垣内さんが言われたように、どの程度広く開示するかについては考慮を要するところで、実際には忌避事由にならない些細な内容を開示することによって、正当性のない異議の申立ての契機になるなど手続の遅延につながるおそれもありますので、この両方の要請を踏まえて検討するのがポイントになるかと思います。

どの程度の開示が適切かについては、文化的、法的なバックグラウンドによって見方が異なる中で、IBAガイドラインの提示する基準は、ソフト

ローの1つとして国際的にも有効に機能していて、恐らく半数以上の仲裁で使われている状況ですので、それを1つの参考にするのはよいプラクティスではないかと思います。

○出井 どこまで開示すべきかという点は仲裁法制定のときにも議論されましたし、各機関の規則の解釈について議論されているところだと思います。今回の改正で「当事者の目からみて」というのが入ったということですが、私は仲裁法18条の利害関係情報の開示をさらに広げたというふうには考えておりません。ただ、仲裁法の解釈自体が非常に幅のあるものなので、ここでいろいろな議論が起こることだと思います。

忌避事由に当たるかどうかということと利害関係情報として開示すべき事実当たるかということは別であり利害関係情報として開示すべき事実は、忌避事由よりも広いということであると思います。それからベストプラクティスとして、あるいはベタープラクティスとしては、これはIBAガイドラインにも書いてあったと思いますが、できるだけ開示する方向にというのはあるでしょう。仲裁人としても、後でいろいろなことを言われたくないので、できるだけ広く開示しておきたいという面はあります。ただ、何でもかんでも開示するというプラクティスについては、私は慎重に考えておりまして、例えば、司法研修所で同期あるいは同じクラスだったとか、さらには弁護士会の委員会で同じ委員を務めたとか、そういうもので全て開示することが広く行われるようになると、これはこれで逆に開示しなかった人が何か隠したいことがあるのではないかなどと疑われるようなことになりますので、それはちょっと行き過ぎではないかと思っております。それから、先ほどFreemanさんからIBAのガイドラインの話が出ましたが、多くの仲裁人は開示するかどうかについて、あるいは回避するかどうかについて、IBAのガイドラインを参考にしていると思います。

1つだけ例を紹介しますと、IBAのガイドラインでグリーンリストに入っているものがあります。これは基本的に開示なくてよいという事項なのですが、私の経験したことで、グリーンリストに

入っていたけれども、やはり開示したものがあります。これは弁護士会の委員会あるいは執行部(エグゼクティブボード)と一緒に入っていたという場合です。これはIBAのガイドラインではグリーンリストに入っているわけですが、やはり当事者に開示しておくべきであろうと考え、開示したことがあります。なので、IBAのガイドラインももしかして定規に当てはめるのではなく、事案に応じて柔軟に考えていく。できるだけ開示する方向でというのは私も賛成でございます。

○道垣内 法律家同士の間、つまり仲裁人と当事者との間の利益相反の問題とは別に、仲裁人と当事者代理人との利益相反の問題もあるということですね。

○出井 はい。

○道垣内 弁護士会の執行部で一緒だったという例は後者の仲裁人と当事者代理人との間の利益相反の例ですね。依頼してきた当事者の代理人はわかると思うのですが、相手方である当事者にどういふ弁護士がついているかは依頼を受けた段階ではわからないではないかと思います。しかし、法律家同士の利益相反もあり得るので、相手方当事者の代理人まで確認して仲裁人を引き受けるべきだということになるのでしょうか。

○出井 仲裁人として依頼を受ける場合は、代理人が誰かということがその時点でわかっていればそれも聞くようにしています。

○道垣内 そうすると相手方当事者の代理人との間で利益相反があるので仲裁人を引き受けることができないということもあるということですね。

○出井 もちろんあります。

○道垣内 そうすると、仲裁人を受任した後に相手方の代理人が決まるとか、あるいは途中で相手方の代理人が交代することもあり得ると思うのですが、困ることが出てきませんか。

○出井 ただ、それはその時点でまたこの代理人とはこういう関係にありまして、その時点で開示することになるのではないのでしょうか。

○道垣内 その点が忌避事由になることもあり得るのですか。

○出井 あり得ないことはないでしょうね。

○道垣内 そうしますと、相手方が代理人を変更することによって、仲裁人を忌避に追い込むということもあり得るということでしょうか。

○出井 極端な場合はそうなりますが、それは逆に言うと、その当事者の代理人が弁護士職務基本規定上、代理人につけるかという問題もあるのでしょうか。

○一場 代理人の交代の関係で、仲裁人の許可を得ないと、代理人を交代できないという規定をプロシージャル・オーダー（Procedural Order）の中に置くことが考えられます。不利になって負けそうになってきたら辞任して別の代理人をつけ、その新しい代理人と仲裁人との間でコンフリクトを生じさせて、手続を混乱させるという例があるので、そのような事態を防ぐために、代理人は許可を得ない限り辞任できないという規定を、プロシージャル・オーダーの中に置いておくことが考えられます。

○道垣内 そういった利益相反状態の作出を禁止しておけば、仲裁人としては新たな代理人の就任を認めないという措置をとることができるということですね。JCAAとして、そういうことも念頭において実務対応をするようにしたいと思います。

○山本 そういうことをする人は結構いるということですかね。

○道垣内 JCAAが用意しておくプロシージャル・オーダーのサンプルの中に入れておいたほうがいいですね。

○山本 確かにそうですね。

○道垣内 もっとも、仲裁人に当事者による代理人選任について介入する権限はあるのでしょうか。

○Freeman 代理人を選任する権利とややバッティングすることになります。明らかに仲裁人とのコンフリクトを作り出すために代理人の交代が行われた場合には、その仲裁廷の権限に基づいて代理人を制裁する権限もあると言われていすし、そういった観点から何らかの規制ができることもあると思います。一般にその代理人と仲裁人との間のコンフリクトの規制というのは、当事者との間のものよりはやや緩やかなものになりますね。

○出井 そうしないと回っていかない。

○Freeman 例えば、新しくついた代理人の方と仲裁人が、別の進行中の仲裁事件と一緒に仲裁人をしている場合、コンフリクトがあるというべきか否かについて両説あるようです。そのような場合には接触する機会があまりにも多いのでということで、他方の当事者からみると問題があると思われるのではないかと、そういう観点から私は選任の申し出をお断りしたこともありますね。

○出井 最初の段階で断るのはいいのですが、途中で生じた場合にいろいろな障害が出てきますね。

○山本 日本の最高裁の古い判例（最判昭和30年1月28日民集9巻1号83頁）によれば、裁判官が代理人の娘婿という関係にあったときにも忌避事由はないとされました。最高裁としても、先ほどからお話しのあった濫用的なことがある場合を懸念しているのかもしれませんが。

○垣内 もっとも、この判決に対して学説はこぞって反対していますね。

○山本 そうですね。賛成している人はいないでしょうね。さすがに他方の当事者の目から見れば、いかがなものかと感じるだろうと思われます。

○一場 補足ですが、「当事者の目から見て」という文言は、ICCの条文（11条2項、「in the eyes of the parties」）を参考にしたという経緯があったかと思います。その点はコンメンタール等に記録しておいていただくほうがいいかなと思います。解釈の際に参考になるかと思います。

（c）仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の範囲

○山本 さて、「当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」を開示しなければいけないというわけですが、それを自分が知っていた場合に開示しなければならないことは当然ですが、先ほどの最高裁平成29年12月12日決定はそれだけではなく、当事者に一定の合理的な調査の義務を課すというような趣旨の判断をしています。それを受ける形で24条2項は、そのような事実について合理的な調査を行わなければならないとし、合理的な調査に基づきなかった事実を開示するという構造になっているところ、その合理的な調査という範囲はどういうよ

うなことをする必要があるのか。これはこの最高裁決定をめぐっても議論のあるところですが、垣内さんからお願いします。

○垣内 この最高裁決定についてはご紹介があったとおりで、仲裁人は、仲裁法18条4項の事実の有無に関する合理的な範囲の調査により通常判明し得るものをも開示すべき義務を負う、とするものです。これを受けて24条2項、4項は「合理的な調査」という文言を用いているということかと思えます。

もちろん、仲裁地を日本とする前提で考えれば、最高裁の判断を尊重する必要があるということになるわけですが、最高裁は、合理的な範囲の調査の内容を必ずしも正面からは明らかにしていません。ただ、最高裁決定における当てはめ部分を見ますと、当該事件における仲裁人の所属事務所において、どのような利益相反関係の有無を確認する体制があったのかということが判然としないという点を問題としていて、この事務所が国際的な大規模事務所であって各国にオフィスを持っているということは、認定事実にも含まれているわけですが、それだけで本件の判断が下せるというようには最高裁は考えていません。だから差し戻しをしたということで、もう少し当該事務所で具体的にどのような体制がとられていたのかについての事実認定が必要だと判断しているのだと思います。逆に言えば大規模事務所なら規範的に当然に利益相反に関する事情が判明するような体制が整備されているべきである、といった前提には必ずしも立っていない。もう少し具体的に、実際にどういう体制がとられていたかということを問題にしているということであろうと思います。

他方、24条は最高裁決定と若干表現の仕方が違うところがあります。まず、最高裁決定が正面から問題にしているのはあくまで開示義務の範囲で、「合理的な範囲の調査」云々というのは、いかなる場合に開示義務違反が認められるか、という問題との関係で述べられているにとどまりますが、JCAAの規則は正面から、合理的な調査を行わなければならないとしており、いわば調査義務という

ものを正面から定めています。

ただ、そのこともありまして、24条の文言を見ると、調査義務が開示義務の範囲にどのように響いてくるのか若干わかりにくいところがあるようにも思われます。一方では、24条2項・4項では、「合理的な調査を行わなければならない」と定めていて、その結果、そのような事実が判明した場合には、「就任を辞退するか、…そのような事実のすべてを…書面により開示し」なければならない(2項)、あるいは、「これを開示しなければならない」(4項)と規定しています。その反面、合理的な調査が尽くされなかったため判明しなかった事実については、開示する義務があるのかどうか、2項や4項の文言からは、必ずしもはっきりしないような印象があります。ただ24条3項では、仲裁人に選任された者一般的な開示義務を定めており、この趣旨が2項や3項の場合にも及ぶのだとすれば、最終的には最高裁決定と同じような考え方になるのかなと思います。つまり、合理的な調査をすれば通常判明し得た事実について開示しなかった場合には、開示義務違反があるということになるのだらうと思います。

さらに、最高裁決定と対比した場合に、24条が規律をより明確化している部分としては、調査義務の主体は、仲裁人への就任の依頼を受けた者、あるいは仲裁人であるとされ、義務の主体がはっきりしている、という点があります。最高裁決定は調査義務そのものについて判示しているわけではありませんので、誰が調査するのかという点については、必ずしも正面から明示されていません。基本的には開示義務の主体が仲裁人ですから、調査の主体も仲裁人が想定されているということなのだと思いますけれども、そうだとすればJCAAの規則はその点を明確化しているということになるかと思いますが。

そうした観点から見ますと、ここで問題となっている調査義務というのは、当該仲裁人あるいは仲裁人への就任の依頼を受けた者が、自身としてどの範囲の調査をする必要があるのかという問題であって、所属している法律事務所が主体だということでは必ずしもありませんので、法律事務所

の体制整備の責任のようなものを当然に仲裁人が負うということでもないのかなと思われるところです。

ただ、具体的な事案で例えば所属している事務所の調査体制に不備があるという場合に、まさにそのことに起因してある事実が判明しなかったときに、合理的な調査が尽くされていたといえるのかいえないのかはかなり微妙な問題で、仲裁人としてはその事務所にいる以上、それ以上に調査はできなかったということであれば、仲裁人を主体として考えれば義務違反はないという考え方もあるいはあり得るのかもしれませんが、そこはなかなか難しい問題を含んでいるかなと思っております。

もう少し具体的に、合理的な調査というのは一体いかなる内容のものなのかという点は、先ほど申しましたように最高裁自身は明らかにしていないので、そこは今後の解釈あるいは判例の展開に委ねられていると、実定法の問題としては言わざるを得ないと思います。また最高裁は、なぜ合理的な範囲の調査で通常判明し得たものに限定されるのかということについて、これも特段積極的な論拠は挙げておりません。したがって、最高裁があげた論拠から何かを導くことも、直ちにはできないところがあります。

ただ、これは推測を含むことになりますが、最高裁がそのような範囲の限定をしているのは、一方で仲裁人あるいはその就任の依頼を受けた者に対して、不可能なことを要求するとか、過度の負担を強いたりすることは相当でないだろうということが考慮されていると思われるすし、また少し別な観点として、仲裁判断の安定性の確保という点も考慮されているのかもしれませんが。したがって、一般的に言えば、仲裁人が過度な労力や時間を投じなければできないような調査というのは合理的な調査とは言えない。逆に、何を常識と言うかということは難しいわけですが、常識的な範囲の能力や時間的な負担において判明し得ると評価できるものについては、ここで言う合理的な調査の内容となるということかなと思います。

実際上は弁護士倫理等との関係で、通常の弁護士業務との関係でも、弁護士法あるいはさまざま

な弁護士に関する規範との関係でコンフリクト・チェックが要求されるということがありますので、通常、弁護士業務として必要とされるコンフリクト・チェックのレベルでの調査というのは、最低限ここでの合理的な調査に含まれることになるかと思います。

ただ、代理人として事件を受任する場合と仲裁人として執務する場合とでは職務の内容に違いがありますので、仲裁人の場合における開示義務の範囲が、一般的な代理人としての受任の場合とやや出入りがあるという可能性はあって、それが仲裁人の場合に特に広いということがあったとすると、それにどこまで対応すべきかというのはなかなか難しい問題かなと思います。

例えば最高裁決定の事案ですと、合併によって法人名や資本関係が変わったりして変遷があったりということもありますので、名称だけ見ていたのではなかなか判明しないような事情があったのかなと思われます。これはIBAのガイドラインでもできますように、資本関係等に変化があった場合でも開示義務があると言われるような場合もあるわけです。そうしますと、依頼人の名称からは関係が必ずしも判明しないような場合について、仲裁人の場合には問題になり得るとして、それが当然に解明できるような体制を整えておく必要があるのかどうかという、そこは議論が分かれ得るところかと思っています。難しい問題ですが、私は、そこは、必ずしも通常の体制で判明しなかったものについてわからなかったという場合には、開示義務違反とまでは言えないという考え方もあり得るのかなと考えております。

また、最高裁決定の事案は、仲裁人の所属する事務所に後で新たに弁護士が加入してきて、その弁護士がコンフリクトのある事案に関与していたという事例です。これは通常そうした新規加入の弁護士がいた場合にコンフリクト・チェックというのはなされるものだろうと思われるので、その時点で改めてチェックするところまでは必要なのではないかと考えているところです。

○山本 詳細にご説明いただきました。どうぞ出井さん。

○出井 これは確かに仲裁人の義務であって、所属事務所、所属事業体に何らかの責任を課すものではないというのは当然のことです。ただ、そういう事務所に所属していること自体が、まさに仲裁人がそこで仕事をしているわけですから、その事務所のコンフリクト・チェックの体制が不十分であるという場合に、事務所の体制が緩いから、仲裁人は開示義務違反あるいは調査義務違反を免れるということにはならないと思います。そういう事務所に対しては体制を改めさせるべきだとか、あるいは極端な話、そのような事務所をやめべきだということになると思います。そこは厳しく考えておかねばならないと思います。そうはいってもこの最高裁決定のように法人のオーナーシップまで調査するかというと、確かにそれはなかなか難しい問題があるかもしれません。

それからもう1つだけ付け加えると、法律事務所であれば、通常コンフリクト・チェックはやるわけです。弁護士職務基本規程上の問題があります。これも事務所によって違いはあるのですが、多くの事務所はコンフリクト・チェックを割と広めにかけます。というのは職務基本規程上、代理できるかどうか、相談できるかどうかという問題だけではなく、このことを、依頼を受けた人に開示すべきかどうかとか、そういうレベルでも考えますので、割と広めにコンフリクト・チェックは行われているのではないかと思います。それをスタンダードにして仲裁人の関係でも合理的な調査をしているかどうかを考えることはできるのではないかと思います。もちろん限界事例としていろいろ難しい問題があるのは承知しています。

○山本 ほかにいかがでしょうか。

○Freeman 1点だけ。出井さんが言われたように、このコンフリクト・チェックに関しては、実務的には厳格に臨んだほうが、今後法律事務所におけるコンフリクト・チェック体制をより強化する意味でよいことだと思いますし、将来は、AI技術が発展すれば、調査は容易になる面もあると思います。

(d) 仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の時期

○山本 24条に関する最後の論点として、最高裁決定でもそうですが、合理的な調査は、仲裁人就任時だけではなくて仲裁手続の進行中、ある意味では常に行わなければなりません。そのため、24条4項は、仲裁手続進行中もそのような調査を行うべき義務を明記しています。そういう手続進行中の調査について、先ほどもちょっと出てきましたが、仲裁人の所属事務所に新しい弁護士が入ってきたときとか、いろいろな契機があるのかもしれませんが、仲裁手続進行中の利益相反のチェックのあり方について、出井さんのほうからお願いします。

○出井 手続進行中の利益相反、利害関係の調査の問題というと、新しい弁護士が事務所に加入したという場合もありますし、新しい案件が入ってきたという場合もあります。仲裁人の受任時には、もちろん仲裁人の側から事務所にコンフリクト・チェックを能動的にかけます。しかし、その後新しい弁護士が入ってきたり、新しい案件が入ってきたときに、仲裁人の側から一々そういう調査をかけるかということそれは普通なくて、入ってきた新人や案件の担当弁護士がコンフリクト・チェックを所内にかけます。そこで仲裁人が発見して、これは仲裁人である私の関係では利害関係情報に当たるということを発見するというシステムではないかと思います。

仲裁人は手続の進行中、合理的な調査を行わなければならないというふうに能動的に書いてありますけれども、事務所内のコンフリクト・チェックの仕組みが適切に整っていないと、仲裁人としては危ないことになるわけです。このことは仲裁人だけではなく、その事務所に所属する弁護士として危ないことになるわけです。従って、事務所の所内体制を整えるのは重要なことであると思っています。

3. 第三仲裁人の選任のための当事者選任仲裁人による当事者への意見聴取（商事仲裁規則28条5項、インタラクティブ仲裁規則28条5項）

商事仲裁規則第28条/インタラクティブ仲裁規則第28条

(仲裁人の選任－仲裁人が3人の場合)

- 5 当該2人の仲裁人は、すべての当事者の書面による合意がある場合に限り、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聴くことができる。一方の当事者が仲裁人を選任しない場合には、当事者に選任された仲裁人は第三仲裁人の選任について当該当事者の意見を個別に聴くことはできない。

○山本 続きまして28条についてです。3人の仲裁人の場合に第三仲裁人の選任について、今回の改正で28条5項の規定が置かれています。当事者から選任された2人の仲裁人が、第三仲裁人を選任する場合において、自らを選任した当事者から、その第三仲裁人の選任についての意見を聞くことができるかという問題を扱っています。これは過去のJCAA仲裁の事例でも問題になったことがありますので明示的な規定を置いたわけです。28条5項の規定によれば、全ての当事者の書面による合意がある場合に限ってそのような個別の意見聴取ができるとされています。さらに、一方当事者が仲裁人を選任しない場合においては、他方当事者が選任した仲裁人が当該当事者の意見を聞くというのは、当事者間の事前合意がある場合であってもできないとされています。この規定の趣旨について、まず道垣内さんから説明をお願いします。

(a) 本項の趣旨

○道垣内 仲裁人に就任した以上、それ以降に自分を仲裁人に選任した当事者とだけ個別に連絡をとること自体に問題があると思っております。これまで、いくつかの会合等で、特に弁護士を長くされている仲裁人経験者の方々の中には、仲裁における当事者の満足度を高めるためにはその意見を聴くのは当然いいだろうと言われる方も相当いらっしゃるし、私としては非常に違和感を持って参りました。いずれが正しいのかということとは別

に、このように、第三仲裁人選任の際の当事者選任仲裁人の行為規範について異なる理解があるということですと、この点についての明文の規定を置かないと、一方の当事者選任仲裁人は当事者と連絡せず、他方の当事者選任仲裁人は当然いいだろうと思って当事者と連絡をとるという不公平なことが生じかねません。そこで、明文の規定を置いて、この点についてのデフォルト・ルールを定めたのが28条5項です。

どちらをデフォルトにするかは一つの問題ですが、28条5項は、デフォルト・ルールとしては連絡を禁止し、これを解除するには当事者間の書面による合意が必要という建付けにしています。当事者間で、お互い第三仲裁人については当事者選任仲裁人から話を聞きたいですねという話し合いがうまくできれば、書面でその旨合意して仲裁人に連絡するということになるかと思います。仲裁条項の中で事前合意しておくことも、今後はあるかもしれません。ただ、当事者選任仲裁人が個別にそれぞれの当事者に意見を聴くということになると、まるで当事者選任仲裁人がその当事者の代理人のような振る舞いをすることになるので、できれば両仲裁人から両当事者に同時に意見を聴くのが本来のあり方だろうと思います。もっとも、この点は規定していませんので、当事者間の合意においてここまで決めていない場合には、当事者選任仲裁人の方々次第ということになります。

なお、28条5項第2文は、一方の当事者が仲裁人選任を懈怠したためにJCAAが仲裁人を選任し、当事者選任仲裁人とJCAA選任仲裁人とで第三仲裁人を選任する場合、当事者選任仲裁人の方だけが当該当事者に意見を聴くということになるのは不公平だろうということから定めたものです。第2文は、そのような場合には、当事者選任仲裁人の方も当該当事者に連絡をとってはならない旨定めています。

(b) 本項の運用と国際仲裁における実務

○山本 基本的な発想としては、たとえ当事者選任の仲裁人であれ仲裁人である以上、一方当事者と個別に接触することは基本的には相当でないと

いうことを前提として、ただ全ての当事者が合意している場合を例外としているという趣旨の規定かと思われます。この前提については異なる考え方もあると道垣内さんからはご紹介がありましたが、この当事者選任仲裁人と、当事者またはその代理人が個別に連絡をとるということの問題性といえますか、それはどういうふうに仲裁の世界で認識されているのでしょうか。Freemanさんからお願いします。

○Freeman 一般的に当事者と仲裁人や仲裁人候補者との間の連絡というのは、道垣内さんも言われたようにex parte communicationと呼ばれて、国際仲裁では、原則として禁止されているとの認識がありますので、その点は注意を要するところだと思います。他方で、判断権者を当事者が選ぶことができることは、当事者の合意による紛争解決方式である国際仲裁の重要な特徴の1つでもありますので、仲裁人候補者のインタビューは、一般的には一定の範囲で許容されるとするのが国際仲裁のほぼ共通のプラクティスなわけです。

そのときの留意点としては、あくまでも仲裁人としての適格性やスケジュール等時間的な意味を含めた対応可能性をはかるために必要最小限の範囲で行うことが重要であり、公正性や独立性に疑いを生じさせるような連絡の取り方は問題であって、そういうことは厳に避けなければならないと認識されていると思います。

先ほど話題になりましたIBAのガイドラインの中でも、仲裁人のavailability、qualificationに限定して接触した事実は、開示を要しないグリーンリストの項目にあがっており、紛争についての主張の当否や手続的な内容については触れていないことが条件となっていますので、そのような判断に必要な範囲に限定して、事案の概要や当事者の主張の対立状況は簡潔に説明してもよいと考えられています。特に、主張の当否については言及せず、意見を求めないのが重要なポイントになると思います。

以上は、28条5項の前提となることです。28条5項が規制の対象としているのは、申し上げたような注意をした上で当事者選任仲裁人が決まった後

に行われる第三仲裁人の選任の問題にフォーカスされています。

○山本 ありがとうございます。

○出井 Freemanさんと重なるかもしれませんが、当事者選任仲裁人は当事者から個別に選任されているわけではありますが、仲裁人に就任したら独立かつ不偏に行動しなければいけないということになります。したがって、その事件の中身について、あるいは手続の進め方について、当事者とエクス・パルテ(ex parte)で交渉することについて、積極的な評価をする人は恐らく仲裁コミュニティの中ではいいと思います。

一方、第三仲裁人の選任というのは、当事者にとっては非常に重要なことであり、まさに仲裁廷の構成を決定するところですので、これについて当事者選任仲裁人がエクス・パルテで当事者に接触するということは広く行われているプラクティスですし、それ自体についてネガティブな評価をする人はそれほど多くないという認識です。問題はそのコミュニケーションの中身なのだと思います。

ただ、問題は、それをやっていいとは言っても、一方の仲裁人だけが一方当事者とそういう接触をして、他方はそういうことは全然しないというのは、それは偏頗な気がします。その意味で、28条5項で全当事者の了解をとるというのは、透明性を高めるという意味でよい規律ではないかと思います。

○山本 そうするとこの28条5項は、国際仲裁の実務からすると、必ず書面による同意が必要であるという点で、やや制限的になっていると理解すればよいのでしょうか。

○出井 そうとも言えると思います。ただ実際には、第三仲裁人の選任について、当事者から意見を出してもらうということについて、それぞれの当事者の了解を各当事者選任仲裁人を通じてメールでとった経験もあり、それで対処できると思います。いずれにせよ、一方だけが連絡をとるということについては、慎重な考え方があるのではないのでしょうか。その意味で、この規定には、それほど違和感はありません。

さて、実際どうやって同意をとるかということ

ですが、当事者選任仲裁人双方から、当事者の意見を伺いつつ第三仲裁人を選任するという方法をとりたいと思いますが、この方法は両当事者が合意しないと実施しませんということを当事者に伝えるというプロセスを経ることにより、28条5項が定める当事者間の合意をとることができるのではないかと思います。このプロセスは当事者と当該当事者が選任した仲裁人とのエクス・バルテのコミュニケーションになりますけれども、それはさすがに許していただかないと、この規定は回っていかないと思います。

○道垣内 そのような場合には、JCAAにその旨連絡していただければ、JCAAから両当事者に当事者選任仲裁人がお考えの方法を伝えることができると思います。

○出井 そういうやり方もありますね。

○Freeman 運用上、2条3項によれば、28条5項の「書面」にはEメールも含まれますので、出井さんが言われたように、各当事者選任仲裁人が当事者にメールで諮って、「こういう形でやりたいと思いますがいいですか」と確認すればそれほど違和感はないですし、不都合もないのではないかと思います。

○山本 今おっしゃっていただいたような運用で当事者選任仲裁人の側で、自分を選んだ当事者に第三仲裁人選任についての意見を聴いたほうがよいと判断して、両方の当事者から意見を聴取する方法を採用するとして、そのように、第三仲裁人の選任について当事者またはその代理人の意見を聴いたほうがよいと当事者選任仲裁人が考えるのは、どのような場合なのでしょう。一般論では難しいのかもしれませんが、垣内さんにもしご示唆があればお願いします。

○垣内 大変難しい問題かと思っています。ただ、若干整理をする必要があるかと思っています。1つには、これはJCAA選任の場合についても、先ほど道垣内さんからご説明がありましたが、仲裁の場合には判断権者を自分の意思で当事者が選べるというのが、裁判などと比較した場合の大きな特徴というかメリットですから、仲裁人が3人の場合でも、3人目についても当事者の意思を尊重し反

映させるという考え方は、それ自体としては十分あり得る考え方のだろうと思います。

ただ、私の理解では、28条5項はあくまで個別にそれぞれの当事者選任仲裁人が意見を相手方の知らない形で聴くということを、どういった条件で認めるかということを決めております。例えば当事者選任仲裁人が両者連名で、第三仲裁人についてこういう候補者を考えているけれども、それについてどう思うかというような意見聴取を当事者双方にし、当事者がそれぞれ意見を出すということについては、このルールで禁止されているものではないと思われます。また、JCAAを通じてその種の意見聴取をすることも当然できるので、そのようにすれば、それぞれの当事者選任仲裁人が当事者から個別に意見を聴くというのではない形で、当事者の意思を反映することができ、そのような手段は許容されていると思っています。

そう考えると、あくまで個別に聴くという手段をとらなければならない場合というのが本当に存在するのかというと、それは疑問かなと私自身は考えております。ただ、もう少し問題を広く設定して、それぞれの当事者の意見をどういう場合に聴くことが求められるかというように考えた場合には、このルールでは当事者の書面による合意があれば聴くことができるということが定められていて、書面で当事者が仮に事前にそういう合意をしていたとすれば、それは当事者としては第三仲裁人を選任する際に意見を聴いてほしいという意思を持っているということでしょうから、その場合には当事者選任仲裁人としては、まずは意見を聴くべきなんだろうということは一般的にはあるかと思っています。

ですから、その場合はいいとしまして、検討を要する問題としては、1つには、当事者として事前にそういう合意をしておいたほうがよいと考えられるような事案があるのかどうかという点があります。もう1つの問題としては、タイミングの点にも関係しますが、事前の合意はない場合において、しかし当事者選任仲裁人に選任された仲裁人としては、当事者から個別に意見聴取をしたほうがよいのではないかと考えるような場合

があるとすれば、合意の取り付けが必要だということで、先ほど出井さんからお話のあったようなプロセスを踏むことになるかと思います。そうだとしますと、問題は、そのようなプロセスが望ましいと仲裁人が考える場合として、どういうものが考えられるのか、ということかだと思います。

ただ、これら2つの問題は、あられ方は少し違うのですけれども、基本的には同じ問題かと思っております。その上で、それはどういう場合かと考えますと、なかなか一般的な答えは難しいかと思いますが、ごく抽象的に言えば、第三仲裁人に求められる属性、例えば専門知識や経験等ですが、これについて当事者が特別な要望を持っていると思われるのだけれども、しかしその具体的な内容について、当事者選任仲裁人には必ずしもはっきりわからない場合があるとすれば、これは意見を聴いたほうがいいのかということになるのかなと思います。

また、これは先ほど2つあげた点の中では第2の点で、当事者選任仲裁人が意見を聴いたほうがいいのかと考える場面として、1つには、一方の当事者選任仲裁人が、ある第三仲裁人を強力に推しているというときに、他方の当事者選任仲裁人としても同じ判断だということであれば問題ないのかもしれませんが、なぜそこまでその人を推してくるのかよくわからないとか、何かその背景等について判断に迷うところがあるという場合、これはちょっと当事者の意見を聴いておいたほうが安全ではないかということで、お互い聴くことにしましょうという提案をしていくことはあり得るのかな、ということを少し想像した次第です。実務については弁護士の方から教えていただければと思います。

○山本 最後に言われた場面において、はたして両当事者の合意が成立するのだろうかという気もしなくはないけれども、いかがでしょうか。

○道垣内 そうですね。成立しなければどうするのでしょうかね。もう一方の当事者選任仲裁人の出方にもよるかと思いますが、その仲裁人が意見を聴くことはいいですよということであれば、2人でそういった合意を取り付けようとするというこ

とかもかもしれませんが、あくまでそれは別に必要ないでしょうという考えのときに、どうするかというのは難しい問題ですね。

○道垣内 かつて仲裁人を務めた際にそういうことがありました。3名で仲裁廷を構成すべき場合で、私と外国在住の外国弁護士がそれぞれ当事者選任仲裁人でした。第三仲裁人の選任についてその人とemailでやりとりをしたうえで、彼女は電話で相談しようかと連絡してきました。電話で話せば何とかなるかということ、そう簡単にはいかないだろうと思ったのですが、とりあえず電話で話をしました。見ず知らずの外国弁護士との間で共通のしかも第三仲裁人として適任の人を見つけるのはそう簡単ではありませんでした。結局、私の提案で、双方から7名だったかとにかく同数の名前を出して、それを混ぜてアルファベット順に並べたリストを両当事者に同時に示し、何人にしたかは忘れましたが、それぞれの当事者が同数の拒否したい人に印を付けて、相手方当事者には見せず、仲裁人だけに返送してもらいました。おそらく両当事者の代理人は相当に調査をしたと思います。相当数の×がつき、その結果、3名に絞り込まれましたので、当事者選任仲裁人である我々の間で、その3名について色々調べた当事者選任仲裁人の間での合意でそのうちのひとりを第三仲裁人に選任しました。

このように、当事者選任仲裁人として自分の持っている情報が限られており、調査能力にも限界がある以上、第三仲裁人としての適格者探しにおいて、当事者及びその代理人の方がよほど情報は豊富だろうし、調査能力もあるだろうという状況は少なくないと思います。そのような場合、両仲裁人から両当事者に意見を聴くというのが有益でありかつフェアであろうと思います。

○山本 今のお話だと、当事者の意見を聴く必要があると思われる場合はかなりありそうだという感じになりますか。

○道垣内 国際仲裁において、当事者選任仲裁人が両者ともファーストネームで呼び合う仲裁マフィアの一員であれば第三仲裁人選任は簡単でしょうが、そうでない場合には、当事者の意向を

聴かずに、両者の合意によって第三仲裁人の選任をするのは大変であり、また危険かもしれないと思います。

○出井 よく知っている人が一緒に仲裁人になれることもありますけど、そうでないことも結構あるので、道垣内さんがおっしゃったような状況というのは結構頻繁に生ずるのではないのでしょうか。私もそういう場面を何度か経験したことがあります。従って、透明性を高めた上で、こういうプラクティスは残しておくのは必要ではないかと思っています。

話は変わりますが、当事者に聴くときにどういう聴き方をするか、これもいろいろありまして、名前を出してもらうというやり方もありますし、道垣内さんがおっしゃったようにこちらから名前を出して、それについて意見を聴くというやり方もあります。また、もっと抽象的に、どういう属性の人がいいですかという聴き方することもあります。そのほかいろいろあり得ます。

それから、聴取したことを、もちろんもう一人の当事者選任仲裁人には伝えるわけですが、相手方の当事者に伝えるかどうか、これはケース・バイ・ケースだと思います。また最終的に2人で話し合って決めるわけですが、その理由を当事者に示すかどうか、これもケース・バイ・ケースで、私が経験した事例では、最終的にどういう理由でこの人にしたかというのは示さないことが多かったように思います。ただ、ここも本当に仲裁人によって、あるいは事案によってやり方はそれぞれだと思いますので、あまりがちがちに決める必要はないのではないかと考えています。

○Freeman 一般には、紛争で対立している当事者がいる状況で、第三仲裁人について合意するのは難しいと感じられるでしょうが、垣内さんとも言われたように、仲裁人の選任は、国際仲裁では重要な当事者の権限でもありますので、合意を試みたほうが私はベターだと思うのです。文献によれば仲裁人3名の仲裁廷を構成する場合には、70%ぐらいのケースで実際に仲裁人の長について当事者選任仲裁人の間で合意ができていていると言われています。単独仲裁人については、20%と低く

なりますが、当事者選任仲裁人も、長の選任プロセスにかかわることによって、選任の公平性・独立性が促進される面もありますので、私は、当事者の意見を聴きながら決めるプロセスが確立されるのがむしろ望ましいように思います。

○山本 なるほど。Freemanさんのご意見だと、できるだけ当事者選任仲裁人は、むしろこの合意をとる方向で運用したほうがよいということになりますか。

○Freeman 私は当事者の意見の徴求を試みたほうがいいのではないかと思います。

○一場 私も当事者の立場からすると、一般的には、意見を聴いてもらったほうが満足度は高まるのではないかと思います。

○Freeman もう1つ、最近経験したプラクティカル方法としては、各当事者が第三仲裁人の候補者名を提案する際、代理人とも当事者とも一度も会ったこともなく全く関係をもたない候補者のリストを出してもらうという形をとったことがあります。接触したこともない人物を候補者とする、合意しやすいことになります。

○山本 既にできてきているところもありますけれども、その「書面による合意」をとるタイミングについてですが、一場さん、いかがでしょうか。

○一場 もう既に議論されていますが、当事者選任仲裁人が主導でやるのであれば、第三仲裁人の候補者を検討する段階で、当事者選任仲裁人の間で相談をした上で、自らを選任した当事者との間で個別に話をする、あるいは、JCAAにお願いして事務局から当事者にコンタクトすることが考えられます。仲裁人2人の連名で、両当事者に聴くという方法もあると思われます。どれがよいかは仲裁人の判断だと思いますが、事務局を通じて行う方法や仲裁人2人の連名で行う方法のほうが、問題が生じる可能性がより小さいと思います。

当事者主導の場合は、当事者が、仲裁規則の規定を検討し、第三仲裁人について自分の意見を聴いて欲しいと考えて、当事者間で交渉をしてくれれば、その結果を手続に乗せてもらえればよいと思います。さらに踏み込んで、JCAAから、「第三仲裁人について意見を聴いてもらうことを希望し

ますか」というアンケートを、仲裁申立書が提出されたときに申立人にお渡ししたり、被申立人に仲裁申立ての通知を送る際に同封するというのも1つの選択肢としてはあるかと思います。当事者がイエスと回答すれば、合意の取得の手続を進めやすくなりますし、逆に、嫌だと言っているのであれば、どうするかを判断しやすくなると思います。

○道垣内 ちなみに、先ほどFreemanさんがあげていらっしゃった当事者選任仲裁人の間での第三仲裁人についての合意達成率について、JCAAの数字を申し上げます。過去10年間の統計によると、仲裁人の数が3人のとき、3人目の選任をJCAAが行うケースというのは2割弱しかなく、80%以上のケースで当事者選任仲裁人が決めています。

4. 仲裁人による補助者の利用（商事仲裁規則33条、インタラクティブ仲裁規則33条）

商事仲裁規則第33条

- 1 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならない。
- 2 単独仲裁人又は仲裁廷の長は、前項の定め反しない限り、仲裁人の任務遂行に係る補助をさせる第三者（以下「仲裁人補助者」という。）を用いることができる。ただし、この場合には、仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、仲裁人補助者に報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面によりすべての当事者の了解を得なければならない。
- 3 仲裁人補助者については、第24条及び第42条第2項の規定を準用する。
- 4 仲裁人補助者の報酬及び経費は第101条に定める単独仲裁人又は仲裁廷の長の経費とする。ただし、仲裁人補助者の報酬の額は、当該仲裁人について第94条の上限額を算定する際には、当該仲裁人の報償金と読み替えるものとする。

インタラクティブ仲裁規則第33条

- 1 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならない。
- 2 単独仲裁人又は仲裁廷の長は、前項の定め反しない限り、仲裁人の任務遂行に係る補助をさせる第三者（以下「仲裁人補助者」という。）を用いることができる。ただし、この場合には、仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、書面によりすべての当事者の了解を得なければならない。
- 3 仲裁人補助者については、第24条及び第42条第2項の規定を準用する。
- 4 仲裁人補助者の報酬及び経費は、これを用いる単独仲裁人又は仲裁廷の長の負担とする。

○山本 それでは、続きまして実務的には非常に重要な問題で、新たな条文が設けられたところとして、33条の仲裁人による補助者の利用の問題について議論していただきたいと思います。33条は、補助者を第三者が利用できない場合、そして補助者を利用する場合の具体的な手続等についてかなり明確にしたということですが、この規定の意義、趣旨について道垣内さんからお願いいたします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 このような規定を置いている機関はあまりないだろうと思います。JCAAは、今回の改正の方針の一つとして、明文の規定がないために生ずる見解の対立や、同じ仲裁廷を構成する仲裁人でさえ異なる理解に基づく異なる処理をするといった不統一の発生を避けるため、そのような原因となる事項については明文の規定を置くという方針を立て、それに基づいて原案を作成しました。

その一つがこの仲裁人補助者についてです。当然の常識だと思っているその常識が、もしかしたら人によって違うかもしれないので、あえてデフォルト・ルールを明確に定め、それと異なる当事者間の合意を認めるということです。実際私が

仲裁人として経験した際、主仲裁人の方からのメールのCCのところに、途中から知らない名前が登場し、そのアドレスを見ると、どうやら主仲裁人と同じ事務所の弁護士で、おそらくドラフティングの手伝いをしていたアソシエイトであろうと思いました。その際には、パートナー弁護士としては通常の仕事と同じようにアソシエイトを使うというプラクティスなのだなと思い、あえてその点について質問はしなかったのですが、改めて考えますと、当事者から全く了解をとらないでそのようなことをすることは問題ではないかと考えました。そのケースでは、当該主仲裁人としてはそのアソシエイトの報酬は請求しなかったで、そのまま最後まで当事者が知るところとはならなかったと思います。

何が問題かと申しますと、第1に、情報漏洩の可能性が高くなるということです。もちろん、どの国でも情報管理に関する弁護士倫理は厳格でしょうし、事務所にはそれを実効的するためのルールはあると思いますが、それでも情報漏洩の点でアソシエイトを無断で使うことは問題だろうと思います。第2に、当該アソシエイトについて個人的なコンフリクト・チェックがされているのかという点、たとえばそのアソシエイトのおじさんの会社が当事者かもしれないわけですから、そういったチェックをきちんとしてもらうのがよいのではないかと思います。第3に、おそらくこれが最大の問題でしょうが、当事者の意思に反していないかということです。当事者としては、信頼できる方だということでその仲裁人を選任しているのに、アソシエイトに相当部分の仕事をさせているとすれば、それは期待に反する恐れもあるだろうということです。

もっとも、そのような仲裁人補助者を使うことは合理的な面もあります。高い時間単価の仲裁人が、当事者の表記や事実関係のまとめを含むすべてを自分で作業をするということになると、仲裁人報酬金は高くなってしまいうのに対して、仲裁手続・仲裁判断の本質部分にかかわらない一部の作業を安い単価のアソシエイトにさせれば、全体のコストは安くなるからです。また、忙しい高名な

仲裁人にとって、アソシエイトを使うことができないのであれば、とても仲裁人を務めることはできないということもあり得ます。したがって、仲裁人補助者を絶対的に排除するという必要はなく、排除することが不合理な場合もあろうかと思っています。

そこで、33条2項は、単独仲裁人及び仲裁廷の長は、「仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、仲裁人補助者に報酬を支払う場合にはその計算方法を明らかにした上で、書面によりすべての当事者の了解を得」ることができれば、仲裁人補助者を用いることができるということにしています。

また、同条3項は、仲裁人の公正性・独立性に関する24条と守秘義務に関する42条2項を仲裁人補助者にも準用する旨定めています。さらに同条4項は、用いることが認められた仲裁人補助者の報酬や経費（審問のために外国から日本に来るということもあります）は、101条に定める単独仲裁人又は仲裁廷の長の経費とすることとしています。33条4項但書は、94条に定める仲裁人報酬金の上限額については（これは仲裁人ごとに計算します）、仲裁人補助者の報酬額はこの上限額に含まれることとしています。これは、仲裁人補助者を用いた結果、当事者の予測可能性を確保するために設定している仲裁人報酬金の上限額が突破されてしまうことを防ぐためです。

(b) 仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業

○山本　そういう趣旨で33条1項では、仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業は、2項のような手続を経るとしても、それはできないということが明らかにされる一方、この2項で任務遂行に係る補助について定めています。非常に形式的なコピーをとるといった作業は2項の範囲には含まれないという理解で起草委員会の議論は進められたかと思います。そういう秘書のような人と区別された「仲裁人補助者」に、どのような作業をさせることができるのか、できないのかということ、具体例を含めてまず整理したいと思います。出井さんからお願いします。

○出井 これについては仲裁人によって考え方は異なるかもしれません。一般的に言うところと弁護士である仲裁人の場合は、実際にやってもらうかどうか別として、仲裁人補助者にやってもらえることを割と広く捉える傾向にあるのではないかと思います。これに対して、元裁判官あるいは研究者の方は、もうちょっと狭く捉える傾向にあるのではないかと思います。これも人によるかもしれません。

弁護士を例にあげたのは、弁護士の仕事では日ごろアソシエイトを使って仕事しますので、自分は手を動かさないという人も結構多いからです。ただ、ここで押さえておかなければならないのは一般の事件と違って、この仲裁人の事務所はアソシエイトがいてしっかりしているからその仲裁人に依頼するのではなくて、やはり仲裁人個人に依頼するという点であると思います。したがって、一般の事件のプラクティスを仲裁人の仕事に持ち込むことは、適切ではないと考えています。

そういう前置きをした上で、補助者にどのような作業をさせることができるのかということですが、広く捉えると、いろいろな書面のドラフトです。手続指示書、争点整理書面、主張要旨の書面のドラフトです。ここで言っているドラフトというのはあくまでもファースト・ドラフトですので、最終的に起案の責任を持つのは仲裁人ということになります。それから法律調査を補助してもらうこと、証拠の整理をしてもらうこと、さらに仲裁判断書の手続経過のところあるいは当事者の主張の整理部分のドラフトをしてもらうことはありうると思います。また、審問や手続協議の立ち会い、合議に同席することもあり得ると思っています。

以上の私があげたものは広過ぎるというご意見もあるかもしれませんが、評価規範として許される範囲は広くとっておいたほうがよいと考えています。その上で、ベストプラクティスとしてどうかというのはまた別です。ただ、仲裁判断の理由の部分を含めて全体のファースト・ドラフトの作成をしてもらうというのは、さすがに行き過ぎかもしれません。こういった判断作業は仲裁人にしかできないことですので、裁判官と同じくご自身

ですべきことであると考えています。

先ほど山本さんから紹介のあった33条1項で、仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならないという規定の解釈ですけれども、程度次第ではありますが、先ほど私が申し上げたドラフト作業あるいは法律調査も実質的な影響はあるじゃないかとの見方もあるかもしれません。決定権はもちろんないわけですが、実質的な影響、コントリビューションはあるという議論もあり得ると思います。

先ほど申し上げたように、評価規範としてはそこまで厳格に考えるのではなく、ベストプラクティス、ベタープラクティスの問題、あるいは仲裁人の倫理の問題として、仲裁人の場合のアソシエイトの使い方を考えればよいのではないかと考えています。このように仲裁人によって考え方が異なり得る事項についてあまり厳格な解釈をとりますと、仲裁規則違反ということになりかねず、手続違反ということではいろいろなクレーム、さらには取消事由として主張されたりするというのを考えなければなりません。

もう1つ重要なことは、当事者に開示して了解をとるということです。これはどういう使い方をする場合でも必要ではないかと思っています。それから派生する問題として、補助者についても利害関係情報の開示とか、独立性・公正性の表明ということが仲裁人と同様に問題になります。その違反については仲裁人が責任を持つことが重要ではないかと思っています。

○山本 先ほどの質問で、純粋に事務的な部分の仕事というのは、この規定の適用外という理解でいいですか。

○出井 私はそういう理解です。仲裁人補助者にそれをやらせることももちろんできるわけですが、当事者の了解を得た仲裁人補助者はもっと多くのことができるはずで、秘書に作業をしてもらうということは、「仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業」でない限りできることを定めている33条1項の規定があるからではなくて、この規定があってもなくても当然できることだと考えています。秘書とか事務員を使うことはあっても

よいし、その補助者がたまたま弁護士であっても構わない。そうしないと第三仲裁人・単独仲裁人以外の仲裁人は全部自分でファイリングもやらなければいけないのかということになります。そんなことはあり得ないわけです。

○山本 ここはかなり仲裁人の実際の仕事においては重要な部分だと思いますので、ご意見をいただければと思います。

○Freeman 出井さんが非常に的確にまとめてくださったと思います。1つ付け加えるとすれば、アメリカの裁判所のプラクティスでは、ロークラークに判決の起案をしてもらうことがあります。仲裁では、その点は異なる理解がされるべきであり、仲裁判断の過程は、その仲裁人に委託した重要事項なので、厳格に仲裁人が直接関与する必要があります。他方、仲裁判断の事実や手続的な経緯について確認をしたり、プルーフリードしてもらって正確性を高めるといった作業は、実質的な内容に影響がないという解釈でよろしいかと思いますが、仲裁判断のコアな部分は仲裁人が自分で行うという原則を守ってもらいたいというものです。

○一場 仲裁人が、アソシエイトに対し、仲裁判断のファースト・ドラフトを依頼する場合について質問です。アソシエイトが、ゼロから自分で考えてドラフトをするのは、当然、許されないと思います。他方で、仲裁人が、これはこういう事件だから、ここに記載すべき点はこれこれで、結論はこうなるというように、筋道まで示した上で、それを具体的に文字に起こすことを依頼する、そのようなものも禁じられると考えたほうがよいのか、その程度であれば大丈夫だと考えるべきなのか、いかがでしょうか。

○Freeman 出井さんも言われたように、規則に違反すると結果は重大ですので、そのようにすることは規則に違反するかという観点と、ベストプラクティス、あるいは仲裁人の倫理や職業観の問題としては、そのようにすることはどうなのかという問題は分けて考えないといけないと思います。一場さんが言われたような指示に基づいてドラフトしてもらったりやり方は、仲裁人によってはあり得

と思うのですが、私の経験では、実際の国際仲裁では例は少ないという印象を持っています。ただ、それは恐らく個々の仲裁人の判断に委ねられてもよいところではないかと思います。

○山本 33条1項の違反にはならないだろうということですかね。

○道垣内 規則改正・制定検討委員会に原案を提出した立場で申しますと、仲裁人がロジックを示してアソシエイトがそれに従って書くというのは、仲裁人主導ですので、そういうことが認められないとは考えておりません。33条1項にいう「仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業」というのは、決定を左右することという趣旨です。したがって、この枠でドラフトしてみてくださいというのであれば全然構わないし、仲裁判断の中でも、例えば事実の経緯の部分は最初からアソシエイトにドラフトさせてもいいと思います。また、プロシージャル・オーダーについても、内容を決めているのが仲裁人であれば、そのことを文章化する作業がその決定の内容を左右することは全くないと思います。

(c) 補助者を利用できる仲裁人と仲裁人の補助者の選任

○出井 33条2項によりますと、第三仲裁人及び単独仲裁人のみが補助者を使うことができるという定めになっています。多くの場合は、特に国際仲裁の場合は、第三仲裁人がいろいろなものをドラフトします。ただ、そうでない場合も時々あって、例えば日本国内の仲裁というか、国際仲裁でも日本の仲裁人だけが仲裁についている場合は、その3人の中で一番ジュニアの人が、あるいは中間の人が第1ドラフトを書くこともあります。その場合その仲裁人は第三仲裁人ではないので補助者を使えないということになるので、そこがちょっと不便かなと思います。ただ、もしそういう事態が生ずれば、それは個別の合意で、すなわち5条で別段の合意はできるということになっていますので、それで対処できるのではないかと考えています。

○道垣内 33条2項において、仲裁人補助者を用

いることができるのは単独仲裁人と仲裁廷の長だけであって、当事者選任仲裁人を外しているのは、31条3項に対応しています。すなわち、同条が規定しているように、3名の仲裁人による仲裁廷の場合、仲裁廷の長が、審問等の主宰、当事者等への連絡、そして最も大変な仕事である仲裁判断を含む文書のファースト・ドラフトを作成することになっており、これに対応して、33条2項は単独仲裁人に加えて、仲裁廷の長が仲裁人補助者を用いることを想定しています。もっとも、31条3項は仲裁人の間で異なる合意をすることは妨げない旨明記しています。

なお、そのような合意により、ファースト・ドラフトを作成するのが他の仲裁人ということになりますと、99条1項に定めているように仲裁人報酬金の上限額についても、合計額の範囲内で、仲裁人の間で合意をするのが合理的だろうと思います。

○道垣内 なお、わが国では、若手の当事者選任仲裁人が、仲裁廷の長から指示をされて、31条3項の職務を行うことがしばしば見受けられますが、国際仲裁では、通常、仲裁廷の長が行っているように思います。

○出井 確かに31条3項によれば、仲裁人間では異なる合意をすることができるわけですが、そのような合意をしたからといって直ちにジュニアの仲裁人が仲裁人補助者を使えることにはならないですね。

○山本 今のお話は、31条3項でその役割を変更した場合に、33条2項の解釈として仲裁廷の長は、ドラフトすることになったジュニアの仲裁人になるのか、という問題ですね。

○道垣内 ご指摘の通り、31条3項の規定内容を変更する別段の合意が仲裁人の間でされた場合にも、それだけで直ちに仲裁廷の長でないけれどもドラフトをすることになった仲裁人が仲裁人補助者を使うことができるかということ、33条2項に照らせば、それだけでは使えないと思います。したがって、まずは原則として、第三仲裁人を選任する際に、自らファースト・ドラフトをする方を選んでいただきたいと考えています。最近のケースで、当事者選任仲裁人が比較的年配の先生であっ

ても、ドラフティングなどの実務能力を重視して、第三仲裁人として若手の方を合意選任するというものもあります。

○垣内 ただ、出井さんがおっしゃったように、31条3項の別段の合意が仲裁人の間で成立していて、かつ33条2項の全ての当事者の書面による了解が得られるのだとすると、結局5条に定めている当事者間の別段の了解があると解することはできるのではないのでしょうか。

○出井 33条2項の定める当事者の了解があるということで、処理すればいいのでしょうね。

○山本 そのほか仲裁人補助者の選任、あるいは手続の進行中の仲裁人補助者の管理といった点について、実務上仲裁人が留意すべき点について、Freemanさんいかがでしょうか。

○Freeman 当然なことですが、コンフリクト・チェックなどについては、仲裁人を選任する場合と同等の注意が必要ですし、実際33条3項で24条、42条を準用していますので、それに基づくプラクティスを徹底していくことが大切かと思っています。また、先の議論にあったように、仲裁人補助者の仲裁への関与は、内容によっては手続的な瑕疵につながり得ますし、第三仲裁人が仲裁人補助者を選任した場合には、ほかの仲裁人にも信頼されることも重要ですので、選任にあたっては、正確性など能力的な面にも十分留意することが重要かなと思います。

他方、手続進行中の注意事項としては、ほかの仲裁人が、第三仲裁人が仲裁人補助者に依頼している内容について同意していることを確認することも重要だと思います。例えば仲裁人の合議への陪席などは、当然ほかの仲裁人の了解を得た上ですべきではないかと思っています。

なお、仲裁人補助者の報酬を別途請求する場合には、それがタイム・チャージ制であれば、業務時間を記録する必要がありますが、その際に、合議の秘密が守られるように、記録の仕方についても少し注意したほうがいいと思います。例えば、何々の論点についてリサーチしましたといった書き方はせずに、抽象的な形で記録するほうが適切かと思っています。

5. 時機に後れた主張及び証拠申出の却下（商事仲裁規則41条、インタラクティブ仲裁規則41条）

商事仲裁規則第41条/インタラクティブ仲裁規則第41条

仲裁廷は、時機に後れた主張及び証拠申出を却下することができる。

○山本 それでは、次は41条の「時機に後れた主張及び証拠の却下」という規定です。これについて、その趣旨について、道垣内さんからお願いします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 これは手続法では条文がなくても当然とされていることかもしれないのですが、いろいろな国の人がかかわる仲裁においては、時機に後れたという理由で申し出た証拠調べ、あるいは主張が認められない当事者が不服を申し立てるということもあり得るし、仲裁判断の取消しの申立てをしてくるということもあり得るので、明文の規定を置いておくことが有益であろうということから設けられたものであると理解しております。この規定があることによって、タイムリーな手続進行に協力するように仲裁廷から言いやすいでしょうし、他の規定における規律との関係でも、原則がはっきりすると、当該他の規定の位置づけがはっきりするということがあろうか思います。

(b) 手続指揮のあり方、運用、実務の工夫等

○山本 手続法的には一般的にこのような規定があることが多いわけですが、規定の存在によって、却下されないように適切な時機に当事者が主張書面や証拠を提出することが期待されるわけです。そのような手続進行に向けての仲裁廷のあり方、運用、実務の工夫、そういったことについて一場さんからお願いします。

○一場 どのように手続運営するかということなのですが、例えば43条2項に基づく審理計画を早期の段階で立てて、いつまでに書面を出すかということを決めるのが基本になると思います。国際

仲裁でよくあるパターンとしては、1回目の書面の交換があり、もう1回、書面の交換があって、ヒアリングにいくことが多いようです。そういう流れを初めに示すと、基本的に1回目の書面を出してください、反論という形であれば、2回目の書面の交換の際にも出せます、というイメージが当事者にわかるので、しかるべき段階で出していくという方向につながるのかなと思います。

もっとも、仲裁廷が審理をしている過程で、また、当事者が準備している過程で、新たな証拠が発見されるということはしばしば経験するところなので、追加の主張・証拠をどこまで許容できるかという問題はあると思います。しかし、基本的には、43条2項の審理予定表が示されることによって、当事者はその予定表に合わせて対応していくべきであると思います。

他方で、伝統的な日本の民事訴訟のやり方、双方が反論を次々と繰り返していくという形になると、いつまでに提出すべきなのか、なかなか目星がつけにくくなるのかなと思います。

○山本 事前に審理予定表を作成して当事者に示して、時機に後れるかどうかということのめどを示すことが重要ではないかというご指摘かと思います。そのほか、何か実務的な観点からご指摘いただくことはありますか。

○出井 41条が存在しなかったかつての規則のもとでも、運用上、時機に後れているという理由で当事者の主張等を却下することはできたのだと思います。仲裁人の手続的な裁量の一つであると思っています。

なかなか一般的に言うのは難しいのですが、仲裁については、一つは一審限りであるということと、それから仲裁法25条2項に事案について説明する十分な機会を与えなければいけないという規律があるので、私の知る限り、多くの仲裁人は、主張とか証拠申出、要するに攻撃防御方法の提出を時機に後れたという理由で却下するということは、かなり勇気の要ることで、一般にそのような裁量権行使は慎重にしてきたのではないかと思います。このような理由での却下をしますと、後で仲裁法25条違反を仲裁判断の取消しの申立て

の理由の一つとして主張されかねませんので、仲裁人としては慎重に対応したいと思います。

一場さんがおっしゃったように、やはり前広に審理計画を示すこと、それからもう一つは、ウォーニングを与えることが有益ではないかと思います。単に審理計画を示すだけでは、いつが締切りなのかというのははっきりしないので、やはり、いついつまでに出してください、その後は仲裁廷の特別の許可がない限り攻撃防御方法の提出はできませんという明確な指示を出し、ウォーニングを明確に与えることが重要ではないかと思っています。

○Freeman この点にもかかわるのですが、実務上のプラクティスとして、よく使われる方法として、ヒアリングが終了した後に改めて、手続決定や当事者への告知の形で、以後は主張や証拠の提出は原則としては認めないというようなことを宣言することがあります。この41条があることで、このような運用がしやすくなるように思います。

○出井 Freemanさんから、ヒアリングが終了した後でそのような手続き決定をするというご指摘がありました。確かに、それがあある意味では最終の締切りなのかもしれません。ただ、もっと前の段階、つまりヒアリングに入る前の段階で、新たな主張とか書証の提出はこれ以上ありませんね、ということをする多くの仲裁人が確認するのではないのでしょうか。

その例外となるのが、証人尋問の途中で出てきた新たな争点についての反論とか証拠提出を許すかどうか、さらには弾劾証拠を許すかどうか、弾劾証拠に対する反論を許すかどうか、そういう問題はありますが、それ以外はヒアリングの前に主張・書面の証拠についても、実質は締め切るということが多いのではないかと思いますし、そうあるべきではないかと思っています。

そうしないと、ヒアリングの証人尋問において、何をターゲットにしているのかわからなくなってしまうという問題がありますので。

(c) どのような場合に「時機に後れた」と言えるか

○山本 今、実務的な運用、工夫についてお話をいただきましたけれども、この条文の解釈としては、「時機に後れた」ことをどういうふうに判断

するのか。これについては、民事訴訟法にも同様の条文があり、さまざまな議論がされているところですが、これもまた一般論は非常に難しいところかと思うのですが、この判断基準について、どういうふうに考えればよいのかということについて、垣内さんからお願いできますか。

○垣内 ご指摘のあった民事訴訟法の条文というのは157条の規定ですけれども、157条はこちらの規則と少し異なりまして、却下には、時機に後れたことに加えて、「故意又は重大な過失」によることと、それから「訴訟の完結を遅延させること」というのが要件として必要とされており、その場合に却下できるということになっております。

こちらの41条は、もっぱら「時機に後れた」ということが要件として明示されているということですが、実際に、その主張や証拠申出を却下するかどうかについては、これは「できる」ということですので、仲裁廷の裁量にゆだねられているということかと思っています。その裁量権行使の過程では、民事訴訟法で掲げられているのと同じような事情、すなわち「時機に後れた」ということについて、当事者にどの程度、責めに帰すべき事由があるのか、あるいは当該主張とか証拠申出を許すことによって、どの程度、手続の完結が遅延することになるのかといったことが考慮されるということかなと理解をしております。

また、その大前提として、そもそも「時機に後れた」と言えるのかどうかということですが、これも、これについては、この規則ですと、大原則として44条の1項で、「当事者は、この規則又は仲裁廷が定める期間内に、主張書面及び証拠を仲裁廷に提出しなければならない」ということになっていまして、規則で定めている期間がある場合にはそれによりまして、仲裁廷が期間を別途定めた場合には、その期間内に提出すべきだということになっておりますから、これに違反することになりますと、形式的には「時機に後れた」ということになるのだと思うます。

規則のほうで時期や期間に関して定めているものとしては、まず、出発点として、仲裁申立の段階で、14条の1項7号ですけれども、「請求を根拠

づける理由及び証明方法」について記載すること、これが必要的記載事項となっており、また被申立人の側では、申立の通知を受領してから4週間以内に答弁書を提出すべきことになっております。

答弁書では、これは18条の1項5号ですけれども、「答弁の理由及び証明方法」を記載する、これがまた答弁書の必要的記載事項ということになっておりますので、申立人の場合については、請求原因事実や、それを立証するための証拠、被申立人の側では基本的な抗弁事実や、それに関する証拠については、原則として申立書または答弁書に記載することが要求されているということが、まずあろうかと思えます。

したがって、基本的な請求原因事実であるにもかかわらず、申立書に記載せずに、後で言うということとは、これは形式的には「時機に後れた」と評価されることはあり得るかと思えます。

ただ、実際には、申立・答弁書が出て以降に仲裁廷が成立し、そこで43条2項ですけれども、審理予定表を作成するということになっておりますから、そこで定めた期間内に必要な事実、あるいは証拠申立がされれば、「時機に後れた」ものとして却下されることはないだろうと考えられるところです。

逆に、審理予定表に定めた期限を徒過して提出されたものについては、これは「時機に後れた」ということになるわけで、その上で、どの程度おこなっているのかとか、どういう事情でおくれたのか、あるいはこれを認めることによって、どの程度、手続が遅延するのかといった点を勘案して、却下するかどうかを判断するということになるろうかと思えます。

○Freeman 事実上の留意点としてですけれども、言うまでもないとは思いますが、仲裁廷から当事者に対して、証拠の提出や説明を求めるという場合はこれに当たらないということは敷衍しておきたいと思えます。実際上も仲裁判断を起案しているときに、疑問に思った点について、当事者の公平にも配慮しながら、当事者に説明や情報提供、証拠や主張の補充を求めるといったことはあり得ることかなと思えます。

○一場 仲裁法31条3項は、「すべての当事者は、

仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる」と規定しています。

○山本 なるほど。実質的に同じ規律はあるということですね。ありがとうございました。

○垣内 陳述についてですね、これは。証拠申出は明示的には書いていないですけれども。

○山本 書いていない。まあ、でも同じなんですよ。ね。ありがとうございました。

6. 少数意見の公表の禁止（商事仲裁規則63条、インタラクティブ仲裁規則64条）

商事仲裁規則第63条/インタラクティブ仲裁規則第64条

3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には第32条第1項及び第2項に基づく仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならない。

○山本 では引き続きまして、今度は仲裁判断にかかわることとなりますけれども、商事仲裁規則でいえば63条、インタラクティブ仲裁では64条になりますが、「少数意見の公表の禁止」という規定であります。これについては手続規則をつくる際、かなりの議論というか、激論があったように記憶をしていますけれども……。改正の趣旨について、道垣内さんからお願いします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 3名の仲裁人で仲裁廷が構成されている場合、意見が分かれたときには多数決で決定することになるわけですが、そのとき、少数意見となった仲裁人はその少数意見を仲裁判断の中で書くことができるかという問題です。この点については学術上も、仲裁実務上も、賛否両論あるところだと認識しております。かつてJCAA仲裁において、この点について何も定めていない規則のもと

で、仲裁人のひとりから少数意見を書きたいとの申し出があり、手続諮問委員会において審議し、それはできないとの決定をしたことがあります。ただ、既に申しましたように、異なる見解も世の中にはあり、明文の規定を置いて明確にすることがよいとの判断から、少数意見の公表を禁止する旨定めています（63条）。もちろん、5条が許容している当事者の別段の合意はこの場合にも優先します。もっとも、当事者がこれを認めるという合意をすることは一般的には考えられません。とにかく、どうすればいいのか揉めて、無駄な時間がかかることはできるだけ避け、何らかの方向性は提示を示すべきだという全体の方針から、詳細な規定の一つとして入れた次第です。

なぜ少数意見の公表禁止をデフォルト・ルールとしているのかの理由として、3つほど考えられると思っています。第1に、意味がないということです。すなわち、仲裁判断は秘密であり、非公開ですので、少数意見を書いたからといって、それを読むのは当事者だけであり、それを書いた仲裁人の自己満足でしかない。また、当事者にとっては多数意見による仲裁判断だけが確定判決と同一の効力があるわけですから、少数意見に何らの法的効力はないということです。

第2に、少数意見を書きたいという人が当事者選任仲裁人の場合ですと、自分を選んでくれた当事者に対して忠誠心を示すという、よからぬ気持ちがあるかもしれないということです。いつかまた仲裁人として選任してほしいという気持ちがあるとすれば、仲裁人としての倫理上是認できないと考えられます。

第3に、少数意見の内容次第では、仲裁判断の取消しの申立てを誘発しかねないということがあります。場合によっては、自分を選んだ当事者に仲裁判断で負けた後に争う手段を提供しようという極めて悪質な仲裁人もいないとは限りません。そうでなくても、勝った当事者にとっては、少数意見が、仲裁判断の取消しの申立てや外国での仲裁判断の執行に対する抗弁の端緒となることは迷惑なことです。

以上のような理由から、第63条が置かれたと理

解しております。

（b）仲裁人間での望ましい合議のあり方

○山本 この規定は、意見が割れ、多数決で仲裁判断に至ったときには、少数意見になった仲裁人は自分の意見を仲裁廷外に漏らすことは許されないと定めていますが、その前提として、その前の段階の仲裁判断に至る合議の運用ともかかわってくるところがあるかと思います。

仲裁人間での望ましい合議のあり方、すなわち、当然のことながら、合議においては仲裁人が十分に意見を戦わせるということは必須だと思われるが、その合議で仲裁人の間に異なる意見が出たような場合には、どのような形で対処するのがよいのか、そのあたりの実務的な運用について、出井さんのほうからお願いいたします。

○出井 これは難しい問題ですし、仲裁人によっても、やり方はかなり違うのではないかと思います。仲裁人が同じ地域にいるか、別々の地域にいるかによっても、やり方は大きく異なってくると思います。

仲裁人の合議のあり方というのは、まさにブラックボックスなので、想像の域を出ませんけれども、一応、多くの国際仲裁でマジョリティだと思われる別々の地域に仲裁人がいる場合のことを想定してお話をします。

文字どおり、会って、みっちり議論を行うこともあれば、1回会って簡単な意見交換をした上で、あとはドラフトに基づいてメールあるいは電話会議で詰めていくということもあります。

合議の回数ですけれども、通常は、最初の手続カンファレンスの前に1回、これはおそらく電話会議のことが多いと思いますが、合議を行い、それから審問の前にもう1回、これも電話会議のことが多いのですが、合議を行い、それから審問の後に、これは実際に会して合議を行うことが多いのではないかと思います。

その後は、先ほど申し上げたように、誰かが、基本的には第三仲裁人ですが、第三仲裁人が仲裁判断書のドラフトをつくって、それにその他の仲裁人がコメントを述べていきながら、仲裁判断書

を完成させるというプロセスがとられることが多いというのが私の経験です。

合議の進行は、当然、第三仲裁人がリードするわけですが、これも私の限られた経験ですけれども、多くの合議はコンセンサスを目指して行われます。最初から結論や争点ごとに多数決を採るようなことをするのではなくて、やはりそれぞれ意見を述べてもらい、さらに議論をして、コンセンサス、すなわち3人の意見の一致を目指すわけです。

問題は、意見が分かれたときです。これをどうするのかというのは、なかなか難しいところで、案件にもよりますし、仲裁人のキャラクター、あるいはバックグラウンドにもよると思います。十分検討して意見を出しあった以上はあまり変わることはないという想定で、あとは多数決で肅々とやりましょうかという方もいれば、もうちょっと議論してみようというところで、その合議を結構、何回も繰り返すという仲裁人もいます。ケース・パイ・ケースということになるかと思います。

裁判の場合も同じ問題があるかと思いますが、最終的には多数決ということになっています。多数決の採り方も、実はそんな簡単ではなくて、さすがに仲裁判断書全体について、これでOKか、イエスかノーかという採り方はしないと思いますが、例えば請求項目ごとに決を採っていくというやり方、請求項目の中にもさらに争点がありますが、争点ごとに採っていくやり方とか、精密なやり方をしようと思えば、いくらでもできるわけで、そこはなかなか難しいところだと思います。

したがって、結論はOKであっても、その理由づけは納得できないということも結構多いわけで、この理由づけだと仲裁判断が取り消されるおそれがありますよ、だからこちらの理由づけでいくべきだといった議論を戦わせることもあるので、意見が分かれた場合についての処理というのはなかなか難しいところです。

それから、先ほど道垣内さんから趣旨の説明があったとおり、少数意見の記載については、委員会においてもいろいろな意見がありました。先ほど申し上げたように、少数意見を認めないと、結局、結論や理由づけがおかしくなってしまう、後

で仲裁判断取消しになったり、あるいは訴えられたりした場合にリスクヘッジができない、だから少数意見は書けるようにしておくべきだという意見も出されました。

他方、少数意見の記載を認めると、先ほど道垣内さんがおっしゃったような、いろいろな弊害的なことも出てくることが考えられるし、少数意見を書くことが許容されているのに書かなかったということは、賛成したというふうに推認されてしまうということもありうるとすれば、それともうかと思えます。

この規定は少数意見の記載は許されないと明記されており、もちろん当事者の合意による変更は可能ということですが、これが実務上、どういうふうに運用されるのか、仲裁人にとって、これで本当に不都合がないのか、慎重に運用をみるべきであると思っております。

○山本 いくつかの点についてお話をいただきましたが、まず合議の運用について、どの時点で合議をするのか、それから合議の進行の方法等についての実務的なご紹介がありました。このあたりは実務的には、いかがでしょうか。

○Freeman 少数意見の記載については、そもそも仲裁判断に理由を付すことのコロラリーとして、当事者に反対理由も含めた判断理由を知ってもらうということをプラスの要素として考える意見や、反対意見を記載することによって、多数意見がより熟慮されたものになるメリットも指摘されているところで、国際的にも議論があるところです。今回は、道垣内さんが言われたような、少数意見の公表が悪用されたり、不適切に使われたりする場合のネガティブな部分を重視して、禁止を明記したということかと思えます。

○垣内 この点は両論ともに十分あり得るところだと思います。いずれにしても、この規則では原則禁止という規律が示されましたが、これを前提に、そのとおりでいくのか、それとも別段の合意をして少数意見を記載する形での仲裁判断を望むのかというのは、一応、当事者のイニシアティブに委ねられています。ですので、今後、その運用を見ていて弊害が生じないようであれば、これは

十分合理的な選択だったという評価はあり得るのかなと思っています。

(c) 少数意見の仲裁人が取り得る選択肢

○山本 仲裁人間で、当然、異なる意見が合議の段階ではあり得るということを前提として、最終的に多数意見と少数意見とに分かれた場合、少数意見の公表をどうするかについて、デフォルト・ルールとしては、先ほど説明されたような弊害に鑑みて公表できないこととしたということです。裁判での少数意見の表記の仕方についても、私の理解では、アメリカなどのコモン・ロー諸国ではどちらかといえば少数意見も判決に記載することが望ましいと考えられているのに対して、大陸法諸国においては、少数意見は基本的には公表しないという立場をとっていて、そういう司法の文化によっても考え方は分かれてくるかもしれません。

この規定の下では、最終的に多数意見に賛成できないと考えた仲裁人は少数意見を公表することができないわけですが、その他にどのような行動をとることができるのかという点は、仲裁にとっては大きな問題になるかと思います。一場さん、いかがでしょうか。

○一場 仲裁人の立場からすると、3つの選択肢があるのではないかなと思っています。1つ目は、署名を拒否するという選択肢。2つ目は、辞任するという選択肢。3つ目は、意見は違っても、最終的には納得するという事で特に何もしない、普通に署名するという選択肢、この3つがあるかと思います。

1つ目の署名しないについてですが、コンメンタール（近藤昌昭ほか著『仲裁法コンメンタール』（2003年）215頁）でも想定されています。もっとも、そのようなことが許されるかという問題があります。

また、署名を拒否した場合、仲裁判断自体は、3人中、過半数の2人が署名すれば成立するのですが、1名の署名がないことの理由を付すとすれば、「多数意見に基づく仲裁判断に反対であると述べて署名を拒否した」というふうに書くのか、ある

いは単に「署名を拒否した」と書くのか、問題になると思います。反対したので署名を拒否したと書くことは実質的にこの規定に抵触するということであれば、理由はよくわからないけれども署名を拒否したということで、単に「署名を拒否した」と書くしかないということになるのでしょうか。あるいは、「仲裁人Xは署名を拒否したので署名しない」と書くことになるのかなと思います。

2つ目の選択肢は辞任するというものです。これはかなり思い切った対応で、その後の手続きがどうなるのかという問題があります。また、辞任の場合、恐らく、当該仲裁人への報償金の支払いはないということになりそうです。仲裁人には、これらの点をご検討の上、どうするかというのを決めていただくことになるかと思います。

3つ目の選択肢ですが、最終的に意見が合致しないことに至った過程にもよるのだと思うのですが、審議が尽くされたということであれば、仲裁判断に記載される意見には個人的には賛成できないとしても、仲裁判断には賛成するという選択肢もあると思います。

○山本 3つの可能性を整理していただきましたが、第1点の「署名しない」というのは、確かに商事仲裁規則66条6項（インタラクティブ仲裁規則67条6項）で「仲裁人は、仲裁判断書に署名しなければならない」と定められていますが、それに続けて、「仲裁人の過半数が署名すれば足りる」と定められており、署名しない仲裁人がいることを前提とした規定になっているわけです。

これがどういうことを想定しているかですが、病気などで、どうしても署名ができない場合当然それに該当するのでしょうか、判断書に反対であるから署名しないということが認められるのかどうかということは、一つの解釈上の問題になり得ると思います。垣内さん、このあたりはどうか。

○垣内 この点は仲裁法39条に、商事仲裁規則66条6項（インタラクティブ仲裁規則67条6項）のベースになる規定があります。立案担当者のコンメンタールの記載（近藤昌昭ほか著『仲裁法コンメンタール』（2003年）215頁）などを見ますと、何らかの理由で一部の仲裁人が署名できない場合、あ

るいは署名を拒絶する場合に、仲裁判断成立が不可能になったり遅延したりするのを防ぐため云々ということで、拒絶する場合も想定は一応しているということです。そして、なぜ署名を拒絶するのかと考えますと、仲裁判断に反対しているという場合も十分に考えられるかなと思いますので、そういう場合も一応あり得るという前提で仲裁法はできているのかなと思います。

○山本 署名拒絶は、商事仲裁規則63条（インタラクティブ仲裁規則64条）の違反にはならないという理解でいいのですかね。

○垣内 その場合、「仲裁判断に反対だから署名しない」とまで書くということになると、63条（64条）の趣旨には沿わないことになると思われますので、そこは単に、「仲裁人Aは拒絶するため署名がない」、という記載にとどめるのが63条（64条）と66条（67条）、双方の調整点ということでしょうか。そのあたりは、一場先生が先ほどおっしゃったとおりかなと思います。

○山本 それは可能であるということですかね。

○出井 私は、仲裁判断に反対であるということを経由して署名を拒否することは許されないのではないかと考えています。

ただ、許されないとはいっても、實際上、そういう場合が生じたときに困るので、救済規定を設けたのが仲裁法の規定ではないかと思っています。

もう一つ、一場さんがおっしゃった対応の3つの選択肢の中の最後の何もしない、つまり、仲裁判断書にそのまま署名をするという選択肢に関して、署名したからといって仲裁判断書の結論理由すべてに必ずしも賛成しているという意思表示と解釈することは、おかしいのではないかと考えています。こういう形で多数決の末、仲裁判断書が成立したということを認めるということではあっても、自分がそれに賛成したということの意思表示とは解すべきではないのではないかと思います。

3つの選択肢とおっしゃったのですが、もう1つあり得る選択肢は、その段階で当事者に働きかけて、別途の合意を取るということはないのでしょうか。もちろん、ほかの仲裁人がOKしないと、それはできませんけれどもね。

○道垣内 両当事者に少数意見を書いてよいということを質問することは、仲裁廷の合議の内容を漏らすことになるように思いますが、いかがでしょうか。

○出井 それを漏らしたことになるということでしょうか。

○山本 仲裁廷全体として、そう働きかけするのは大丈夫ですね。

○出井 仲裁廷から、事情により少数意見を書いてよいことにしているのかどうかを当事者に聞いて、それでよいとなれば書ける、そういう道はないのだろうかと思ったのですが、そこはいかがでしょう。

○山本 いかがですか。

○垣内 そういうことをしたときに、この規則に違反するとか、あるいは仲裁法の規定に反するかといえば、「仲裁廷が」という形でやれば、規則違反にはならないのではないかと思います。しかし、それが適切なプラクティスかということ、仲裁人に選任されて、これを受ける段階で、どういうルールの下で行われる仲裁であるかということを経由して受任すべきであるようにも思われます。そういう意味では、初めの段階で合意を取り付けるといえるのはあり得るのかもしれませんが、最終段階に至って、実際、合議で紛糾して、少数意見を書きたくなったということで、その段階で少数意見の記載に関する働きかけをするというのが適切かと言われると、それはちょっと疑問かなという印象を持ちました。

○出井 私も、よほどの場合だと思っているのですが、ただ最初の段階では、自分が少数意見を書かなければならないような結論になるとは、普通は思わないわけで、やはりそれをどうしても書かざるを得ない場合というのは、合議の途中の段階や合議が終わった段階ではないかと思うので、そういう問題提起をしたわけです。私も、それが広く行われるべきプラクティスだとは思いません。

○道垣内 仲裁判断書の理由の最後のところに、「以上の理由により全員一致で主文のとおり判断した。」と書くところ、「全員一致で」という部分を「多数決で」と書くとしたら、少数意見である

仲裁人としても署名に少し抵抗はなくなるのではないのでしょうか。もちろん、そのように書くことが多数意見で認められる必要はあります。

○山本 少数意見があったということは示すということですね。

○道垣内 正面からは書かず、あったことを示唆するだけに止めるというものです。

○山本 確かに、3人全員でも多数決は多数決であるからということですね。

○Freeman そのようにしたとしても、道垣内さんが言われたような弊害は生じ得るのではないのでしょうか。

○道垣内 私が申し上げたかったのは、そう記載することによって、多数意見に従って書かれている仲裁判断の内容に反対であるのにそれに署名する仲裁人の心の葛藤を何とか避けることになるのではないかという思いからです。

○山本 そうということですね。

○垣内 一般的には、「全員一致で」というのは記載するのでしょうか。判決の場合には、「当裁判所は」ですね。それとパラレルに考えれば、「当仲裁廷は」ということになりそうですが、いかがでしょうか。

○道垣内 全員一致と書くのが普通かどうかはともかく、「多数決で」とあえて書くということです。

○Freeman あともう一つ、実務的な、中間的な対処法としては、比較的仲裁人の間に意見対立はあるけれども、比較的友好的な場合になりますが、ある論点については異論もあったということを脚注等を書くことは考えられますし、それによって、当事者は、自分なりの推測を働かせるでしょうから、そういった方法もありうるかもしれません。

○山本 そうですね、仲裁判断理由の書き方で、うまく調整できれば、それは日本でも最高裁の合議判決では、そういうやりとりをしつつ判決をまとめていっているのだと思いますので、それが一番望ましいということなのですかね。

○一場 Freeman先生のやり方は、63条（64条）には抵触はしないのでしょうか。「少数意見」の解釈の仕方なんだと思いますけれども、脚注であつても、少数意見があったこと自体を公表する

ことは問題にならないのでしょうか。

○山本 63条（64条）は、少数意見があったこと自体の公表の禁止か、誰がその少数意見を言っているのかの公表の禁止か、誰がどういう理由で反対なのかの公表の禁止か、何段階かあるような気がしますがそれでも、それぞれによって弊害も違ってくるような気は確かにしますね。

○出井 理由の中に、「これこれ、こういう考え方もあるが、何々である」というふうに書くのは、構わないと思います。「これこれ、こういう考え方を主張する仲裁人もいたが」というふうに書くと、先ほどの問題になってくるわけですね。そういう場合、当事者のどちらかが主張しているでしょうから、「そういう意見もあるが」と書くのは、おかしくないと思いますね。

○山本 それを支持する仲裁人がいたということ を明らかにすると、誰が、ということとは言わなくても、63条（64条）には引っかかるということですか。

○Freeman 規定の趣旨からすると問題ないようにも思いますが、形式的には引っかかり得るという議論はあり得るので注意は必要でしょうね。

○山本 ただ実際上は、ある程度わかりますよね。自分が選んだ仲裁人が、多分そう言ったのだろ うという推測は働くのかもしれないですね。

○Freeman それで弊害があるかということ、必ずしもないのではないかと思います。

○山本 ということですかね。私自身も、多数意見に反対だからといって署名を拒否するというのは、少なくとも望ましくはないような気がします。仲裁人は、仲裁人と選任された以上は、最後に署名をするところまでが基本的にはその職務なのだろうという感じがします。本来のあり方としては、理由の書き方のところで、できるだけ自分の意見を入れてもらうように頑張るということなのかなと思います。そういう努力が実を結ばなかった場合、最後の最後には仲裁人報償金を捨てて辞任するということになるほかにないと思います。

○一場 辞任されるよりは、署名されないだけのほうが前には進むのではないのでしょうか。辞任されると、不都合ではないですか。

○道垣内 自己都合で辞任されると、その仲裁人

に報償金を支払うのか否かという問題が生ずることになりかねません。事案の処理について不都合があるかという点、少数意見の仲裁人が辞任しても、最後の段階ですから、仲裁人を補充しないという判断を他の2名の仲裁人がして、そのまま2名の多数意見で仲裁判断をすることができると思います。

○山本 できるでしょうね。どういう実務になっていくかということは、今後非常に興味深いところですね。

7. 迅速仲裁手続（商事仲裁規則第2編、インタラクティブ仲裁規則第2編）

商事仲裁規則第2編（インタラクティブ仲裁規則第2編第84条から第91条）

第83条（第1編の規定との関係）

- 1 第2編は第1編の規定の特則として、迅速に仲裁手続を進めるために必要な事項を定める。
- 2 第2編に規定がない事項については、第1編の規定の定めるところによる。

第84条（迅速仲裁手続の適用）

- 1 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円（外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。以下同じ。）未満の場合には、第2編の規定による。ただし、仲裁合意において仲裁人の数を3名とする合意がある場合、又は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に当事者が事件を迅速仲裁手続によらない旨の書面による合意をJCAAに通知した場合には第1編の規定による。
- 2 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円以上の場合であっても、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、当事者が事件を迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をし、JCAAに通知した場合には第2編の規定による。

- 3 第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合であっても、次条の規定に従って、請求金額若しくは請求の経済的価値が5,000万円以上の反対請求の申立てがされた場合又は自働債権の金額若しくは経済的価値が5,000万円以上の相殺の抗弁の提出があったときは、第1編の規定による手続に移行する。ただし、当事者が迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をした場合には引き続き第2編の規定による。
- 4 主たる請求に附帯する利息その他の果実、損害、違約金又は費用の価額は、前三項の請求金額又は請求の経済的価値に算入しない。
- 5 請求の経済的価値の算定ができないとき若しくは極めて困難であるとき、又は請求の経済的価値に関し当事者間に争いがあるときは、第1項から第3項の経済的価値は5,000万円を超えるものとみなす。
- 6 JCAAは、迅速仲裁手続によることが確定したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。

第85条（反対請求の申立て及び相殺の抗弁の提出期限）

第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合においては、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に限り、被申立人は反対請求の申立て又は相殺の抗弁の提出をすることができる。

第86条（申立て等の変更の禁止）

いずれの当事者もその申立て（反対請求の申立てを含む。）又は相殺の抗弁を変更することができない。

第87条（仲裁人の選任）

- 1 仲裁人は1人とする。
- 2 当事者は、迅速仲裁手続による旨のJCAAからの通知を受領した日から2週間以内に合意により仲裁人の選任をし、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対して仲裁人選任通知をしなければならない。

- 3 前項に定める期間内に当事者が仲裁人選任の通知をしない場合には、JCAAが仲裁人を選任する。
- 4 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合において、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、JCAAはこれを尊重するものとする。
- 5 当事者による仲裁人選任の効力は、JCAAが選任を確認することによって生ずる。JCAAは、その選任が不相当であることが明らかであると認める場合には、当事者にその意見を聴いた上で、理由を示すことなく、その選任の確認をしないことができる。
- 6 JCAAは、仲裁人の選任を確認したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。
- 7 JCAAが仲裁人の選任を確認しなかった場合には、当事者は、JCAAが定める期限までに新たな仲裁人を選任しなければならない。

第88条（書面審理の原則）

- 1 仲裁廷は、原則として、審問期日を開かず、書面審理により仲裁手続を進める。
- 2 当事者の意見を聴いた上で、仲裁廷が審問の必要があると認める場合には、合理的な方法により、審問期日は可能な限り短期としなければならない。

第89条（仲裁判断の期限）

仲裁廷は、その成立の日から3か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない。

第90条（手続参加及び複数の仲裁手続の併合の禁止）

第56条及び第57条の規定は、第2編の規定による手続には適用しない。

うと思います。以前の規則では「簡易仲裁手続」という名称でしたが、これを変更したものです。仲裁規則では83条以下、インタラクティブ仲裁では84条以下に規定されています。この改正の趣旨について、まずご説明をお願いします。

（a）本手続の趣旨

○道垣内 当事者にとってはどんな紛争も重大ですから、「簡易」に解決するという表現よりも、「迅速」に解決しますという方がいいだろうということから、名称を変更しました。

内容については、前の規則では、2,000万円未満だったところ、5,000万円未満のケースであれば、当事者が別段の合意をしない限り、迅速仲裁手続が行われることになるように改正しています。もちろん、5000万円未満の紛争であっても、当事者が別段の合意をして通常の手続で仲裁をすることは可能です。他方、5,000万円以上のケースでも、当事者の合意があれば、迅速仲裁手続にすることができます。

迅速仲裁手続では、1人の仲裁人で（商事仲裁規則87条1項。インタラクティブ仲裁規則では1か条ずつ大きな数字の条文。以下同じ）、3か月以内に仲裁判断をするよう努めなければなりません（89条）。前の規則では3か月以内「しなければならない」だったのですけれども、仲裁人として相当大変な作業をしていただくケースも少なくなかったため、少し緩和して「努めなければならない」ということに改正しております。書面審理であって、証人尋問はしないのが原則です（88条）。そのほか、反対請求の申立てや相殺の抗弁の提出期限を仲裁申立ての通知受領日から2週間に限定したり（85条）、手続参加等を認めなかったり（90条）、以上のルールが全体として、手続を早く進めるためのセットになっています。

したがって、予想される紛争次第では、早く紛争解決をしたい人は迅速仲裁手続を仲裁合意の中で特定しておくことは合理的であろうと思います。

（b）迅速仲裁手続の実務運用

○山本 そういうことで迅速な仲裁手続を用意し

○山本 それでは、通常の仲裁についてはとりあえず終えて、次に「迅速仲裁手続」をとり上げよ

たということですね。特に「原則として、審問期日を開かず、書面審理により仲裁手続を進める」と定める88条1項の規定が設けられているところが大きいかと思います。一応「原則として」となっていて、例外的には審問期日は開けるということになっているわけですが、例外的に審問を開催すべきかどうかということを、どういうふうに判断するのかというのが、実務上、一つ問題になりそうです。Freemanさん、これに何かありますか。

OFreeman まず審問というのは、本来、仲裁手続において手続保障の重要な部分ですが、他方で、一般的には迅速性・効率性の観点から、当事者が書面審理に合意することもできるとされています。

ただ、少し注意が必要なのは、この規定は5,000万円以下の紛争については自動的に迅速手続によることにされていますので、そのことを十分認識していない当事者がいる場合に、手続保障にかかわるので、機械的に審問の要請を拒否することは注意すべきであり、場合によってはそれを理由に仲裁判断取消の申立てにもつながり得るところだと思います。

類型化するのは難しいとは思いますが、例えば非常に複雑な事実関係があって、どうしても当事者から説明を受けないと理解しがたいような場合や物理的に検証が必要な場合、例えばある書証について成立の真正が問題となっているようなときには、限定的に審問を開催することを検討するのではないかと思います。

もちろん迅速性をうたっているわけですので、必ずしも代理人も当事者も含めて、一堂に会して、非常に費用や時間のかかる形で実施する必要はなく、状況に応じて、例えば電話会議やテレビ会議で行っても、十分、審問としては成り立ち、迅速性とのバランスもでき、手続保障が問題とされるリスクは相当軽減されるので、そういった方法も考えられるべきかと思います。

O山本 今回の改正により、手続が明確化され、かつ迅速に進めるという趣旨が明確にされて、かつ5,000万円未満の金額については、デフォルトは、この迅速仲裁手続によるということになったので、かなり利用される場合がでてきそうな感じ

があります。従来2,000万円が基準でしたので、1億円はちょっと高過ぎるのではないかと思います。5,000万円ということになったわけですが、これをどういうふうに考えるべきでしょうか。将来的にこれを引き上げるということも考えられるでしょうか。そのあたり、垣内さんからコメントをいただけますか。

O垣内 私自身は、従来のJCAAの取り扱い事件における請求金額の相場というのは、必ずしも把握していないのですが、一般的な感覚で言えば、5,000万円というのはそれなりに大きな額ではあって、手続の名称も変わったわけですが、実質からいっても、もはや少額事件のための簡易手続というイメージは必ずしも当てはまらないものになったのかなと思います。

ちなみに裁判の場合、最高裁判所事務総局民事局「平成29年度民事事件の概況」（法曹時報70巻11号3041頁以下）などをみると、地裁の民事第一審通常訴訟では、一番多い価格帯というか、訴額の分布が140万円から500万円までで、これが全体の約4割を占めているほか、地裁でも140万円以下のものが2割弱あります。これらを合わせますと、地裁の民事訴訟は6割ぐらいが訴額500万円までの事件ということになります。さらに、500万円から1,000万円の事件が12.7%ということですので、地裁の民事訴訟の場合には、少なくとも7割ぐらいの事件が訴額5,000万円までに収まるということで、迅速仲裁手続は、訴訟で言えばかなりのボリュームゾーンを押さえていることになるのかなと思います。

そうした事件が原則として仲裁廷成立から3ヵ月以内に解決されるということになると、このインパクトは非常に大きいという見方ができるかなと思います。それがうまく実現されていけば、訴訟に対して仲裁は非常に迅速であるという評判を確立することにつながりますから、仲裁の魅力を強化するという意味では非常に望ましいことかと思えます。

もっとも、金額がそれなりに大きな額になってきますので、当事者としても、解決の質に対する要求が相応に高くなっていく面はあるだろうと思

われまして、何か当事者がその点に不満をもって「早かろう悪かろう」みたいなイメージがついてしまうと、それは問題だろうと思います。

他方で、この手続で迅速に処理を図る主要な手段としては、書面審理で済ませるということがあげられますが、訴訟であれば、訴額5,000万円ぐらいの事件で、実際に争われている場合には、証人尋問をするのがごく普通ではないかと思われます。仲裁手続でも、先ほどFreemanさんからご指摘がありましたけれども、一部の事件では証人尋問等が必要になることがあるだろうと思います。そして、それがかなりの事件で必要だということになってきますと、この手続にいったとしても、実際は審問をやるとなれば3ヵ月では難しいということもあろうかと思えますから、かなり長期化するものも出てくる。

そうなると、通常手続との比較で、迅速仲裁というのは名ばかりじゃないかという実態が起きるおそれもないわけではなく、そういうことになるとすれば、金額を引き上げることによるデメリットということになるのかなと思います。

なお、仮に、この手続がうまく進んでいった場合には、さらに金額を引き上げることはどうかというお話がありましたけれども、現在の規則でも、5,000万円を超えるものについて、当事者が合意すれば、迅速仲裁手続を使うことができるということになっておりますので、例えばこの手続の評判がよいということで、合意がかなりなされるようなことになってくれば、もう少し様子を見て、金額を上げていくというようなことも、あるいはあり得るのかなと思います。

○山本 垣内さんの最初にありましたけれども、JCAAでの仲裁事件の係争額は大体どれぐらいなのでしょう。

○事務局 最近の統計で、紛争金額のボリュームゾーンは1億円から10億円です。前の規則のもとでは2,000万円未満のものが原則として簡易仲裁規則の適用とされていたのですが、2,000万円未満のものはだいたい1割から2割ぐらいです。

○山本 そうすると、5,000万円未満の事件は3割程度ということでしょうか。

○事務局 3割足らずです。1億円未満であれば3割強になります。

○山本 そういうことですね。

○出井 旧規則のもとで、2,000万円未満の事件の場合、簡易仲裁手続で処理したものの結構あるのですか。

○事務局 簡易手続で行われる事件は、全体の1割から2割ぐらいで、毎年1、2件です。

○出井 2,000万円未満だけれども、当事者の合意で通常の手続で処理するということもあるのでしょうか。

○事務局 それはないです。

○山本 審問はしないことが多いのでしょうか。

○事務局 通常、審問を行っています。500万円ぐらいの小額事件で、被申立人の中国の企業に、わざわざ来てもらうのは大変だということで、仲裁人が双方の当事者から合意を取りつけて、書面審理のみで手続を行った例があります。

○山本 3ヵ月でやっていたのですか。

○事務局 原則、3ヵ月ですが、その期間ではできない場合もあり、そういう場合は、期限の延長をしています。

○道垣内 これからはテレビ会議を通じても臨場感が失われないような大容量通信がもっと安く利用できるでしょうから、完全な書面審理にする必要は必ずしもないと思われます。テレビ会議を活用して、充実した審理を迅速にできるのでしょうか。

○出井 仲裁廷成立から3ヵ月というのは、相当チャレンジングな設定だと思います。それを守るかは、金額の多寡もそうなのですが、どういう争点なのかということによるのだと思います。例えば契約の解釈とか、法律の解釈だけが争点だというようなものだったら、両方から主張書面が提出され、それをもとに審問を経ずにごく短期間で判断することができるのかもしれませんが、事実争いがあるようなものだと、審問を経ずに仲裁判断を出すのはなかなか難しいのではないのでしょうか。

なお、審問を実施すると時間がかかるかということ、書面のやりとりだけよりも、審問を開いて一

気に主張整理をして、その場で心証を取って判断につなげるというほうが早い場合もむしろあり得ると思います。したがって、必ずしも、審問を実施しないことが常に時間の短縮につながるという関係にあるわけではないように思います。

それにしても3ヵ月というのは非常にチャレンジングな期間であると実務家としては思います。しかし、それにチャレンジしていかないといけないということでしょう。先ほど道垣内さんがおっしゃったように、審問といっても、テレビ会議とか、電話会議とか、いろんな方法がありますので、そういうものを柔軟に使っていくということではないかと思います。

○山本 それはそうですね。両当事者及びその代理人に任せているだけでは、なかなか迅速には進まないですね。

手続のスピードは、裁判と比較した場合、仲裁の非常に大きなアトラクティブな部分だということふうに思われます。この迅速仲裁手続がうまく進んでいけば、通常の仲裁にもいい影響を及ぼすということになるかと思いますので、この運用は非常に注目される場所なのだろうと思います。

他方で、当事者の手続保障の点で、Freemanさんがおっしゃった問題がありますので、仲裁人も当事者も十分に手続保障を意識して手続を進めてもらうことが非常に重要なことであろうかと思えます。

8. 仲裁人報償金の減額等（商事仲裁規則96条、インタラクティブ仲裁規則96条）

商事仲裁規則第96条

- 1 以下に定める場合には、仲裁人の報償金は支払われない。
- (1) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合：すべての仲裁人
- (2) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合：当該仲裁人

- 2 前項（2）の規定にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。

インタラクティブ仲裁規則第96条

- 1 仲裁人報償金は、当事者によるすべての請求の取り下げにより仲裁手続が終了した場合であっても、減額されない。ただし、次項以下の規定の適用があるときはこの限りではない。
- 2 以下に定める場合には、仲裁人の報償金は支払われない。
 - (1) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合：すべての仲裁人
 - (2) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合：当該仲裁人
- 3 前項(2)の規定にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。
- 4 第2項（2）の場合において、補充仲裁人が選任されたときには、補充仲裁人の仲裁人報償金は、第94条第1項又は第95条第1項によって計算される金額とする。
- 5 仲裁合意が存在しない又は無効であることを理由として、仲裁手続の終了決定がされた場合には、その判断をした者の報償金は、第94条第1項又は第95条第1項によって計算される金額の半額とする。

○山本 次に仲裁人報償金に移りたいと思います。96条は「仲裁人報償金の減額等」という規定です。新しく導入されたものです。まず、この規定の趣旨について、道垣内さんからお願いします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 直前の商事仲裁規則の改正のときは私が改正検討委員会の委員長だったのですけれども、仲裁人報償金とか費用とかについてはあまり関心がなく、方向性について特段の考えはありませんでした。しかし、立場が変わって、JCAAの執行理事になってみると、随分とものの見方、見え方が変わるものだと思います。このたびの改正及び新規則制定では、こういうところがとても大切だということを思った次第です。

96条は、仲裁人報償金を払わない場合を定めています。一つは、同条1項1号が定めている場合、すなわち、仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合です。この場合には、すべての仲裁人の報償金を支払いません。既に利益相反調査等の手続を終えていらっしゃるかもしれませんが、それほど手間がかかっていないと考えられるのと、それが仲裁手続開始後30日以内であって、申立てに係る請求の全部が取り下げられたときには、当事者に管理料金の90%を返還してしまうからです(105条。迅速仲裁手続の場合には仲裁手続開始後10日以内)。

もう一つは、2号が定めている場合、すなわち、死亡、忌避、解任又は辞任によって仲裁人が欠けた場合で、これらの場合には当該仲裁人の報償金を支払いません。ただし、解任のうち、当事者間の合意による解任の場合には、仲裁人には何らの非がないと推定されますので、仲裁人報償金をお支払いします。それ以外の事情によって仲裁人が欠けた場合に、紛争を解決してもらいたいという当事者の最終的な目的に照らして、当事者が仲裁人報償金を負担する謂われはないと考えられるので、支払いはしないこととしているわけです。また、仲裁人報償金の上限額との関係上、欠けた仲裁人に報償金を支払うと、補充される仲裁人の上限額はその分だけ縮減されることになり(これは当事者から見れば自らの与り知らない事情で上限額が増加する理由はないと考えられるからです)、そのことも考慮する必要があります。そういった観点から、欠けた仲裁人に報償金を支払うべき場合とそうでない場合とを整理したのが96条であり

ます。

死亡はご本人の責任ではないとも言えますが、当事者から見れば、結局、その仲裁人の作業は何ら役に立っていないのであれば、支払う謂われはないと考えられます。ということは、逆に、紛争解決に向けて役に立つ成果が引き継がれる場合にはお支払いをするべきだということになりますので、96条2項は、「複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。」と定めています。実際にはJCAAは貢献度の判断はできないので、残りの仲裁人の方々に欠けた仲裁人の貢献度についてのご意見をいただくことになろうかと思います。そのご意見は、「その他の事情」に含まれると思われます。極端な場合としては、結審し、合議も終了していて、仲裁判断に署名する前にお亡くなりになったような場合、残りの仲裁人2名の署名で仲裁判断は成立するので、お亡くなりになった仲裁人のご遺族に100%の報償金をお支払いすることになろうかと思います。

先ほどの少数意見についての議論において出てきましたが、少数意見を書くことができないのであれば辞任するというのは、そのご本人の都合であって、当事者から見ると、仲裁人に報償金を支払う必要はないということになるのではないかと思います。

(b) 仲裁人の辞任の場合

○山本 こういう形で報償金が支払われない場合というものが明確化されたわけですが、道垣内さんからもお話があったように、忌避とか解任というのは、基本的には仲裁人側の事情によるものでありますので、報償金が支払われないことは基本的にやむを得ないところはあるということだと思います。

最も問題になるのは、辞任の場合ということになろうかと思います。具体的に仲裁人が辞任しなければならない場合についてですが、先ほど仲裁

判断に反対である場合というのが1つの例として挙がっていたかと思われますし、もちろん病気で辞任するということはあることなのかなと思われるわけですが、その他、辞任するのは実務的にはどういう場合があるのでしょうか。出井さんいかがでしょうか。

○出井 思いつくのは、仲裁人が公職に就任し、かつ、その公職が兼業を禁じている場合です。

また、先ほど議論になりましたが、仲裁判断書の結論とか理由に自分は承服できないということから辞任をする場合です。仲裁法上は、辞任は特に正当な理由は必要なかったかと思います。一種の委任契約ということで、理由の如何を問わず辞任できると思いますが、仲裁判断の理由・結論に承服できないから辞任するというのが本当に許されるのかどうか、これは議論があり得るところだかと思えます。

また、弁護士である仲裁人の場合は、弁護士のプロフェッションとしての義務との相克から、どうしても辞任を検討せざるを得ないというのは、これは想定しておかなければいけないのかもしれない。

さらに、途中から事務所の弁護士が新しい案件を受任したことによって、その段階でコンフリクトが生じてしまうこともあり得ます。事務所によって、いろいろな規則があるでしょうが、そういう場合は、その新しい案件を受任しないでくださいというのが普通だとは思っています。しかし、事務所内の力関係でそうならない場合もあるということも聞いております。その結果、回避事由に当たる場合は、辞任せざるを得ないということかかと思えます。

よく議論されるのは、忌避を申し立てられたり、忌避まではいなくても、仲裁人の開示した情報に基づいてチャレンジされたりした場合ですね。そういう場合に忌避を申し立てられたら辞任する、気持ち悪いから辞任しますという対応をとる仲裁人もいるやに聞いています。そこは議論のあるところで、忌避が認められて排除されない限りは、仲裁人として務めるべきであるという考え方もあるかと思えます。ここは、おそらく考え方が

分かれるのではないかと思います。

○山本 ありがとうございます。いくつか具体的に辞任せざるを得ない、辞任することが実務上あり得る場合をあげていただきました。

まず、死亡の場合については、96条2項で、複数仲裁人の場合には、その死亡した仲裁人の報償金がゼロになるとは限らないようになっているわけですが、ここで疾病により欠けた場合も同じように扱われていますね。

○道垣内 疾病の場合は当事者に迷惑をかけたくないということで辞任されることがあり、それは辞任ではあるのですが、自己都合で勝手に辞任するのは異なり、死亡の場合と同じように、場合によっては報償金をお支払いすべきこともあるだろうと考えたためです。

○山本 そうですね。疾病によって辞任した場合は、この2項で、いろいろな事情を考慮して報償金額を決定するということですね。

ただ単独仲裁人の場合は、作業の引き継ぎは実際上できないので、死亡でも疾病による辞任でも報償金はゼロにならざるを得ないわけですね。これはちょっと気の毒な感じもあるわけですが、しかし後から選ばれた仲裁人がやり直さざるを得ないということで、そのために当事者の支払額が増えるのはおかしいだろうということで、そういうことになったということかと思えます。

公職就任というのは、これはしょうがないですかね。公職を受ける以上は、仲裁人報償金はゼロになっても、それはまあ、しょうがないだろうと思います。

○道垣内 ご本人にとってはしょうがないのかも知れませんが、当事者からみると大変な迷惑ですね。いったん仲裁人を引き受けて途中まで作業をしてきたわけですから、公職就任というご判断は、報償金をゼロとするだけでは足りず、当事者に損失を与えていることをどう考えるという問題があるように思います。

○山本 そういうことですか。

○道垣内 それまで時間は経過し、その間の代理人弁護士の仕事の一部は流用可能であるとしても、タイム・チャージであれば一定の部分は無駄

になります。仲裁人報酬金がゼロになるのだからよいではないかというわけにはいかないようにも思われます。

○山本 そうですね。仲裁人は公職をなるべくは断るべきだということかもしれないけれども、断れない公職もあると思われまゝ。難しいところですね。

出井さんがあげて下さった別の問題のうち、事後的な利益相反の場合についてです。これは先ほど忌避のところでもでてきたところですが、仲裁人の所属事務所への新人弁護士の加入といった事後的な事情の変化によって利益相反状態になってしまったということで、仲裁人が辞任せざるを得ない状況がでてくるのではないかとということでした。ただ本来的には、そういう事件を事務所として受け入れてくれるなということを仲裁人としては言うべきではないかというお話でした。

そういうような状況になるということ、どのように回避すべきか、どういうことが考えられるかとか、難しい問題かもしれませんが、いかがでしょうか。

○一場 仲裁人を受任するときには、コンフリクト・チェックをかけます。しかし、普通の弁護士は、その際には、「当事者は自分とは関係ない」という程度の判断しかないと思うのです。また、将来、関連して何か動きそうだという情報があれば、仲裁人就任をやめてほしいとか申入れをすると思うのですが、そういう情報がない限り、コンフリクト・チェックの時点で何か申入れをすることは難しいと思います。そして、後になって、その大きい案件が、突然、来たときに、どうするのかという問題が生じると思います。そこは、先行する仕事をしている弁護士がいる以上、後から来た案件はお断りしようというパターンと、事務所内の力関係で、その大きい案件を受けたいというパターンがあるかと思っています。

その後者のパターンの場合、仲裁人が引き続き職務を行うことについて同意をいただけるかどうかというのが、次に問題となります。他の選択肢として、仲裁人が、事務所をやめるということも、論理的にはあるかもしれませんが、そこまで要求

するのは行き過ぎという気がします。

事務所に所属する人の構成は基本的に変わらないが新たな案件が来るパターンと、最高裁の事件のように、新たな人が事務所に入って来るというパターン、あるいは、事務所自体が合併するというパターンもあるので、難しい問題をはらんでいます。

こうした問題を考慮すると、インディペンデント・アービトラーターのほうが、1人で活動されているので、コンフリクトの可能性は相当程度下がるのではないかと思います。

他方で、インディペンデント・アービトラーターであっても、何年かやっているうちに気が変わって、他の事務所に合流される方というのもしらっと思います。その場合、その仲裁案件が終わるまで移籍するのを待っていただくとか、そういう判断になるのかなという気もする反面、その仲裁手続がせいぜい1年で終わるだろうと思っていたところ、いろいろあって5年も10年も仲裁手続をやっているといった事情があれば、合流されようとしている方に気の毒であるという感じもあります。

別の視点として、選任時にそのような状況が起きにくい人、例えば、日本の当事者とアメリカの当事者の仲裁事件であるときに、仲裁人がドイツの仕事ばかりしている人である場合や、ドイツの仕事ばかりしている事務所の人である場合には、恐らく、取扱分野が異なるので、コンフリクトの問題は回避しやすくなるのではないかと思います。しかしながら、その場合、仲裁人の専門性の観点からは、取扱分野がちょっと離れていってしまう可能性があるのも、バランスを考える必要があると思います。

○道垣内 法律事務所の運営という観点からは、その所属弁護士が仲裁人に就任するということは、1年近く、場合によってはもっと長く、仲裁事件の両当事者の別の案件を受任できなくなってしまうことを意味するわけですから、事務所全体として失うかもしれない仕事は大きいと判断し、仲裁人の受任を抑制することもあり得るように思われます。実際のところはどうかのでしょうか。

○出井 実際、普通の案件では一方の当事者との関係だけが問題なのですが、仲裁人としてのコンフリクトの場合は、おっしゃったように、両当事者なので、ダブルのインパクトがあり得ますよね。

仲裁人にとって、IBAのガイドライン上、レッドにあたるような場合で、回避しなければなりません。

ただ、それはさすがにそういう状況になってしまう新たな案件の他の弁護士による受任については、事務所で、それはやめてくれということは言えるのではないかと思います。難しいのは、オレンジ、例えば別の案件で当事者の案件を受任するという場合です。このような場合は利害関係情報として開示しなければなりませんよね。開示して、場合によってはチャレンジされて、忌避事由になることもあり得ます。そういうことになり得る場合に、案件を受任しないでくれということを他の弁護士に言えるかということ、そこがなかなか難しいところだと思います。

○山本 実際のJCAAでの仲裁において、今までそういう問題が生じた案件はあったのですか。

○事務局 ありました。仲裁人就任後、仲裁人と同じ事務所に所属する別の弁護士が、仲裁事件の当事者の関連会社を相手方とする訴訟手続の代理人を受任し、このことを、事後的に利害関係情報として当事者に開示したという事例です。当事者からは忌避申立てがされなかったのですが、実際には影響はありませんでした。

○山本 仲裁人の所属事務所の他の弁護士が仲裁事件の当事者が関係する事件を辞任したという事例ですね。

○事務局 そうです。その弁護士が問題となる新規案件を代理人として受任する前のコンフリクト・チェックの際に仲裁人がその受任をやめてもらうよう依頼したのではなくて、その弁護士は代理人に就任した後になって、そのような受任の事実を仲裁人が認識したという説明でした。コンフリクト・チェックの体制は弁護士事務所によってまちまちだと思いますが、いずれにしても、仲裁事件の当事者が比較的大きな会社であり、関連会社が多数あるような会社であればあるほど、事

後的にコンフリクトが生じうるような事態はでてくると思います。

○出井 道垣内先生がおっしゃったように、事務所のマネジメントからすると、どちらかというと、パートナーには仲裁人を受けてもらいたくないという意向が多いですかね。それは難しいところです。

○道垣内 そういうリスクがあるとすれば、すなわち、仮に仲裁人と同じ事務所の他の弁護士が当該仲裁事件の当事者の別の事件の依頼があった場合にこれを受任し、先に仲裁人に就任している弁護士の方が辞任するというのも、事務所全体の利益の観点からあり得るということであれば、そもそも仲裁人を受任すべきではないと思います。

○山本 最初からね。

○道垣内 仲裁人を引き受けた後に自分の事務所の都合で仲裁人を辞任することは、仲裁の当事者に大変な迷惑をかけるので、そういうことはやめてほしいと思います。

○山本 事務所側から見れば、仲裁人に辞任をしてもらうということがやむを得ないという場合もあるということでしょうか。

○出井 そこは事務所次第でしょう。仲裁人を受任することについて、事務所があまりいい顔をされないというのは、そういうことがあるからですね。

○山本 逆に言うと、仲裁人のマーケットが小さくなるということを意味しますよね。そのバランスは難しいところではあると思います。

○道垣内 仲裁の市場が大きくなって、インディペンデント・アービトラーターという単独で仕事をする仲裁人が増えればいいですけども、現状ではそれは無理ですね。

○山本 日本の現状では確かにそうですね。

9. 仲裁人報償金に関する変更の合意（商事仲裁規則97条・98条、インタラクティブ仲裁規則97条・98条）

商事仲裁規則

第97条（仲裁廷成立前の仲裁人報償金に関する変更の合意）

- 1 前四条の規定にかかわらず、第31条第2項に従って仲裁廷が成立する前に、すべての当事者が書面により合意する場合には、仲裁人報酬金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報酬金の減額等について変更することができる。
- 2 第28条第6項及び第29条第6項に従って、JCAAが選任する仲裁人の報酬金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報酬金の減額等については、前項の合意により定められた条件のうち、仲裁人により有利な条件を下まわらないものとする。
- 3 当事者は、第1項に定める合意をした場合には、遅滞なく、JCAAにその合意内容を通知するものとする。

第98条（仲裁廷成立後の仲裁人報酬金額に関する変更の禁止）

- 1 仲裁人は、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、当事者及びJCAAに対して仲裁人報酬金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報酬金の減額等の変更について交渉してはならない。
- 2 すべての当事者が同意する場合であっても、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、第3編に定める仲裁人報酬金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報酬金の減額等について変更することができない。

インタラクティブ仲裁規則

第97条（仲裁廷成立前の仲裁人報酬金に関する変更の合意）

- 1 前三条の規定に関わらず、第31条第2項に従って仲裁廷が成立する前に、すべての当事者が書面により合意する場合に限り、第3編の規定に定める仲裁人報酬金の額及び仲裁人報酬金の減額等について変更することができる。

- 2 第28条第6項及び第29条第6項に従って、JCAAが選任する仲裁人の報酬金の額及び仲裁人報酬金の減額等については、前項の合意により定められた条件のうち、仲裁人により有利な条件を下まわらないものとする。
- 3 当事者は、第1項に定める合意をした場合には、遅滞なく、JCAAにその合意内容を通知するものとする。

第98条（仲裁廷成立後の仲裁人報酬金額に関する変更の禁止）

- 1 仲裁人は、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、当事者及びJCAAに対して仲裁人報酬金の金額及び仲裁人報酬金の減額等の変更について交渉してはならない。
- 2 すべての当事者が同意する場合であっても、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、第3編に定める仲裁人報酬金の金額及び仲裁人報酬金の減額等は変更することができない。

(a) 本条の趣旨

○山本 次に、仲裁人報酬との関係の問題として、97条及び98条に規定されている仲裁人報酬金の変更に関する問題に移りたいと思います。97条は仲裁廷成立前の変更の合意について定めており、98条は仲裁廷成立後の変更は禁止されるという規定です。これらについて、まず改正の趣旨のご説明をお願いいたします。

○道垣内 98条がここでは大切であり、この前提として97条が置かれていると理解しています。97条1項によれば、デフォルト・ルールとして、仲裁人報酬金について定めている前4カ条の規定にかかわらず、仲裁廷が成立するまでであれば、すべての当事者の書面による合意により、仲裁人報酬金の時間単価、上限額、時間単価の逓減、報酬金の減額等について変更してよい旨定めています。これにより、当事者間ではすべての仲裁人の変更後の報酬金の条件は透明化されるということです。

また、同条2項によれば、JCAAが選任した仲裁人の報酬金の条件は、当事者により変更された仲裁人報酬金の条件を下まわらないことが必要である旨定められています。これにより、JCAA選任仲裁人の報酬金と他の仲裁人の報酬金とを比べて、前者の方が劣るということはないということになります。

以上を前提として、98条は、仲裁廷成立後は、仲裁人は報酬金の条件について変更の交渉をしてはならず(1項)、また、すべての当事者が同意しても報酬金の条件は変更をすることはできない(2項)旨定めています。論理的には、98条の1項と2項との両方の規定がある必要はないはずです。仲裁人からの変更交渉は禁止されているので、当事者が変更に同意するという事態は生じないからです。しかし、仲裁人から申し出たわけではないけれども、当事者が忖度して、当事者間の合意で仲裁人報酬金を変更するといった不透明なことも生じかねないので、あえて両方を規定しているわけです。

旧規則のもとでは、仲裁人からの申し出により、仲裁人報酬金を変更するか否かが仲裁人報酬金委員会により審議されるということがありました。この背景としては、仲裁人の時間単価の逓減が始まるのが、旧規則では60時間経過の時からであり、この段階で5%低くなり、以後50時間ごとに5%ずつ低くなり、当初額の50%になるまでそれが続くという仕組みだったことがあります。60時間に達する例は少なくありませんでした。そこで、これを改正して、逓減が始まる閾値を150時間にしています(商事仲裁規則95条1項)。その上で、98条に変更禁止規定を置いたわけです。仲裁人は当事者に対して優越的地位にいますので、当事者は仲裁人の意向には逆らいにくいことは想像に難くありません。そこで、旧規則のもとでは、仲裁人からの申し出があった際、当事者の意見を聴くわけですが、その回答は決して仲裁人に伝わるということがないように細心の注意を払ってきたとのこと。その上で、仲裁人報酬金委員会の決定により最終判断をしていました。

そもそも、仲裁人としての仕事を始めてから、手

続の途中で報酬金を増やしてほしいという申し出をすることは、その強い立場を考えると、あまり健全ではないように思われます。手術中に外科医が報酬を増やして欲しいというようなものだからです。

なお、5条によれば、原則として、第3編の規定は当事者の合意でも変更できないとされています。第3編の規定において特に当事者の合意で変更できる旨定められていれば変更できますが、98条にはそのような定めはないので、これは当事者の合意によっても変更できないということになります。

(b) 変更合意の時期

○山本 事後的な変更はできないということです。他方、97条によれば、仲裁廷成立前はあり得るということですが、この事前の合意というのがあり得るのか、あり得るとすればどのような場合、どのような合意がなされるのかということですが、Freemanさん、何か考えられるところはありますか。

○Freeman まず仲裁人報酬金は、ユーザーからすると低いほうがいいということがありますが、一方、仲裁人のマーケットの中で、国際的に活躍されている仲裁人にも、JCAA仲裁のファンになってもらうことも大切で、仲裁人マーケットの状況を見ながら、報酬金の適正性をみていくのがよいのかなと思います。その中で、事前の合意に関しては、例えば、非常に小規模な事件の場合、報酬金が低いにもかかわらず手間がかかるような案件の場合には、当事者と合意の上、例えば報酬金の水準を増額するとか、定額にするといったアレンジもできるでしょう。

あとは、非常に大規模で複雑な案件で、どうしても2年、3年かかってしまうケースも現実的にはあり得るわけで、そういった場合には、報奨金の逓減ルールを最初から除外することも、合理的な合意としてあり得ると思います。仲裁人報酬金の事前の変更については、以上のような場合が想定されるかと思います。

○事務局 通常は、仲裁人が選任のためにアプローチされたとき、当事者がフィー・スケジュールを説明すると思います。そのときに仲裁人候補

者の側から、これでは受任できないから、もっと高い時間単価にして欲しいと言われた場合、その人にあくまでお願いしたいという判断をするときには、他方の当事者に連絡して、両者の間でその人の仲裁人報酬金の算定方法を変更する合意をすることになろうかと思われます

○山本 なるほど。仲裁人候補者の対応を見てということですね。

○道垣内 そうですね。5万円の時間単価でお願いしたいと言われたときに、それではちょっと私の通常の時間単価とは違うという反応をされることはあり得ると思います。

○OFreeman 段階としては、当事者選任仲裁人が両方選ばれた後で、第三仲裁人を選ぶときに、その段階までに合意すればいいので、第三仲裁人を選任する過程で報酬金の話がでてきて合意をするということもあり得るでしょう。

○道垣内 商事仲裁規則のもとでは、係争額に応じて仲裁人報酬金の上限額は決まっています。どれだけの時間がかかるかわからないのに、その上限に達した場合、以後もずっと仲裁人として拘束されるのは困るということはあると思います。そのように仲裁人がお考えであれば、あらかじめ上限額の点は適用ないとの合意をしておいてもらうということはあるかと思いますが。

○出井 単独の場合だと、仲裁廷の成立はいつの時点になりますか。

○事務局 JCAAにより確認又は選任されたときです。その段階で初めて事件の資料をお送りします。仲裁人就任の打診を受けた方から、仲裁規則の内容の説明を求められましたら、規則をお送りし、説明しております。

○出井 段階としては、単独仲裁の場合は確かに難しいですね。他方、合議体の場合は、それぞれの当事者選任仲裁人が、当事者からアプローチを受けた段階が1つです。その後、第三仲裁人を選ぶときに、第三仲裁人のほうから、いろいろ問題提起があったりした場合、その段階での変更合意があり得ると思います。第三仲裁人や当事者選任仲裁人への就任を依頼された方には、規則の内容を一応、説明はしてあげるわけですね。そのと

きに、第三仲裁人のフィーだけ別にするか、あるいは、それだったら全員を別の合意にするかということ、その段階で話し合っただけで当事者に提起する、その2つの段階があり得るのですかね。単独仲裁の場合は、確かに難しいですね。

○OFreeman 特にJCAAが選任する場合は難しいですね。

○道垣内 仲裁規則の説明についてですが、仲裁規則をお渡しするだけでは読んでいただけないおそれがあるので、規則の中で重要な点、注意すべき点を書き出したものを作成して、お渡しする必要があるだろうと思います。

○出井 そこでいろいろごちゃごちゃ言う人は、選任しないということになってしまうのでしょうか。

○道垣内 後でもめると面倒なので、避けることはあり得ると思います。

○一場 選任同意書に署名する段階で、契約書ではないですけども、参考として報酬金の扱いはこうなっていますというのを署名欄の上を書いておき、その下に署名していただく、あるいは署名する前に踏みとどまっていたと、ということも考えられます。

○道垣内 ちなみに、商事仲裁規則によることとしつつ、インタラクティブ仲裁規則が定めている定額制の仲裁人報酬金を採用したいという当事者がいるとどうすればよいかですが、商事仲裁規則を選んでしまっていると、第3編についての当事者による変更合意はできません(5条)。どうすればよいかというと、インタラクティブ仲裁規則によるという合意をさせていただいて、第1編及び第2編の部分を商事仲裁規則第1編及び第2編と入れ替えれば、商事仲裁規則の手続規定によりつつ、仲裁人報酬金を定額制とすることが出来ます。裏技です。

定額制は事務所経営的には困るとおっしゃる弁護士の方もいらっしゃいますが、当事者からみればわかりやすいので、是非その採用を検討していただければと思います。

○山本 それはわかりやすいですね。

○道垣内 もちろん、インタラクティブ仲裁規則の2回の書面により「対話」もお勧めなのですが、

それには抵抗があるということであれば、第1編及び第2編を全部とり替えるという先に申し上げた方法をご検討いただければと思います。

○一場 さすがに、細かく調整するのは難しいかなと思います。

○道垣内 JCAAとして、分かりやすいメニューを提供することができればよいと思っています。

○Freeman 当事者の合意が明確になる形にしておくことが重要で、いろいろなやり方があると思うのですが、例えば仲裁人がJCAAに対して、要望書に条件を明記して、JCAAから当事者に諮ってもらって合意をしてもらい、その後で仲裁人と当事者の間で明確にする、という方法が考えられます。

○道垣内 98条の変更には該当しないようにするという事ですね。

○Freeman 97条ですね。例えば仲裁人が直接、当事者とやりとりをすることには抵抗があることもあろうかと思いますが、JCAAに間に入っていたいて、当事者が率直な意見が言えるように配慮した上で当事者と仲裁人との間で合意をいただき、その後で第一手続決定に要望書を引用する形で、当事者の合意があったことを記録するというような形にすれば、スマートにいくように思います。

III. インタラクティブ仲裁規則に特有の論点

1. 仲裁廷による当事者の主張整理及び争点の提示（インタラクティブ仲裁規則48条）

インタラクティブ仲裁規則第48条

- 1 仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、前項により仲裁廷が提示した当事者の主張の整理及び争点について、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとする。

- 3 仲裁廷は、前項により当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができる。
- 4 仲裁廷は、前項の規定により加筆修正された当事者の主張の整理を、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができる。
- 5 前項の規定に関わらず、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができる。仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができる。

○山本 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則に共通する規定についてはご議論いただきました。そこで、引き続きまして、新たに設けられた「インタラクティブ仲裁規則」に特有の論点についてご議論をいただきたいと思います。

まずインタラクティブ仲裁規則48条（仲裁廷による当事者の主張整理及び争点の提示）についてですが、この規定の趣旨について、道垣内さんからお願いします。

(a) 本条の趣旨

○道垣内 48条は、インタラクティブ仲裁規則が仲裁廷に義務づけている2回の書面による「対話」のうちの第1回のものに関する規定です。仲裁廷は、当事者の主張を整理し、それを前提として導き出される暫定的な争点を書面にして当事者に示し、期間を定めて当事者の意見を聴き、その意見をもとにその書面を修正し、以後の手続の一応の前提とすることを定めています。

手続のできるだけ早い段階で、当事者が提出してきた書面を見て、事実に関する主張と法律に関する主張に分け、例えば表の形で両者の主張を対比する書面を作成すれば、仲裁人による当事者の

主張を把握する作業が行われるので、仲裁人として仲裁手続についてグリップを効かせることができるようになり、また当事者としても、仲裁人がきちんと当事者の主張を理解してくれているか否かを確認できるという安心感を与えていると思います。もっとも、いずれにしても、手続の早い段階での一応の整理なので、この整理を精緻に行い、時間を費やすことはあまり生産的ではないと考えております。一応整理し、当事者から意見があれば、もともと当事者の主張を整理したものですから、原則としてそのまま受け容れて修正すればよいと思います。また、特に事実に関する整理は、最終的な仲裁判断において、当事者の事実に関する主張は「以下のとおり」ということで、そのまま表を仲裁判断に貼り付けてもよいと思います。当事者として大切なことは、仲裁判断の中の仲裁廷の判断の部分であり、きちんと仲裁廷の論理が示され、しかるべき結論が導かれていることであって、当事者の主張や手続の経緯が詳しく書かれていることではないはずだからです。

そのほか、48条5項は、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができ、仲裁廷は、その主張が時機に後れていない限り、それを受け容れればよいということを定めています。

(b) 主張・争点整理のタイミング

○山本 そのような趣旨で、こういう作業をすることになったわけです。最初に問題なのは、タイミングです。48条1項は「手続のできるだけ早い段階で」と規定されていますが、具体的にどのぐらいのタイミングで主張整理、争点整理が行われることになるかというあたりの実務的な感覚を示していただければと思います。出井さんからお願いできますか。

○出井 「当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理」の意味をどう解するかによります。経験上、意味のある実質的な争点整理ができるというのは、申立書、答弁書が出ればできる場合もあるものの、それはむしろま

れで、その後、主張書面プラス書証を1往復、場合によっては1往復半あるいは場合によって2往復した段階くらいではないかと思います。つまり、請求原因も含めて主な主張と、重要な間接事実も含めて主張が出て、かつ書証が出ているという段階が、このような整理をすることができるタイミングだと思います。さらに証拠開示がされる場合には、証拠開示の後ということになるのかもしれませんが。

そのような意味だとすると、できるだけ早い段階でといってもあまり早くなくて、仲裁申立てと審問の中間ぐらいの段階にいつてしまうのではないかといい気もします。運用のあり方は今後の問題であろうと思います。

他方、商事仲裁規則46条1項は、できるだけ早い時期に争点整理に努めるべきことを定めており、2項は付託事項書について定めています。ICC等で行われている付託事項書(Terms of Reference)は申立書と答弁書が出た段階で行われます。しかし、ICCの場合、当事者の請求の趣旨と紛争の範囲を確定するぐらいの意味しかなくて、それはそれで意味はあるのですが、実質的な争点整理とまでは言えないように思います。インタラクティブ仲裁規則48条で規定している「主張」の「整理」はこの程度でよいのでしょうか。

もっと実質的な整理だとすると、先ほど申し上げたように、申立書、答弁書が提出され、それから1往復、最大限2往復ぐらいのやりとりがあった後、証拠開示がされる場合には、その後ということになるように思います。そして、証拠開示がされる場合は、証拠開示の前に暫定的な争点整理を1回行って、証拠開示の後、もう1回、それでよいか確認をするという2段階に分けて争点整理を行うことも考えられます。このあたり、皆さんのイメージがそれぞれ違うかもしれないので、ぜひご意見をいただければと思っています。

○道垣内 出井さんがおっしゃったように厳格に仕切るのは、私がこの規定のファースト・ドラフトを作成したときに思い描いていたイメージとは大分違ってきます。もっと早い段階で、すなわち、1往復、せいぜい2往復した段階で、もっとラフな

形で整理した書面を示すというイメージです。

○出井 1往復というのは、申立書、答弁書でしょうか。

○道垣内 そうです。ラフなイメージというのは、そもそも、仲裁人はまだ心証を形成するに至っていないわけですから、当事者の主張を整理するとこんな感じになり、そうすると、こういう点が争点になりそうに思われるけれども、どうでしょう、という感じです。当事者は、それを見て手直しを求め、重要な点について以後の手続について証拠を出していくということによいのではないかと考えています。

出井さんがおっしゃったように2回に分けてこの手続をするのは少し重たすぎるように思います。そこまですると、この後の第2回目の書面による「対話」(56条)と随分と似通ったものになってしまうそうです。

○出井 そうすると、ICCの手続でいう付託事項書作成の段階ですか。

○道垣内 付託事項書はもっときちんと詰めて、それを手続の基礎にするものだと思います。これに対して、インタラクティブ規則48条の書面による「対話」は、きちんと詰めて記載するわけではなく、当事者の主張していることを整理しているだけです。

○出井 それよりもさらに前の段階ということですか。それでしたら、別に難しいこともないと思いますし、できることは限られてくると思います。

○道垣内 そうです。難しくないことであるけれども、それはいい効果を生むだろうという思いからドラフトしたものです。

○出井 一方、それがどれだけ役に立つのかなという気がしますけど。

○道垣内 仲裁人の中には、少なくとも途中の段階で、きちんと当事者の申立書や答弁書を読んでいるのだろうかと思わざるを得ない方もいらっしゃるのではないかと思います。当事者主義と称してそういった姿勢で仲裁に臨むことはインタラクティブ仲裁手続では許されません。仲裁人は早い段階で事案を理解する作業を自ら行うことが義務づけられるので、それをいやがる仲裁人もいる

かもしれませんが、当事者にとってはよいことではないかと思います。

○山本 逆に言えば、当事者が提出する書面は、ある程度詳しいものだという設定ですね。

○道垣内 そうですね。

○山本 そうでないとほとんど意味ないですね。

○道垣内 コピー＆ペーストすればよいくらいにきちんとした主張・答弁を当事者がしてくれれば、仲裁人は楽ですが、そうでないと、当事者にこの点はどうかという質問を仲裁人からすることも必要になってくるかも知れません。

○山本 どういう書面のやりとりがされるか、それ次第でしょうね。

○出井 申立書、答弁書の1往復の段階でそこまですてくるものもありますけれども、実際はもう1往復くらいいしないで出てこない場合が多いのではないのでしょうか。

○道垣内 そうですね。1往復で主張をまとめることができる程度には把握できないという場合には、もう1往復が必要になろうかと思っています。申立書、答弁書、反論書、再反論書が提出された段階です。ただ、3往復もする必要はないと思います。

○出井 それくらいでできる場合もかなりありますけどね。

○道垣内 48条1項に定める書面の作成ができる段階か否かの判断は仲裁人次第でしょうが、場合によっては、できる範囲で書面を作成し、その中で、この点については一方の当事者の主張はなお明らかではないと書いてもよいと思います。

○出井 できる範囲です。

○道垣内 そうです。

○垣内 この制度のイメージとして、仲裁廷、仲裁人のほうが能動的に争点整理するということに意味があるのでしょうか。

○道垣内 そうですね。

○垣内 例えば主張対比的なものをつくるのであれば、申立書と答弁書が出た段階で仲裁廷はフォーマットをつくって、当事者に対して記入を求めるということも考えられますが。

○道垣内 そうです。そのフォーマットのモデルもJCAAとして提供していきたいと思っています。

○**垣内** そうすると、それに当事者の方で書き込んでいく。比べて見て、重なっているところは赤線を引いて、対立点は黄色でマークするとか、そうやって争点を明らかにしていくことはあり得ると思うのですけれども。それですと、当事者としては、表をつくる段階で申立書・答弁書には書いていない事項でも書き加えていくことは可能ですね。それで争点がまとまっていくというプロセスは考えられるのかなと思うのですけれども。

○**道垣内** そういうやり方でもいいと思います。当事者がきちんと主張していなければ、そのような能動的な方法で仲裁廷から働きかけることもあり得ると思います。いずれにしても、仲裁廷自身がこの作業のイニシアティブをとって、進め方をきちんと考えるという点に意味があると思っております。

裁判所の手続について、これまでいろいろな議論がされ、実際に実施された例も多くあり、うまくいかなかった例もあると伺っていますけれども、そういうものと比べて、この48条の手続はどう評価されるのでしょうか。法廷で、若い裁判官にやらせている作業に近いのか、そのあたりのことをよく知りませんので、ご教示いただき、その教訓をインタラクティブ仲裁に活かしていきたいと思っております。

○**山本** 裁判所で行っている争点整理は、むしろ第2段階での「対話」のようなことをして、かなり当事者の主張を詰めて、釈明もして、全部証拠を出させるというものです。

○**道垣内** 出井先生がおっしゃったのはそのような感じでしょうか。

○**山本** それに近いと思います。

○**出井** そこまでのことは要求しないということでしょうか。

○**道垣内** 手続の早い段階ですとすれば、そこまでやるのは相当大変ですし、あまり無理なことをしていただく必要はないと思います。56条の2回目の書面による「対話」ではかなり詰めた作業が必要になりますが、48条の方は単なる整理という位置づけでいいと思います。

○**出井** 違いは心証開示するかどうかだけになっ

てしまいますね。

○**山本** 第1段階はもう少し軽くというイメージでしょうか。当事者に言い放しにすると論点がぼやけ、拡散するので、一定のフォーマットに従ってまとめておくということがイメージされているということですかね。

○**出井** 先ほどICCの付託事項書の話が出ましたが、付託事項書も、手続的なところは文言を詰めますけれども、当事者の主張のところは多くの仲裁人が当事者に書かせます。

○**道垣内** 主張のところはそうですね。

○**出井** 書かせて、それをそのまま使うという感じなので、それに近いイメージですか。

○**道垣内** そうです。そのようなイメージで起草しました。

○**一場** インタラクティブ仲裁の場合、7.5カ月で仲裁判断を出さなければいけませんので（43条1項）、それを前提に当事者も動かないと間に合わなくなってしまいます。したがって、答弁書も、それなりの内容のものを出して、請求原因と抗弁がどういう構造になっているのかを示し、さらには、再抗弁についてもある程度予期して、反論をしながら対応する必要があるのではないかと思います。

○**出井** 答弁書の段階で、ですか。

○**一場** 答弁書の段階で、そのように対応することが当事者に求められてくるのではないかと思います。

○**Freeman** 運用次第だと思いますが、インタラクティブ規則という名の通り、設計思想としては、より職権主義的な運用をして、できるだけ迅速かつ焦点を絞って解決していくということだと思います。それであれば、裁判所で行われる釈明に近いようなことも最初の申立書、答弁書が出た段階で、申立書の申し立ては請求原因がちゃんと成り立っていないように見受けられれば、そのことは指摘すべきではないかと思います。理想形としては。そういったプラクティスが確立すれば、前もって当事者も申立書の段階でもう少し詳しい主張を書くようになっていくでしょうから、この理想に近い形で運用されていくのではないのでしょうか。

○山本 ディスカバリーみたいなものは想定していないということですか。

○道垣内 そういうことをするとすれば、この48条の手続の後です。

○出井 今議論をうかがっていておおよそのイメージはわかりました。そういうイメージをこの規則を使う仲裁人や当事者が共通に持てるかどうかの問題でしょうね。また、この座談会記事を読んだ仲裁人がどういうふうに考えるのかという問題ですね。

○山本 インタラクティブ仲裁というのは、そういうものだということであれば、この座談会を読んでいる人にはそういうふうに動いてもらうことが期待されますね。

○道垣内 ラフな整理をした書面が仲裁廷から出てきて、それに対して、当事者がその整理をよりきちんとするための主張をするという作業をした上で審理を続けていけば、仲裁廷としては争点について心証ができてくる、というのがこの制度の設計図です。

○出井 48条1項によれば、そういう書面を「当事者に提示して、期間を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならない」と書いてあるものですから、仲裁廷から争点整理案を示して、それにコメントをもらうという感じでとらえていたのですが、今のお話だと、この後も、さらに書面のやりとりがあるわけですね。

○道垣内 そうです。あり得ます。

○出井 そうすると、当事者に意見を述べる機会というのは、その後の書面のやりとりで代替してもらっても構わないということになりますか。

○道垣内 ええ。とはいえ、48条に定める書面を仲裁廷が示せば、当事者は何らかの反応をすると思います。当事者が、事実に関する項目のうち、他の部分は仲裁廷のまとめ方でよいけれども、項目X番については、次のように修正してほしい、という書面が出てきた場合、私が仲裁人であれば、原則としてはその通りに修正します。所詮、当事者の主張のまとめですから。もし、その通りに修正すると、仲裁廷が作成している書面の論理構成がおかしくなるというのであれば、それこそ意味がある齟齬なので、是非当事者とやりとりをして

争いの構図について共通の理解を得て、整合性のあるまとめにすべきであろうと思います。もちろん、その過程で、相手方当事者が何か言ってくることもあろうかと思います。その場合には、それについても適切に対応して、仲裁廷と全当事者が同じ土俵にいることを確認した上で次の手続に進むことが生産的であろうと思います。

ただ、仲裁廷が示した暫定的な争点については、あまりにこの段階で詰めようとすることは生産的ではないと思います。当事者の意見は意見として記録した上で、次に手続を進めていき、56条に基づく2回目の書面による「対話」である暫定的な心証開示をする段階で、その意見も踏まえた争点整理を示しますから、ということではよいのではないかと思います。

○垣内 現在、IT化の関係で、裁判所では模擬裁判なども積極的に行っているようです。そこでは、例えば、第1回期日で主張整理表と時系列表をつくりましょうという打ち合わせをしたうえで、ファイルを共有できるアプリケーションを利用して、主張整理表は次回期日の2週間前までにまず原告側が請求原因などを記載し、その後、被告側が認否とか抗弁とか関連証拠とかを全部記入して、最終的には裁判所が期日1週間ぐらい前に両方に書いてもらったのを見て、次の期日で、その内容について、「被告がこう書いているのは、むしろこちらの項目に移したほうがよいのではないかと」、「この点は何も書いてないけれども、訴状と答弁書からすると、訴状のこの記載はここに書かれるべきものではないか」とかいった釈明をする、といった進め方も試行されているようです。このようなやり方は、インタラクティブ仲裁のイメージに近いところがあるのかなとも思いますが、どうでしょうか。

○道垣内 48条が想定している仲裁廷の書面は当事者が主張していることそのままを整理しているだけです。当事者自身に書いてもらうのが効率的であれば、それも一方法かもしれません。ただ、48条は、仲裁廷にこの段階できちんと紛争の構図を論理的に整理してもらうことにより、後の手続が脱線してしまって無駄な時間を費やすことがないよう手続指揮をしてもらおうという効果も

狙っているので、当事者にすべて書いてもらうのでは、その効果は得られません。48条は仲裁廷が整理した書面を当事者に提示しなければならないと定めており、丸投げはこの規定の趣旨に反するであろうと思います。

○垣内 裁判所が試みている方法では、当事者が書き込むわけです。訴状に書いていないことをどこまで書いてよいのか迷うとか、いろいろ感想があったようですけれども、かなり早い段階で、そういう手順をしようと試みているようです。

○道垣内 今後、インタラクティブ仲裁規則に基づいた模擬仲裁を企画すべきですね。

○山本 確かにやってみないとイメージが共通しない。また当事者の対応関係を明らかにするという作業を、できるだけ早い段階で行うという。

○道垣内 両当事者の事実及び法律上の主張を対比できる表が効率的であろうとっております。仲裁判断の当事者の主張の部分には、その表をそのまま貼ればよいとっております。判決書ではそのような表を貼り付けてもいいのですか。

○山本 そういうふうにしようというのが今回の構想だと思います。

○道垣内 そうですか。そのようにしてくれると判決文も読みやすくなりますね。

○垣内 表のままになるのかどうか分かりませんが、そうなのですかね。

○山本 変更はできると思います。

○垣内 法律上、そのような様式に変更していけないことはないですね。

○一場 表が貼ってある判決は見たことがあります。

○道垣内 そうですか。

○一場 ただし、延々と表が続いているとなると、それがよいのかという問題はあります。

○出井 そうやって、当事者が言っていることをそのまま表に張りつけていくのであれば、それはできるのでしょうか、それが果たしてどれほど審理の充実・促進に意味があるのかというのは、いまひとつわからないですけどね。主張整理で意を用いなければいけないのは、この論点とこの論点がどういう論理的な関係にあるのかとか、そういうところなので。ただ、そこまで詰める必要はな

いということですか。

○道垣内 48条の整理は、56条に基づく2回目の書面による「対話」に向けた準備ですから、まずは整理をしておくということです。当然、論理的整合性がある整理です。仲裁廷は提出された書面を読んで、自らの理解する構図に従って整理するので、当事者としては、仲裁廷がその段階で考えている構図が見えてくることになります。

○出井 提出された書面は読んで頭の中では大まかな構図ができていると思いますけど、確かに当事者に示せるような書面にまとめている人は少ないかもしれませんね。

○道垣内 この点は、インタラクティブ仲裁の場合のように書面による「対話」が義務づけられていない商事仲裁規則に従って行われる仲裁においても、仲裁廷の裁量によって同じことをすることはできます。私としては、裁量により、そのような作業をした方がよいとっております。

○出井 それを当事者に示すということですね。

○道垣内 はい。まとめた以上、闘う土俵のイメージは共有することが有意義だと思います。

○出井 示すことによって、それはやらなければいけないという意識も働くということですね。

○道垣内 仲裁人の中には、あまり早い段階で書面を読むと、忘れてしまって、また読み直さなければならないので、当面は当事者に提出させておいて、証人尋問を行うか否かの判断、あるいは尋問のための審問直前になってまとめて読むほうがよいと思う方もいるように思われます。そうすると、当事者としては本当の争点はどこなのかが手探り状態のままとなり、手続を効率的に進めることはできず、場合によっては無駄な主張や証人尋問を行うということになってしまいかねません。そのために時間はどんどん経ってしまうということが懸念されます。ですから、商事仲裁規則の下での仲裁でも、仲裁人としては、インタラクティブ仲裁的に書面による「対話」を行うことがあってよいと思います。

○Freeman 次の暫定的な考えの提示にもかかわりますが、一つの理想的な運用方法としては、ただ整理だけでなく、そこででてくるポイント

を能動的に仲裁廷のほうから立証をどうするのか問題提起したり、法的な問題点を指摘したり、といったことも許容する規則と理解する余地もあるかもしれませんね。

○道垣内 理想的に行われればいいですが、難しいところですね。

○Freeman それは難しいところですけども。

○道垣内 仲裁人によっては、上手にされる方もいらっしゃると思います。

○山本 そうですね。

○Freeman 趣旨に沿った運用を促す一助として、もしできたら、コメンタリーを作成するとともに、そういった争点整理表のサンプルを提供するということもあり得るでしょうし、JCAAの方でも、イノベティブな提案の活用やフォローアップをしていただけるとよいと思います。

○道垣内 委員会でご議論いただいたのですけれど、暫定的にせよ、論点はこんなところではないかと書面に記載すること自体が、どちらかの当事者、特にしっかりしていない側を助けることになりかねないのではないかと、という問題があります。意図はしてなくても、片方に肩入れしていると受けとられるおそれがあるということです。

○Freeman そうですね。

○道垣内 裁判でもこの点は問題となると思いますが、どのように考えられているのでしょうか。

○山本 すぐ議論になるところですよ、裁判所の中立性みたいなものは。そこは考え方がかなり分かりますよね。裁判官の釈明は当事者に対する情報提供であって、別に中立性を害するものではないと私は思っています。裁判官の場合は、そういう片方を助けることになりはしないかという意識から、かなりちゅうちょする人は多いようにも思います。仲裁においては、仲裁人は、よりそういう気遣いをするでしょうかね。

○Freeman コモンロー系の仲裁人は、当事者主義を徹底していて、手続の途中で積極的に仲裁人の考え方を示すことは少ないです。最後のヒアリングのときに思ったことを言うぐらいだと思います。ただ、このインタラクティブ仲裁規則の中ではそうすることが義務であると明記されているの

で、仲裁廷としては、そういう役割を果たすということを当事者が義務づけていると理解できるので、積極的に釈明等ができると思います。

○山本 そうですね。今の議論は、イメージを喚起するにはよい議論だったのではないかと思います。

垣内さん、先ほどのご発言にもありましたけれども、「主張整理」「暫定的な争点」の書き方、場合によっては仲裁判断に引用する48条4項になっているわけですが、そのあたりのイメージはどうでしょうか。

○垣内 これは裁判実務でも裁判官によって創意工夫が図られてきたということがあって、仲裁の場合でも、最終的には各仲裁人の創意工夫にゆだねられるということかと思っています。基本的には法律上の問題点というか、争点として、どういうものがあることを述べており、事実上の主張の間でどこが一致していて、どこについて争いがあるのかということがわかる形で示されればよいのだろーと思っています。フォーマットとしては、両者の主張が対比できるような表形式を使うということも考えられると思いますし、その際、時系列でまとめていくという考え方もあり得ますけれども、法律上の争点はかなり複雑なものになるような場合には、単に時系列ということではなくて問題点ごとに主張をまとめていくということもよいのではないかと思います。

また、これは条文では要求してないのですけれども、既に出てきている書証等がある場合には、どの点にどの書証が関連するのかを付記しておくこともよいのではないかと思います。

2. 仲裁廷の暫定的な考え方の提示（インタラクティブ仲裁規則56条）

インタラクティブ仲裁規則第56条

- 1 仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、証人尋問の要否を決定する前までに、次に定める事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならない。

- (1) 仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方
- (2) 仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方
- (3) その他重要であると思料する事項
- 2 仲裁廷は、前項に定める各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 当事者は、前項により定められた期限までに、書面により、第1項に定める各項目について意見を述べるができる。この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べるができる。
- 4 仲裁廷は、第3項に従い提出された当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならない
- 5 第1項の規定により提示された見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではない。
- 6 当事者は、仲裁人が第1項の規定により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。

(a) 本条の趣旨

○山本 では次に、インタラクティブ仲裁規則の核となる規定である56条に移りましょう。まず、趣旨のご説明をお願いします。

○道垣内 56条の目的は、1項に定めておりますとおり、「当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにする」ことにあります。特に原案のファースト・ドラフトを作成する段階で考えたのは、証人尋問を行うか否かはコストや時間の点で重大なことです。それをを行うか否かを適切に判断し、行う場合には、過不足なく、かつ効率的に証人尋問が実施されるようにしたいということでした。

具体的な紛争において、何が勝敗を左右する重大な争点であって、何をターゲットにして主張立証すればいいのか、これまでの自分の側の主張は仲裁廷にどう捉えられているのかということが示

されることの意義は大きいだろうと思います。仲裁廷が考えている構図が何らわからないまま、想定されるあらゆる論点について主張立証をして、最後に上訴ができない仲裁判断が下されるということは怖いことです。したがって、手続の後半になるとと思いますが、仲裁廷の暫定的な心証が開示されるということは効果的な主張立証に有益であろうと思っております。

56条1項に従ってする書面による心証開示の具体的な書き方は難しいと思います。とはいえ、最終的には仲裁判断を書くわけですから、これは、その前段階のものと位置づけることができますので、書けない訳はないと思います。56条の書面を示す段階では、なおはっきりしない点があるというのであれば、はっきりしない書くことで足りると思います。暫定的な考え方として、ある項目については「なお判断しかねている」と書かれていれば、その点がある方向に判断されることが有利な側はそういう判断になるように主張立証を尽くし、相手方当事者はそれに対して反論・反証をすればいいので、メリハリの効いた手続になると思います。

そして、同条3項の当事者の意見を踏まえて、場合によっては、1項の書面を修正して、もう1回示すということもあり得ると思います。この段階で決めるべきことは、証人尋問を本当にしますか（証人尋問をする場合に備えての日程の確保は手続の最初の方で決めておくのが一般的かと思いますが）と当事者に問いかけ、当事者の意見を踏まえて証人尋問を実施するかしないかを定めるわけですから、それに役立つやりとりが行われるべきだと思います。

56条5項では、1項により示した心証はあくまで暫定的なものであるもので、後にこれを覆すことは当然許容されることを念のために規定しています。覆す可能性があるからこそ、この心証開示には意味があるのであって、あたり前のことを定めているだけです。いったん開示した以上、後からひっくり返すのは難しいと考える生真面目な方もいらっしゃるかもしれませんが、あくまで「当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行

うことができるようにするため」の手續ですから、全く拘束力はありませんということを明記しております。

なお、自分の側に不利な心証を開示した仲裁人を何とかして忌避するという戦術をとる当事者が出てくるのは本来の目的を逸脱した副作用ですので、56条6項では、1項に基づく心証開示をしたことを理由とする忌避申立てをすることはできない旨注意的に規定しています。他の理由で忌避申立てをすることは止めることはできませんが、少なくとも1項に基づく見解を示したことを理由にすることはできませんということです。

以上のような56条の手續が上手く行くかどうかは仲裁人の腕にかかっています。とはいえ、上手く動かすにはどうしたらよいかを一般的に考えることも有意義だと思われるので、JCAAとしては、サンプルやモデルを作る努力をしたいと思っております。

最後に、56条の副次的な効果について触れておきたいと思います。それは、和解を考える契機になり得るということです。暫定的とはいえ、仲裁廷の心証が書面で示されますので、この段階で、さらに手續を進めていくか、あるいは和解交渉を始めるかの判断のヒントになると思われます。特に、口頭での心証開示ではなく、書面による心証開示ですから、そのまま経営判断の場で配布するということも可能になります。口頭での心証開示のニュアンスを読みとるという曖昧さがなくことから、的確なビジネス判断もできるのではないかと思っております。

(b) 仲裁廷の暫定的な考え方の提示の時期

○山本 まさに、この56条の規定がインタラクティブ仲裁の中核的な規定にあたると考えられますので、もう少し詳しくご議論をいただきたいと思っております。

まずは、どれぐらいの時点で書面による心証開示をするのかということですが、56条1項では証人尋問の要否を決定する前までというふうになっているところですが。先ほどのお話で、基本的には、主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うと

いう趣旨だということですのでけれども、一場さん、このタイミングについてどういうふうに考えればよいでしょうか。

○一場 どのような手續モデルを想定するかによって変わってくるのかなと思っています。例えば主張書面を2往復させて証人尋問に行くような場合には、2往復した段階でひととおり当事者の主張がされるので、その段階で提示するということになるかと思えます。他方で、さみだれ式に手續を進行させる場合には、ある程度、中身が煮詰まってきたらやるということになるかなと思っています。

また、責任論と損害論とを分けて審理したほうが効率的であるような大型の事件であれば、例えば責任論が一段落したら1回やって、損害論が一段落したらもう1回やるとか、そういうことも考えられると思っております。

○山本 責任論と損害論との2段階に分けるとすれば、それぞれについての証人尋問を行う前の段階でということですか。

○一場 そうです。

○出井 証人尋問を行う前ということ、証人を誰にするかを定めるため、証人の要否を決める前ということになりますね。その時点で手続的・実質的な争点の整理がどの段階なのかという問題がありますね。これは手續モデルにもよるし、ケース・バイ・ケースかもしれません。

○一場 証人尋問の要否を決定するのは、証人尋問の直前になるのだと思います。もっとも、証人尋問の期日は、あらかじめ、ある程度日数を決めて設定しておかなければならないので、仲裁申立てと答弁があり、仲裁廷が成立した段階で進行協議(スケジューリング・カンファレンス)を行い(43条2項)、そこで、例えば、主張書面の2往復について期限を決めて、証人尋問を何月何日から1週間やりますというふうに決めておくことになるかと思えます。その後、2回主張書面を出した段階で、暫定的な考え方を提示し、証人として採用するかどうかというのが決まって、証人尋問に突入していくというイメージを考えています。

そうすると、証人候補者については、進行協議の段階で日程は押さえておいて、主張書面を提出

する際に陳述書も出していただくことになろうかと思います。ただし、実際に証人として尋問されるかどうかは、暫定的な考え方を提示された段階で決まるというイメージを持っております。

○出井 細かな話ですけども、陳述書をどの段階で出させるかというのはいろいろあって、証人を決めた後で出させる場合もあるのではないかと思います。書面の交換とあわせて陳述書を一緒に出すというほうが多いですかね。そうすると、今の一場さんの言われたことに合致してきますね。

○Freeman 一場さんが言われたのは、通常の方法かと思いますが、規則上も「証人尋問の可否を決定する前まで」と、証人尋問と連動させたような記載になってはいます。しかし、イノベティブな規則の精神を生かすとすれば、運用次第では、主張書面を2往復する前の1往復したところで、最初の争点整理の段階でも、主張自体失当に近い主張については積極的に指摘することも考えられなくはないと思います。あるいは、第1ラウンドの主張書面のやりとりの後で、ちょっとクッションを置いて争点整理をして、第2ラウンドの主張のフォーカルポイントを絞っていき、それが重要な争点に焦点をあてたヒアリングにつながっていくというような運用も理想型としてはあり得るのかもしれない。

○道垣内 そうですね。そもそもこの規定は書面による心証開示を義務づけているわけですが、商事仲裁規則に基づく仲裁においても、仲裁人の裁量で、心証開示は同じようにできるはずです。インタラクティブ仲裁の特徴はそれを義務化しているところだけですので、いずれの規則のもとでの仲裁手続でも、仲裁人の裁量で、事案に即した適切な手続をすることはできると思います。もちろん、両当事者が合意してそのようなことはしないで下さいということであれば、それに従うべきだと思いますが、そうでない限り、仲裁手続における仲裁人の裁量は相当広いと思います。

○山本 そうでしょうね。インタラクティブ仲裁の全体の趣旨からすれば、まさにFreemanさんが言われたような運用というのは趣旨にかなっているということになるのではないのでしょうか。一定

の段階で、しかも書面でこれを提示しなければならないというところが非常に大きな特色があると思います。

○垣内 Freemanさんのご発言の中で、初期の段階で仲裁廷がいろいろ言うというのは、ここは重要だと思うけれども、ここはあまり成り立たない、あまり重要ではない主張だというような割り振りをしていくとともに、重要な点については、もっと補充があるようであれば補充してくれとか、そういう話かと思います。これに対して、56条で定めているのは、最終的に残った重要と思われる点についての暫定的な心証を明らかにするということを義務づけているということです。したがって、Freemanさんがおっしゃったようなことは、より早い段階でも当然あり得るのだらうなという感じはします。

(c) 仲裁廷の暫定的な考え方の提示の方法

○山本 タイミングについては、ある程度のコンセンサスがあると思います。次に、具体的に書面に記載する内容についてですが、56条1項の1号と2号で、仲裁廷が重要と思量する事実上の争点と法律上の争点のそれぞれについて、仲裁廷がそれを確定することで、争点の重要性を明らかにすることになっています。逆に言えば、重要と思わない軽微な争点については、それを争点から実質的には落としていくということになるのだらうと思われます。この判断がどういうふうに行われるのかというあたりについて、Freemanさんからコメントをいただければと思います。

○Freeman これは難しい点だと思います。そもそも書面で意見を述べる難しさについては、規則の制定過程でも意見を述べさせていただいたところですが、抽象的に言えば、重要というのは仲裁廷のする最終的な仲裁判断に影響を及ぼすことをいうのではないかと思います。

そのタイミングについては、先ほど理想的な運用というところで述べさせていただいたように、可能な限り早いほうがよいと思います。具体的には、どれぐらい詳細な申立書や答弁書、準備書面が出てくるかにもかわりますので、一概には

言えませんが、形としては、裁判所という釈明に似たような運用も加味したやり方になるのかなと思います。

○山本 それに対して2項で、当事者の側からは、この争点も重要であるという主張が出てくることは想定されるということなのでしょうね。

○Freeman そうですね。ですから、そういった意見が出てきたときに、どう対応するかは思案のしどころだと思います。場合によっては、電話会議などで当事者と少しやりとりをして、詳細を詰めて、必要があれば、重要な点を追加していくということもあるでしょうし、当事者が納得すれば違う形で少し整理をする等、最終的には当事者の納得も重要です。当事者の意見への配慮は必須ではないかと思います。

○出井 Freemanさんのご発言の中で、争点の確定という言葉が出てきたのですが、そこでいう確定というのは、それ以上の争点追加を許さない、あるいは争点追加する場合には仲裁廷の許可が必要であるとか、そういう意味での確定ではないのですね。

○山本 そうではないと思います。

○出井 仲裁廷が重要と考えることを、単に示す・確認するみたいな感じですか。

○山本 ええそうでしょう。当事者からみれば、実際上は、そこで重要でないとと言われると、仲裁判断の結果が決まってしまうということは想定されますので、重要な点ですが、その後の手続において仲裁廷の心証を覆すこともできるという前提かと思います。不意打ちを防止するという効果もあろうかと思います。

○出井 そういう意味で確定という言葉が使われているのであれば、そういうイメージでよいと思います。この重要というのも確認しておきたいのですが、軽微な争点については、仲裁廷が心証開示をしなくてよいという意味なのか、重要と考えたもの以外は争点から落としますよというサインなのか、そこを確認しておきたいです。

○山本 後者でしょうか。

○出井 そうですか。私は前者にとらえていました。全ての争点について暫定的な考え方を示す必

要はないけれども、重要なものについてだけは暫定的な考え方を、わからないならわからないなりに示すということであって、ほかのものを争点から落としてしまうという趣旨ではないのではないかと思います。

○山本 争点から落とすということの意味ですけども、私の認識はFreemanさんが言われた重要というのと同じことで、仲裁判断に影響すると思われる争点、最終的にその点の認定が仲裁判断を左右すると思われる点が重要な争点であって、結論に影響しないものは軽微であるという認識です。

○道垣内 例えば契約違反をめぐる紛争において損害賠償請求がされていて、相手方は「契約がそもそも成立していない。仮に成立していても違反ではない」と主張しているとします。前者の契約が成立していないという点については、両当事者の社印のある契約書が存在し、それが偽造であるということを示す証拠は提出されていないという場合、契約の成否という点について、成立しているものと判断している、との記載をしていれば、相手方からこの判断を覆すに足りる新たな証拠が提出されない限り、仲裁手続としては、契約違反の有無と違反があると認定された場合の損害賠償額の算定をめぐるって進められていくということになると思います。

先程のお話によりますと、契約成立の点はもはや軽微な争点だから56条1項2号に基づいて取り上げる争点にはならないというお考えでしょうか。

○Freeman それはケース・バイ・ケースだと思います。例えば、仲裁廷が、契約は成立していると判断して争点として取り上げなかったところ、当事者が「当事者が全く署名する気がないのに署名したことをヒアリングで立証したい」と主張してきた場合には、いうまでもなく当事者の重要性の判断をまずは尊重して争点を組み直す必要があると思います。

○道垣内 仲裁廷としては、最初に示す書面では、契約成立のところはそもそも重要な争点ではないと判断して記載しないということもあり得るわけですね。

○Freeman あり得るでしょう。

○山本 そうでしょうね。

○道垣内 仲裁廷としてはそもそも争点として記載はしてなくても、当事者が争点としては残っていると主張するのであれば、それについて自己に有利に主張立証していくということですね。それはあってよいと思います。争点として復活ないし追加されるということですね。

○出井 それは争点になると考えます。契約違反の主張は契約が成立していることを前提としているので、契約が成立していないのであれば契約違反もあり得ない。結論に影響します。

○道垣内 理論的にはそうですね。

○出井 当事者が主張して争っている以上は争点にはなる。しかし、そこについて心証開示をしなければいけないのかというと、そこまでの必要はないのではないかと考えていたのですが、いかがでしょうか。

○山本 しかし、明らかに契約は成立しているという心証を開示すべきなのではないですか。それを書面にして開示すべきであろうと思います。

○出井 何も言わなければ、仲裁廷はもはや契約成立という心証を形成していると受け取られると思います。当事者としては、まだその点について諦めていないのであれば、仲裁廷としては、争点としてあげておかねばならないのではないかと思います。しかし、それとその争点について心証を開示しなければならないかどうかは別の問題という整理です。

○山本 仲裁廷としては契約成立とみているのであれば、証拠から明らかに契約は成立しているという心証を持っていると書くべきではないでしょうか。

○出井 そうすると、それは結構大変な作業になるような気がします。ひと言そういう争点もあるということをテイクノートするだけでもいいのではないかと考えていました。認められるかどうかの心証は示さないということです。

○垣内 単なる争点と重要な争点というのがあるわけですね。

○道垣内 そうでしょうが、区別は難しいですね。

○出井 実際の事件では、公序良俗違反とか、独

占禁止法違反とか、いろいろな主張がされることがあります。テイクノートはするけれども、それについて、これはなかなか難しいですよとか、これは証人尋問の結果によりますよとか、これはおそらく認められると思いますとか、いちいち結論に影響を及ぼし得る全部の争点について言わなければいけないとすると結構大変です。しかもそれを書面でということになるとなお大変です。なお、先ほど議論した例について、確かに、契約の成立の問題など議論の前提となるような争点の場合は心証開示すべきであるという考え方はあるでしょう。しかしそれを含めて何が重要かは仲裁廷の裁量ということでよいのではないかと思います。

○道垣内 仲裁廷が重要と思料するか否かの判断次第かと思います。

○山本 取るに足らない主張のようなものは書く必要がないということではないですか。

○道垣内 当初は書かないで、当事者が指摘してくれば、事後的に争点として載せ、心証を示すということでしょうか。

○出井 主張整理としては書いておかないとまずいと思います。

○山本 主張整理としてはそうだけど、1項で定めている書面においては書く必要はないのではないのでしょうか。

○出井 確かに、56条1項の書面においてはそうかもしれませんね。

○垣内 さきほどの例で、契約の成否は重要な争点ではないと考えれば、56条1項の書面には書かないのでしょうか。形式的には争点ではあるけれども、仲裁廷としては、明らかに契約は成立しているという心証を得ている以上、重要な争点だとはもはやいえず、56条1項の書面による心証開示の対象にはならないということになろうかと思います。

○道垣内 仲裁判断にはもちろん書かなければいけないですね。

○垣内 はい。仲裁判断には書くことになりますが、56条1項の書面に記載すべき重要な争点には、それは含まれないということかと思います。

○道垣内 どの争点について事後の手續において

当事者に注力してほしいのかということを示すという仲裁廷からのメッセージという意味もあるのではないのでしょうか。

○垣内 そうした観点から見ますと実際には当事者は争っているのだけれども、それが重要な争点としてあがっていないということは、結論は決まっているというふうに仲裁廷が暫定的にはあるけれども判断しているということを黙示には開示していることになるかもしれません。

○出井 やり方によるのでしょうか、そのように受け取られることもあり得ると思います。

○垣内 丁寧に書くということであれば、全部の争点を書いて、それぞれについての心証を開示するということはもちろん可能でしょうね。

○山本 それはあり得る方法でしょうね。

○出井 こういう書面を示すときに、当事者が契約の成否について争っているときに、それを全くテイクノートもしないとすると、当事者は提出した主張書面を仲裁廷は読んでいないのではないかという不満・不信につながることもあり、仲裁人としては注意を払うべきところだと思います。

○垣内 例えば、本件の争点としては1から8までであると全部書いて、以上のうち、本仲裁廷が重要と思料する争点は1と5と7であるとしたうえで、それぞれについて暫定的な考え方を示すというような書類をつくってもいいわけですね。

○山本 それは非常に丁寧ですね。

○道垣内 1と5と7の項目については、まだ確たる心証は形成できていないけれども、これらは重要であると思料している旨明記し、残りの項目については現時点ではこの方向だと判断していると明記する方がいいのではないのでしょうか。

○垣内 1と5と7の項目は重要であると思料しているけれども、まだ確たる心証が形成できていないということであれば、そう書いてもいいでしょうね。

○垣内 そう考えますと、結局、暫定的な考え方は全ての争点について書くべきだということになりますか。

○道垣内 全ての争点について心証を書く必要はないと思っております。

○山本 それを除くものは大体わかっているとい

うことを間接的に示しているということですね。

○道垣内 今後の手続で判断を固めていく重要な争点はこれとこれだということが当事者にわかれればいいのではないのでしょうか。

○一場 「重要な」のとらえ方ですが、契約の成立の部分は、ある意味どうでもいい論点ではあるけれども、そこが崩れると全てに影響があるという意味では、「重要な」に該当すると整理し、「契約の成立が争点になっている、暫定的な考え方として成立は認められる」と1行だけ書いておくのがよいのではないのでしょうか。すなわち、暫定的な考え方の提示の際に注力するのは、以下のイロハの論点の方だけれども、契約成立についても1行書いておいたほうがよいのではないのでしょうか。

○道垣内 争点について、暫定的な心証形成ができていないものはその内容を書き、できていないものについてはできていないと書くということだと思います。もっとも、前者の心証形成ができていない項目について、当事者がその心証を覆すべく主張立証してくるということは当然あり得ると思います。それは、心証開示をするか否かを問わず、当事者が争うという姿勢をとる限り、止められないと思います。

○垣内 そうですね。

○一場 主たる論点が独占禁止法の点だとしたら、仲裁廷は、主たる論点は独占禁止法の問題だと理解していると、そのことがわかるように書くべきではないのでしょうか。

○山本 そうということがわかるように書ければ、基本的にはそれでいいと思います。

○道垣内 証人尋問は時間が限られているわけですから、重要な争点について有利な判断を引き出すような証人を連れてきてくださいということです。

○出井 そうですね。証人尋問を効率的に行うためには、そういったサインを出すという意味は大いにありますね。

○山本 裁判所で争点整理といわれることの本質もそれだと思っています。

(d) 心証開示の方法

○山本 それから、暫定的な考え方ということで

すけれども、これも委員会ではどういうふうを書くのかということがかなり議論されました。心証の開示の仕方について、最初に道垣内さんからご説明がありましたが、わからないことはわからないと書くということでよいということです。この点、出井さんからお願いします。

○出井 前にも議論しましたように、書面による心証開示というのは、裁判官であれ、仲裁人であれ、なかなか難しいところがあって、争点の特定、争点整理はそれほどでもないのですが、心証となると事件の結論を暫定的なものであれあらかじめかなりの程度言ってしまうようなことにもなるので、特に書面にする場合は言葉を選ばないと、偏頗だと言われかねない、受け取られかねないと思います。つまり、「証言も聞かずに、予断をもって書面だけで判断しているのか」ということを言われかねないので、仲裁人としては慎重になることです。

そうすると、かなりぼかした表現になるか、あるいは先ほどの話で言うと、重要なところは証言を聞いて心証をとりますというような言い方になるのでしょうか。もう少し踏み込んで、こういう点に注目をしていますと、それくらいまでは書けばよいのだと思いますが、なかなか書き方は難しいですね。

もう一つは、手続的なというか、実務的なことを申し上げますと、合議体で行う場合は、まさにどういう争点について、どこまでの心証を、どういう開示の仕方をするのかを書面に基づいて合議をするわけですね。そうすると、全部同じ地域に仲裁人がいれば会って何度も話し合いますが、離れているとなかなかそれができなくて、このプロセスが実際にワークするのが懸念があります。結局当事者の了解をとってこのプロセスをやめてしまうか、あるいは当たり障りのない暫定的な考え方、中心的な争点については心証を示さないような開示になってしまうということも考えられます。

インタラクティブ仲裁は、仲裁廷と当事者の間の対話を促進しより効率的な審理、迅速な審理を目指すというものですが、56条のプロセスが重いものになってしまい、所期の目的が達成できない

おそれがあることを懸念しています。おそらく、案件の性質や仲裁廷の構成にもよるのでしょうが、インタラクティブ仲裁のよいところを活かせるよう、運用上の工夫が必要であると思います。

道垣内さんからご説明があったように、56条の趣旨は証人尋問あるいは審問での弁論について、全部を網羅的にやるのではなくて、仲裁廷が関心を持っている、あるいは疑問に思っているところを示してあげて、できるだけそこにフォーカスしてもらうというところに意味があるので、そういう趣旨を踏まえて暫定的な考え方の提示をすることになるでしょう。

ただ、「私は、この争点のあなたの主張は認められる可能性はないとこの段階で考えています」とか、そういうことを言うのは慎重になる仲裁人が多いのではないかなと思います。「争点であることはちゃんとわかっています。ご主張はわかっています。これよりも、こちらのほうがもっと大きな問題ではないでしょうか」くらいは言うと思いますが、それ以上はどうでしょうか。そして、そういったことは口頭だと言えるのですが、書面にするととなると実務上はなかなか難しい問題に直面するのではないかなと思います。

○道垣内 口頭での「対話」にも利点は多いと思うのですが、母国語が違う当事者・代理人が関わっている仲裁の場では、口頭で何らかのニュアンスを伝えようとしても、誤解や曲解が生じかねません。仲裁人に脅迫的なことを言われたといった受け取られ方をするリスクは是非避けるべきだと思います。書面を作成するのは大変ですが、書面で心証開示をするのであれば弊害が大きいと思います。書面化することの利点のひとつとして、特に3名の仲裁人で構成される仲裁廷においては、仲裁人の合議が緻密に行われ、どのように事件を捉えているかについての相互理解が進むという点が間違いなくあると思います。

○出井 今おっしゃったように、その合議をこの段階であることを事実上義務づけるということになるのですね。

○道垣内 3名の仲裁人の場合にはそういうことになると思います。

○出井 それはそれで審議の充実に資することであると思いますが、どれくらいプラクティカルかどうかということが問題です。繰り返しますけど、同じ地域に仲裁人がいれば、それは可能なのかもしれませんが、日本とシンガポールとフランスに仲裁人がいるという場合に、どれだけそれができるのかということが心配なところですね。

○道垣内 テレビ会議なり電話会議をして、しっかり議論していただきたいと思います。書面を作成するわけですから、仲裁廷の長はそのドラフトを作成し、それを各仲裁人が読みながら議論をすることになると思います。会議の後、仲裁廷の長がそこでの結論を踏まえたドラフトを再度提出するか、その場で画面を共有しつつ修正するという作業をして、最終的に多数決で決定した文書を当事者に示すことになります。会議をすることは不可欠だと思います。

(e) 証人尋問の採否

○山本 できるかどうかはともかくとして、大体のイメージはできたのではないかと思います。そうすると、こういう形で重要な争点とそれについての暫定的な考え方が提示され、それに対し、当事者が意見を述べる。先ほどからでているように、証人尋問をするかどうか、あるいはその中身を決めていくということが重要な目的で、当事者も証人尋問を求めるか否かについて意見を述べるができる旨3項の後段で定められています。そして、その意見も勘案して仲裁廷が証人尋問を行うか否かを決定しなければならないというのが4項です。証人尋問を行うか否かの決定の場合に、どういう点を考慮して判断をするか、これもケース・バイ・ケースというところがあるのではないかと思いますけれども、垣内さんから、コメントいただけますか。

○垣内 ごく一般的な整理として申しますと、証人尋問を行うべきなのはどういう場合かといえ、ある事実について争いがある、それについて心証を形成して確定する必要がある場合です。つまり、一方で、証人以外の証拠を見ても十分な心証を得ることができない場合であって、他方で、

証人尋問を実施すれば心証の確度といいましょうか、講学上の概念で言えば、解明度ということになるかと思いますが、これが向上するということが相応に見込まれる場合です。相応に見込まれるというのは、証人尋問をした場合における時間的あるいは金銭的なコストに見合うだけの向上が見込まれると判断されるという意味であり、そうであれば、証人尋問を行うことが適切だという判断になるのだと思います。

したがって、仲裁廷がそうした決定をする際に、前提として、その事実について確定する必要があるのかどうか、例えば先ほど契約の成否の話がありましたけれども、契約の成否について、既に結論が成立していないということで決まっているのであれば、その先の事実は確認する必要がないということになるわけです。また、その争点について判断をするまでもなく結論が出る場合や、他に十分な証拠があって、証人尋問をしても心証が動かないだろうと見込まれる場合には、証人尋問の必要はないということになります。また証人は申請されているけれども、その証人に聞いてもどこまでわかるのかという点について、あまり見込みがないということであれば、証人尋問するだけのメリットがないということになるのだと思います。

他方で、心証形成の面ではある程度有効だろうと見込まれるのだけれども、証人が多数に及ぶとか、所在が離れていていろいろな場所に分散しているとか、健康上の状態に問題があるとかといったことで、事実上、尋問するのが困難だということもあり得ます。その場合に、例えば陳述書で済ませるといったような形で、その事実の重要度に応じて絞り込みを図っていくということは当然あるのだと思います。そのあたりの事情を種々勘案して、一番重要な人についてきちんと取り調べをするということかなと思っています。

○山本 その段階で、尋問事項というか、この証人についてはこういうことを聞くということも固まるということなのですね。

○垣内 そうですね。要証事実は何かということの関係で必要性を判断することにはならざるを得ないと思いますので、そこがあやふやだと、

証人尋問をわざわざ実施するということにはつながらないのかなと思います。

○山本 実務的にはどうでしょうか。

○出井 抽象的には、今おっしゃったとおりだと思います。ただ、先ほど申し上げたように、証人候補者は、圧倒的に多くの場合、当事者が出してくるわけですね。それがあまりにも多いと、どうかして数を絞ってくれないかということはありませんが、当事者が出してきた証人を、「これは必要性がないから、つまり、ほかのところで心証が決まっていますから、この証人には聞かなくていいでしょう」として退ける仲裁人は、そんなに多くないのではないかと思います。先ほど申し上げたように、偏頗と言われるおそれとか、説明の十分な機会を与えなかったということで、25条違反を後で主張されるリスク等も考えると、できる限り当事者が出してくるものは受け入れるということだと思います。

もっとも、このインタラクティブ仲裁でそういう実務傾向をそのまま持ち込んでよいのかというのはあるかと思っています。ある程度、仲裁廷が暫定的な考え方を示すことによって、当事者のほうで自主的に「この証人は立てなくていいだろう」と判断する方向に持っていくことが期待されるのではないかと思います。それでも仲裁廷は、例えば契約の成否についてはほぼ認められると思っていると書いたとしても、それだからこそ証人尋問で、なぜこれが錯誤無効だったかというのは明らかにしたいという場合には、それをだめだというのはなかなか難しいのではないかと思います。

もう一点は、恐らく陳述書で代えられることもあるのだと思いますが、陳述書は反対尋問を経ないという供述証拠であり、相手方が供述者を反対尋問する権利というのは国際仲裁ではほぼ常識だと思います。したがって、相手方が同意しないと、逆にそれは証拠として採用することは控えるべきだという規制が働くのではないかと思います。

尋問事項の話が出ましたが、尋問事項という形で当事者が出してもらうということもあるでしょうし、先ほど一場さんとのやりとりの中にも出てきたように、その段階で既に陳述書が出ていて、

その陳述書に基づいて何を言うかはわかっていると、あとはその反対尋問だけであるという場合があると思いますので、そういうところで本当に必要な証人なのか、それは相手方もわかりますから、それだったら別に証人として証言を聞かなくても結構ですから、あとは法律と契約の解釈の問題なのでということになるかもしれませんし、そういうふうにして証人尋問を行うか否かを決定するということは十分あり得ると思います。

○山本 日本の裁判所の実務では、基本的には証人尋問を行う場合、事前に陳述書を出すというのはかなり一般的な運営になっていると思いますけれども、仲裁では、必ずしも陳述書が出ているとは限らないということですか。

○出井 出ているほうが多いと思いますけどね。

○山本 相手方も大体どういうことを言うかということはわかっているということですね。

○出井 そうですね。仲裁では、主尋問は省略する場合も結構多くて、私は重要な部分だけは主尋問をやってくださいと言いますが、審問は反対尋問の機会を保証するためというふうに割り切って位置づける仲裁人もいます。したがって、陳述書は出ているという前提ですね。

○Freeman 出井さんが言われた手続保障の重要性というのは同感するところです。当事者がどうしても立証したいという申し出をしてきたときに、どこでバランスをとるかということ、インタラクティブ規則の趣旨からすると、できるだけ説得はするけれども、ぎりぎりのところでは当事者主義のほうに少しウェイトを置いて、当事者に証人尋問を実施させるということにはなるのではないかと思います。仲裁では、手続的な瑕疵が仲裁判断の取消事由になるという決定的な裁判との違いがありますので。ですから、そういうふうになるのではないかなと思います。

○山本 既にでていところかもしれませんが、そういうことで証人尋問を行うということになったときに、インタラクティブ仲裁の趣旨を踏まえて証人尋問を効率的に行っていくということについて、どういったところに注意して準備したらいいでしょうか。

○一場 インタラクティブ仲裁かどうかにかかわらず、証人尋問は準備が一番重要だと思います。まず、スケジュールをきちんと決めておくことが重要です。主尋問をやるなら何分、反対尋問は何分という形できちんと決めておく。あるいは、双方、持ち時間は何時間というのがある、ほぼ同じような持ち時間で内訳を当事者が自由に割り振るというのもひとつの考え方としてあると思います。そのことを踏まえて、スケジュールをある程度きちんと決めておくことが考えられます。また、テクニカルな点としては、陳述書を提出して、証人が何を話すか事前にわかるようにしておくことも重要だと思います。

それから、書証については、書証の量が少なければ問題は少ないと思いますが、大量にあるような場合には、例えば証人尋問で使うものは抜き出してバンドルにしておくとか、時系列に並べたバンドルを新たに作るとか、そういった工夫も必要になってくると思います。

さらに、通訳や速記があるのか、ないのかというところも、手続の進行にかかわってきて、事前調整がそれなりに必要になるかと思います。それから、通訳、速記の関係で機器を使うのであれば、その機器のデモを事前にやっておくといったことが、証人尋問をスムーズにやるポイントになると思います。

○山本 なるほど。

○事務局 最初から仲裁人が質問するということはあるのでしょうか。

○一場 通常は、当事者（代理人）が最初に質問すると思います。

○事務局 過去の事例で、代理人の先生が未熟な方であったのですが、仲裁人が主導的に質問を行い、迅速に証人尋問を行った事例がありました。

○山本 確かにドイツの民事訴訟では、そういう感じでやっていると思います。規定はありますね。

○出井 日本の民事訴訟には尋問の順序の規定がありますが、仲裁には、尋問の順序について規定はないので、やることはできるのでしょうか、あまりそれは見たことないですね。

○一場 陳述書が提出されて主尋問を省略することとなり、さらに、反対尋問を行うべき当事者代

理人が出席しないのであれば、仲裁人に質問をしていただくということはあるかもしれません。もっとも、仲裁人が記録をきちんと読んでいることが、仲裁人から質問を行う前提になると思います。

○山本 このインタラクティブ仲裁規則のもとで、仲裁人が暫定的な心証開示を書面でしていることを前提とすれば、仲裁人の主導によって証人尋問を進めることはできるのではないのでしょうか。

○一場 最初に仲裁人に質問をしていただいて、仲裁人が関心を持っている点を明らかにしていた上で、不足する点や、仲裁人の誤解があれば、当事者が更に補足するという進め方もあり得るかもしれません。

○垣内 先ほどご指摘があったように、当事者がどうしても聞いてほしいとこだわっている証人については、仲裁廷がいくらこれは必要ないだろうと思っても、それをやらないということは実際上難しいのではないかというのは、そのとおりだろうと思います。

関連して、手続費用の負担のところでは、仲裁廷が当事者の負担割合を定めるわけですが、そのような証人についての尋問を実施したけれども、結果としてあまり意味がなかったという場合、常にというわけではありませんが、費用の負担割合の面で、その点を考慮するということはあり得るのかなと思います。

○道垣内 さらに、証人尋問全体について、片方の当事者が証人尋問は必要ないと主張したにもかかわらず証人尋問が実施され、しかし結局は意味がなかったのであれば、証人尋問に係る費用は証人尋問に固執した側が負担するということはある得ると思います。

○一場 別の話ですが、英米法の教育を受けた法律家は、尋問が長くなる傾向があるのではないかと思います。

○Freeman そういう現象は確かにあり、当事者の口頭でのやりとりをすごく重視する傾向があると思います。

○出井 それは、仲裁人が英米法系であった場合ということでしょうか、それとも、代理人が英米法系である場合でしょうか。

○一場 例えば日本の代理人だったら、30分で済ませられる尋問が、英米法系の代理人だと1時間とか2時間続くことがあります。日本の法律家は、パンデクテン法学の影響か、比較的、物事を整理して話す傾向があると思うのですが、英米法系の法律家は、同じことについてグルグルと回りながら話すというか、行ったり来たりしながら話すという傾向があるように感じています。

○道垣内 私の経験でも、英米法系の仲裁人と一緒に仲裁廷を構成した際、一方の当事者側の証人（従業員でした）が、当該当事者側に不利なことをポロッと言ったことがありました。その点は全体の中での比重はごく小さなことだったのですが、英米法系の法律家である仲裁人はこの点を大変重視しました。それは言い間違いかもしれないし、全体の中の一つの要素にすぎないとも思われるのですが、その発言を重視して、その当事者側の主張全体が怪しいのではないかとということまで考えるようでした。口から出た言葉というものの捉え方が少なくとも私とは大変違うと思ったので、強く印象づけられました。法文化の違いでしょうか。

○山本 英米法系では一般に口頭のやりとりを重視するのでしょうか。

○Freeman すごく強い意味で重視する傾向があると思いますね。

○山本 日本はどちらかというと、書面重視ですね。

○一場 そういうことから、英米法系の法律家が関わっている仲裁においては、スケジュールを組む際に、日本の法律家だけが関わる仲裁と比べて、ある程度の時間の余裕が必要になってくると思います。

○Freeman そういったバックグラウンドを持っている場合は確かにそうかもしれませんね。

(f) 心証開示と和解の関係

○山本 さて、道垣内さんからお話があったように心証開示というのは、和解に対して一定の影響というか、促進する効果があるのではないかと思います。民事訴訟の場合にも、心証開示と和解の関係は議論されているところですが

ども、インタラクティブ仲裁でこういう暫定的な考え方が提示されるということと和解との関係について、いかがでしょうか。

○Freeman 法制度にもよりますが、国際仲裁では一般には、和解を仲裁人が積極的に勧めることは期待されておらず、そういう運用もなされていないのが一般的だと思います。インタラクティブ仲裁規則について言うと、心証がかなり明確に示された場合には、それによって当事者が和解を促される可能性はあります。むしろ、そうすることによって仲裁判断を作成せずに終了すれば、報償金も定額なので合理的ですね。仲裁人の立場からすると、仲裁判断作成に要する80時間ないし100時間という時間が節減されますし、当事者からすれば、それだけ迅速な解決に結びつくということもあり得るのではないのでしょうか。

そのときには、JCAA規則の中で特徴的な、インタラクティブ規則60条が、仲裁人が調停人を務める場合の特則として存在します。これを活かすことによって、同じ手続内で仲裁人に調停人を兼ねてもらい、効率的に和解による終結に至ることができるのも一つの選択肢かと思います。

○山本 そのこと自体は、いいことだろうということなのでしょうか。

○Freeman そうなのでしょうね。インタラクティブ規則の趣旨からすると、迅速に心証開示することによる副次的な効果という位置づけでしょうが、それに当事者が納得して和解に応じるのであれば、当事者にとってもメリットではないのでしょうか。

○出井 この段階での暫定的な考え方の提示が当事者間の和解に結果としてつながるということはあると思います。ただ、気をつけなければいけないのは、仲裁廷が、仲裁人が和解のイニシアティブをとることについては慎重な考え方が国際的には支配的であるという点であり、このことには留意しなければいけないと思います。特に日本の仲裁法は、それまでの日本の一部の仲裁実務への海外からの批判を踏まえて、原則として当事者の書面の承諾がなければ和解に入ってはならないとしており、UNCITRALモデル法よりもさらに厳しい規律を設けています。

インタラクティブ仲裁規則はそれを変えるわけではありませんから、影響があるとしても、あくまでも事実上のものであると思います。

Freemanさんからもお話があったように、このインタラクティブ仲裁に対してあり得る批判の一つとして、仲裁人が和解についてインセンティブを持ってしまわないかという点があります。つまり、定額ですから、早く終わらせることにインセンティブはありうるわけですね。まさに、早く終わらせるというのが、和解で早く終わらせるという方向に行くと、もともと日本の一部の仲裁実務に対してあった批判を再び呼び起こしてしまうことになるのではないかと思います。したがって、あくまでも、これは事実上の効果であるということと考えるべきだと私は思っております。

○道垣内 おっしゃるとおりです。裁判は三審制ですので、地裁の裁判官がいくら強硬に和解を勧めても、「判決をください。控訴しますから」と言えますが、仲裁は一審制ですので、仲裁人は裁判官よりもずっと強い権限を持っています。そのため、仲裁人の姿勢次第では、「圧力をかけられた」と言われかねません。仲裁人の方にはこの点について相当注意して頂きたいと思います。

3. 仲裁人報酬金(インタラクティブ仲裁規則94条・95条)

第94条(単独の仲裁人の場合の仲裁人報酬金)

- 1 単独仲裁人による仲裁の場合の仲裁人報酬金は、以下の通りとする。

請求金額又は請求の経済的価値	仲裁人報酬金 (消費税を含まない。)
5000万円未満	100万円
5000万円以上 1億円未満	200万円
1億円以上50億円未満	300万円
50億円以上 100億円未満	400万円
100億円以上	500万円

- 2 経済的価値が算定できないか又はその算定が困難な請求の経済的価値は7000万円とみなす。

第95条(3名の仲裁人の場合の仲裁人報酬金)

- 1 3名の仲裁人による仲裁の場合の仲裁人報酬金は、以下の通りとする。

請求金額又は請求の経済的価値	当事者選任仲裁人の報酬金 (消費税を含まない。)	仲裁廷の長の報酬金 (消費税を含まない。)
5000万円未満	70万円	120万円
5000万円以上 1億円未満	150万円	250万円
1億円以上 50億円未満	250万円	400万円
50億円以上 100億円未満	350万円	500万円
100億円以上	400万円	600万円

- 2 前項の請求金額又は請求の経済的価値の算定においては、前条第2項の規定を適用する。

○山本 最後に仲裁報酬金についてです。インタラクティブ仲裁の特徴として、仲裁人報酬金を原則として定額制にしているという点があります。タイム・チャージ制と比較した場合、トータルの金額が安くなるかどうかは、稼働時間次第ですね。とはいえ、概していえば、やや低い水準で定額化されたということになるかと思います。このような規定の趣旨について、道垣内さん、お願いします。

(a) 規定の趣旨

○道垣内 インタラクティブ仲裁規則において仲裁人報酬金を係争額に応じた定額制としている第1の理由は、仲裁人の廉潔性という考え方にあります。判断権者なのだから、神の如くとまでは言いませんが、報酬のための仕事を越えた気高いものであるべきだという考え方です。代理人は依頼者のために苦勞することが多いので、報酬は重要な要素かもしれませんが、仲裁人の立場は代理人とは大きく異なると思います。ただ、この点は議論があるところであり、これだけが理由ではありません。

第2の理由として、国内の紛争を視野に入れているということがあります。日本の国内紛争につ

いては裁判が圧倒的に優勢な紛争解決手段になっているわけですが、国内の当事者に仲裁を選択肢として考えていただくには、予測可能性をできるだけ高くする必要があり、一審制で定額の仲裁人報酬金にすることにより、三審制の裁判と比べてトータルコストとして安いという判断をしていたことが必要だろうと思ったわけです。そもそも、中堅企業以下の場合、紛争処理のために弁護士さんに依頼する場合、成功報酬制を採用することが多いと思います。そのような当事者の中にはタイム・チャージ制というものをそもそも知らない方もいらっしゃるかもしれません。仮にタイム・チャージ制について説明して理解していただけたとしても、当事者としては早くてコストをかけない紛争解決を期待しているのに、仲裁人報酬金は時間がかかればかかるほど高額になっていくという仕組みは気持ちとして違和感があり、理解しがたいと言われかねません。このようにコストについての予測可能性を高めようというのが第2の理由です。

第3に、迅速な解決にプラスに作用するだろうということも定額制採用の理由です。手続に要する時間が早くても遅くても同じ額ということは、無駄になってしまいそうな手続をすること、無用に長い仲裁判断を書くことは減るのではないかと思います。96条は、「仲裁人報酬金は、当事者によるすべての請求の取り下げにより仲裁手続が終了した場合であっても、減額されない。」と定めています。

JCAA仲裁のボリューム・ゾーンは、1億円から10億円の間の事件ですので、単独仲裁人だと300万円であり、3人の仲裁だと、当事者選任仲裁人250万円が2名と仲裁廷の長が400万円で、合わせて900万円となり、1000万円以下になるような設定にしています。当事者選任仲裁人と仲裁廷の長との報酬金額の比率は、想定される仕事量を反映しています。このような金額が安いのか高いかは、どれくらいの時間がかかるかによるので、仲裁合意の際に生じ得る紛争の見通しを立てて慎重に考えていただきたいと思います。

(b) 仲裁人の確保

○山本 定額制を設けた理由について道垣内さんから説明があり、こういう報酬水準になったということです。これについて何かコメントがあれば、いただければと思います。

○出井 定額制のメリットは予測可能性があるということだと思います。それから、先ほどご説明があったように、結果として、全般的に抑えぎみになるということですね。他方で、インタラクティブ仲裁というのは、仲裁人にとっても、代理人にとってもインテンシブな手続を要求することになるかと思います。インテンシブな手続であるのに報酬が低く抑えられるということについて仲裁人から文句が出ないか、そんなに安くてはお引き受けできませんと言われ、仲裁人のなり手が少なくなったりしないか、あるいは97条に基づき、仲裁廷成立前の当事者の合意により、増額変更される例が多くならないか等々、今後の運用が注視されます。

○道垣内 定額制の仲裁人報酬金では仲裁人を受けてくれる人がいなくて困るのではないかとのご指摘は、パブリック・コメント等でもいただきました。しかし、実際には、仲裁人候補者データベースの構築の過程で、3つの仲裁規則について、仲裁人報酬金の仕組みの違いについて説明した上で、どの規則のもとでの仲裁人をお務めいただけますかという質問をしているところ、これまでのところ、3つともチェックをつけて下さっている方が一番多く、既に相当数に達しています。したがって、仲裁人のなり手が少ないのではないかと懸念は当たっていないのではないかと思います。JCAAとしてはあまり心配しておりません。

○事務局 仲裁人候補者データベースにおいて、現時点では、日本人の方は、どの規則のもとでの仲裁をお願いできるかという問いに対する回答としては商事仲裁規則が一番多く、UNCITRAL仲裁規則が一番少ないです。他方、外国人の方の場合は、UNCITRAL仲裁規則のもとでの仲裁であればするというのが一番多くて、インタラクティブ仲裁が一番少ないです。とはいえ、圧倒的な数字の差があるというわけではありません。

○道垣内 インタラクティブ仲裁規則のもとでの仲裁人をやってもよいとする仲裁人の内訳はどうなっていますか。

○事務局 2019年8月20日の時点で、全部で228名です。そのうち日本人が79名、外国人が149名です。データベースに入っている方々の数全体の半分以上です。

○道垣内 仲裁人の仕事は、法律家としてはやってみたいと思われるようで、報酬金は二の次だという方も結構いると思います。

○Freeman 先ほど商事仲裁規則の議論でも申し上げましたが、適正な報酬の設定は、有能な仲裁人を確保する上では重要な点だと思います。仲裁人のマーケットをどう考えるのかにもかわりますが、実力がある若手を活用していく方向もひとつのよい方策であり、報酬額が多少低くても引き受けて仲裁人を経験してもらうというような運用の仕方もあると思います。いずれにしても、非常に重要な点ですから、例えばICC仲裁でもされているように、仲裁の終了後に、当事者や仲裁人にアンケートなどを実施して、その報酬が適切であるかどうかを含め、インタラクティブ仲裁規則についての満足度を調査するのも有益ではないでしょうか。

○道垣内 日本における仲裁の振興策の一環として、若い方にも是非仲裁人を経験してもらい、仲裁人として熟達していただきたいと思います。他方、リタイアされた元裁判官の方とか、パートナーをお辞めになって、事務所経営と関係のない立場になられた方も、それぞれの経験を有益に活かしていただきたいと思っており、仲裁人の宝庫はあちこちにあると思っております。

○Freeman そうかもしれませんね。

○山本 最初に申し上げたように、リタイアした裁判官というのはひとつ、有力な仲裁人の供給源として考えられるだろうと思います。その人たちは霞を食べているわけではありませんが、既に十分食べられる蓄積はあるので、他方でしかし、まだ十分に活力をお持ちであり、紛争解決に携わることに前向きな方は結構いらっしゃる感じがします。その人たちであれば、報酬金の金額は

必ずしも問題ではなく、仲裁人を引き受けてくださるように思います。国内の仲裁事件であれば、特に有力な候補者であると思われます。

IV. 仲裁規則の選択

1. UNCITRAL仲裁規則+UNCITRAL仲裁管理規則との使い分け

○山本 以上で個別の規定の議論を終え、仲裁規則の選択という問題に移りたいと思います。JCAAには、商事仲裁規則、インタラクティブ仲裁規則、それからUNCITRAL仲裁規則という3つの規則があるところ、規則上は、商事仲裁規則がデフォルトになっていて、単にJCAAで仲裁をするという合意がある場合にはこれによることになります。すなわち、商事仲裁規則3条2項は、「この規則は、よるべき規則を特定しないで、JCAAのもとでの仲裁を行う旨の合意をしている場合にも適用される」と定めています。起草の過程においてはインタラクティブ仲裁規則をデフォルト・ルールにしてはどうかという議論もあったかと思いますが、最終的には商事仲裁規則がデフォルト・ルールになっています。

もちろん、当事者にこの3つの規則のいずれかを選択すべきかをご検討いただき、いずれかを自発的に選んでいただくのが適切なことなのだろうと思われるわけです。具体的にどういう場合に、どの規則を選ぶのが適切かということについて、まず、JCAAにおいてUNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁をすることを選択するというのがどういう場合に考えられるかという点について、出井さんからお願いします。

○出井 UNCITRAL仲裁規則は基本的にアドホック仲裁において使えるようにということで作られています。私も1件だけJCAAにおいてUNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁をしたことがあります。ただ、当事者がどういう意図でそういうのを選んだのかはわかりません。

○事務局 典型的には、日本企業が商事仲裁規則での仲裁を提案したところ、相手方の外国企業から、ローカルな仲裁機関の仲裁規則は使いたくないと言われ、商事仲裁規則での仲裁で押し切られ

いときに、UNCITRAL仲裁規則で合意を取りつけないという形で使われていると思われます。

○道垣内 紛争解決条項のドラフトの段階において、外国企業にはUNCITRAL仲裁規則による仲裁は抵抗が少ないと思います。

○山本 みんなわかっているからということですかね。

○道垣内 そうです。日本企業としては、外国で仲裁をする負担と日本で仲裁する負担の違いを考えれば、仲裁規則では譲っても、通常お願いしている弁護士さんにそのままお願いできる点等において、仲裁地は是非日本をとることのメリットは大きいと思います。

○Freeman UNCITRAL仲裁規則は、機関仲裁としても使えるような補充ルールを組み合わせ、各国の仲裁機関で提供しています。出井さんが言われたように、もともとアドホック仲裁で用いられる仲裁規則のモデルとして策定されたわけですが、ルールの内容はコモンローと大陸法の双方の法制度において受け容れられるように考えられてつくられています。そういった意味でも、汎用性も高く、国連の関連機関がつくっているという意味で、規則自体の中立性に対する信頼が強いと思います。

ですから、どういう場合に使われるかという点、仲裁という紛争解決手段の独立性や中立性を重視するような当事者、例えば国家機関や準国家機関にとっては受け容れやすく、利用が見込まれるのではないかと思います。仲裁人報酬についても非常に柔軟に定められているので、フレキシビリティも高いと思います。

○山本 なるほど。具体的に商事仲裁規則と比べた場合、どのあたりが違うのでしょうか。

○道垣内 UNCITRAL仲裁規則は条文の数が少ないです。

○山本 詳しくは書いていないということですね。

○道垣内 そうです。仲裁手続の骨格しか定めていないので、仲裁廷の裁量の幅は極めて大きいという特徴があると思います。

○Freeman 柔軟性が高いと、よく言われると思いますね。

○道垣内 そうですね。常識的な内容のことしか規定されていませんから、ベテランの仲裁人であれば、いちいち条文に当たらなくても手続を進めることができると思います。これに対して、商事仲裁規則やインタラクティブ仲裁規則は仲裁人就任時にお渡しすることになる注意メモに従って規則を読んでいただく必要があります。

○山本 そのあたりが当事者から見てもメリットにはなるということなのですかね。

○Freeman そうかもしれませんね。もし日本が仲裁地として、例えばアジアの広い地域の仲裁事件を扱う機会が増えた場合にも、UNCITRAL仲裁規則という選択肢があるということはプラスになってくるかと思います。

○山本 なるほど。割合としては、それなりにはあるのでしょうか。

○事務局 これまでのところ、10年に1件とか、そういうレベルです。

○道垣内 従来は、JCAAでは、UNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁も行いますという程度の扱いで、これを売り出そうという姿勢ではありませんでした。これからは、JCAAには3つの異なる特徴を持つ仲裁規則があるということを明確に打ち出していくことになりますので、UNCITRAL仲裁規則にもこれまで以上に光を当てていくことになろうかと思っています。

○Freeman 従来のUNCITRAL仲裁規則による仲裁の提供をJCAAがする場合にも、機関仲裁とするための補充規則が存在したわけですが、この補充規則は実質的には変わっていないですね。

○道垣内 UNCITRAL仲裁管理規則も少し改正しましたが、それほど大幅には変えておりません。そもそも、UNCITRAL仲裁規則による仲裁手続を日本的にローカライズさせたのでは意味がないので、必要最小限のことしか規定していません。

○山本 今後は、JCAAにおけるUNCITRAL仲裁規則という選択肢が周知されるようになれば、国際仲裁についてもっと使われる可能性は出てくるということですかね。

○道垣内 例えば日本の会社と韓国の会社との紛争について、わざわざシンガポールまで行って仲裁

をするよりも、日本か韓国のどちらかでした方が双方にメリットがあるのではないかと思います。そのためには、クロス仲裁条項、すなわち、日本企業が申し立てる場合には韓国で、韓国企業が申し立てる場合には日本で、それぞれ仲裁をするという条項はもっと採用を検討していただくべきではないかと思っています。そしてその場合、いずれで行っても同じように仲裁をすることができるように、いずれもUNCIRAL仲裁規則により仲裁を行う旨合意することは極めて合理的な選択だと思います。

2. 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則との使い分け

○山本 次に、商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則の使い分けは、これまでも議論として出てきているところはあるかと思いますが、選択する場合の考えられるポイントについて、垣内さん、いかがですか。

○垣内 商事仲裁規則については、従来のJCAA規則を踏襲しつつブラッシュアップしてきたというもので、起草の際には各国の仲裁機関等のルールもいろいろと参照して、なるべく海外の当事者にとっても違和感のないような標準的なものとしてつくられてきたものかなと思いますので、特段の事情がなければ、デフォルトとしては、これを選ぶということでもいいのではないかなと思います。

他方、インタラクティブ仲裁規則のほうは、新機軸として、かなり特色のある手続を打ち出していますので、選択する際には、その特色を活かしていくことができると想定される場合に選択されることになると思います。仲裁廷がかなり能動的に当事者とやりとりを行って、日本や一部ドイツのような裁判実務になじみがあるある意味では職権的な形で行われる仲裁ですので、大陸法系の法律家にはそれほど違和感がないということかと思いますが、コモンローの裁判実務とかそれに準じた仲裁実務に親しんでいる法律家の目から見ると、少し異質なところがあるかと思っています。そのあたりの特色を十分に理解した上で、納得して使っていただくというのが大事なかなと思います。

特に、仲裁人報酬金について、インタラクティブ

仲裁規則は割と金額が抑えられていて、かつ定額という特色があるわけですが、そこだけに目を奪われてこれを選ぶのではなく、インタラクティブという点、すなわち、仲裁人と当事者が書面によるやりとりをしつつ進めていくという点が大きな特色ですので、手続の内容をよく理解した上で選んでいただくことが重要なと思うところです。

3. 3つの仲裁規則の使い分け

○一場 私は、契約する際にどのような紛争を想定しているかによって、JCAAの3つの仲裁規則を使い分けるといのが一つの視点になると思っています。想定される紛争が大型で複雑であれば、UNCITRAL規則のほうが向いていると思います。他方で、比較的小規模で早期の解決を目指すのであれば、インタラクティブ仲裁規則が向いていると思っています。いずれでもなければ、商事仲裁規則がいいでしょう。また、交渉で行き詰まった、とりあえずUNCITRAL規則での仲裁に合意しておいて、実際に紛争が起こった段階で、再交渉するというのもオプションとしてはあると思っています。ただし、紛争が生じた段階で、再交渉がうまくいくかどうかはわかりません。

○道垣内 国際契約において、紛争が発生してしまった後、仲裁条項に定めている仲裁規則を変更する合意を得ることがどの程度可能かわかりませんが、当該紛争に相応しいのか否かを合理的に判断していただき、合理的であれば変更合意を積極的に考えていただきたいと思います。

○一場 また、紛争のコストについて言うと、国際案件になると、国内案件の同じ規模の紛争と比べると、10倍ぐらいの手間がかかるという感じです。そのため、国際案件では解決の大筋を見つけて早期に解決したいということであれば、インタラクティブ仲裁が選択肢になると思います。逆に、お金をかけても厳密に手続を進めたいということであれば、UNCITRAL規則を選択することになるとのイメージを持っています。

さらに、会社への影響も重要な考慮要素です。その紛争の解決次第では会社がつぶれてしまうか

もしれないというほどの大事件であれば、お金をかけても、厳密に手続を進める必要が出てくるでしょう。あるいは、つぶれるほどではないけれども、ビジネス上のインパクトが大きいということであれば、お金をかけても厳密に手続を進めるという方向になるでしょう。逆に、日本とアジアの国の中小企業間での売買をめぐる紛争であれば、取引規模としてもそれほど大きくならないはずなので、そういった場合の売掛金に関する紛争といったものは、インタラクティブ仲裁規則に基づく仲裁のほうが、紛争の解決と、その後の取引関係をどうするかという観点からすると、適切なのではないかと思います。

○垣内 仲裁という枠内で考えると、そういうことかなと思います。ただ、一場先生の発言にも言外に含まれていたと思うのですが、最近ではシンガポール条約の登場もあり、国際的なビジネス紛争でも、調停（mediation）がかなり注目を集めてきているかと思っています。日本の当事者から見ても、仲裁は裁断的な解決方法である以上負けるリスクもあるので、調停が魅力的に映るということもかなりありそうです。そういった調停のメリットが認識されてくると、仲裁の強力なライバルになってくるのかなという感じがしています。JCAAは調停規則も持っているわけなので、そちらの問題ですね。

○道垣内 そうですね。仲裁規則の一新の次は、調停規則の一新を目指しております。そして、調停を活性化させるべく、売り込みもしていきたいと思っております。

○出井 皆さんの話にそれほどつけ加えることはないのですが、3つの中でどれをデフォルトにして進めるかという、一場さんがおっしゃったように、何も考えなければ商事仲裁規則ということになると思います。一場さんのお話の中に金額が大きい場合はUNCITRAL規則という話がありましたが、UNCITRAL規則と商事仲裁規則の間で金額の多寡によって使い分ける理由は何なのでしょう。

○一場 仲裁人の報酬の点です。仲裁人がどれだけの時間をかけられるかというのが、どの規則か

によって大きく変わり得ると思っています。

○出井 逆に言うと、商事仲裁規則に合意しておいて、仲裁人の定額制の部分は、仲裁廷成立前の合意でcontract outすれば解決する問題ですかね。

○一場 そうですね。そのような方法はあると思います。

○出井 インタラクティブ仲裁については、既に申し上げたように、特に仲裁人にとってはインテンシブな手続なので、報酬の点もそうですが、期間についても、7.5カ月以内に終えなければならぬ点、これは延長可能ですが、インテンシブな手続で7.5カ月という短期間で仲裁判断をするのは、チャレンジングではないかと思っています。特に最初の書面による争点整理はともかくとして、2回目の暫定的な考え方の書面による提示については、先ほどお話ししたように、仲裁人間で協議をして合意をするための労力は相当なものがあるように思われます。そして提示した上で、さらに当事者から意見を求める期間を置かなければいけないということになると、かなり綿密に審理計画をし、当事者に対してもデマンディングに手続指揮をしていかないと、7.5カ月で終えるというのは難しいのではないかと思います。

したがって、インタラクティブ仲裁は、通常の国際仲裁事件、すなわち、3人の仲裁人で仲裁廷が構成され、その3人がそれぞれ別の国にいるというようなものについて適用するのはなかなか難しいのではないかなという気がしています。

他方、国内の企業同士の国内仲裁、あるいは、一方が国内で他方は外資系企業の国内子会社とか、そういう場合で、さらに、仲裁人が全部日本にいるか、あるいは単独仲裁であるときには向いているように思います。もちろん、単独仲裁の場合であれば、運用しやすいと思います。仲裁人が3人の場合には、仲裁判断書について合議をする段階のかなり前の段階でかなり合議に時間を費やすことになるので、それが手続の遅れにつながらないかなということが心配されます。したがって、国内仲裁で、そんなに争点が複雑ではなく、かつ単独仲裁人が担当する場合、これがインタラクティブ仲裁に最適な事件ではないかなと想像して

います。

もう一点、インタラクティブ仲裁に盛り込まれた特色ある事項は、インタラクティブ仲裁手続でなくても、商事仲裁手続、さらにはUNCITRAL仲裁規則に基づく手続の中でも、報酬や期間の制約を外せばやってやれないことはないのです。争点整理であれ、心証の暫定的な考え方の提示であれ、目指すところは審問、証人尋問を効率的にするとか、手続全体を短くするというですから、インタラクティブ仲裁手続においてするだけではなく、部分的には商事仲裁規則やUNCITRAL仲裁規則に基づく手続でも使っているし、使うことをむしろ目指すべきではないかと思っています。そういう実験的な実務運用はあってもよいのではないかと考えているところです。

もしかしたら、今まで世界の主流になってきた英米法系の国際仲裁実務から見ると異質なものを仲裁の世界に持ち込むことになるかもしれませんが、そうやって異質なものを持ち込んで、その相互作用で新しい仲裁実務を形成していくのが仲裁という紛争解決のいいところだと思います。

それから、道垣内さんからプロモーションの話が出ましたが、最終的なユーザーは企業ですが、トランザクションの弁護士、さらにはインハウスの方々に、商事仲裁規則と特にインタラクティブ仲裁規則を十分にご説明して、こういうこともできるのでよということをお願いしていくのは考えられるかと思っています。仲裁人へのプロモーションはまた別で、今回の規則改正にあたって、特にインタラクティブ仲裁規則の導入について、JCAAが実施したパブリック・コメント募集において、日本の仲裁人のコミュニティから結構厳しい懐疑的な意見が寄せられたことも踏まえなければいけないと思います。また国際的な仲裁人コミュニティの評価は継続的にモニターすべきでしょう。いずれにせよ、運用を積み重ねていくことだと思います。

○道垣内 ドイツの仲裁機関の規則においても、JCAAのインタラクティブ仲裁規則による心証開示と同じようなことが定められています。ただし、心証開示をすることができるという規定です。そ

う理由は、仲裁規則を1つしか持っていないからだだと思います。JCAAは3つの規則をメニューとして提示しているわけですから、心証開示義務を仲裁人に課すことを選択する場合にインタラクティブ仲裁規則が選択されるのであって、そうでなければ、たとえば商事仲裁規則を選択して、仲裁人は裁量により心証開示をすることができるということになりますが、他方、心証開示を全くしなくてもいいということでもよいわけです。いずれにしても、大陸法系の国は地球上を見渡すと幾つもあるわけで、そういう国の企業と日本企業との仲裁条項ではインタラクティブ仲裁規則を選択することは十分にあるのではないのでしょうか。

○出井 それも単独仲裁だったらいろいろやりようはあるのですが、ほかの仲裁人がいる場合は、まず仲裁人間でやり方について合意をしなければいけないので、そこが結構大変だと思います。

○道垣内 日本と韓国の企業間紛争の仲裁であれば、日本の仲裁人と韓国の仲裁人と、3人目はそれ以外の大陸法系の国の仲裁人という組み合わせはあり得るかもしれません。

○出井 それはあり得るかもしれませんね。ライクマインディットな仲裁人によって構成される仲裁廷による仲裁と言うことですね。

○山本 話が合う仲裁人であれば、比較的作業は円滑に進むかも知れませんね。

○出井 そういう場合ではなく、英米法系の仲裁人がいる場合、このインタラクティブ仲裁のやり方を彼らに説明するのは結構骨で、「一体、なぜそんなことをするのか」といったところから説明しなければならないと思います。他方、単独仲裁であれば、その問題はないし、また、ライクマインディットな仲裁人同士だと、その問題はないので、いいと思います。

○道垣内 たとえば日韓の企業間紛争のように、大陸法系の国の企業間の紛争であるのに、わざわざ英米法系の法律家を仲裁人に選んで仲裁をしてもらうために、7時間以上も飛行機に乗らなければならないシンガポールで審問手続をしたりしないで、大陸法的なやり方で日本か韓国で審問をするということは十分あり得るのではないかと思います。

ております。

○出井 例えば当事者選任の仲裁人が日本人とドイツ人とか、日本人と韓国人だったりしますね。そのときに、第三仲裁人として、英米法系の高名な仲裁人を香港とかシンガポールから呼ぶのではなくて、ドイツとか韓国とか日本の第三仲裁人を選ぶということによって、インタラクティブ仲裁をやるというのは考えられると思います。

○山本 そういう地域の法律家は、JCAAの仲裁人候補者データベースには掲載されているわけですね。

○道垣内 はい、意識して集めています。ところで、フランス法系の法律家もドイツ・日本の法律家の発想と似ているのでしょうか。

○山本 どうですかね。マインドはかなり違いそうですね。裁判官の介入という意味では、フランスの裁判官はほとんど介入をしないですね。

○垣内 そうですね。フランスは、全然インタラクティブではないのではないですか。

○道垣内 では、インタラクティブ仲裁に適合する仲裁人のメンタリティーは大陸法系というよりは、ドイツ法系というべきですね。

○Freeman インタラクティブ仲裁規則はイノベティブな分、運用する上で問題も出てくるかもしれませんが、可能な範囲でフィードバックをもらって、必要があれば見直して行って、より使いやすいものにしていこうと思います。

○山本 インタラクティブ仲裁は一つの新しい基軸として打ち出しているものですから、使われるようになれば、一つの新しい仲裁のモデルになり得るものかなと思っています。

私は、どちらかというと、国内仲裁における利用が中心になるのではないかと考えています。もっとも、国内の紛争解決に仲裁を使うというハードルは非常に高いのは確かです。3年くらい前の私法学会で、商事の契約条項についての分析がシンポジウムとして行われました。紛争解決条項のところは、仮に契約書に入れられていても、依然として紛争が起こった場合には誠意をもって真摯に解決するみたいな条項しかない割合がかなりの程度を占めているという結果でした。仲裁のところまでまだまだ話が行っていないという感じ

です。したがって、契約条項をつくる現場に、うまく働きかけるということに注力をしていただきたいと思います。

○一場 何年後かの時期を決めて、インタラクティブ仲裁が実際にどのように動いているのかを評価することも重要だと思います。

4. 裁判との競争

○道垣内 日本の仲裁の底上げのためには、国内事件の解決の手段として仲裁を採用していただくようプロモーションをしていく必要があると思っています。多くの途上国の裁判所はその国の人にとっても信頼性は十分ではないこともあるのに比べますと、日本の裁判所への信頼性は極めて高く、さらに、いろいろと改革が進み、さらによくなっていると思います。

そういう裁判所との競争において、国内事件で仲裁条項を契約書に入れていただくためにどういうプロモーションをすればいいのでしょうか。そのヒントをいただきたいと思います。

○垣内 当事者が実際に紛争解決手段として仲裁を選択されるのは、代理人の弁護士と相談して決められるのだと思います。ところが、多くの弁護士は仲裁になじみがないので、まずは、売り込み先としては弁護士の方々であり、仲裁を認知してもらうことが大前提かと思っています。裁判所による紛争処理と遜色がないこと、例えば仲裁人候補者としてはすばらしい実績のある元裁判官がずらりと揃っていますので、その意味では、一般的な裁判所の水準よりも高い質の判断がむしろ期待できますよ、といったアピールをすることは一つあり得る方法かなと思います。

○道垣内 そうですね。元高裁の裁判官を仲裁人にするということは、いきなり高裁で裁判をしてもらうようなものだということをアピールできるのではないかと考えています。

○垣内 そのほか、仲裁においては、上訴はないので迅速だし、手続そのものが短期で終わるように設計されているということに加えて、インタラクティブ仲裁規則による仲裁であれば、心証も開示してもらえるので、最後に予想外の結果になっ

たのに上訴ができないといった不安はないですよというところもアピール・ポイントですかね。

○道垣内 多くの司法試験合格者が仲裁を知らないまま法律家になっているのが現実です。ロースクールの講義の中で仲裁をきちんと取り上げてもらい、司法試験にも一度出題してもらうことができれば、受験生も最低限のことは勉強するようになるだろうと思います。

○山本 司法試験の対象範囲に入っているのですね。

○道垣内 司法試験六法には仲裁法は入っていないので、民事訴訟法で出題してもらえれば、全受験生が勉強するようになるはずですよ。

○垣内 ロースクールの民事訴訟法の授業で仲裁に一回分割くといったことは難しいでしょうね。民事訴訟法本体だけでも時間が足りないのに、仲裁まではとても無理だという感じです。

○山本 ADR法ではどうですか。

○垣内 ロースクールではADR法は選択科目として置かれていて、受講者は、10人、20人ですけれども、そこでは私は仲裁も取り上げています。受

講者からは結構評判がいいように思いますが、そもそも関心があるから受講しているという面もあるかと思います。

○山本 仲裁という紛争解決手段は、一度使ってもらえれば、結構よかったという評価になる可能性は高いように思われます。

○道垣内 よかったと言ってくればいいですね。

○事務局 初めて仲裁をご経験された先生からは、仲裁に実際に携わってみたら、思っていたよりよかったとの感想を言われることが多いです。

○山本 そのようなよい評判がなかなか一般には流布していないということがあるということかもしれません。以上で、本日の座談会は終わりたいと思います。

○道垣内 本日はお忙しいところ、ありがとうございました。特にインタラクティブ仲裁規則の実際の運用については、ケースが少し出てきた段階でご報告をし、必要な改善や見直しをしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。



資 料

-
1. 商事仲裁規則 76
 2. インタラクティブ仲裁規則 98
 3. UNCITRAL Arbitration Rules 121
 4. Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration 136

商事仲裁規則

2019年1月1日 改正・施行

第1編 仲裁手続

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、当事者が紛争をこの規則による仲裁により解決する旨の合意をした場合に行われる仲裁に係る手続その他の必要な事項を定める。

第2条（定義）

- 1 この規則において「JCAA」とは、一般社団法人日本商事仲裁協会をいう。
- 2 この規則において、「当事者」とは、申立人、被申立人又はその双方をいう。
- 3 この規則において「書面」とは、電磁的記録を含むものとする。電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 4 この規則において「インタラクティブ仲裁規則」とは、JCAAのインタラクティブ仲裁規則をいう。
- 5 この規則において、「UNCITRAL仲裁規則」とは、JCAAのUNCITRAL仲裁管理規則によって補充されるUNCITRAL仲裁規則をいう。

第3条（この規則の適用）

- 1 この規則は、仲裁合意においてこの規則による仲裁を行う旨の合意がある場合に適用される。
- 2 この規則は、よるべき規則を特定しないでJCAAのもとでの仲裁を行う旨の合意をしている場合にも適用される。
- 3 前二項の規定にかかわらず、JCAAが確認又は選任した仲裁人が1人もいない段階において、すべての当事者がインタラクティブ仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による仲裁を行うことを書面により合意し、JCAAに通知した場合

（申立人が申立書においてインタラクティブ仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による仲裁を行うことを求める旨記載し、被申立人が書面によりこれに同意した場合を含む。）には、インタラクティブ仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則が適用される。この場合、その合意の時までにこの規則に基づいて行われた手続はその効力を失わない。

第4条（第1編と第2編から第4編までとの関係）

商事仲裁規則による旨の合意は、この規則の第2編から第4編までの規則を含むものとみなす。

第5条（別段の合意）

この規則が適用される場合には、当事者、仲裁廷及びJCAA並びにこれらの間の関係は、この規則のほか、当事者間の別段の合意により規律される。ただし、第3編及び第4編についてはこの限りではない。

第6条（この規則の解釈）

- 1 この規則の正文は日本語及び英語とする。各言語の文言の意味するところに違いがあるとの疑義がある場合には、日本語の文言の意味するところが優先する。
- 2 この規則の解釈について争いがある場合は、JCAAの解釈に従うものとする。ただし、第1編及び第2編の規定について仲裁廷が行った解釈は、その仲裁事件においては、JCAAの解釈に優先する。

第7条（通知等）

- 1 この規則により行う通知、提出及び送付（以下「通知等」と総称する。）は、別段の定めのある場合を除き、クーリエ便、書留郵便、電子メール、ファクシミリその他の合理的方法によって行う。
- 2 通知等の宛先は、通知等の相手方の住所、居所、営業所、事務所（通知の相手方が法人その他の団体である場合には、その代表者の住所又は居所を含む。）、当該相手方が通常使用する

電子メールアドレス又はファクシミリ番号（ただし、当該相手方が指定したものがあれば、その電子メールアドレスとする。）又は当該相手方が指定した宛先（以下「通知宛先」と総称する。）とする。

- 3 通知等は、通知等の相手方がこれを受領することによって効力を生ずる。
- 4 通知等の相手方がその受領を拒絶したときは、その発送の日から3日を経過した日（受領を拒絶した日が判明している場合には、その日）に受領されたものとみなす。
- 5 当事者（通知等の相手方を除く。）が相当の調査をしたにもかかわらずその相手方の通知宛先を知ることができないときは、通知等の相手方の最後に知れた通知宛先に対して発送することにより通知等を行うことができる。この場合において当該通知等は、発送の日から3日を経過した日に受領されたものとみなす。
- 6 前項の規定により通知等が相手方に受領されたものとみなされた場合には、同人に対して行うそれ以降の通知等は、同項に定める方法によって行うことができる。
- 7 当事者は、移転その他の事情により、通知宛先に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の通知宛先を指定し、JCAA、仲裁人及び他の当事者に通知しなければならない。

第8条（事務局）

- 1 この規則による仲裁の事務管理は、JCAAが行う。
- 2 JCAAは、仲裁廷又は当事者の要請があるときは、仲裁手続を遂行するために必要な通訳者及び速記者、審問室を手配する。

第9条（仲裁人候補者名簿）

当事者が仲裁人を選任する際の参考資料として、当事者の要請があるときは、JCAAは仲裁人候補者名簿を提供する。当事者は、当該名簿に掲載されていない者であっても仲裁人に選任することができる。

第10条（代理及び補佐）

当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。

第11条（言語）

- 1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、遅滞なく仲裁手続における言語を決定しなければならない。仲裁廷は、言語を決定するに当り、仲裁合意を規定する契約書の言語、通訳及び翻訳の要否並びにその費用その他の関連する事情を考慮しなければならない。
- 2 仲裁廷は、すべての証拠書類について、それを提出する当事者に対し、仲裁手続における言語による翻訳文を添付することを求めることができる。
- 3 JCAAと当事者又は仲裁人との通信は、日本語又は英語により行うものとする。

第12条（手続の期間）

- 1 この規則における期間の計算においては、初日を算入しない。
- 2 この規則における期間の計算においては、非営業日及び祝日を算入する。ただし、当該期間の末日が通知等の相手方が所在する地における非営業日又は祝日であるときには、期間は、その翌営業日に満了する。
- 3 当事者は、書面による合意により、第15条第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条及び第75条第7項に定める期間並びに仲裁廷又はJCAAがそれぞれ第12条第4項又は第12条第5項により定めた又は変更した期間を除き、この規則に規定する期間を変更することができる。この場合は、当事者は、遅滞なくJCAA及び仲裁廷にその旨を通知しなければならない。
- 4 仲裁廷は、必要と認めるときは、第43条第1項及び第60条第4項に定める期間及びJCAAが第12条第5項により定めた又は変更した期間を除き、この規則に規定する期間（仲裁廷が定める期間を含む）を変更することができる。期間を変更した場合には、仲裁廷は、遅滞なくJCAA及び当事者にその旨を通知しなければならない。

- 5 JCAAは、必要と認めるときは、この規則による手続に関する期間を定め、又は変更することができる。

第13条（免責）

仲裁人、JCAA及びJCAAの役職員は、故意又は重大過失による場合を除き、仲裁手続に関する作為又は不作為について責任を負わない。

第2章 仲裁手続の開始

第14条（仲裁申立て）

- 1 仲裁申立てをするには、申立人は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「仲裁申立書」という。）をJCAAに提出しなければならない。
 - (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2) 援用する仲裁合意（仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部につき当事者間に合意がある場合には、かかる合意を含む。）
 - (3) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び判明しているその他の連絡先（当事者が個人の場合における勤務先住所等の書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (4) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (5) 請求の趣旨
 - (6) 紛争の概要
 - (7) 請求を根拠づける理由及び証明方法
- 2 仲裁申立書には、次の各号に定める事項を記載することができる。
 - (1) 仲裁人を3人とする旨の事前の合意がある場合には、申立人が選任する仲裁人の氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）

- (2) 仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部に関する申立人の意見
- (3) 本案に適用すべき準拠法に関する申立人の意見

- 3 申立人は、仲裁申立書とともに、第1項（2）に定める仲裁合意を含む仲裁条項又は仲裁合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。
- 4 申立人は、代理人によって仲裁手続を行う場合には、仲裁申立書とともに、委任状をJCAAに提出しなければならない。
- 5 申立人は、仲裁申立ての際、第4編に定める管理料金を納付しなければならない。JCAAは、申立人が管理料金を納付しないときは、仲裁申立てがなかったものとみなす。
- 6 仲裁手続は、仲裁申立書がJCAAに提出された日に開始したものとみなす。

第15条（請求の併合）

- 1 以下の各号に掲げる場合には、複数の請求について、単一の申立てによって仲裁申立てをすること（以下「請求の併合」という。）ができる。
 - (1) 同一の手続によることにつき、当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 申立てに係る請求のすべてが同一の仲裁合意に基づく場合
 - (3) 同一の当事者間において、(a) 複数の請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁又はJCAAにおける仲裁に付する旨の合意があつて、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合
- 2 請求の併合に対する異議は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、書面により述べなければならない。この異議については、仲裁廷が第48条の規定に従って決定する。

第16条（仲裁申立ての通知）

- 1 JCAAは、第14条第1項から第5項までの規定（第2項を除く。）に適合した仲裁申立てがされたことを確認した後、遅滞なく、被申立人に対し、仲裁申立てがあったことを通知する。この通知は、仲裁申立書を添付して行うものとする。
- 2 JCAAは、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任を確認した後、遅滞なく、当該仲裁人に対し、仲裁申立書を送付する。

第17条（仲裁廷構成のための手続の続行）

JCAAは、被申立人が仲裁合意の存否若しくは効力又は請求の併合について異議を述べた場合であっても、仲裁廷構成のための手続を進めることができる。この場合において、仲裁合意の存否若しくは効力又は請求の併合についての異議の当否は、仲裁廷の成立後、第47条第1項又は第48条第1項の規定に従い仲裁廷が判断する。

第18条（答弁）

- 1 被申立人は、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「答弁書」という。）をJCAAに提出しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び被申立人のその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 紛争の概要
 - (5) 答弁の理由及び証明方法
- 2 答弁書には、次の各号に定める事項を記載することができる。
 - (1) 仲裁人を3人とする旨の事前の合意がある場合に、被申立人が選任する仲裁人の氏名、住所及びその他の連絡先（書面送

付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）

- (2) 仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部に関する被申立人の意見
- (3) 本案に適用すべき準拠法に関する被申立人の意見
- 3 被申立人は、代理人によって仲裁手続を行う場合には、委任状をJCAAに提出しなければならない。
- 4 答弁書の提出があった場合には、JCAAは、遅滞なく、当事者、及び仲裁人が選任されているときは仲裁人にその写しを送付する。

第19条（反対請求の申立て）

- 1 被申立人は、以下の各号に掲げる場合には、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に限り、反対請求の申立てをすることができる。
 - (1) 当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 申立人の請求と反対請求が同一の仲裁合意に基づくものである場合
 - (3) (a) 申立人の請求と反対請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁又はJCAAにおける仲裁に付する旨の合意があつて、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合
- 2 前項の反対請求の申立てについては、第14条、第15条第2項、第16条、第18条及び第23条の規定を準用する。

第20条（相殺の抗弁）

被申立人による相殺の抗弁の提出は、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に限り、書面により、することができる。

第21条（申立ての変更）

- 1 申立人（反対請求の申立人を含む。）は、以下の各号に掲げる場合には、申立ての変更をす

る旨を記載した書面をJCAAに提出して、その申立ての変更をすることができる。

- (1) 当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 変更前の請求と変更後の請求が同一の仲裁合意に基づくものである場合
 - (3) (a) 変更前の請求と変更後の請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁又はJCAAにおける仲裁に付する旨の合意があって、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合
- 2 申立人（反対請求の申立人を含む。）は、仲裁廷が成立した後に申立ての変更をする場合は、仲裁廷の許可を得なければならない。仲裁廷は、許可をするについて予め相手方当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続の進行の著しい遅延、相手方当事者の不利益その他の事情に照らしてその申立ての変更を許可することが不適当と認めるときは、前項の申立ての変更について不許可の決定をすることができる。仲裁廷は、遅滞なく、許可又は不許可の決定を当事者に通知する。
- 4 申立ての変更については第14条、第15条第2項及び第16条の規定を準用する。
- 5 変更された申立てに対する答弁、反対請求又は相殺の抗弁については第18条、第19条又は第20条の規定を準用する。

第22条（提出部数）

- 1 第14条第1項、第15条第2項、第18条第1項（これらの規定を第19条第2項、前条第5項及び第56条第6項において準用する場合を含む。）、第20条及び前条第1項の規定により当事者が提出する書面の部数は、仲裁人の数（これが定まっていなかったときは3とする。）と相手方当事者の数に1を加えた数とする。ただし、委任状は1部で足りる。
- 2 前項の規定は、電子メール、ファクシミリそ

の他の電子通信手段によって提出する場合には適用しない。ただし、JCAA又は仲裁廷が当事者に対して一定部数の紙媒体の書面の提出を求めた場合には、当該部数を提出しなければならない。

第23条（仲裁申立てに係る請求の取下げ）

- 1 仲裁廷が成立する前においては、申立人は、JCAAに対し、仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げる旨を記載した書面（以下「申立取下書」という。）を提出することにより仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げることができる。JCAAは、被申立人に、これを通知する。
- 2 仲裁廷が成立した後においては、申立人は、仲裁廷に対し、申立取下書を提出し、かつ仲裁廷の許可を得て、仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げることができる。
- 3 前項の許可申立てがあった場合には、仲裁廷は、被申立人の意見を聴いた上で、被申立人が取下げに遅滞なく異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された紛争の解決について被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合を除き、仲裁申立ての一部又は全部の取下げを許可しなければならない。
- 4 前項の規定により仲裁申立てに係る請求の全部の取下げを許可した場合には、仲裁廷は、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

第3章 仲裁人及び仲裁廷

第24条（仲裁人の公正・独立）

- 1 公正かつ独立でない者は仲裁人に就任してはならず、仲裁人は、その在任中は公正かつ独立であり続けなければならない。
- 2 仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、仲裁人への就任を辞退する

か、又はそのような事実のすべてを依頼をした者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならない。

- 3 仲裁人に選任された者は、書面（以下「公正独立表明書」という。）により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、又はそれがない事実を表明しなければならない。
- 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（すでに開示したものを除く。）について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該仲裁人は、書面により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、これを開示しなければならない。仲裁人就任時に、その時点以降にかかる事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、この開示義務を履行したことにはならない。

第25条（仲裁人の選任及び確認）

- 1 仲裁人は、当事者間の合意に従って選任される。
- 2 当事者間に前項に定める合意がない場合には、次条から第30条までの規定に従って選任される。
- 3 当事者が仲裁人を選任する場合及び仲裁人が第三仲裁人を選任する場合における選任の効力は、JCAAが選任を確認することによって生ずる。
- 4 前項に定める確認を受けるため、仲裁人を選任した者は、JCAAに対し、次に定める文書を提出しなければならない。
 - (a) 仲裁人選任通知書（確認を受けたい者の氏名、住所、その他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）及び職業を記載するものとする。）
 - (b) 仲裁人就任承諾書
 - (c) 公正独立表明書
- 5 JCAAは、前項に定める文書の写しを当事者及

び仲裁人に遅滞なく送付する。

- 6 JCAAは、仲裁人の選任が不適当であることが明らかであると認める場合には、当該仲裁人を選任した者の意見を聴いた上で、理由を示すことなく、当該仲裁人の選任の確認をしないことができる。
- 7 JCAAは、仲裁人の選任を確認したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。
- 8 JCAAが仲裁人の選任を確認しなかった場合には、当該仲裁人を選任した当事者又は仲裁人は、JCAAが定める期限までに新たな仲裁人を選任しなければならない。

第26条（仲裁人の数）

- 1 仲裁人の数は、原則として1人又は3人とする。
- 2 当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、仲裁人の数に関する合意をJCAAに書面により通知しないときは、仲裁人は1人とする。
- 3 いずれの当事者も、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、JCAAに対し、仲裁人の数を3人とするを書面により求めることができる。この場合において、JCAAが、紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、これを適当と認めたときは、仲裁人は3人とする。
- 4 JCAAは、遅滞なく、確定した仲裁人の数を当事者に通知する。

第27条（仲裁人の選任－仲裁人が1人の場合）

- 1 仲裁人を1人とする合意がある場合には、当事者は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 2 前条第2項の規定により仲裁人が1人とされた場合には、当事者は、前条第2項に定める通知期限から2週間以内に、合意により仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 3 当事者が前二項の期間内に、第25条第4項の規

定に従いJCAAに対して仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。

- 4 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合において、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、JCAAはこれを尊重するものとする。

第28条（仲裁人の選任－仲裁人が3人の場合）

- 1 仲裁人を3人とする合意がある場合には、当事者は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 2 第26条第3項の規定により仲裁人が3人とされた場合には、申立人及び被申立人は、JCAAによるその旨の通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 3 当事者が前二項の期間内に、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。
- 4 前三項の規定により選任された2人の仲裁人は、当該2人の仲裁人のJCAAによる確認又は選任通知を受領した日から3週間以内に、第三仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 5 当該2人の仲裁人は、すべての当事者の書面による合意がある場合に限り、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聴くことができる。一方の当事者が仲裁人を選任しない場合には、当事者に選任された仲裁人は第三仲裁人の選任について当該当事者の意見を個別に聴くことはできない。
- 6 仲裁人が第28条第4項の期間内に、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して第三仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAが第三仲裁人を選任する。

- 7 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合には、前条第4項の規定を準用する。

第29条（多数当事者仲裁において仲裁人が3人の場合）

- 1 仲裁人が3人の場合であって、申立人又は被申立人が複数のときは、仲裁人は、本条の規定に従い選任される。
- 2 当事者の合意により仲裁人が3人とされた場合には、申立人（申立人が複数の場合を含む。以下本条において同じ。）及び被申立人（被申立人が複数の場合を含む。以下本条において同じ。）は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 3 第26条第3項の規定により仲裁人が3人とされた場合には、申立人及び被申立人は、JCAAによるその旨の通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 4 前二項の規定により申立人及び被申立人がそれぞれ選任した2人の仲裁人は、当該2人の仲裁人のJCAAによる確認通知を受領した日から3週間以内に、第三仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 5 前項の規定による第三仲裁人の選任にあたっては、第28条第5項の規定を準用する。
- 6 仲裁人が第29条第4項の期間内に、第25条第4項の規定に従い、仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。
- 7 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合には、第27条第4項の規定を準用する。
- 8 申立人又は被申立人のいずれか又はその双方が、第2項又は第3項の期間内に、第25条第4項の規定に従い仲裁人の選任通知をJCAAにしない場合には、JCAAが3人の仲裁人をすべて選任する。この場合において、いずれの当事者

も異議を述べないときは、JCAAは、申立人又は被申立人のいずれかがすでに選任した仲裁人を、3人の仲裁人の1人として選任することができる。

第30条（JCAAが仲裁人の選任をした場合の通知）

JCAAが仲裁人を選任したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人に対し、第25条第4項（a）に定める文書を送付する。この場合において、JCAAは、同項（b）及び（c）に定める文書の写しを添付する。

第31条（仲裁廷）

- 1 この規則による仲裁は、第25条から第30条まで、第36条及び第56条の規定により選任された1人又は3人の仲裁人によって構成される仲裁廷によって行う。
- 2 仲裁廷は、すべての仲裁人がJCAAにより確認又は選任された時に成立する。
- 3 仲裁人の数が3人の場合は、第三仲裁人を仲裁廷の長とし、仲裁人による別段の合意がない限り、仲裁廷の長は以下の職務を行う。
 - （1）審問及び仲裁廷の合議を主宰する。
 - （2）仲裁廷を代表して当事者及びJCAAに対し連絡を行う。
 - （3）仲裁判断その他仲裁廷が作成する文書の最初の案を作成する。

第32条（仲裁廷の意思決定）

- 1 仲裁人の数が複数である場合には、仲裁廷の意思は、仲裁判断を含め、仲裁人の過半数をもって決定する。
- 2 仲裁廷の意思の決定について仲裁人の過半数で決することができないときは、仲裁廷の長の決するところによる。
- 3 仲裁手続における手続の進行に係る事項は、すべての当事者の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

第33条（仲裁人による補助者の利用）

- 1 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実

質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならない。

- 2 単独仲裁人又は仲裁廷の長は、前項の定め反しない限り、仲裁人の任務遂行に係る補助をさせる第三者（以下「仲裁人補助者」という。）を用いることができる。ただし、この場合には、仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、仲裁人補助者に報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面によりすべての当事者の了解を得なければならない。
- 3 仲裁人補助者については、第24条及び第42条第2項の規定を準用する。
- 4 仲裁人補助者の報酬及び経費は第101条に定める単独仲裁人又は仲裁廷の長の経費とする。ただし、仲裁人補助者の報酬の額は、当該仲裁人について第94条の上限額を算定する際には、当該仲裁人の報償金と読み替えるものとする。

第34条（仲裁人の忌避）

- 1 当事者は、仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、その仲裁人を忌避することができる。
- 2 仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、その仲裁人を忌避することができる。
- 3 仲裁人の忌避の申立てをしようとする当事者は、JCAAが仲裁人の選任を確認した旨の通知（JCAAが仲裁人を選任した場合は、仲裁人選任通知書）を受領した日又は第1項に定める事由のあることを知った日のいずれか遅い日から2週間以内に、忌避の原因を記載した書面（以下、「忌避申立書」という。）をJCAAに提出しなければならない。
- 4 忌避申立書の提出があった場合には、JCAAは、遅滞なく、他の当事者及び当該仲裁人に対し、当該忌避申立書の写しを添えて、その旨を通知する。
- 5 JCAAは、他の当事者及び当該仲裁人の意見を

聴いた上で、理由を示すことなく、忌避の可否について決定する。

第35条（仲裁人の解任）

仲裁人が任務を遂行せず若しくは任務の遂行を不当に遅滞させたとき、又は法律上若しくは事実上仲裁人が任務を遂行することができなくなったときは、JCAAは、当事者の書面による申立て又は職権により、当事者及び当該仲裁人の意見を聴いた上で、その仲裁人を解任することができる。

第36条（仲裁人の補充）

- 1 仲裁人の忌避、解任、辞任又は死亡により、仲裁手続終了前に仲裁人が欠けたときは、JCAAは、遅滞なく、当事者及び他の仲裁人に、その旨を通知する。
- 2 前項の場合において、欠けた仲裁人が当事者又は他の仲裁人によって選任された者であるときは、当事者間に別段の合意がない限り、選任した当事者又は当該他の仲裁人は、前項の通知を受領した日から3週間以内に、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、補充すべき仲裁人（以下「補充仲裁人」という。）の選任を通知しなければならない。当事者又は当該他の仲裁人がこれを行わないときは、JCAAが補充仲裁人を選任する。
- 3 第1項の場合において、欠けた仲裁人がJCAAによって選任された者であるときは、当事者間に別段の合意がない限り、JCAAが補充仲裁人を選任する。

第37条（審理終結後に仲裁人が欠けた場合）

前条の規定にかかわらず、審理の終結後、仲裁判断前に仲裁人が欠けた場合において、JCAAが、仲裁人及び当事者の意見を聴いて、仲裁人を補充しないことを相当と認めるときは、仲裁廷は、仲裁人を補充することなく仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

第38条（仲裁人を補充した場合の手続）

第36条の規定により仲裁人を補充した場合には、

仲裁廷は、当事者の意見を聴いて、すでに行われた手続を再び行うかどうか、及び行う場合にはその程度について決定しなければならない。

第4章 仲裁手続

第1節 審理手続

第39条（仲裁地）

- 1 仲裁地は、当事者間に別段の合意がない限り、第14条第1項に定める仲裁申立書を申立人が提出したJCAAの事務所の所在地とする。
- 2 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、適当と認めるいかなる場所においても、仲裁手続を行うことができる。

第40条（審理手続の進行）

- 1 審問その他の審理手続は、仲裁廷の指揮の下に行う。
- 2 仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない。
- 3 仲裁廷は、紛争の迅速な解決に努めなければならない。
- 4 当事者は、審理手続において提出するすべての書面を、仲裁人、相手方当事者及びJCAAに送付するものとする。仲裁廷は、当事者に対して書面による通知等を行う場合には、JCAAにその写しを送付するものとする。

第41条（時機に後れた主張及び証拠の却下）

仲裁廷は、時機に後れた主張及び証拠申出を却下することができる。

第42条（非公開・守秘義務）

- 1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。
- 2 仲裁人、JCAAの役職員、当事者、その代理人及び補佐人その他の仲裁手続に関係する者は、仲裁事件に関する事実又は仲裁手続を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならず、これらに関する見解を述べてはならない。ただし、

その開示が法律に基づき又は訴訟手続で要求されている場合その他の正当な理由に基づき行われる場合には、この限りでない。

第43条（仲裁判断までの期間及び審理予定表の作成）

- 1 仲裁廷は、その成立の日から9か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない。
- 2 仲裁廷は、前項の目標を達成するため、できる限り速やかに、準備会合、テレビ会議、電話会議、書面の交換その他の仲裁廷が定める方法により当事者と協議を行い、必要かつ可能な範囲で、審理手続の予定を書面により作成し（以下「審理予定表」という。）、当事者及びJCAAに送付しなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者の意見を聴いて、前項の審理予定表を随時変更することができる。

第44条（主張書面及び証拠の提出）

- 1 当事者は、この規則又は仲裁廷が定める期間内に、法律及び事実に関する主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）及び証拠を仲裁廷に提出しなければならない。
- 2 仲裁廷は、当事者から提出された主張書面及び証拠の受領を確認しなければならない。

第45条（当事者の懈怠）

- 1 仲裁廷は、一方の当事者がこの規則又は仲裁廷が定める期間内に主張書面（答弁書を含む。）を提出しない場合であっても、当該一方の当事者が他方の当事者の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。
- 2 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく、審問期日に出席せず、又は証拠書類を提出しない場合であっても、審理を続行し、又は審理を終結してその時まで収集された証拠に基づいて仲裁判断をすることができる。

第46条（争点整理及び付託事項書の作成）

- 1 仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、当事者の意見を聴いて、争点の整理に努めな

なければならない。

- 2 仲裁廷は、効率的な審理を実現するため相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者が仲裁廷に判断を求める事項及び主たる争点を記載した付託事項書を作成することができる。

第47条（仲裁権限に対する異議申立てについての決定）

- 1 仲裁廷は、仲裁合意の存否若しくは効力に関する主張についての判断その他の自己の仲裁権限の有無についての判断を示すことができる。
- 2 仲裁廷は、自己が仲裁権限を有しないと判断する場合には、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

第48条（請求の併合に対する異議申立てについての決定）

- 1 仲裁廷は、請求の併合に対する異議申立てについて判断を示すことができる。
- 2 仲裁廷は、第15条第1項に定める請求の併合の要件を満たさないと認める場合には、仲裁手続を分離する決定（以下「分離決定」という。）をし、その旨を当事者に通知しなければならない。ただし、第15条第2項に定める期間内に異議がなかった場合には、分離決定をすることができない。
- 3 分離決定があった場合には、仲裁廷の任務は終了し、分離された各請求について、各別に仲裁手続を行う。ただし、(a) 第15条第2項に定める期間内に、異議をとどめなかった被申立人に係る請求及び (b) 被申立人が分離決定の通知を受領した日から1週間以内に仲裁廷の任務の続行を求めた請求については、仲裁廷の任務は終了しない。
- 4 前項の規定により各別に仲裁手続を進める場合には、仲裁申立ての通知を受領した日を基準とする期間の計算においては、被申立人が分離決定の通知を受領した日を基準として計算する。
- 5 第66条第2項、第4項、第5項及び第6項並びに

第68条から第70条までの規定は、分離決定について準用する。

- 6 前五項の規定は、(a) 反対請求の申立てが第19条第1項の要件を満たさないものとされた場合、(b) (i) 申立ての変更が第21条第1項の要件を満たさない場合、若しくは (ii) 同条第3項の規定により許可されなかった場合、又は (c) (i) 手続参加の申立てが第56条第1項の要件を満たさない場合、若しくは (ii) 同条第5項の規定により許されなかった場合に準用する。
- 7 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる請求については、仲裁廷の任務は終了しない。

- (1) 反対請求の申立て又は申立ての変更の前から係属する請求
- (2) 仲裁廷の成立後にされた手続参加の申立ての前から係属する請求

第49条（中間決定）

仲裁廷は、仲裁手続中に生じた争いにつき相当と認めるときは、これを裁定する中間決定をすることができる。この場合には、第66条第2項及び第67条の規定を準用する。ただし、理由の記載は省略することができる。

第50条（審問の要否の決定）

- 1 仲裁廷は、仲裁手続を、審問を行って進めるか、又は文書その他の資料のみに基づいて進めるかを決定しなければならない。ただし、手続の適当な段階でいずれかの当事者の申立てがあれば、仲裁廷は審問を行わなければならない。
- 2 審問において証人尋問を行うか否かは、当事者の意見を聴いた上で、仲裁廷が決定する。
- 3 審問を行う場合、仲裁廷は、テレビ会議その他の方法も選択肢に入れて、適切な方法を選択するものとする。

第51条（審問の予定日時及び場所）

- 1 審問の予定日時及び場所は、仲裁廷が当事者の意見を聴いた上で決定する。審問が2日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。

- 2 審問の予定日時及び場所が決定されたときは、仲裁廷は、遅滞なくこれを当事者に通知しなければならない。
- 3 当事者双方から審問の予定日時の変更の申し出があったときは、その予定日時を変更しなければならない。一方の当事者から審問の予定日時の変更の申し出があったときは、仲裁廷は、やむを得ない事情があると認める場合に限り、その予定日時を変更することができる。
- 4 前項の申し出は、審問においてする場合又は第43条第2項に基づく協議を口頭で行う際にする場合を除き、書面でしなければならない。

第52条（当事者出席の原則）

- 1 審問期日は、すべての当事者の出席の下に開くことを原則とする。
- 2 当事者の一部又は全部が欠席した場合には、その欠席のまま審問期日を開くことができる。

第53条（異議権の放棄）

当事者が、この規則の規定が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

第54条（証拠）

- 1 当事者は、その請求又は防御の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、職権により、当事者から申し出がない証拠を取り調べるることができる。
- 3 証拠調べは、審問期日外においても行うことができる。この場合においては、当事者に対し、当該証拠について口頭又は書面により意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 仲裁廷は、当事者の書面による申立て又は職権により、一方の当事者の所持する文書の取調べの必要があると認めるときは、その当事者の意見を聴いた上で、提出を拒む正当な理由があると仲裁廷が認める場合を除き、その提出を命じることができる。

第55条（仲裁廷による鑑定人の選任）

- 1 仲裁廷は、当事者の意見を聴いた上で、鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。
- 2 仲裁廷は、鑑定人が前項の規定による報告をした後、当事者が要請したときは、審問期日において鑑定人に対して質問する機会を与えなければならない。仲裁廷は、必要と認めるときは、当事者が選任する他の鑑定人の意見書を提出する機会を与えることができる。

第56条（手続参加）

- 1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、以下の各号に掲げる場合には、申立人として仲裁手続に参加し、又はこの者を被申立人として仲裁手続に参加させることができる。
 - (1) その者及び当事者全員の書面による当該参加に係る合意がある場合
 - (2) 各申立てが同一の仲裁合意に基づくものである場合。ただし、仲裁手続の当事者となっていない者が、仲裁廷の成立後に被申立人として参加させられる場合には、その者の書面による同意を必要とする。
- 2 前項の手続参加が仲裁廷の成立前である場合には、仲裁人は、第25条から第27条、第29条及び第30条の規定に従って選任される。この場合、すでにこれらの規定に従って行われた仲裁人の選任は、その効力を失う。
- 3 前項の規定に従い仲裁人を選任する場合においては、第26条、第27条第1項及び第29条第2項に定める期間は、手続参加に係る請求の被申立人が手続参加の申立ての通知を受領した日を基準として計算する。
- 4 第1項の手続参加が仲裁廷の成立後である場合には、仲裁廷の構成に影響を及ぼさない。
- 5 仲裁廷は、第1項に掲げる場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他の相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。
- 6 手続参加の申立てについては第14条、第15条

第2項及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条第2項、第16条第1項及び第48条第3項ただし書の「被申立人」は、「参加申立人以外の当事者及び被申立人として参加を求められた者」と読み替える。

- 7 手続参加に係る請求に対する答弁、反対請求又は相殺の抗弁については第18条、第19条又は第20条の規定を準用する。

第57条（複数の仲裁手続の併合）

仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより、以下の各号に掲げる場合で、必要があると認めるときは、係属中の仲裁申立てと他の仲裁申立て（仲裁廷の成立前のものに限る。）とを併合して審理することができる。

- (1) 当事者（当該他の仲裁申立てに係る当事者を含む）全員の書面による合意がある場合
- (2) 係属中の仲裁申立てに係る請求と、当該他の仲裁申立てに係る請求が、同一の仲裁合意に基づくものである場合。ただし、当該他の仲裁申立てに係る請求の当事者が係属中の仲裁申立てに係る請求の当事者と異なる場合、当該他の仲裁申立てに係る請求の当事者の書面による同意を必要とする。
- (3) 係属中の仲裁申立てに係る請求と、当該他の仲裁申立てに係る請求が、同一の当事者間におけるものであり、(a) 同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁又はJCAAにおける仲裁に付する旨の合意があつて、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合

第58条（調停）

- 1 当事者は、いつでも、書面による合意により、仲裁事件に係る紛争をJCAAの国際商事調停規則に基づく調停手続に付することができる。この場合には、次条第1項の場合を除き、当該紛争を担当している仲裁人とは異なる者を調停人に選任するものとする。

- 2 仲裁廷は、当事者が第1項に規定する合意をしたときは、申立てにより、仲裁手続を停止しなければならない。
- 3 いずれの当事者も、当事者の合意がない限り、調停手続で当事者がした提案、自白その他の陳述又は調停人の示した提案を仲裁手続において証拠として提出してはならない。
- 4 調停手続が、国際商事調停規則第10条第2項(2)から(5)までに定める事由により終了した場合、仲裁廷は、申立てにより、仲裁手続を再開する。

第59条（仲裁人が調停人を務める場合の特則）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、当事者は、書面による合意により、仲裁人を調停人に選任して、仲裁事件に係る紛争を国際商事調停規則に基づく調停手続に付することができる。この場合において、当事者は、仲裁人が調停人を務めたこと又は務めていることを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。
- 2 国際商事調停規則第9条第5項の規定にかかわらず、仲裁事件に係る紛争について調停人を務める仲裁人は、当事者の書面による合意がなければ、一方の当事者と個別に協議することはできない。仲裁人は、一方の当事者と個別に協議した場合には、個別に協議したという事実（意見の内容等を含まない。）を、その都度、他のすべての当事者に伝えなければならない。
- 3 当事者は、第1項の規定により紛争を調停手続に付したときは、第1項に定める合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。
- 4 本条の規定による調停人の報償金、申立料金及び管理料金は、以下のとおりとする。
 - (1) 調停手続に係る申立料金及び管理料金は、納付を要しない。
 - (2) 仲裁人による調停手続に係る報償金及び経費については、第81条、第82条及び第3編の規定を適用する。
- 5 本条による調停の場合には、国際商事調停規

則（第2章の規定を除く）の規定を適用する。

第60条（審理の終結及び再開）

- 1 仲裁廷は、請求について当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行うに十分な機会を与えられ、仲裁判断を行うことができると認めるときは、審理の終結を決定しなければならない。
- 2 仲裁廷は、仲裁手続において申し立てられた請求の一部について前項に定める要件を満たすと認めるときは、審理の一部の終結を決定することができる。
- 3 仲裁廷は、前二項に規定する審理終結の決定をするときは、適当な予告期間をおかなければならない。
- 4 仲裁廷は、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。審理の再開は、原則として審理終結の日から3週間を経過する日以後には行わないものとする。

第61条（仲裁手続の終了）

- 1 仲裁手続は、仲裁判断が下された時、仲裁廷成立前に仲裁申立てに係る請求の全部が取り下げられた時、又は仲裁手続の終了決定があった時に、終了する。
- 2 仲裁廷は、以下の各号に掲げる場合には仲裁手続の終了決定をしなければならない。
 - (1) 第23条第3項の規定に従い仲裁申立てに係る請求の全部の取り下げを許可した場合
 - (2) 第47条第2項の規定により自己が仲裁権限を有しないと判断する場合
 - (3) 仲裁手続を続行する必要がないと認める場合又は仲裁手続を続行することが不可能であると認める場合
- 3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は終了する。ただし、第68条から第70条までの規定による行為をすることができる。
- 4 第66条第2項、第4項、第5項及び第6項並びに第67条の規定は、仲裁手続の終了決定について準用する。

第2節 仲裁判断

第62条（全部仲裁判断、一部仲裁判断、和解仲裁判断）

- 1 仲裁廷は、仲裁手続において申し立てられた請求の全部について、仲裁判断をする。
- 2 前項の規定にかかわらず、仲裁廷は、第60条第2項に定める審理の一部終結決定をした場合には、当該決定に係る請求について、他の請求に先立って、仲裁判断をすることができる。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続の進行中に和解した当事者双方の申立てがあるときは、当該和解の内容を仲裁判断とすることができる。

第63条（少数意見の公表の禁止）

3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には第32条第1項及び第2項に基づく仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならない。

第64条（仲裁判断の効力）

仲裁判断は、終局的であり当事者を拘束する。

第65条（本案の準拠法）

- 1 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。
- 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがある場合に限り、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断することができる。

第66条（仲裁判断書の部数及び記載事項）

- 1 仲裁廷は、当事者の数に1を加えた部数の仲裁判断書を作成する。
- 2 仲裁判断書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名及び住所（当事者が法人そ

他の団体である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

- (2) 代理人がある場合は、その氏名及び住所
- (3) 主文
- (4) 手続の経緯
- (5) 判断の理由
- (6) 判断の年月日
- (7) 仲裁地
- 3 当事者が判断の理由を要しない旨を合意している場合又は第62条第3項の規定により仲裁廷が和解の内容を仲裁判断とした場合は、理由の記載は省略する。この場合には、省略の理由を記載しなければならない。
- 4 仲裁廷は、仲裁判断書において、第80条第1項に定める費用について、合計額及び当事者間の負担割合を記載しなければならない。ただし、一部仲裁判断においてはこの限りでない。
- 5 前項の負担割合に基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額があるときは、仲裁廷は、仲裁判断書の主文において、その額を支払うべき旨の命令を記載しなければならない。
- 6 仲裁人は、仲裁判断書に署名しなければならない。ただし、仲裁人の数が複数の場合においては、仲裁人の過半数が署名すれば足りる。この場合には、署名が欠けている理由を仲裁判断書に記載しなければならない。

第67条（仲裁判断書の送付）

- 1 JCAAは、当事者が仲裁人報酬金、仲裁人経費その他仲裁手続のための合理的な費用であってJCAAに納付すべき金額の全額をJCAAに納付した後、仲裁判断書を各当事者に送付しなければならない。
- 2 JCAAは、仲裁判断書1部を保管する。

第68条（仲裁判断の訂正）

- 1 仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。

- 2 当事者は、仲裁判断書を受領した日から4週間以内に限り、仲裁廷に対し、仲裁判断の訂正の申立てをすることができる。

第69条（仲裁廷による仲裁判断の解釈）

当事者は、仲裁判断書を受領した日から4週間以内に限り、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てを書面によりすることができる。

第70条（追加仲裁判断）

当事者は、仲裁手続において申し立てられた請求のうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁判断書を受領した日から4週間以内に限り、仲裁廷に対し、その申立てについての仲裁判断を求める申立てを書面によりすることができる。

第5章 仲裁廷又は緊急仲裁人による保全措置命令

第1節 仲裁廷による保全措置命令

第71条（保全措置命令）

- 1 当事者は、書面により、仲裁廷が相手方当事者に対して保全措置を講じるべきことの命令（以下「保全措置命令」という。）を求めることができる。求めることができる保全措置には、以下に掲げるものを含む。
 - （1）現状を維持し、又は原状を回復すること
 - （2）現在若しくは急迫の損害若しくは仲裁手続の妨害を防ぐ行為をし、又はこれを生じさせるおそれのある行為をやめること
 - （3）仲裁判断の内容を実現させる原資となる資産を保全すること
 - （4）紛争の解決に関連性を有し、かつ重要である可能性のある証拠を保全すること
- 2 前項（1）から（3）までに定める保全措置命令は、次に掲げる事由のいずれもが認められる場合にのみ発することができる。
 - （1）保全措置命令が発されない場合、損害賠

償を命じる仲裁判断では適切に回復できない損害が生じる可能性があり、かつその損害が保全措置命令によりその名宛人となる当事者に生じる可能性のある損害を十分に上回ること

- （2）保全措置命令の申立てをした当事者の本案請求が認められる合理的な可能性があること
- 3 第1項（4）に定める保全措置命令は、仲裁廷が前項に掲げる事情を考慮して適当と認める場合にのみ発することができる。
- 4 仲裁廷は、保全措置命令を発するにあたっては、すべての当事者に意見を述べるための合理的な機会を与えなければならない。
- 5 保全措置命令には、第66条第2項、第67条及び第68条の規定を準用する。
- 6 当事者は、保全措置命令を受けた場合には、これを遵守しなければならない。

第72条（担保の提供）

仲裁廷は、保全措置命令を発するにあたって、保全措置命令を求める申立てをした当事者に対し、相当な担保を提供することを命じることができる。

第73条（事情変更の開示義務）

当事者は、保全措置命令の申立て又は保全措置命令の基礎となった事実に変化があったときは、これを仲裁廷に開示しなければならない。

第74条（変更、停止及び取消し）

仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより、又は特段の事情がある場合には職権で、当事者の意見を聴いて、保全措置命令を変更し、停止し、又は取り消すことができる。この場合には第71条第5項の規定を準用する。

第2節 緊急仲裁人による保全措置命令

第75条（緊急保全措置命令の申立て）

- 1 当事者は、仲裁廷の成立前又は仲裁人が欠けている場合において緊急の保全措置命令を求

めるときは、書面により、JCAAに対し、緊急仲裁人による保全措置命令（以下「緊急保全措置命令」という。）を求める申立てをすることができる。

- 2 緊急保全措置命令の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 緊急仲裁人による保全措置命令を求めること及びその命令の内容
 - (2) 援用する仲裁合意
 - (3) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び判明しているその他の連絡先（当事者が個人の場合における勤務先住所等の書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (4) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (5) 紛争の概要
 - (6) 緊急保全措置命令の必要性を基礎づける具体的事実
- 3 緊急保全措置命令の申立人は、緊急保全措置命令の申立書とともに、第2項（2）に定める仲裁合意を含む仲裁条項又は仲裁合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。
- 4 申立人は、代理人によって緊急保全措置命令の申立てをする場合には、緊急保全措置命令の申立書とともに、委任状をJCAAに提出しなければならない。
- 5 申立人は、緊急保全措置命令の申立ての際、第102条第2項に定める緊急仲裁人報償金並びに第108条第2項に定める管理料金及び予納金を納付しなければならない。JCAAは、申立人がこれらの全額を納付しないときは、当該申立てがなかったものとみなす。
- 6 第16条及び第22条の規定は、緊急保全措置命令の申立てについて準用する。
- 7 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合

には、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てをしなければならない。

第76条（緊急仲裁人）

- 1 緊急仲裁人の数は、1名とし、JCAAがこれを選任する。
- 2 公正かつ独立でない者は緊急仲裁人に就任してはならず、緊急仲裁人は、その在任中は、公正かつ独立でありつづけなければならない。
- 3 緊急仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、緊急仲裁人への就任を辞退するか又はそのような事実のすべてをJCAAに対して開示しなければならない。
- 4 JCAAは、(a) 第75条第1項から第6項の規定に適合した緊急保全措置命令の申立てがされたことを確認し、(b) 緊急仲裁人を選任することを適当と認めるときは、緊急保全措置命令申立書の提出を受けた日から2営業日以内に緊急仲裁人を選任するよう努めなければならない。
- 5 JCAAが緊急仲裁人を選任したときは、第30条の規定を準用する。
- 6 第34条に基づく緊急仲裁人に対する忌避申立ては、これを妨げない。ただし、同条第3項の規定にかかわらず、緊急仲裁人の選任通知を受領した日又は緊急仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足る相当な理由があることを知った日のいずれか遅い日から2営業日以内に忌避申立書をJCAAに提出しなければならない。
- 7 緊急仲裁人の任務が終了したときは、緊急仲裁人に対する忌避申立てをすることができず、すでにした忌避申立てに係る手続は終了する。

第77条（緊急仲裁人の任務）

- 1 緊急仲裁人は、第71条から第74条の規定に従い、緊急保全措置命令を発し、変更し、停止し、又は取り消すことができる。
- 2 緊急仲裁人は、その選任後直ちに、緊急保全

措置命令に係る審理予定を立てなければならない。

- 3 緊急仲裁人は、緊急保全措置命令の適否の判断のために必要と認めるときは、1日に限り審問期日を開くことができる。
- 4 緊急仲裁人は、その選任の日から2週間以内に、緊急保全措置命令に係る決定をするよう努めなければならない。
- 5 当事者は、緊急保全措置命令を受けた場合には、これを遵守しなければならない。緊急保全措置命令は、仲裁廷が成立した時点、又は欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAAにより確認若しくは選任された時点で、当該仲裁廷がした保全措置命令とみなし、仲裁廷が次条第2項による変更、停止又は取消しをするまで、その効力を維持する。
- 6 緊急保全措置命令は、次に掲げる場合には効力を失う。
 - (1) 当該保全措置命令が発令されてから3か月以内に、仲裁廷が成立しないとき、又は欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAAにより確認若しくは選任されないとき
 - (2) 第61条第1項の規定により仲裁手続が終了したとき
 - (3) 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合であって、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てがなされないとき
- 7 緊急仲裁人の任務は、次に掲げる場合には終了する。ただし、JCAAが必要と認めるときは、緊急仲裁人の任務終了を延期することができる。
 - (1) 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合であって、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てがなされないとき
 - (2) 仲裁廷が成立したとき
 - (3) 欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAA

により確認又は選任されたとき

- 8 緊急仲裁人は、当該紛争に関して仲裁人となることができない。ただし、当事者間で書面による別段の合意がある場合はこの限りでない。

第78条（仲裁廷による承認、変更、停止又は取消し）

- 1 緊急保全措置命令に係る判断は、仲裁廷を拘束しない。
- 2 仲裁廷は、緊急保全措置命令の全部又は一部を承認し、変更し、停止し、又は取り消すことができる。

第79条（準用規定）

緊急仲裁人及び緊急保全措置命令については、その性質に反しない限り、他の章の規定を準用する。

第6章 費用

第80条（費用の負担）

- 1 仲裁手続の費用には、仲裁人報償金、仲裁人経費、管理料金、その他仲裁手続のための合理的な費用のほか、当事者が負担する代理人その他の専門家の報酬及び経費であって、仲裁廷が合理的な範囲内であると認めるものが含まれる。
- 2 仲裁廷は、前項に定める各費用について、手続の経過、仲裁判断の内容その他の一切の事情を考慮して、各当事者の負担割合を定めることができる。ただし、仲裁廷が成立する前に、仲裁申立てに係る請求の全部が取り下げられた場合には、JCAAが各費用（当事者が負担する代理人その他の専門家の報酬及び経費を除く。）について各当事者の負担割合を定めることができる。
- 3 仲裁人報償金及び仲裁人経費については第3編の規定により、管理料金については第4編の規定により定める。

第81条（料金等の連帯納付義務）

すべての当事者は、仲裁人報償金、仲裁人経費そ

の他仲裁手続のための合理的な費用であってJCAAに納付すべきものについて、JCAAに対して連帯して責任を負う。

第82条（予納及び精算）

- 1 当事者は、仲裁人報酬金、仲裁人経費その他仲裁手続のための合理的な費用に充当するため、JCAAの定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内にJCAAに予納しなければならない。
- 2 当事者が前項の予納をしないときは、仲裁廷は、JCAAの求めにより、仲裁手続を停止し又は終了しなければならない。ただし、その予納されない分について他方の当事者が代わって予納したときは、この限りでない。
- 3 仲裁手続が終了した際に、当事者がJCAAに予納した金額が、第66条第4項の規定により仲裁廷が定めた当事者がJCAAに納付すべき金額を超えるときは、JCAAは、その差額を当事者に返還しなければならない。

第2編 迅速仲裁手続

第83条（第1編の規定との関係）

- 1 第2編は第1編の規定の特則として、迅速に仲裁手続を進めるために必要な事項を定める。
- 2 第2編に規定がない事項については、第1編の規定の定めるところによる。

第84条（迅速仲裁手続の適用）

- 1 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円（外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。以下同じ。）未満の場合には、第2編の規定による。ただし、仲裁合意において仲裁人の数を3名とする合意がある場合、又は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に当事者が事件を迅速仲裁手続によらない旨の書面による合意をJCAAに通知した場

合には第1編の規定による。

- 2 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円以上の場合であっても、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、当事者が事件を迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をし、JCAAに通知した場合には第2編の規定による。
- 3 第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合であっても、次条の規定に従って、請求金額若しくは請求の経済的価値が5,000万円以上の反対請求の申立てがされた場合又は自働債権の金額若しくは経済的価値が5,000万円以上の相殺の抗弁の提出があったときは、第1編の規定による手続に移行する。ただし、当事者が迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をした場合には引き続き第2編の規定による。
- 4 主たる請求に附帯する利息その他の果実、損害、違約金又は費用の価額は、前三項の請求金額又は請求の経済的価値に算入しない。
- 5 請求の経済的価値の算定ができないとき若しくは極めて困難であるとき、又は請求の経済的価値に関し当事者間に争いがあるときは、第1項から第3項の経済的価値は5,000万円を超えるものとみなす。
- 6 JCAAは、迅速仲裁手続によることが確定したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。

第85条（反対請求の申立て及び相殺の抗弁の提出期限）

第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合においては、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に限り、被申立人は反対請求の申立て又は相殺の抗弁の提出をすることができる。

第86条（申立て等の変更の禁止）

いずれの当事者もその申立て（反対請求の申立てを含む。）又は相殺の抗弁を変更することができない。

第87条（仲裁人の選任）

- 1 仲裁人は1人とする。
- 2 当事者は、迅速仲裁手続による旨のJCAAからの通知を受領した日から2週間以内に合意により仲裁人の選任をし、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対して仲裁人選任通知をしなければならない。
- 3 前項に定める期間内に当事者が仲裁人選任の通知をしない場合には、JCAAが仲裁人を選任する。
- 4 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合において、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、JCAAはこれを尊重するものとする。
- 5 当事者による仲裁人選任の効力は、JCAAが選任を確認することによって生ずる。JCAAは、その選任が不適当であることが明らかであると認める場合には、当事者にその意見を聴いた上で、理由を示すことなく、その選任の確認をしないことができる。
- 6 JCAAは、仲裁人の選任を確認したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。
- 7 JCAAが仲裁人の選任を確認しなかった場合には、当事者は、JCAAが定める期限までに新たな仲裁人を選任しなければならない。

第88条（書面審理の原則）

- 1 仲裁廷は、原則として、審問期日を開かず、書面審理により仲裁手続を進める。
- 2 当事者の意見を聴いた上で、仲裁廷が審問の必要があると認める場合には、合理的な方法により、審問期日は可能な限り短期としなければならない。

第89条（仲裁判断の期限）

仲裁廷は、その成立の日から3か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない。

第90条（手続参加及び複数の仲裁手続の併合の禁止）

第56条及び第57条の規定は、第2編の規定による

手続には適用しない。

第3編 仲裁人報酬金

第91条（第3編の規定の適用）

第3編の規定は、第1編及び第2編の規定に基づく仲裁における仲裁人報酬金等に適用される。

第92条（定義）

- 1 第3編において、請求金額又は請求の経済的価値は、以下の各号を総計した額とする。なお、複数の仲裁手続の併合があった場合は、それらの仲裁手続における以下の各号を合算した額とする。
 - (a) 申立人の請求金額又は請求の経済的価値
 - (b) 被申立人が反対請求申立てをする場合の請求金額又は請求の経済的価値
 - (c) 第56条に基づく手続参加に係る請求の請求金額又は請求の経済的価値
 - (d) 第94条第2項に定めるみなし請求金額
 - (e) 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額
 - (f) 相殺の抗弁として提出した自動債権の金額
- 2 仲裁時間とは、仲裁手続のために合理的に必要とされた時間とする。ただし、仲裁人が仲裁手続のために必要とした移動の時間については、その2分の1を仲裁時間に加えるものとする。
- 3 第3編における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日のTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。

第93条（タイム・チャージの原則）

- 1 仲裁人の報酬金は、時間単価に仲裁時間を掛けたタイム・チャージとする。
- 2 時間単価は5万円（消費税は含まない。）とする。
- 3 仲裁人は、JCAAに対し、第92条第2項に定める仲裁時間を、その日付ごとの内訳とともに

月毎に、翌月20日までに報告するものとする。

第94条（上限額）

- 1 単独仲裁人の報償金の上限額は、請求金額又は請求の経済的価値に応じて、以下の通りとする。

請求金額又は 請求の経済的価値	上限額 (消費税を含まない。)
2000万円未満	200万円
2000万円以上、1億円未満の場合	200万円に2000万円を超える額の2.5%に相当する額を加えた額
1億円以上、5億円未満の場合	400万円に1億円を超える額の1.5%に相当する額を加えた額
5億円以上、10億円未満の場合	1000万円に5億円を超える額の0.4%に相当する額を加えた額
10億円以上、50億円未満の場合	1200万円に10億円を超える額の0.1%に相当する額を加えた額
50億円以上、100億円未満の場合	1600万円に50億円を超える額の0.08%に相当する額を加えた額
100億円以上の場合	2000万円に100億円を超える額の0.02%に相当する額を加えた額。ただし、3000万円を上限とする。

- 2 経済的価値が算定できない、又はその算定が著しく困難である請求の経済的価値は、7000万円とみなす。
- 3 3名の仲裁人により仲裁廷が構成された場合の上限は、仲裁廷の長及び当事者選任仲裁人について、単独仲裁人の場合の上限のそれぞれ1.2倍及び0.8倍とする。

第95条（時間単価の逡減）

- 1 仲裁時間が150時間を超過した場合には、その後の時間単価は、当初時間単価の50%を限度として、50時間毎に当初時間単価の10%ずつ逡減するものとする。

- 2 前項の時間の計算に当たっては、第92条第2項但書の移動の時間を算入しない。

第96条（仲裁人報償金の減額等）

- 1 以下に定める場合には、仲裁人の報償金は支払われない。
 - (1) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合：すべての仲裁人
 - (2) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合：当該仲裁人
- 2 前項（2）の規定にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。

第97条（仲裁廷成立前の仲裁人報償金に関する変更の合意）

- 1 前四条の規定にかかわらず、第31条第2項に従って仲裁廷が成立する前に、すべての当事者が書面により合意する場合には、仲裁人報償金の時間単価、上限額、時間単価の逡減及び仲裁人報償金の減額等について変更することができる。
- 2 第28条第6項及び第29条第6項に従って、JCAAが選任する仲裁人の報償金の時間単価、上限額、時間単価の逡減及び仲裁人報償金の減額等については、前項の合意により定められた条件のうち、仲裁人により有利な条件を下まわらないものとする。
- 3 当事者は、第1項に定める合意をした場合には、遅滞なく、JCAAにその合意内容を通知するものとする。

第98条（仲裁廷成立後の仲裁人報償金額に関する変更の禁止）

- 1 仲裁人は、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、当事者及びJCAAに対して仲裁人報

償金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報償金の減額等の変更について交渉してはならない。

- 2 すべての当事者が同意する場合であっても、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、第3編に定める仲裁人報償金の時間単価、上限額、時間単価の逓減及び仲裁人報償金の減額等について変更することができない。

第99条(仲裁人の間での仲裁人報償金の変更の合意)

- 1 3名の仲裁人による仲裁の場合において、当事者選任仲裁人が第31条第3項に定める仲裁廷の長の職務に属する事項を処理したときには、仲裁人3名全員の合意により、第94条第3項の規定にかかわらず、仲裁廷の長の報償金額の上限を引き下げ、当該当事者選任仲裁人の報償金額の上限を単独仲裁人の場合の報償金の上限の1.2倍まで増やすことができる。ただし、3名の仲裁人の仲裁人報償金の上限額の合計額は、単独仲裁人の場合の報償金の上限の2.8倍を超えてはならない。
- 2 仲裁廷は、前項の合意をした場合には、その合意の内容を遅滞なくJCAAに通知するものとする。

第100条(仲裁人報償金の支払い)

- 1 JCAAは、仲裁人が仲裁判断をした場合、仲裁手続終了決定をした場合その他の仲裁手続が終了した場合は、第68条から第70条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、仲裁人報償金を支払う。
- 2 JCAAは、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、第96条第1項により仲裁人報償金が支払われない場合を除き、第68条から第70条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、その仲裁人に仲裁人報償金を支払う。

第101条(仲裁人経費)

- 1 仲裁人は、以下の項目の経費を負担した場合には、仲裁手続の遂行に必要なかつ合理的な範囲で償還を受けることができる。

(1) 交通費（航空運賃はビジネスクラス料金とし、他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金とする。）

(2) 郵便、クーリエ、電話、コピーその他事件の特性により合理的に必要な経費としてJCAAが認めるもの

(3) 仲裁人補助者の報酬及び費用

- 2 仲裁人は、宿泊を必要とする場合には、宿泊費（食事代その他の費用を含む。）として、1泊あたり6万円の支払いを受けることができる。
- 3 前二項については、第97条の規定を準用する。
- 4 当事者は前三項に定める経費及び宿泊費を負担し、JCAAにその償還及び支払いの事務を委託する。
- 5 JCAAは、仲裁人からの領収書又はこれに準ずる証明書類の提出と引き替えに、第1項から第3項までに定める経費及び宿泊費の償還及び支払いを行う。

第102条(緊急仲裁人の報償金に関する特例)

- 1 第93条、第94条、第95条及び第99条の規定は、緊急仲裁人の報償金には適用しない。
- 2 緊急仲裁人の報償金は、請求金額又は請求の経済的価値のいかんにかかわらず、120万円とする。ただし、緊急仲裁人が緊急保全措置命令に係る決定をする前に手続が終了した場合、緊急仲裁人の報償金は30万円とする。
- 3 第96条、第97条、第98条、第100条及び第101条の規定は、緊急仲裁人の報償金及び経費について準用する。

第4編 管理料金

第103条(管理料金)

- 1 申立人が仲裁の申立てにあたってJCAAに納付すべき管理料金は、次の額に消費税額を加えた額とする。

請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額
2000万円未満の場合	50万円

2000万円以上、1億円未満の場合	50万円に2000万円を超える額の1%に相当する額を加えた額
1億円以上、10億円未満の場合	130万円に1億円を超える額の0.3%に相当する額を加えた額
10億円以上、50億円未満の場合	400万円に10億円を超える額の0.25%に相当する額を加えた額
50億円以上、100億円未満の場合	1400万円に50億円を超える額の0.1%に相当する額を加えた額
100億円以上	1900万円に100億円を超える額の0.05%に相当する額を加えた額。ただし、2500万円を上限とする。

- 2 経済的価値の算定ができない請求、又は算定が極めて困難である請求の経済的価値は、7000万円とみなす。
- 3 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。
- 4 第4編の規定における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。

第104条（請求金額の変更と管理料金）

- 1 申立人が管理料金を納付した後に請求を増額又は追加したときは、変更後の請求につき前条を適用して得た金額を管理料金とする。ただし、前条第3項中「申立ての日」とあるのは「請求を増額又は追加した日」と読み替えるものとする。
- 2 前条第2項の規定により、7000万円の経済的価値があるとみなされた請求について、7000万円を超える経済的価値があると判明した場合には、前項の規定を準用する。

第105条（仲裁申立てに係る請求の全部の取下げ

と管理料金）

申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てに係る請求の全部を取り下げた場合には、JCAAは、管理料金の90%を返還する。

第106条（迅速仲裁手続が適用される仲裁申立てに係る請求の全部の取下げと管理料金）

第2編の規定が適用される場合において、仲裁手続開始後10日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てに係る請求の全部を取り下げたときは、JCAAは管理料金の90%を返還する。

第107条（反対請求の申立て及び手続参加についての適用）

前四条の規定は、被申立人による反対請求の申立て及び第56条に基づく手続参加の申立てについて適用する。

第108条（緊急保全措置命令の申立てに関する特例）

- 1 前五条の規定は、緊急保全措置命令の申立てには適用しない。
- 2 申立人が緊急保全措置命令の申立てにあたって納付すべき管理料金及び緊急仲裁人の費用その他手続のための合理的な費用の一部に充当するためJCAAに納付すべき予納金は、次のとおりとする。

管理料金：20万円に消費税を加えた額

予納金：10万円

- 3 申立人が、緊急仲裁人が選任される前に緊急保全措置命令の申立てを取り下げた場合には、JCAAは、管理料金の90%を返還する。

附 則

- 1 この規則は2019年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に手続が開始された仲裁事件については、なお従前の例による。ただし、当事者の合意により、その後の手続をこの規則によって行うことができる。この場合、従前の規則により行われた手続はその効力を失わない。

インタラクティブ仲裁規則

2019年1月1日施行

第1編 仲裁手続

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、当事者が紛争をこの規則により解決する旨の合意をした場合に行われる仲裁に係る手続その他の必要な事項を定める。

第2条（定義）

- 1 この規則において「JCAA」とは、一般社団法人日本商事仲裁協会をいう。
- 2 この規則において「当事者」とは、申立人、被申立人又はその双方をいう。
- 3 この規則において、「書面」とは、電磁的記録を含むものとする。電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 4 この規則において、「商事仲裁規則」とは、JCAAの商事仲裁規則をいう。
- 5 この規則において、「UNCITRAL仲裁規則」とは、JCAAのUNCITRAL仲裁管理規則によって補充されるUNCITRAL仲裁規則をいう。

第3条（この規則の適用）

- 1 この規則は、仲裁合意においてこの規則による仲裁を行う旨の合意がある場合に適用される。
- 2 前項の規定にかかわらず、JCAAが確認又は選任した仲裁人が1人もいない段階において、すべての当事者が商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による仲裁を行うことを書面により合意し、JCAAに通知した場合（申立人が申立書において商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による仲裁を行うことを求める旨記載し、被申立人が書面によりこれに同意した場合を含む。）には、商事仲裁規則又はUNCITRAL仲

裁規則が適用される。この場合、その合意の時までにインタラクティブ仲裁規則に基づいて行われた手続はその効力を失わない。

第4条（第1編と第2編から第4編までとの関係）

インタラクティブ仲裁規則による旨の合意は、この規則の第2編から第4編までの規則を含むものとみなす。

第5条（別段の合意）

この規則が適用される場合には、当事者、仲裁廷及びJCAA並びにこれらの間の関係は、この規則のほか、当事者間の別段の合意により規律される。ただし、第3編及び第4編についてはこの限りではない。

第6条（この規則の解釈）

- 1 この規則の正文は日本語及び英語とする。各言語の文言の意味するところに違いがあるとの疑義がある場合には、日本語の文言の意味するところが優先する。
- 2 この規則の解釈について争いがある場合は、JCAAの解釈に従うものとする。ただし、第1編及び第2編の規定について仲裁廷が行った解釈は、その仲裁事件においては、JCAAの解釈に優先する。

第7条（通知等）

- 1 この規則により行う通知、提出及び送付（以下「通知等」と総称する。）は、別段の定めのある場合を除き、クーリエ便、書留郵便、電子メール、ファクシミリその他の合理的方法によって行う。
- 2 通知等の宛先は、通知等の相手方の住所、居所、営業所、事務所（通知の相手方が法人その他の団体である場合には、その代表者の住所又は居所を含む。）、当該相手方が通常使用する電子メールアドレス（ただし、当該相手方が指定したものがあるときは、その電子メールアドレスとする。）、ファクシミリ番号又は当該相手方が指定した宛先（以下「通知宛先」

と総称する。)とする。

- 3 通知等は、通知等の相手方がこれを受領することによって効力を生ずる。
- 4 通知等の相手方がその受領を拒絶したときは、その発送の日から3日を経過した日（受領を拒絶した日が判明している場合には、その日）に受領されたものとみなす。
- 5 当事者（通知等の相手方を除く。）が相当の調査をしたにもかかわらずその相手方の通知宛先を知ることができないときは、通知等の相手方の最後に知れたる通知宛先に対して発送することにより通知等を行うことができる。この場合において当該通知等は、発送の日から3日を経過した日に受領されたものとみなす。
- 6 前項の規定により通知等が相手方に受領されたものとみなされた場合には、同人に対して行うそれ以降の通知等は、同項に定める方法によって行うことができる。
- 7 当事者は、移転その他の事情により、通知宛先に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の通知宛先を指定し、JCAA、仲裁人及び他の当事者に通知しなければならない。

第8条（事務局）

- 1 この規則による仲裁の手續管理は、JCAAが行う。
- 2 JCAAは、仲裁廷又は当事者の要請があるときは、仲裁手續を遂行するために必要な通訳者、速記者及び審問室を手配する。

第9条（仲裁人候補者名簿）

当事者が仲裁人を選任する際の参考資料として、当事者の要請があるときは、JCAAは仲裁人候補者名簿を提供する。当事者は、当該名簿に掲載されていない者であっても仲裁人を選任することができる。

第10条（代理及び補佐）

当事者は、この規則による手續において、自己の選択する者に代理又は補佐をさせることができる。

第11条（言語）

- 1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、遅滞なく仲裁手續における言語を決定しなければならない。仲裁廷は、言語を決定するに当り、仲裁合意を規定する契約書の言語、通訳及び翻訳の可否並びにその費用その他の関連する事情を考慮しなければならない。
- 2 仲裁廷は、すべての証拠書類について、それを提出する当事者に対し、仲裁手續における言語による翻訳文を添付することを求めることができる。
- 3 JCAAと当事者又は仲裁人との通信は、日本語又は英語により行うものとする。

第12条（手續の期間）

- 1 この規則における期間の計算においては、初日を算入しない。
- 2 この規則における期間の計算においては、非営業日及び祝日を算入する。ただし、当該期間の末日が通知等の相手方が所在する地における非営業日又は祝日であるときには、期間は、その翌営業日に満了する。
- 3 当事者は、書面による合意により、第15条第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条及び第76条第7項に定める期間並びに仲裁廷又はJCAAがそれぞれ第12条第4項又は第12条第5項により定めた又は変更した期間を除き、この規則に規定する期間を変更することができる。この場合は、当事者は、遅滞なくJCAA及び仲裁廷にその旨を通知しなければならない。
- 4 仲裁廷は、必要と認めるときは、第43条第1項及び第61条第4項に定める期間及びJCAAが第12条第5項により定めた又は変更した期間を除き、この規則に規定する期間（仲裁廷が定める期間を含む）を変更することができる。この場合には、仲裁廷は、遅滞なくJCAA及び当事者にその旨を通知しなければならない。
- 5 JCAAは、必要と認めるときは、この規則による手續に関する期間を定め、又は変更することができる。

第13条（免責）

仲裁人、JCAA及びJCAAの役職員は、故意又は重大過失による場合を除き、仲裁手続に関する作為又は不作为について責任を負わない。

第2章 仲裁手続の開始

第14条（仲裁申立て）

- 1 仲裁申立てをするには、申立人は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「仲裁申立書」という。）をJCAAに提出しなければならない。
 - (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2) 援用する仲裁合意（仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部につき当事者間に合意がある場合には、かかる合意を含む。）
 - (3) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び判明しているその他の連絡先（当事者が個人の場合における勤務先住所等の書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (4) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (5) 請求の趣旨
 - (6) 紛争の概要
 - (7) 請求を根拠づける理由及び証明方法
- 2 仲裁申立書には、次の各号に定める事項を記載することができる。
 - (1) 仲裁人を3人とする旨の事前の合意がある場合には、申立人が選任する仲裁人の氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部に関する申立人の意見
 - (3) 本案に適用すべき準拠法に関する申立人の意見
- 3 申立人は、仲裁申立書とともに、第1項（2）

に定める仲裁合意を含む仲裁条項又は仲裁合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。

- 4 申立人は、代理人によって仲裁手続を行う場合には、仲裁申立書とともに、委任状をJCAAに提出しなければならない。
- 5 申立人は、仲裁申立ての際、第4編に定める管理料金を納付しなければならない。JCAAは、申立人が管理料金を納付しないときは、仲裁申立てがなかったものとみなす。
- 6 仲裁手続は、仲裁申立書がJCAAに提出された日に開始したものとみなす。

第15条（請求の併合）

- 1 以下の各号に掲げる場合には、複数の請求について、単一の申立てによって仲裁申立てをすること（以下「請求の併合」という。）ができる。
 - (1) 同一の手続によることにつき、当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 申立てに係る請求のすべてが同一の仲裁合意に基づく場合
 - (3) 同一の当事者間において、(a) 複数の請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁に付する旨の合意があつて、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合
- 2 請求の併合に対する異議は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、書面により述べなければならない。この異議については、仲裁廷が第47条の規定に従って決定する。

第16条（仲裁申立ての通知）

- 1 JCAAは、第14条第1項から第5項までの規定（第2項を除く。）に適合した仲裁申立てがされたことを確認した後、遅滞なく、被申立人に対し、仲裁申立てがあつたことを通知する。この通知は、仲裁申立書を添付して行うものとする。

- 2 JCAAは、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任を確認した後、遅滞なく、当該仲裁人に対し、仲裁申立書を送付する。

第17条（仲裁廷構成のための手続の続行）

JCAAは、被申立人が仲裁合意の存否若しくは効力又は請求の併合について異議を述べた場合であっても、仲裁廷構成のための手続を進めることができる。この場合において、仲裁合意の存否若しくは効力又は請求の併合についての異議の当否は、仲裁廷の成立後、第46条第1項又は第47条第1項の規定に従い仲裁廷が判断する。

第18条（答弁）

- 1 被申立人は、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「答弁書」という。）をJCAAに提出しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び被申立人のその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (3) 答弁の趣旨
 - (4) 紛争の概要
 - (5) 答弁の理由及び証明方法
- 2 答弁書には、次の各号に定める事項を記載することができる。
 - (1) 仲裁人を3人とする旨の事前の合意がある場合に、被申立人が選任する仲裁人の氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 仲裁人の数、仲裁人の選任方法、仲裁地及び仲裁手続に用いる言語の全部又は一部に関する被申立人の意見
 - (3) 本案に適用すべき準拠法に関する被申立人

の意見

- 3 被申立人は、代理人によって仲裁手続を行う場合には、委任状をJCAAに提出しなければならない。
- 4 答弁書の提出があった場合には、JCAAは、遅滞なく、当事者、及び仲裁人が選任されているときは仲裁人にその写しを送付する。

第19条（反対請求の申立て）

- 1 被申立人は、以下の各号に掲げる場合には、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に限り、反対請求の申立てをすることができる。
 - (1) 当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 申立人の請求と反対請求が同一の仲裁合意に基づくものである場合
 - (3) (a) 申立人の請求と反対請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁に付する旨の合意があって、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合
- 2 前項の反対請求の申立てについては、第14条、第15条第2項、第16条、第18条及び第23条の規定を準用する。

第20条（相殺の抗弁）

被申立人による相殺の抗弁の提出は、仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に限り、書面により、することができる。

第21条（申立ての変更）

- 1 申立人（反対請求の申立人を含む。）は、以下の各号に掲げる場合には、申立ての変更をする旨を記載した書面をJCAAに提出して、その申立ての変更をすることができる。
 - (1) 当事者全員の書面による合意がある場合
 - (2) 変更前の請求と変更後の請求が同一の仲裁合意に基づくものである場合
 - (3) (a) 変更前の請求と変更後の請求が同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b)

いずれの請求についてもこの規則による仲裁に付する旨の合意があって、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合

- 2 申立人（反対請求の申立人を含む。）は、仲裁廷が成立した後に申立ての変更をする場合は、仲裁廷の許可を得なければならない。仲裁廷は、許可をするについて予め相手方当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続の進行の著しい遅延、相手方当事者の不利益その他の事情に照らしてその申立ての変更を許可することが不適当と認めるときは、前項の申立ての変更について不許可の決定をすることができる。仲裁廷は、遅滞なく、許可又は不許可の決定を当事者に通知する。
- 4 申立ての変更については第14条、第15条第2項及び第16条の規定を準用する。
- 5 変更された申立てに対する答弁、反対請求又は相殺の抗弁については第18条、第19条又は第20条の規定を準用する。

第22条（提出部数）

- 1 第14条第1項、第15条第2項、第18条第1項（これらの規定を第19条第2項、前条第5項及び第57条第6項において準用する場合を含む。）、第20条及び前条第1項の規定により当事者が提出する書面の部数は、仲裁人の数（これが定まっていなときは3とする。）と相手方当事者の数に1を加えた数とする。ただし、委任状は1部で足りる。
- 2 前項の規定は、電子メール、ファクシミリその他の電子通信手段によって提出する場合には適用しない。ただし、JCAA又は仲裁廷が当事者に対して一定部数の紙媒体の書面の提出を求めた場合には、当該部数を提出しなければならない。

第23条（仲裁申立てに係る請求の取下げ）

- 1 仲裁廷が成立する前においては、申立人は、

JCAAに対し、仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げる旨を記載した書面（以下「申立取下書」という。）を提出することにより仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げることができる。JCAAは、被申立人に、これを通知する。

- 2 仲裁廷が成立した後においては、申立人は、仲裁廷に対し、申立取下書を提出し、かつ仲裁廷の許可を得て、仲裁申立てに係る請求の一部又は全部を取り下げることができる。
- 3 前項の許可申立てがあった場合には、仲裁廷は、被申立人の意見を聴いた上で、被申立人が取下げに遅滞なく異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された紛争の解決について被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合を除き、仲裁申立ての一部又は全部の取下げを許可しなければならない。
- 4 前項の規定により仲裁申立てに係る請求の全部の取下げを許可した場合には、仲裁廷は、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

第3章 仲裁人及び仲裁廷

第24条（仲裁人の公正・独立）

- 1 公正かつ独立でない者は仲裁人に就任してはならず、仲裁人は、その在任中は公正かつ独立であり続けなければならない。
- 2 仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてを依頼をした者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならない。
- 3 仲裁人に選任された者は、書面（以下「公正独立表明書」という。）により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実

の全部を開示し、又はそれがない事実を表明しなければならない。

- 4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（すでに開示したものを除く。）について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該仲裁人は、書面により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、これを開示しなければならない。仲裁人就任時に、その時点以降にかかる事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、この開示義務を履行したことにはならない。

第25条（仲裁人の選任及び確認）

- 1 仲裁人は、当事者間の合意に従って選任される。
- 2 当事者間に前項に定める合意がない場合には、次条から第30条までの規定に従って選任される。
- 3 当事者が仲裁人を選任する場合及び仲裁人が第三仲裁人を選任する場合における選任の効力は、JCAAが選任を確認することによって生ずる。
- 4 前項に定める確認を受けるため、仲裁人を選任した者は、JCAAに対し、次に定める文書を提出しなければならない。
 - (a) 仲裁人選任通知書（確認を受けたい者の氏名、住所その他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）及び職業を記載するものとする。）
 - (b) 仲裁人就任承諾書
 - (c) 公正独立表明書
- 5 JCAAは、前項に定める文書の写しを当事者及び仲裁人に遅滞なく送付する。
- 6 JCAAは、仲裁人の選任が不適当であることが明らかであると認める場合には、当該仲裁人を選任した者の意見を聴いた上で、理由を示すことなく、当該仲裁人の選任の確認をしないことができる。
- 7 JCAAは、仲裁人の選任を確認したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。
- 8 JCAAが仲裁人の選任を確認しなかった場合に

は、当該仲裁人を選任した当事者又は仲裁人は、JCAAが定める期限までに新たな仲裁人を選任しなければならない。

第26条（仲裁人の数）

- 1 仲裁人の数は、原則として1人又は3人とする。
- 2 当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、仲裁人の数に関する合意をJCAAに書面により通知しないときは、仲裁人は1人とする。
- 3 いずれの当事者も、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、JCAAに対し、仲裁人の数を3人とすることを書面により求めることができる。この場合において、JCAAが、紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、これを適当と認めたときは、仲裁人は3人とする。
- 4 JCAAは、遅滞なく、確定した仲裁人の数を当事者に通知する。

第27条（仲裁人の選任－仲裁人が1人の場合）

- 1 仲裁人を1人とする合意がある場合には、当事者は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 2 前条第2項の規定により仲裁人が1人とされた場合には、当事者は、前条第1項に定める通知期限から2週間以内に、合意により仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 3 当事者が前二項の期間内に、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。
- 4 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合において、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、JCAAはこれを尊重するものとする。

第28条（仲裁人の選任－仲裁人が3人の場合）

- 1 仲裁人を3人とする合意がある場合には、当事者は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 2 第26条第3項の規定により仲裁人が3人とされた場合には、申立人及び被申立人は、JCAAによるその旨の通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 3 当事者が前二項の期間内に、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。
- 4 前三項の規定により選任された2人の仲裁人は、当該2人の仲裁人のJCAAによる確認又は選任通知を受領した日から3週間以内に、第三仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 5 当該2人の仲裁人は、すべての当事者の書面による合意がある場合に限り、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聴くことができる。一方の当事者が仲裁人を選任しない場合には、当事者に選任された仲裁人は第三仲裁人の選任について当該当事者の意見を個別に聴くことはできない。
- 6 仲裁人が第28条第4項の期間内に、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して第三仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAが第三仲裁人を選任する。
- 7 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合には、前条第4項の規定を準用する。

第29条（多数当事者仲裁において仲裁人が3人の場合）

- 1 仲裁人が3人の場合であって、申立人又は被申立人が複数のときは、仲裁人は、本条の規定に従い選任される。
- 2 当事者の合意により仲裁人が3人とされた場合

には、申立人（申立人が複数の場合を含む。以下本条において同じ。）及び被申立人（被申立人が複数の場合を含む。以下本条において同じ。）は、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。

- 3 第26条第3項の規定により仲裁人が3人とされた場合には、申立人及び被申立人は、JCAAによるその旨の通知を受領した日から3週間以内に、それぞれ1人の仲裁人を選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 4 前二項の規定により申立人及び被申立人がそれぞれ選任した2人の仲裁人は、当該2人の仲裁人のJCAAによる確認通知を受領した日から3週間以内に、第三仲裁人を合意により選任し、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、仲裁人の選任通知をしなければならない。
- 5 前項の規定による第三仲裁人の選任にあたっては、第28条第5項の規定を準用する。
- 6 仲裁人が第29条第4項の期間内に、第25条第4項の規定に従い、仲裁人の選任通知をしない場合には、JCAAがその仲裁人を選任する。
- 7 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合には、第27条第4項の規定を準用する。
- 8 申立人又は被申立人のいずれか又はその双方が、第2項又は第3項の期間内に、第25条第4項の規定に従い仲裁人の選任通知をJCAAにしない場合には、JCAAが3人の仲裁人をすべて選任する。この場合において、いずれの当事者も異議を述べないときは、JCAAは、申立人又は被申立人のいずれかがすでに選任した仲裁人を、3人の仲裁人の1人として選任することができる。

第30条（JCAAが仲裁人の選任をした場合の通知）

JCAAが仲裁人を選任したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人に対し、第25条第4項（a）に定める文書を送付する。この場合において、JCAAは、同

項 (b) 及び (c) に定める文書の写しを添付する。

第31条 (仲裁廷)

- 1 この規則による仲裁は、第25条から第30条まで、第36条及び第57条の規定により選任された1人又は3人の仲裁人によって構成される仲裁廷によって行う。
- 2 仲裁廷は、すべての仲裁人がJCAAにより確認又は選任された時に成立する。
- 3 仲裁人の数が3人の場合は、第三仲裁人を仲裁廷の長とし、仲裁人による別段の合意がない限り、仲裁廷の長は以下の職務を行う。
 - (1) 審問及び仲裁廷の合議を主宰する。
 - (2) 仲裁廷を代表して当事者及びJCAAに対し連絡を行う。
 - (3) 仲裁判断その他仲裁廷が作成する文書の最初の案を作成する。

第32条 (仲裁廷の意思決定)

- 1 仲裁人の数が複数である場合には、仲裁廷の意思は、仲裁判断を含め、仲裁人の過半数をもって決定する。
- 2 仲裁廷の意思の決定について仲裁人の過半数で決することができないときは、仲裁廷の長の決するところによる。
- 3 仲裁手続における手続の進行に係る事項は、すべての当事者の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

第33条 (仲裁人による補助者の利用)

- 1 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならない。
- 2 単独仲裁人又は仲裁廷の長は、前項の定めに関し、仲裁人の任務遂行に係る補助をさせる第三者 (以下「仲裁人補助者」という。) を用いることができる。ただし、この場合には、仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、書面によりすべての当事者の了解を得なければ

ならない。

- 3 仲裁人補助者については、第24条及び第42条第2項の規定を準用する。
- 4 仲裁人補助者の報酬及び経費は、これを用いる単独仲裁人又は仲裁廷の長の負担とする。

第34条 (仲裁人の忌避)

- 1 当事者は、仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足る相当な理由があるときは、その仲裁人を忌避することができる。
- 2 仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、その仲裁人を忌避することができる。
- 3 仲裁人の忌避の申立てをしようとする当事者は、JCAAが仲裁人の選任を確認した旨の通知 (JCAAが仲裁人を選任した場合は、仲裁人選任通知書) を受領した日又は第1項に定める事由のあることを知った日のいずれか遅い日から2週間以内に、忌避の原因を記載した書面 (以下「忌避申立書」という。) をJCAAに提出しなければならない。
- 4 忌避申立書の提出があった場合には、JCAAは、遅滞なく、他の当事者及び当該仲裁人に対し、当該忌避申立書の写しを添えて、その旨を通知する。
- 5 JCAAは、他の当事者及び当該仲裁人の意見を聴いた上で、理由を示すことなく、忌避の可否について決定する。

第35条 (仲裁人の解任)

仲裁人が任務を遂行せず若しくは任務の遂行を不当に遅滞させたとき、又は法律上若しくは事実上仲裁人が任務を遂行することができなくなったときは、JCAAは、当事者の書面による申立て又は職権により、当事者及び当該仲裁人の意見を聴いた上で、その仲裁人を解任することができる。

第36条 (仲裁人の補充)

- 1 仲裁人の忌避、解任、辞任又は死亡により、仲裁手続終了前に仲裁人が欠けたときは、

JCAAは、遅滞なく、当事者及び他の仲裁人に、その旨を通知する。

- 2 前項の場合において、欠けた仲裁人が当事者又は他の仲裁人によって選任された者であるときは、当事者間に別段の合意がない限り、選任した当事者又は当該他の仲裁人は、前項の通知を受領した日から3週間以内に、第25条第4項の規定に従い、JCAAに対し、補充すべき仲裁人（以下「補充仲裁人」という。）の選任を通知しなければならない。当事者又は当該他の仲裁人がこれを行わないときは、JCAAが補充仲裁人を選任する。
- 3 第1項の場合において、欠けた仲裁人がJCAAによって選任された者であるときは、当事者間に別段の合意がない限り、JCAAが補充仲裁人を選任する。

第37条（審理終結後に仲裁人が欠けた場合）

前条の規定にかかわらず、審理の終結後、仲裁判断前に仲裁人が欠けた場合において、JCAAが、仲裁人及び当事者の意見を聴いて、仲裁人を補充しないことを相当と認めるときは、仲裁廷は、仲裁人を補充することなく仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

第38条（仲裁人を補充した場合の手続）

第36条の規定により仲裁人を補充した場合には、仲裁廷は、当事者の意見を聴いて、すでに行われた手続を再び行うかどうか、及び行う場合にはその程度について決定しなければならない。

第4章 仲裁手続

第1節 審理手続

第39条（仲裁地）

- 1 仲裁地は、当事者間に別段の合意がない限り、第14条第1項に定める仲裁申立書を申立人が提出したJCAAの事務所の所在地とする。
- 2 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、適当と認めるいかなる場所においても、仲裁

手続を行うことができる。

第40条（審理手続の進行）

- 1 審問その他の審理手続は、仲裁廷の指揮の下に行う。
- 2 仲裁廷は、当事者を平等に扱い、当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない。
- 3 仲裁廷は、紛争の迅速な解決に努めなければならない。
- 4 当事者は、審理手続において提出するすべての書面を、仲裁人、相手方当事者及びJCAAに送付するものとする。仲裁廷は、当事者に対して書面による通知等を行う場合には、JCAAにその写しを送付するものとする。

第41条（時機に後れた主張及び証拠提出の却下）

仲裁廷は、時機に後れた主張及び証拠提出を却下することができる。

第42条（非公開・守秘義務）

- 1 仲裁手続及びその記録は、非公開とする。
- 2 仲裁人、JCAAの役職員、当事者、その代理人及び補佐人その他の仲裁手続に関係する者は、仲裁事件に関する事実又は仲裁手続を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならず、これらに関する見解を述べてはならない。ただし、その開示が法律に基づき又は訴訟手続で要求されている場合その他の正当な理由に基づき行われる場合には、この限りでない。

第43条（仲裁判断までの期間及び審理予定表の作成）

- 1 仲裁廷は、その成立の日から7.5か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない。
- 2 仲裁廷は、前項の目標を達成するため、できる限り速やかに、準備会合、テレビ会議、電話会議、書面の交換その他の仲裁廷が定める方法により当事者と協議を行い、必要かつ可能な範囲で、審理手続の予定を書面により作成し（以下「審理予定表」という。）、当事者

及びJCAAに送付しなければならない。

- 3 仲裁廷は、当事者の意見を聴いて、前項の審理予定表を随時変更することができる。

第44条（主張書面及び証拠の提出）

- 1 当事者は、この規則又は仲裁廷が定める期間内に、法律及び事実に関する主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）及び証拠を仲裁廷に提出しなければならない。
- 2 仲裁廷は、当事者から提出された主張書面及び証拠の受領を確認しなければならない。

第45条（当事者の懈怠）

- 1 仲裁廷は、一方の当事者がこの規則又は仲裁廷が定める期間内に主張書面（答弁書を含む。）を提出しない場合であっても、当該一方の当事者が他方の当事者の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。
- 2 仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく、審問期日に出席せず、又は証拠書類を提出しない場合であっても、審理を続行し、又は審理を終結してその時まで収集された証拠に基づいて仲裁判断をすることができる。

第46条（仲裁権限に対する異議申立てについての決定）

- 1 仲裁廷は、仲裁合意の存否若しくは効力に関する主張についての判断その他の自己の仲裁権限の有無についての判断を示すことができる。
- 2 仲裁廷は、自己が仲裁権限を有しないと判断する場合には、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

第47条（請求の併合に対する異議申立てについての決定）

- 1 仲裁廷は、請求の併合に対する異議申立てについて判断を示すことができる。
- 2 仲裁廷は、第15条第1項に定める請求の併合の要件を満たさないと認める場合には、仲裁手続を分離する決定（以下「分離決定」という。）

をし、その旨を当事者に通知しなければならない。ただし、第15条第2項に定める期間内に異議がなかった場合には、分離決定をすることができない。

- 3 分離決定があった場合には、仲裁廷の任務は終了し、分離された各請求について、各別に仲裁手続を行う。ただし、(a) 第15条第2項に定める期間内に、異議をとどめなかった被申立人に係る請求及び (b) 被申立人が分離決定の通知を受領した日から1週間以内に仲裁廷の任務の続行を求めた請求については、仲裁廷の任務は終了しない。
- 4 前項の規定により各別に仲裁手続を進める場合には、仲裁申立ての通知を受領した日を基準とする期間の計算においては、被申立人が分離決定の通知を受領した日を基準として計算する。
- 5 第67条第2項、第4項、第5項及び第6項並びに第69条から第71条までの規定は、分離決定について準用する。
- 6 前五項の規定は、(a) 反対請求の申立てが第19条第1項の要件を満たさないものとされた場合、(b) (i) 申立ての変更が第21条第1項の要件を満たさない場合、若しくは (ii) 同条第3項の規定により許可されなかった場合、又は (c) (i) 手続参加の申立てが第57条第1項の要件を満たさない場合、若しくは (ii) 同条第5項の規定により許されなかった場合に準用する。
- 7 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる請求については、仲裁廷の任務は終了しない。
 - (1) 反対請求の申立て又は申立ての変更の前から係属する請求
 - (2) 仲裁廷の成立後にされた手続参加の申立ての前から係属する請求

第48条（仲裁廷による当事者の主張整理及び争点の提示）

- 1 仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争

点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、前項により仲裁廷が提示した当事者の主張の整理及び争点について、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとする。
- 3 仲裁廷は、前項により当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができる。
- 4 仲裁廷は、前項の規定により加筆修正された当事者の主張の整理を、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができる。
- 5 前項の規定に関わらず、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができる。仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができる。

第49条（中間決定）

仲裁廷は、仲裁手続中に生じた争いにつき相当と認めるときは、これを裁定する中間決定をすることができる。この場合には、第67条第2項及び第68条の規定を準用する。ただし、理由の記載は省略することができる。

第50条（審問の要否の決定）

- 1 仲裁廷は、仲裁手続を、審問を行って進めるか、又は文書その他の資料のみに基づいて進めるかを決定しなければならない。ただし、手続の適当な段階でいずれかの当事者の申立てがあれば、仲裁廷は審問を行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、証人尋問を行うか否かについては、第56条第3項及び第4項による。
- 3 審問を行う場合、仲裁廷は、テレビ会議その他の方法も選択肢に入れて、適切な方法を選

択するものとする。

第51条（審問の予定日時及び場所）

- 1 審問の予定日時及び場所は、仲裁廷が当事者の意見を聴いた上で決定する。審問が2日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。
- 2 審問の予定日時及び場所が決定されたときは、仲裁廷は、遅滞なくこれを当事者に通知しなければならない。
- 3 当事者双方から審問の予定日時の変更の申し出があったときは、その予定日時を変更しなければならない。一方の当事者から審問の予定日時の変更の申し出があったときは、仲裁廷は、やむを得ない事情があると認める場合に限り、その予定日時を変更することができる。
- 4 前項の申し出は、審問においてする場合又は第43条第2項に基づく協議を口頭で行う際にする場合を除き、書面でしなければならない。

第52条（当事者出席の原則）

- 1 審問期日は、すべての当事者の出席の下に開くことを原則とする。
- 2 当事者の一部又は全部が欠席した場合には、その欠席のまま審問期日を開くことができる。

第53条（異議権の放棄）

当事者が、この規則の規定が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

第54条（証拠）

- 1 当事者は、その請求又は防御の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 仲裁廷は、必要があると認めるときは、職権により、当事者から申し出がない証拠を取り調べるることができる。
- 3 証拠調べは、審問期日外においても行うことができる。この場合においては、当事者に対し、当該証拠について口頭又は書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

4 仲裁廷は、当事者の書面による申立て又は職権により、一方の当事者の所持する文書の取調べの必要があると認めるときは、その当事者の意見を聴いた上で、提出を拒む正当な理由があると仲裁廷が認める場合を除き、その提出を命じることができる。

第55条（仲裁廷による鑑定人の選任）

- 1 仲裁廷は、当事者の意見を聴いた上で、鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。
- 2 仲裁廷は、鑑定人が前項の規定による報告をした後、当事者が要請したときは、審問期日において鑑定人に対して質問する機会を与えなければならない。仲裁廷は、必要と認めるときは、当事者が選任する他の鑑定人の意見書を提出する機会を与えることができる。

第56条（仲裁廷の暫定的な考え方の提示）

- 1 仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、証人尋問の要否を決定する前までに、次に定める事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならない。
 - (1) 仲裁廷が重要と思量する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (2) 仲裁廷が重要と思量する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (3) その他重要であると思量する事項
- 2 仲裁廷は、前項に定める各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 当事者は、前項により定められた期限までに、書面により、第1項に定める各項目について意見を述べるができる。この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べるができる。
- 4 仲裁廷は、第3項に従い提出された当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならない

- 5 第1項の規定により提示された見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではない。
- 6 当事者は、仲裁人が第1項の規定により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。

第57条（手続参加）

- 1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、以下の各号に掲げる場合には、申立人として仲裁手続に参加し、又はこの者を被申立人として仲裁手続に参加させることができる。
 - (1) その者及び当事者全員の書面による当該参加に係る合意がある場合
 - (2) 各申立てが同一の仲裁合意に基づくものである場合。ただし、仲裁手続の当事者となっていない者が、仲裁廷の成立後に被申立人として参加させられる場合には、その者の書面による同意を必要とする。
- 2 前項の手続参加が仲裁廷の成立前である場合には、仲裁人は、第25条から第27条、第29条及び第30条の規定に従って選任される。この場合、すでにこれらの規定に従って行われた仲裁人の選任は、その効力を失う。
- 3 前項の規定に従い仲裁人を選任する場合においては、第26条、第27条第1項及び第29条第2項に定める期間は、手続参加に係る請求の被申立人が手続参加の申立ての通知を受領した日を基準として計算する。
- 4 第1項の手続参加が仲裁廷の成立後である場合には、仲裁廷の構成に影響を及ぼさない。
- 5 仲裁廷は、第1項に掲げる場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他の相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。
- 6 手続参加の申立てについては第14条、第15条第2項及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条第2項、第16条第1項及び第47条第3項ただし書の「被申立人」は、「参加申立人以外の当事者及び被申立人として参加を求められた者」と読み替える。
- 7 手続参加に係る請求に対する答弁、反対請求

又は相殺の抗弁については第18条、第19条又は第20条の規定を準用する。

第58条（複数の仲裁手続の併合）

仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより、以下の各号に掲げる場合で、必要があると認めるときは、係属中の仲裁申立てと他の仲裁申立て（仲裁廷の成立前のものに限る。）とを併合して審理することができる。

- (1) 当事者（当該他の仲裁申立てに係る当事者を含む）全員の書面による合意がある場合
- (2) 係属中の仲裁申立てに係る請求と、当該他の仲裁申立てに係る請求が、同一の仲裁合意に基づくものである場合。ただし、当該他の仲裁申立てに係る請求の当事者が係属中の仲裁申立てに係る請求の当事者と異なる場合、当該他の仲裁申立てに係る請求の当事者の書面による同意を必要とする。
- (3) 係属中の仲裁申立てに係る請求と、当該他の仲裁申立てに係る請求が、同一の当事者間におけるものであり、(a) 同一又は同種の法律問題又は事実問題を含み、(b) いずれの請求についてもこの規則による仲裁に付する旨の合意があつて、(c) 仲裁地、仲裁人の数、言語等の合意内容に照らして、同一の手続で審理することに支障がないと認められる場合

第59条（調停）

- 1 当事者は、いつでも、書面による合意により、仲裁事件に係る紛争をJCAAの国際商事調停規則に基づく調停手続に付することができる。この場合には、次条第1項の場合を除き、当該紛争を担当している仲裁人とは異なる者を調停人に選任するものとする。
- 2 仲裁廷は、当事者が第1項に規定する合意をしたときは、申立てにより、仲裁手続を停止しなければならない。
- 3 いずれの当事者も、当事者の合意がない限り、調停手続で当事者がした提案、自白その他の陳述又は調停人の示した提案を仲裁手続にお

いて証拠として提出してはならない。

- 4 調停手続が、国際商事調停規則第10条第2項(2)から(5)までに定める事由により終了した場合、仲裁廷は、申立てにより、仲裁手続を再開する。

第60条（仲裁人が調停人を務める場合の特則）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、当事者は、書面による合意により、仲裁人を調停人に選任して、仲裁事件に係る紛争を国際商事調停規則に基づく調停手続に付することができる。この場合において、当事者は、仲裁人が調停人を務めたこと又は務めていることを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。
- 2 国際商事調停規則第9条第5項の規定にかかわらず、仲裁事件に係る紛争について調停人を務める仲裁人は、当事者の書面による合意がなければ、一方の当事者と個別に協議することはできない。仲裁人は、一方の当事者と個別に協議した場合には、個別に協議したという事実（意見の内容等を含まない。）を、その都度、他のすべての当事者に伝えなければならない。
- 3 当事者は、第1項の規定により紛争を調停手続に付したときは、第1項に定める合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。
- 4 本条の規定による調停人の報償金及び管理料金は、以下のとおりとする。
 - (1) 調停手続に係る申立料金及び管理料金は、納付を要しない。
 - (2) 仲裁人による調停手続に係る報償金及び経費については、第82条、第83条及び第3編の規定を適用する。
- 5 本条による調停の場合には、国際商事調停規則（第2章の規定を除く）の規定を適用する。

第61条（審理の終結及び再開）

- 1 仲裁廷は、請求について当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行うに十分な機会を与えられ、仲裁判断を行うことができると認

めるときは、審理の終結を決定しなければならない。

- 2 仲裁廷は、仲裁手続において申し立てられた請求の一部について前項に定める要件を満たすと認めるときは、審理の一部の終結を決定することができる。
- 3 仲裁廷は、前二項に規定する審理終結の決定をするときは、適当な予告期間をおかなければならない。
- 4 仲裁廷は、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。審理の再開は、原則として審理終結の日から3週間を経過する日以後には行わないものとする。

第62条（仲裁手続の終了）

- 1 仲裁手続は、仲裁判断が下された時、仲裁廷成立前に仲裁申立てに係る請求の全部が取り下げられた時、又は仲裁手続の終了決定があった時に、終了する。
- 2 仲裁廷は、以下の各号に掲げる場合には仲裁手続の終了決定をしなければならない。
 - (1) 第23条第3項の規定に従い仲裁申立てに係る請求の全部の取り下げを許可した場合
 - (2) 第46条第2項の規定により自己が仲裁権限を有しないと判断する場合
 - (3) 仲裁手続を続行する必要がないと認める場合又は仲裁手続を続行することが不可能であると認める場合
- 3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は終了する。ただし、第69条から第71条までに規定する場合はこの限りではない。
- 4 第67条第2項、第4項、第5項及び第6項並びに第68条の規定は、仲裁手続の終了決定について準用する。

第2節 仲裁判断

第63条（全部仲裁判断、一部仲裁判断、和解仲裁判断）

- 1 仲裁廷は、仲裁手続において申し立てられた請求の全部について、仲裁判断をする。

- 2 前項の規定にかかわらず、仲裁廷は、第61条第2項に定める審理の一部終結決定をした場合には、当該決定に係る請求について、他の請求に先立って、仲裁判断をすることができる。
- 3 仲裁廷は、仲裁手続の進行中に和解した当事者双方の申立てがあるときは、当該和解の内容を仲裁判断とすることができる。

第64条（少数意見の公表の禁止）

3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には第32条第1項及び第2項に基づく仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならない。

第65条（仲裁判断の効力）

仲裁判断は、終局的であり当事者を拘束する。

第66条（本案の準拠法）

- 1 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。
- 2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。
- 3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがある場合に限り、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断することができる。

第67条（仲裁判断書の部数及び記載事項）

- 1 仲裁廷は、当事者の数に1を加えた部数の仲裁判断書を作成する。
- 2 仲裁判断書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 当事者の氏名及び住所（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
 - (2) 代理人がある場合は、その氏名及び住所
 - (3) 主文
 - (4) 手続の経緯
 - (5) 判断の理由

(6) 判断の年月日

(7) 仲裁地

- 3 当事者が判断の理由を要しない旨を合意している場合又は第63条第3項の規定により仲裁廷が和解の内容を仲裁判断とした場合は、理由の記載は省略する。この場合には、省略の理由を記載しなければならない。
- 4 仲裁廷は、仲裁判断書において、第81条第1項に定める費用について、合計額及び当事者間の負担割合を記載しなければならない。ただし、一部仲裁判断においてはこの限りでない。
- 5 前項の負担割合に基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額があるときは、仲裁廷は、仲裁判断書の主文において、その額を支払うべき旨の命令を記載しなければならない。
- 6 仲裁人は、仲裁判断書に署名しなければならない。ただし、仲裁人の数が複数の場合においては、仲裁人の過半数が署名すれば足りる。この場合には、署名が欠けている理由を仲裁判断書に記載しなければならない。

第68条（仲裁判断書の送付）

- 1 JCAAは、当事者が仲裁人報償金、仲裁人経費その他仲裁手続のための合理的な費用であってJCAAに納付すべき金額の全額をJCAAに納付した後、仲裁判断書を各当事者に送付しなければならない。
- 2 JCAAは、仲裁判断書1部を保管する。

第69条（仲裁判断の訂正）

- 1 仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。
- 2 当事者は、仲裁判断書を受領した日から4週間以内に限り、仲裁廷に対し、仲裁判断の訂正の申立てをすることができる。

第70条（仲裁廷による仲裁判断の解釈）

当事者は、仲裁判断書を受領した日から4週間以

内に限り、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てを書面によりすることができる。

第71条（追加仲裁判断）

当事者は、仲裁手続において申し立てられた請求のうち仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、仲裁判断書を受領した日から4週間以内に限り、仲裁廷に対し、その申立てについての仲裁判断を求める申立てを書面によりすることができる。

第5章 仲裁廷又は緊急仲裁人による保全措置命令

第1節 仲裁廷による保全措置命令

第72条（保全措置命令）

- 1 当事者は、書面により、仲裁廷が相手方当事者に対して保全措置を講じるべきことの命令（以下「保全措置命令」という。）を求めることができる。求めることができる保全措置には、以下に掲げるものを含む。
 - (1) 現状を維持し、又は原状を回復すること
 - (2) 現在若しくは急迫の損害若しくは仲裁手続の妨害を防ぐ行為をし、又はこれを生じさせるおそれのある行為をやめること
 - (3) 仲裁判断の内容を実現させる原資となる資産を保全すること
 - (4) 紛争の解決に関連性を有し、かつ重要である可能性のある証拠を保全すること
- 2 前項（1）から（3）までに定める保全措置命令は、次に掲げる事由のいずれもが認められる場合にのみ発することができる。
 - (1) 保全措置命令が発されない場合、損害賠償を命じる仲裁判断では適切に回復できない損害が生じる可能性があり、かつその損害が保全措置命令によりその名宛人となる当事者に生じる可能性のある損害を十分に上回ること
 - (2) 保全措置命令の申立てをした当事者の本案請

求が認められる合理的な可能性があること

- 3 第1項（4）に定める保全措置命令は、仲裁廷が前項に掲げる事情を考慮して適当と認める場合にのみ発することができる。
- 4 仲裁廷は、保全措置命令を発するにあたっては、すべての当事者に意見を述べるための合理的な機会を与えなければならない。
- 5 保全措置命令には、第67条第2項、第68条及び第69条の規定を準用する。
- 6 当事者は、保全措置命令を受けた場合には、これを遵守しなければならない。

第73条（担保の提供）

仲裁廷は、保全措置命令を発するにあたって、保全措置命令を求める申立てをした当事者に対し、相当な担保を提供することを命じることができる。

第74条（事情変更の開示義務）

当事者は、保全措置命令の申立て又は保全措置命令の基礎となった事実に変化があったときは、これを仲裁廷に開示しなければならない。

第75条（変更、停止及び取消し）

仲裁廷は、当事者の書面による申立てにより、又は特段の事情がある場合には職権で、当事者の意見を聴いて、保全措置命令を変更し、停止し、又は取り消すことができる。この場合には第72条第5項の規定を準用する。

第2節 緊急仲裁人による保全措置命令

第76条（緊急保全措置命令の申立て）

- 1 当事者は、仲裁廷の成立前又は仲裁人が欠けている場合において緊急の保全措置命令を求めるときは、書面により、JCAAに対し、緊急仲裁人による保全措置命令（以下「緊急保全措置命令」という。）を求める申立てをすることができる。
- 2 緊急保全措置命令の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 緊急仲裁人による保全措置命令を求めるこ

と及びその命令の内容

- (2) 援用する仲裁合意
 - (3) 当事者の氏名（当事者が法人その他の団体である場合には、その名称及び代表者の氏名）、住所及び判明しているその他の連絡先（当事者が個人の場合における勤務先住所等の書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (4) 代理人を定める場合、その氏名、住所及びその他の連絡先（書面送付場所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス）
 - (5) 紛争の概要
 - (6) 緊急保全措置命令の必要性を基礎づける具体的事実
- 3 緊急保全措置命令の申立人は、緊急保全措置命令の申立書とともに、第2項（2）に定める仲裁合意を含む仲裁条項又は仲裁合意書の写しをJCAAに提出しなければならない。
 - 4 申立人は、代理人によって緊急保全措置命令の申立てをする場合には、緊急保全措置命令の申立書とともに、委任状をJCAAに提出しなければならない。
 - 5 申立人は、緊急保全措置命令の申立ての際、第102条第2項に定める緊急仲裁人報酬金並びに第108条第2項に定める管理料金及び予納金を納付しなければならない。JCAAは、申立人がこれらの全額を納付しないときは、当該申立てがなかったものとみなす。
 - 6 第16条及び第22条の規定は、緊急保全措置命令の申立てについて準用する。
 - 7 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合には、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てをしなければならない。

第77条（緊急仲裁人）

- 1 緊急仲裁人の数は、1名とし、JCAAがこれを選任する。
- 2 公正かつ独立でない者は緊急仲裁人に就任してはならず、緊急仲裁人は、その在任中は、

公正かつ独立でありつづけなければならない。

- 3 緊急仲裁人への就任の依頼を受けた者は、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実について合理的な調査を行わなければならない。その結果、そのような事実が判明した場合には、当該依頼を受けた者は、緊急仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてをJCAAに対して開示しなければならない。
- 4 JCAAが(a)第76条第1項から第6項の規定に適合した緊急保全措置命令の申立てがされたことを確認し、(b)緊急仲裁人を選任することを適当と認めるときは、緊急保全措置命令申立書の提出を受けた日から2営業日以内に緊急仲裁人を選任するよう努めなければならない。
- 5 JCAAは、緊急仲裁人を選任したときは、第30条の規定を準用する。
- 6 第34条に基づく緊急仲裁人に対する忌避申立ては、これを妨げない。ただし、同条第3項の規定にかかわらず、緊急仲裁人の選任通知を受領した日又は緊急仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足る相当な理由があることを知った日のいずれか遅い日から2営業日以内に忌避申立書をJCAAに提出しなければならない。
- 7 緊急仲裁人の任務が終了したときは、緊急仲裁人に対する忌避申立てをすることができず、すでにした忌避申立てに係る手続は終了する。

第78条（緊急仲裁人の任務）

- 1 緊急仲裁人は、第72条から第75条の規定に従い、緊急保全措置命令を発し、変更し、停止し、又は取り消すことができる。
- 2 緊急仲裁人は、その選任後直ちに、緊急保全措置命令に係る審理予定を立てなければならない。
- 3 緊急仲裁人は、緊急保全措置命令の適否の判断のために必要と認めるときは、1日に限り審問期日を開くことができる。
- 4 緊急仲裁人は、その選任の日から2週間以内に、緊急保全措置命令に係る決定をするよう努めなければならない。

- 5 当事者は、緊急保全措置命令を受けた場合には、これを遵守しなければならない。緊急保全措置命令は、仲裁廷が成立した時点、又は欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAAにより確認若しくは選任された時点で、当該仲裁廷がした保全措置命令とみなし、仲裁廷が次条第2項による変更、停止又は取消しをするまで、その効力を維持する。
- 6 緊急保全措置命令は、次に掲げる場合には効力を失う。
 - (1) 当該保全措置命令が発令されてから3か月以内に、仲裁廷が成立しないとき、又は欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAAにより確認若しくは選任されないとき
 - (2) 第62条第1項の規定により仲裁手続が終了したとき
 - (3) 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合であって、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てがなされないとき
- 7 緊急仲裁人の任務は、次に掲げる場合には終了する。ただし、JCAAが必要と認めるときは、緊急仲裁人の任務終了を延期することができる。
 - (1) 緊急保全措置命令の申立書がJCAAに提出された時点で当該緊急保全措置命令の申立てに係る紛争に関し仲裁申立てがされていない場合であって、当該申立書の提出の日から10日以内に仲裁申立てがなされないとき
 - (2) 仲裁廷が成立したとき
 - (3) 欠けた仲裁人について新たな仲裁人がJCAAにより確認又は選任されたとき
- 8 緊急仲裁人は、当該紛争に関して仲裁人となることができない。ただし、当事者間で書面による別段の合意がある場合はこの限りでない。

第79条（仲裁廷による承認、変更、停止又は取消し）

- 1 緊急保全措置命令に係る判断は、仲裁廷を拘束しない。
- 2 仲裁廷は、緊急保全措置命令の全部又は一部を承認し、変更し、停止し、又は取り消すこ

とができる。

第80条（準用規定）

緊急仲裁人及び緊急保全措置命令については、その性質に反しない限り、他の章の規定を準用する。

第6章 費用

第81条（費用の負担）

- 1 仲裁手続の費用には、仲裁人報酬金、仲裁人経費、管理料金、その他仲裁手続のための合理的な費用のほか、当事者が負担する代理人その他専門家の報酬及び経費であって、仲裁廷が合理的な範囲内であると認めるものが含まれる。
- 2 仲裁廷は、前項に定める各費用について、手続の経過、仲裁判断の内容その他の一切の事情を考慮して、各当事者の負担割合を定めることができる。ただし、仲裁廷が成立する前に、仲裁申立てに係る請求の全部が取り下げられた場合には、JCAAが各費用（当事者が負担する代理人その他専門家の報酬及び経費を除く。）について各当事者の負担割合を定めることができる。
- 3 仲裁人報酬金及び仲裁人経費については第3編の規定により、管理料金については第4編の規定により定める。

第82条（料金等の連帯納付義務）

すべての当事者は、仲裁人報酬金、仲裁人経費その他仲裁手続のための合理的な費用であってJCAAに納付すべきものについて、JCAAに対して連帯して責任を負う。

第83条（予納及び精算）

- 1 当事者は、仲裁人報酬金、仲裁人経費その他仲裁手続のための合理的な費用に充当するため、JCAAの定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内にJCAAに予納しなければならない。
- 2 当事者が前項の予納をしないときは、仲裁廷

は、JCAAの求めにより、仲裁手続を停止し又は終了しなければならない。ただし、その予納されない分について他方の当事者が代わって予納したときは、この限りでない。

- 3 仲裁手続が終了した際に、当事者がJCAAに予納した金額が、第67条第4項の規定により仲裁廷が定めた当事者がJCAAに納付すべき金額を超えるときは、JCAAは、その差額を当事者に返還しなければならない。

第2編 迅速仲裁手続

第84条（第1編の規定との関係）

- 1 第2編は、第1編の規定の特則として、迅速に仲裁手続を進めるために必要な事項を定める。
- 2 第2編に規定がない事項については、第1編の規定の定めるところによる。

第85条（迅速仲裁手続の適用）

- 1 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円（外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。以下同じ。）未満の場合には、第2編の規定による。ただし、仲裁合意において仲裁人の数を3名とする合意がある場合、又は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に当事者が事件を迅速仲裁手続によらない旨の書面による合意をJCAAに通知した場合には第1編の規定による。
- 2 申立ての請求金額又は請求の経済的価値が5,000万円以上の場合であっても、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に、当事者が事件を迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をし、JCAAに通知した場合には第2編の規定による。
- 3 第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合であっても、次条の規定に従って、請求金額若しくは請求の経済的価値が5,000万円以上の反対請求の申立てがされた場合又は自働債権の

金額若しくは経済的価値が5,000万円以上の相殺の抗弁の提出があったときは、第1編の規定による手続に移行する。ただし、当事者が迅速仲裁手続によるべき旨の書面による合意をした場合には引き続き第2編の規定による。

- 4 主たる請求に附帯する利息その他の果実、損害、違約金又は費用の価額は、前三項の請求金額又は請求の経済的価値に算入しない。
- 5 請求の経済的価値の算定ができないとき若しくは極めて困難であるとき、又は請求の経済的価値に関し当事者間に争いがあるときは、第1項から第3項の経済的価値は5,000万円を超えるものとみなす。
- 6 JCAAは、迅速仲裁手続によることが確定したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。

第86条（反対請求の申立て及び相殺の抗弁の提出期限）

第2編の規定によるべき仲裁申立てがされた場合においては、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に限り、被申立人は反対請求の申立て又は相殺の抗弁の提出をすることができる。

第87条（申立て等の変更の禁止）

いずれの当事者もその申立て（反対請求の申立てを含む。）又は相殺の抗弁を変更することができない。

第88条（仲裁人の選任）

- 1 仲裁人は1人とする。
- 2 当事者は、迅速仲裁手続による旨のJCAAからの通知を受領した日から2週間以内に合意により仲裁人の選任をし、第25条第4項の規定に従いJCAAに対して仲裁人選任通知をしなければならない。
- 3 前項に定める期間内に当事者が仲裁人選任の通知をしない場合には、JCAAが仲裁人を選任する。
- 4 前項の規定によりJCAAが仲裁人を選任する場合

において、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、JCAAはこれを尊重するものとする。

- 5 当事者による仲裁人選任の効力は、JCAAが選任を確認することによって生ずる。JCAAは、その選任が不相当であることが明らかであると認める場合には、当事者にその意見を聴いた上で、理由を示すことなく、その選任の確認をしないことができる。
- 6 JCAAは、仲裁人の選任を確認したときは、遅滞なく、当事者及び仲裁人にその旨を通知する。
- 7 JCAAが仲裁人の選任を確認しなかった場合には、当事者は、JCAAが定める期限までに新たな仲裁人を選任しなければならない。

第89条（書面審理の原則）

- 1 仲裁廷は、原則として、審問期日を開かず、書面審理により仲裁手続を進める。
- 2 当事者の意見を聴いた上で、仲裁廷が審問の必要があると認める場合には、合理的な方法により、審問期日は可能な限り短期としなければならない。

第90条（仲裁判断の期限）

仲裁廷は、その成立の日から3か月以内に仲裁判断をするよう努めなければならない。

第91条（手続参加及び複数の仲裁手続の併合の禁止）

第57条及び第58条の規定は、第2編の規定による手続には適用しない。

第3編 仲裁人報償金

第92条（第3編の規定の適用）

第3編の規定は、第1編及び第2編の規定に基づく仲裁における仲裁人報償金等に適用される。

第93条（定義）

- 1 第3編において、請求金額又は請求の経済的価値は、以下の各号を総計した額とする。なお、

複数の仲裁手続の併合があった場合は、それらの仲裁手続における以下の各号を合算した額とする。

- (a) 申立人の請求金額又は請求の経済的価値
 - (b) 被申立人が反対申立てをする場合の請求金額又は請求の経済的価値
 - (c) 第57条に基づく手続参加に係る請求の請求金額又は請求の経済的価値
 - (d) 第94条第2項に定めるみなし請求金額
 - (e) 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額
 - (f) 相殺の抗弁として提出した自働債権の金額
- 2 第3編における円表示の金額は、外国通貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日のTTM (Telegraphic Transfer Middle Rate) を含む妥当な交換レートにより日本円に換算した額による。

第94条（単独の仲裁人の場合の仲裁人報償金）

- 1 単独仲裁人による仲裁の場合の仲裁人報償金は、以下の通りとする。

請求金額又は 請求の経済的価値	仲裁人報償金 (消費税を含まない。)
5000万円未満	100万円
5000万円以上 1億円未満	200万円
1億円以上50億円未満	300万円
50億円以上 100億円未満	400万円
100億円以上	500万円

- 2 経済的価値が算定できないか又はその算定が困難な請求の経済的価値は7000万円とみなす。

第95条（3名の仲裁人の場合の仲裁人報償金）

- 1 3名の仲裁人による仲裁の場合の仲裁人報償金は、以下の通りとする。

請求金額又は 請求の経済的 価値	当事者選任仲 裁人の報償金 (消費税を含ま ない。)	仲裁廷の長の 報償金 (消費税を含ま ない。)
5000万円未満	70万円	120万円
5000万円以上1 億円未満	150万円	250万円
1億円以上50億 円未満	250万円	400万円
50億円以上100 億円未満	350万円	500万円
100億円以上	400万円	600万円

- 2 前項の請求金額又は請求の経済的価値の算定においては、前条第2項の規定を適用する。

第96条（仲裁人報償金の減額等）

- 1 仲裁人報償金は、当事者によるすべての請求の取り下げにより仲裁手続が終了した場合であっても、減額されない。ただし、次項以下の規定の適用があるときはこの限りではない。
- 2 以下に定める場合には、仲裁人の報償金は支払われない。
 - (1) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合：すべての仲裁人
 - (2) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合：当該仲裁人
- 3 前項（2）の規定にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する。
- 4 第2項（2）の場合において、補充仲裁人が選任されたときには、補充仲裁人の仲裁人報償金は、第94条第1項又は第95条第1項によって計算される金額とする。
- 5 仲裁合意が不存在又は無効であることを理由として、仲裁手続の終了決定がされた場合には、その判断をした者の報償金は、第94条第1項又は第95条第1項によって計算される金額の

半額とする。

第97条（仲裁廷成立前の仲裁人報酬金に関する変更の合意）

- 1 前三条の規定に関わらず、第31条第2項に従って仲裁廷が成立する前に、すべての当事者が書面により合意する場合に限り、第3編の規定に定める仲裁人報酬金の額及び仲裁人報酬金の減額等について変更することができる。
- 2 第28条第6項及び第29条第6項に従って、JCAAが選任する仲裁人の報酬金の額及び仲裁人報酬金の減額等については、前項の合意により定められた条件のうち、仲裁人により有利な条件を下まわらないものとする。
- 3 当事者は、第1項に定める合意をした場合には、遅滞なく、JCAAにその合意内容を通知するものとする。

第98条（仲裁廷成立後の仲裁人報酬金額に関する変更の禁止）

- 1 仲裁人は、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、当事者及びJCAAに対して仲裁人報酬金の金額及び仲裁人報酬金の減額等の変更について交渉してはならない。
- 2 すべての当事者が同意する場合であっても、第31条第2項に従って仲裁廷が成立した後は、第3編に定める仲裁人報酬金の金額及び仲裁人報酬金の減額等は変更することができない。

第99条（仲裁人の間での仲裁人報酬金の支払額の変更）

- 1 3名の仲裁人による仲裁の場合において、当事者選任仲裁人が第31条第3項に定める仲裁廷の長の職務に属する事項を処理したときには、仲裁人3名全員の合意により、各仲裁人の報酬金額を変更することができる。ただし、3名の仲裁人の仲裁人報酬金の合計は、第95条第1項により定まる各仲裁人報酬金の合計を超えない。
- 2 仲裁廷は、前項の合意をした場合には、その合意の内容を遅滞なくJCAAに通知するものと

する。

第100条（仲裁人報酬金の支払い）

- 1 JCAAは、仲裁人が仲裁判断をした場合、仲裁手続終了決定をした場合その他の仲裁手続が終了した場合は、第69条から第71条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、仲裁人報酬金を支払う。
- 2 JCAAは、仲裁人が辞任その他の理由により仲裁人でなくなった場合は、第96条第2項により仲裁人報酬金が支払われない場合を除き、第69条から第71条に定める期限を過ぎた後、遅滞なく、その仲裁人に関する仲裁人報酬金を支払う。

第101条（仲裁人経費）

- 1 仲裁人は、以下の項目の経費を負担した場合には、仲裁手続の遂行に必要かつ合理的な範囲で償還を受けることができる。
 - (1) 交通費（航空運賃はビジネスクラス料金とし、他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金とする。）
 - (2) 郵便、クーリエ、電話、コピーその他事件の特性により合理的に必要な経費としてJCAAが認めるもの
- 2 仲裁人は、宿泊を必要とする場合には、宿泊費（食事代その他の費用を含む。）として、1泊あたり6万円の支払いを受けることができる。
- 3 前二項については、第97条の規定を準用する。
- 4 当事者は前三項定める経費及び宿泊費を負担し、JCAAにその償還及び支払いの事務を委託する。
- 5 JCAAは、仲裁人からの領収書又はこれに準ずる証明書類の提出と引き替えに、第1項から第3項までに定める経費及び宿泊費の償還及び支払いを行う。

第102条（緊急仲裁人の報酬金に関する特例）

- 1 第94条、第95条及び第99条の規定は、緊急仲裁人の報酬金には適用しない。
- 2 緊急仲裁人の報酬金は、請求金額又は請求の

経済的価値にかかわらず、120万円とする。ただし、緊急仲裁人が緊急保全措置命令に係る決定をする前に手続が終了した場合には、緊急仲裁人の報償金は30万円とする。

- 3 第96条、第97条、第98条、第100条及び第101条の規定は、緊急仲裁人の報償金及び経費について準用する。

第4編 管理料金

第103条（管理料金）

- 1 申立人が仲裁の申立てにあたってJCAAに納付すべき管理料金は、次の額に消費税額を加えた額とする。

請求金額又は 請求の経済的価値	管理料金の額
2000万円未満の場合	50万円
2000万円以上、1億円未満の場合	50万円に2000万円を超える額の1%に相当する額を加えた額
1億円以上、10億円未満の場合	130万円に1億円を超える額の0.3%に相当する額を加えた額
10億円以上、50億円未満の場合	400万円に10億円を超える額の0.25%に相当する額を加えた額
50億円以上、100億円未満の場合	1400万円に50億円を超える額の0.1%に相当する額を加えた額
100億円以上	1900万円に100億円を超える額の0.05%に相当する額を加えた額。ただし、2500万円を上限とする。

- 2 経済的価値の算定ができない請求、又は算定が極めて困難である請求の経済的価値は、7000万円とみなす。
- 3 利息、損害金等を継続的に生ずる請求については、請求金額に申立ての日から1年間に生ずる利息、損害金等の額を加えた額によって管理料金を算定する。
- 4 第4編の規定における円表示の金額は、外国通

貨から換算する場合には、申立ての日の直前の営業日におけるTTM（Telegraphic Transfer Middle Rate）を含む妥当な変換レートにより日本円に換算した額による。

第104条（請求金額の変更と管理料金）

- 1 申立人が管理料金を納付した後に請求を増額又は追加したときは、変更後の請求につき前条を適用して得た金額を管理料金とする。ただし、前条第3項中「申立ての日」とあるのは「請求を増額又は追加した日」と読み替えるものとする。
- 2 前条第2項の規定により、7000万円の経済的価値があるとみなされた請求について、7000万円を超える経済的価値があると判明した場合には、前項の規定を準用する。

第105条（仲裁申立てに係る請求の全部の取下げと管理料金）

申立人が、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てに係る請求の全部を取り下げた場合には、JCAAは、管理料金の90%を返還する。

第106条（迅速仲裁手続が適用される仲裁申立てに係る請求の全部の取下げと管理料金）

第2編の規定が適用される場合において、仲裁手続開始後10日以内で、かつ、仲裁廷が成立していないときに仲裁申立てに係る請求の全部を取り下げたときは、JCAAは管理料金の90%を返還する。

第107条（反対請求の申立て及び手続参加についての適用）

前四条の規定は、被申立人による反対請求の申立て及び第57条に基づく手続参加の申立てについて適用する。

第108条（緊急保全措置命令の申立てに関する特例）

- 1 前五条の規定は、緊急保全措置命令の申立てには適用しない。
- 2 申立人が緊急保全措置命令の申立てにあつ

て納付すべき管理料金及び緊急仲裁人の費用
その他手続のための合理的な費用の一部に充
当するためJCAAに納付すべき予納金は、次の
とおりとする。

管理料金：20万円に消費税を加えた額

予納金：10万円

- 3 申立人が、緊急仲裁人が選任される前に緊急
保全措置命令の申立てを取り下げた場合には、
JCAAは、管理料金の90%を返還する。

附 則

- 1 この規則は2019年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に手続が開始された仲裁事
件については、なお従前の例による。ただし、
当事者の合意により、その後の手続をこの規
則によって行うことができる。この場合、従
前の規則により行われた手続はその効力を失
わない。

UNCITRAL Arbitration Rules

(as revised in 2010)

Section I. Introductory rules

Scope of application

Article 1

1. Where parties have agreed that disputes between them in respect of a defined legal relationship, whether contractual or not, shall be referred to arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules, then such disputes shall be settled in accordance with these Rules subject to such modification as the parties may agree.
2. The parties to an arbitration agreement concluded after 15 August 2010 shall be presumed to have referred to the Rules in effect on the date of commencement of the arbitration, unless the parties have agreed to apply a particular version of the Rules. That presumption does not apply where the arbitration agreement has been concluded by accepting after 15 August 2010 an offer made before that date.
3. These Rules shall govern the arbitration except that where any of these Rules is in conflict with a provision of the law applicable to the arbitration from which the parties cannot derogate, that provision shall prevail.

Notice and calculation of periods of time

Article 2

1. A notice, including a notification, communication or proposal, may be transmitted by any means of communication that provides or allows for a record of its transmission.
2. If an address has been designated by a party specifically for this purpose or authorized by the arbitral tribunal, any notice shall be delivered to that party at that address, and if so delivered shall be deemed to have been received.

Delivery by electronic means such as facsimile or email may only be made to an address so designated or authorized.

3. In the absence of such designation or authorization, a notice is:
 - (a) Received if it is physically delivered to the addressee; or
 - (b) Deemed to have been received if it is delivered at the place of business, habitual residence or mailing address of the addressee.
4. If, after reasonable efforts, delivery cannot be effected in accordance with paragraphs 2 or 3, a notice is deemed to have been received if it is sent to the addressee's last-known place of business, habitual residence or mailing address by registered letter or any other means that provides a record of delivery or of attempted delivery.
5. A notice shall be deemed to have been received on the day it is delivered in accordance with paragraphs 2, 3 or 4, or attempted to be delivered in accordance with paragraph 4. A notice transmitted by electronic means is deemed to have been received on the day it is sent, except that a notice of arbitration so transmitted is only deemed to have been received on the day when it reaches the addressee's electronic address.
6. For the purpose of calculating a period of time under these Rules, such period shall begin to run on the day following the day when a notice is received. If the last day of such period is an official holiday or a non-business day at the residence or place of business of the addressee, the period is extended until the first business day which follows. Official holidays or non-business days occurring during the running of the period of time are included in calculating the period.

Notice of arbitration

Article 3

1. The party or parties initiating recourse to arbitration (hereinafter called the “claimant”) shall communicate to the other party or parties (hereinafter called the “respondent”) a notice of arbitration.
2. Arbitral proceedings shall be deemed to commence on the date on which the notice of arbitration is received by the respondent.
3. The notice of arbitration shall include the following:
 - (a) A demand that the dispute be referred to arbitration;
 - (b) The names and contact details of the parties;
 - (c) Identification of the arbitration agreement that is invoked;
 - (d) Identification of any contract or other legal instrument out of or in relation to which the dispute arises or, in the absence of such contract or instrument, a brief description of the relevant relationship;
 - (e) A brief description of the claim and an indication of the amount involved, if any;
 - (f) The relief or remedy sought;
 - (g) A proposal as to the number of arbitrators, language and place of arbitration, if the parties have not previously agreed thereon.
4. The notice of arbitration may also include:
 - (a) A proposal for the designation of an appointing authority referred to in article 6, paragraph 1;
 - (b) A proposal for the appointment of a sole arbitrator referred to in article 8, paragraph 1;
 - (c) Notification of the appointment of an arbitrator referred to in article 9 or 10.
5. The constitution of the arbitral tribunal shall not be hindered by any controversy with re-

spect to the sufficiency of the notice of arbitration, which shall be finally resolved by the arbitral tribunal.

Response to the notice of arbitration

Article 4

1. Within 30 days of the receipt of the notice of arbitration, the respondent shall communicate to the claimant a response to the notice of arbitration, which shall include:
 - (a) The name and contact details of each respondent;
 - (b) A response to the information set forth in the notice of arbitration, pursuant to article 3, paragraphs 3 (c) to (g) .
2. The response to the notice of arbitration may also include:
 - (a) Any plea that an arbitral tribunal to be constituted under these Rules lacks jurisdiction;
 - (b) A proposal for the designation of an appointing authority referred to in article 6, paragraph 1;
 - (c) A proposal for the appointment of a sole arbitrator referred to in article 8, paragraph 1;
 - (d) Notification of the appointment of an arbitrator referred to in article 9 or 10;
 - (e) A brief description of counterclaims or claims for the purpose of a set-off, if any, including where relevant, an indication of the amounts involved, and the relief or remedy sought;
 - (f) A notice of arbitration in accordance with article 3 in case the respondent formulates a claim against a party to the arbitration agreement other than the claimant.
3. The constitution of the arbitral tribunal shall not be hindered by any controversy with respect to the respondent's failure to communicate a response to the notice of arbitration, or

an incomplete or late response to the notice of arbitration, which shall be finally resolved by the arbitral tribunal.

Representation and assistance

Article 5

Each party may be represented or assisted by persons chosen by it. The names and addresses of such persons must be communicated to all parties and to the arbitral tribunal. Such communication must specify whether the appointment is being made for purposes of representation or assistance. Where a person is to act as a representative of a party, the arbitral tribunal, on its own initiative or at the request of any party, may at any time require proof of authority granted to the representative in such a form as the arbitral tribunal may determine.

Designating and appointing authorities

Article 6

1. Unless the parties have already agreed on the choice of an appointing authority, a party may at any time propose the name or names of one or more institutions or persons, including the Secretary-General of the Permanent Court of Arbitration at The Hague (hereinafter called the "PCA") , one of whom would serve as appointing authority.
2. If all parties have not agreed on the choice of an appointing authority within 30 days after a proposal made in accordance with paragraph 1 has been received by all other parties, any party may request the Secretary-General of the PCA to designate the appointing authority.
3. Where these Rules provide for a period of time within which a party must refer a matter to an appointing authority and no appointing authority has been agreed on or designated, the period is suspended from the date on which a party initiates the procedure for agreeing on or

designating an appointing authority until the date of such agreement or designation.

4. Except as referred to in article 41, paragraph 4, if the appointing authority refuses to act, or if it fails to appoint an arbitrator within 30 days after it receives a party's request to do so, fails to act within any other period provided by these Rules, or fails to decide on a challenge to an arbitrator within a reasonable time after receiving a party's request to do so, any party may request the Secretary-General of the PCA to designate a substitute appointing authority.
5. In exercising their functions under these Rules, the appointing authority and the Secretary-General of the PCA may require from any party and the arbitrators the information they deem necessary and they shall give the parties and, where appropriate, the arbitrators, an opportunity to present their views in any manner they consider appropriate. All such communications to and from the appointing authority and the Secretary-General of the PCA shall also be provided by the sender to all other parties.
6. When the appointing authority is requested to appoint an arbitrator pursuant to articles 8, 9, 10 or 14, the party making the request shall send to the appointing authority copies of the notice of arbitration and, if it exists, any response to the notice of arbitration.
7. The appointing authority shall have regard to such considerations as are likely to secure the appointment of an independent and impartial arbitrator and shall take into account the advisability of appointing an arbitrator of a nationality other than the nationalities of the parties.

Section II. Composition of the arbitral tribunal

Number of arbitrators

Article 7

1. If the parties have not previously agreed on the number of arbitrators, and if within 30 days after the receipt by the respondent of the notice of arbitration the parties have not agreed that there shall be only one arbitrator, three arbitrators shall be appointed.
2. Notwithstanding paragraph 1, if no other parties have responded to a party's proposal to appoint a sole arbitrator within the time limit provided for in paragraph 1 and the party or parties concerned have failed to appoint a second arbitrator in accordance with article 9 or 10, the appointing authority may, at the request of a party, appoint a sole arbitrator pursuant to the procedure provided for in article 8, paragraph 2, if it determines that, in view of the circumstances of the case, this is more appropriate.

Appointment of arbitrators (articles 8 to 10)**Article 8**

1. If the parties have agreed that a sole arbitrator is to be appointed and if within 30 days after receipt by all other parties of a proposal for the appointment of a sole arbitrator the parties have not reached agreement thereon, a sole arbitrator shall, at the request of a party, be appointed by the appointing authority.
2. The appointing authority shall appoint the sole arbitrator as promptly as possible. In making the appointment, the appointing authority shall use the following list-procedure, unless the parties agree that the list-procedure should not be used or unless the appointing authority determines in its discretion that the use of the list-procedure is not appropriate for the case:
 - (a) The appointing authority shall communicate to each of the parties an identical list containing at least three names;
 - (b) Within 15 days after the receipt of this list,

each party may return the list to the appointing authority after having deleted the name or names to which it objects and numbered the remaining names on the list in the order of its preference;

- (c) After the expiration of the above period of time the appointing authority shall appoint the sole arbitrator from among the names approved on the lists returned to it and in accordance with the order of preference indicated by the parties;
- (d) If for any reason the appointment cannot be made according to this procedure, the appointing authority may exercise its discretion in appointing the sole arbitrator.

Article 9

1. If three arbitrators are to be appointed, each party shall appoint one arbitrator. The two arbitrators thus appointed shall choose the third arbitrator who will act as the presiding arbitrator of the arbitral tribunal.
2. If within 30 days after the receipt of a party's notification of the appointment of an arbitrator the other party has not notified the first party of the arbitrator it has appointed, the first party may request the appointing authority to appoint the second arbitrator.
3. If within 30 days after the appointment of the second arbitrator the two arbitrators have not agreed on the choice of the presiding arbitrator, the presiding arbitrator shall be appointed by the appointing authority in the same way as a sole arbitrator would be appointed under article 8.

Article 10

1. For the purposes of article 9, paragraph 1, where three arbitrators are to be appointed and there are multiple parties as claimant or as respondent, unless the parties have agreed

to another method of appointment of arbitrators, the multiple parties jointly, whether as claimant or as respondent, shall appoint an arbitrator.

2. If the parties have agreed that the arbitral tribunal is to be composed of a number of arbitrators other than one or three, the arbitrators shall be appointed according to the method agreed upon by the parties.
3. In the event of any failure to constitute the arbitral tribunal under these Rules, the appointing authority shall, at the request of any party, constitute the arbitral tribunal and, in doing so, may revoke any appointment already made and appoint or reappoint each of the arbitrators and designate one of them as the presiding arbitrator.

Disclosures by and challenge of arbitrators (articles 11 to 13)

Article 11

When a person is approached in connection with his or her possible appointment as an arbitrator, he or she shall disclose any circumstances likely to give rise to justifiable doubts as to his or her impartiality or independence. An arbitrator, from the time of his or her appointment and throughout the arbitral proceedings, shall without delay disclose any such circumstances to the parties and the other arbitrators unless they have already been informed by him or her of these circumstances.

Article 12

1. Any arbitrator may be challenged if circumstances exist that give rise to justifiable doubts as to the arbitrator's impartiality or independence.
2. A party may challenge the arbitrator appointed by it only for reasons of which it becomes aware after the appointment has been made.

3. In the event that an arbitrator fails to act or in the event of the de jure or de facto impossibility of his or her performing his or her functions, the procedure in respect of the challenge of an arbitrator as provided in article 13 shall apply.

Article 13

1. A party that intends to challenge an arbitrator shall send notice of its challenge within 15 days after it has been notified of the appointment of the challenged arbitrator, or within 15 days after the circumstances mentioned in articles 11 and 12 became known to that party.
2. The notice of challenge shall be communicated to all other parties, to the arbitrator who is challenged and to the other arbitrators. The notice of challenge shall state the reasons for the challenge.
3. When an arbitrator has been challenged by a party, all parties may agree to the challenge. The arbitrator may also, after the challenge, withdraw from his or her office. In neither case does this imply acceptance of the validity of the grounds for the challenge.
4. If, within 15 days from the date of the notice of challenge, all parties do not agree to the challenge or the challenged arbitrator does not withdraw, the party making the challenge may elect to pursue it. In that case, within 30 days from the date of the notice of challenge, it shall seek a decision on the challenge by the appointing authority.

Replacement of an arbitrator

Article 14

1. Subject to paragraph 2, in any event where an arbitrator has to be replaced during the course of the arbitral proceedings, a substitute arbitrator shall be appointed or chosen pursuant to the procedure provided for in articles 8 to 11 that was applicable to the appointment or

choice of the arbitrator being replaced. This procedure shall apply even if during the process of appointing the arbitrator to be replaced, a party had failed to exercise its right to appoint or to participate in the appointment.

2. If, at the request of a party, the appointing authority determines that, in view of the exceptional circumstances of the case, it would be justified for a party to be deprived of its right to appoint a substitute arbitrator, the appointing authority may, after giving an opportunity to the parties and the remaining arbitrators to express their views: (a) appoint the substitute arbitrator; or (b) after the closure of the hearings, authorize the other arbitrators to proceed with the arbitration and make any decision or award.

Repetition of hearings in the event of the replacement of an arbitrator

Article 15

If an arbitrator is replaced, the proceedings shall resume at the stage where the arbitrator who was replaced ceased to perform his or her functions, unless the arbitral tribunal decides otherwise.

Exclusion of liability

Article 16

Save for intentional wrongdoing, the parties waive, to the fullest extent permitted under the applicable law, any claim against the arbitrators, the appointing authority and any person appointed by the arbitral tribunal based on any act or omission in connection with the arbitration.

Section III. Arbitral proceedings

General provisions

Article 17

1. Subject to these Rules, the arbitral tribunal

may conduct the arbitration in such manner as it considers appropriate, provided that the parties are treated with equality and that at an appropriate stage of the proceedings each party is given a reasonable opportunity of presenting its case. The arbitral tribunal, in exercising its discretion, shall conduct the proceedings so as to avoid unnecessary delay and expense and to provide a fair and efficient process for resolving the parties' dispute.

2. As soon as practicable after its constitution and after inviting the parties to express their views, the arbitral tribunal shall establish the provisional timetable of the arbitration. The arbitral tribunal may, at any time, after inviting the parties to express their views, extend or abridge any period of time prescribed under these Rules or agreed by the parties.
3. If at an appropriate stage of the proceedings any party so requests, the arbitral tribunal shall hold hearings for the presentation of evidence by witnesses, including expert witnesses, or for oral argument. In the absence of such a request, the arbitral tribunal shall decide whether to hold such hearings or whether the proceedings shall be conducted on the basis of documents and other materials.
4. All communications to the arbitral tribunal by one party shall be communicated by that party to all other parties. Such communications shall be made at the same time, except as otherwise permitted by the arbitral tribunal if it may do so under applicable law.
5. The arbitral tribunal may, at the request of any party, allow one or more third persons to be joined in the arbitration as a party provided such person is a party to the arbitration agreement, unless the arbitral tribunal finds, after giving all parties, including the person or persons to be joined, the opportunity to be heard, that joinder should not be permitted because

of prejudice to any of those parties. The arbitral tribunal may make a single award or several awards in respect of all parties so involved in the arbitration.

Place of arbitration

Article 18

1. If the parties have not previously agreed on the place of arbitration, the place of arbitration shall be determined by the arbitral tribunal having regard to the circumstances of the case. The award shall be deemed to have been made at the place of arbitration.
2. The arbitral tribunal may meet at any location it considers appropriate for deliberations. Unless otherwise agreed by the parties, the arbitral tribunal may also meet at any location it considers appropriate for any other purpose, including hearings.

Language

Article 19

1. Subject to an agreement by the parties, the arbitral tribunal shall, promptly after its appointment, determine the language or languages to be used in the proceedings. This determination shall apply to the statement of claim, the statement of defence, and any further written statements and, if oral hearings take place, to the language or languages to be used in such hearings.
2. The arbitral tribunal may order that any documents annexed to the statement of claim or statement of defence, and any supplementary documents or exhibits submitted in the course of the proceedings, delivered in their original language, shall be accompanied by a translation into the language or languages agreed upon by the parties or determined by the arbitral tribunal.

Statement of claim

Article 20

1. The claimant shall communicate its statement of claim in writing to the respondent and to each of the arbitrators within a period of time to be determined by the arbitral tribunal. The claimant may elect to treat its notice of arbitration referred to in article 3 as a statement of claim, provided that the notice of arbitration also complies with the requirements of paragraphs 2 to 4 of this article.
2. The statement of claim shall include the following particulars:
 - (a) The names and contact details of the parties;
 - (b) A statement of the facts supporting the claim;
 - (c) The points at issue;
 - (d) The relief or remedy sought;
 - (e) The legal grounds or arguments supporting the claim.
3. A copy of any contract or other legal instrument out of or in relation to which the dispute arises and of the arbitration agreement shall be annexed to the statement of claim.
4. The statement of claim should, as far as possible, be accompanied by all documents and other evidence relied upon by the claimant, or contain references to them.

Statement of defence

Article 21

1. The respondent shall communicate its statement of defence in writing to the claimant and to each of the arbitrators within a period of time to be determined by the arbitral tribunal. The respondent may elect to treat its response to the notice of arbitration referred to in article 4 as a statement of defence, provided that the response to the notice of arbitration also complies with the requirements of paragraph 2 of

this article.

2. The statement of defence shall reply to the particulars (b) to (e) of the statement of claim (art. 20, para. 2) . The statement of defence should, as far as possible, be accompanied by all documents and other evidence relied upon by the respondent, or contain references to them.
3. In its statement of defence, or at a later stage in the arbitral proceedings if the arbitral tribunal decides that the delay was justified under the circumstances, the respondent may make a counterclaim or rely on a claim for the purpose of a set-off provided that the arbitral tribunal has jurisdiction over it.
4. The provisions of article 20, paragraphs 2 to 4, shall apply to a counterclaim, a claim under article 4, paragraph 2 (f) , and a claim relied on for the purpose of a set-off.

Amendments to the claim or defence

Article 22

During the course of the arbitral proceedings, a party may amend or supplement its claim or defence, including a counterclaim or a claim for the purpose of a set-off, unless the arbitral tribunal considers it inappropriate to allow such amendment or supplement having regard to the delay in making it or prejudice to other parties or any other circumstances. However, a claim or defence, including a counterclaim or a claim for the purpose of a set-off, may not be amended or supplemented in such a manner that the amended or supplemented claim or defence falls outside the jurisdiction of the arbitral tribunal.

Pleas as to the jurisdiction of the arbitral tribunal

Article 23

1. The arbitral tribunal shall have the power to rule on its own jurisdiction, including any ob-

jections with respect to the existence or validity of the arbitration agreement. For that purpose, an arbitration clause that forms part of a contract shall be treated as an agreement independent of the other terms of the contract. A decision by the arbitral tribunal that the contract is null shall not entail automatically the invalidity of the arbitration clause.

2. A plea that the arbitral tribunal does not have jurisdiction shall be raised no later than in the statement of defence or, with respect to a counterclaim or a claim for the purpose of a set-off, in the reply to the counterclaim or to the claim for the purpose of a set-off. A party is not precluded from raising such a plea by the fact that it has appointed, or participated in the appointment of, an arbitrator. A plea that the arbitral tribunal is exceeding the scope of its authority shall be raised as soon as the matter alleged to be beyond the scope of its authority is raised during the arbitral proceedings. The arbitral tribunal may, in either case, admit a later plea if it considers the delay justified.
3. The arbitral tribunal may rule on a plea referred to in paragraph 2 either as a preliminary question or in an award on the merits. The arbitral tribunal may continue the arbitral proceedings and make an award, notwithstanding any pending challenge to its jurisdiction before a court.

Further written statements

Article 24

The arbitral tribunal shall decide which further written statements, in addition to the statement of claim and the statement of defence, shall be required from the parties or may be presented by them and shall fix the periods of time for communicating such statements.

Periods of time

Article 25

The periods of time fixed by the arbitral tribunal for the communication of written statements (including the statement of claim and statement of defence) should not exceed 45 days. However, the arbitral tribunal may extend the time limits if it concludes that an extension is justified.

Interim measures

Article 26

1. The arbitral tribunal may, at the request of a party, grant interim measures.
2. An interim measure is any temporary measure by which, at any time prior to the issuance of the award by which the dispute is finally decided, the arbitral tribunal orders a party, for example and without limitation, to:
 - (a) Maintain or restore the status quo pending determination of the dispute;
 - (b) Take action that would prevent, or refrain from taking action that is likely to cause,
 - (i) current or imminent harm or (ii) prejudice to the arbitral process itself;
 - (c) Provide a means of preserving assets out of which a subsequent award may be satisfied; or
 - (d) Preserve evidence that may be relevant and material to the resolution of the dispute.
3. The party requesting an interim measure under paragraphs 2 (a) to (c) shall satisfy the arbitral tribunal that:
 - (a) Harm not adequately reparable by an award of damages is likely to result if the measure is not ordered, and such harm substantially outweighs the harm that is likely to result to the party against whom the measure is directed if the measure is granted; and
 - (b) There is a reasonable possibility that the

requesting party will succeed on the merits of the claim. The determination on this possibility shall not affect the discretion of the arbitral tribunal in making any subsequent determination.

4. With regard to a request for an interim measure under paragraph 2 (d), the requirements in paragraphs 3 (a) and (b) shall apply only to the extent the arbitral tribunal considers appropriate.
5. The arbitral tribunal may modify, suspend or terminate an interim measure it has granted, upon application of any party or, in exceptional circumstances and upon prior notice to the parties, on the arbitral tribunal's own initiative.
6. The arbitral tribunal may require the party requesting an interim measure to provide appropriate security in connection with the measure.
7. The arbitral tribunal may require any party promptly to disclose any material change in the circumstances on the basis of which the interim measure was requested or granted.
8. The party requesting an interim measure may be liable for any costs and damages caused by the measure to any party if the arbitral tribunal later determines that, in the circumstances then prevailing, the measure should not have been granted. The arbitral tribunal may award such costs and damages at any point during the proceedings.
9. A request for interim measures addressed by any party to a judicial authority shall not be deemed incompatible with the agreement to arbitrate, or as a waiver of that agreement.

Evidence

Article 27

1. Each party shall have the burden of proving the facts relied on to support its claim or defence.
2. Witnesses, including expert witnesses, who

are presented by the parties to testify to the arbitral tribunal on any issue of fact or expertise may be any individual, notwithstanding that the individual is a party to the arbitration or in any way related to a party. Unless otherwise directed by the arbitral tribunal, statements by witnesses, including expert witnesses, may be presented in writing and signed by them.

3. At any time during the arbitral proceedings the arbitral tribunal may require the parties to produce documents, exhibits or other evidence within such a period of time as the arbitral tribunal shall determine.
4. The arbitral tribunal shall determine the admissibility, relevance, materiality and weight of the evidence offered.

Hearings

Article 28

1. In the event of an oral hearing, the arbitral tribunal shall give the parties adequate advance notice of the date, time and place thereof.
2. Witnesses, including expert witnesses, may be heard under the conditions and examined in the manner set by the arbitral tribunal.
3. Hearings shall be held in camera unless the parties agree otherwise. The arbitral tribunal may require the retirement of any witness or witnesses, including expert witnesses, during the testimony of such other witnesses, except that a witness, including an expert witness, who is a party to the arbitration shall not, in principle, be asked to retire.
4. The arbitral tribunal may direct that witnesses, including expert witnesses, be examined through means of telecommunication that do not require their physical presence at the hearing (such as videoconference) .

Experts appointed by the arbitral tribunal

Article 29

1. After consultation with the parties, the arbitral tribunal may appoint one or more independent experts to report to it, in writing, on specific issues to be determined by the arbitral tribunal. A copy of the expert's terms of reference, established by the arbitral tribunal, shall be communicated to the parties.
2. The expert shall, in principle before accepting appointment, submit to the arbitral tribunal and to the parties a description of his or her qualifications and a statement of his or her impartiality and independence. Within the time ordered by the arbitral tribunal, the parties shall inform the arbitral tribunal whether they have any objections as to the expert's qualifications, impartiality or independence. The arbitral tribunal shall decide promptly whether to accept any such objections. After an expert's appointment, a party may object to the expert's qualifications, impartiality or independence only if the objection is for reasons of which the party becomes aware after the appointment has been made. The arbitral tribunal shall decide promptly what, if any, action to take.
3. The parties shall give the expert any relevant information or produce for his or her inspection any relevant documents or goods that he or she may require of them. Any dispute between a party and such expert as to the relevance of the required information or production shall be referred to the arbitral tribunal for decision.
4. Upon receipt of the expert's report, the arbitral tribunal shall communicate a copy of the report to the parties, which shall be given the opportunity to express, in writing, their opinion on the report. A party shall be entitled to examine any document on which the expert has relied in his or her report.
5. At the request of any party, the expert, after

delivery of the report, may be heard at a hearing where the parties shall have the opportunity to be present and to interrogate the expert. At this hearing, any party may present expert witnesses in order to testify on the points at issue. The provisions of article 28 shall be applicable to such proceedings.

Default

Article 30

1. If, within the period of time fixed by these Rules or the arbitral tribunal, without showing sufficient cause:
 - (a) The claimant has failed to communicate its statement of claim, the arbitral tribunal shall issue an order for the termination of the arbitral proceedings, unless there are remaining matters that may need to be decided and the arbitral tribunal considers it appropriate to do so;
 - (b) The respondent has failed to communicate its response to the notice of arbitration or its statement of defence, the arbitral tribunal shall order that the proceedings continue, without treating such failure in itself as an admission of the claimant's allegations; the provisions of this subparagraph also apply to a claimant's failure to submit a defence to a counterclaim or to a claim for the purpose of a set-off.
2. If a party, duly notified under these Rules, fails to appear at a hearing, without showing sufficient cause for such failure, the arbitral tribunal may proceed with the arbitration.
3. If a party, duly invited by the arbitral tribunal to produce documents, exhibits or other evidence, fails to do so within the established period of time, without showing sufficient cause for such failure, the arbitral tribunal may make the award on the evidence before it.

Closure of hearings

Article 31

1. The arbitral tribunal may inquire of the parties if they have any further proof to offer or witnesses to be heard or submissions to make and, if there are none, it may declare the hearings closed.
2. The arbitral tribunal may, if it considers it necessary owing to exceptional circumstances, decide, on its own initiative or upon application of a party, to reopen the hearings at any time before the award is made.

Waiver of right to object

Article 32

A failure by any party to object promptly to any non-compliance with these Rules or with any requirement of the arbitration agreement shall be deemed to be a waiver of the right of such party to make such an objection, unless such party can show that, under the circumstances, its failure to object was justified.

Section IV. The award

Decisions

Article 33

1. When there is more than one arbitrator, any award or other decision of the arbitral tribunal shall be made by a majority of the arbitrators.
2. In the case of questions of procedure, when there is no majority or when the arbitral tribunal so authorizes, the presiding arbitrator may decide alone, subject to revision, if any, by the arbitral tribunal.

Form and effect of the award

Article 34

1. The arbitral tribunal may make separate awards on different issues at different times.
2. All awards shall be made in writing and shall

be final and binding on the parties. The parties shall carry out all awards without delay.

3. The arbitral tribunal shall state the reasons upon which the award is based, unless the parties have agreed that no reasons are to be given.
4. An award shall be signed by the arbitrators and it shall contain the date on which the award was made and indicate the place of arbitration. Where there is more than one arbitrator and any of them fails to sign, the award shall state the reason for the absence of the signature.
5. An award may be made public with the consent of all parties or where and to the extent disclosure is required of a party by legal duty, to protect or pursue a legal right or in relation to legal proceedings before a court or other competent authority.
6. Copies of the award signed by the arbitrators shall be communicated to the parties by the arbitral tribunal.

Applicable law, amiable compositeur

Article 35

1. The arbitral tribunal shall apply the rules of law designated by the parties as applicable to the substance of the dispute. Failing such designation by the parties, the arbitral tribunal shall apply the law which it determines to be appropriate.
2. The arbitral tribunal shall decide as amiable compositeur or ex aequo et bono only if the parties have expressly authorized the arbitral tribunal to do so.
3. In all cases, the arbitral tribunal shall decide in accordance with the terms of the contract, if any, and shall take into account any usage of trade applicable to the transaction.

Settlement or other grounds for termination

Article 36

1. If, before the award is made, the parties agree on a settlement of the dispute, the arbitral tribunal shall either issue an order for the termination of the arbitral proceedings or, if requested by the parties and accepted by the arbitral tribunal, record the settlement in the form of an arbitral award on agreed terms. The arbitral tribunal is not obliged to give reasons for such an award.
2. If, before the award is made, the continuation of the arbitral proceedings becomes unnecessary or impossible for any reason not mentioned in paragraph 1, the arbitral tribunal shall inform the parties of its intention to issue an order for the termination of the proceedings. The arbitral tribunal shall have the power to issue such an order unless there are remaining matters that may need to be decided and the arbitral tribunal considers it appropriate to do so.
3. Copies of the order for termination of the arbitral proceedings or of the arbitral award on agreed terms, signed by the arbitrators, shall be communicated by the arbitral tribunal to the parties. Where an arbitral award on agreed terms is made, the provisions of article 34, paragraphs 2, 4 and 5, shall apply.

Interpretation of the award

Article 37

1. Within 30 days after the receipt of the award, a party, with notice to the other parties, may request that the arbitral tribunal give an interpretation of the award.
2. The interpretation shall be given in writing within 45 days after the receipt of the request. The interpretation shall form part of the award and the provisions of article 34, paragraphs 2 to 6, shall apply.

Correction of the award

Article 38

1. Within 30 days after the receipt of the award, a party, with notice to the other parties, may request the arbitral tribunal to correct in the award any error in computation, any clerical or typographical error, or any error or omission of a similar nature. If the arbitral tribunal considers that the request is justified, it shall make the correction within 45 days of receipt of the request.
2. The arbitral tribunal may within 30 days after the communication of the award make such corrections on its own initiative.
3. Such corrections shall be in writing and shall form part of the award. The provisions of article 34, paragraphs 2 to 6, shall apply.

Additional award

Article 39

1. Within 30 days after the receipt of the termination order or the award, a party, with notice to the other parties, may request the arbitral tribunal to make an award or an additional award as to claims presented in the arbitral proceedings but not decided by the arbitral tribunal.
2. If the arbitral tribunal considers the request for an award or additional award to be justified, it shall render or complete its award within 60 days after the receipt of the request. The arbitral tribunal may extend, if necessary, the period of time within which it shall make the award.
3. When such an award or additional award is made, the provisions of article 34, paragraphs 2 to 6, shall apply.

Definition of costs

Article 40

1. The arbitral tribunal shall fix the costs of arbitration in the final award and, if it deems ap-

propriate, in another decision.

2. The term “costs” includes only:

- (a) The fees of the arbitral tribunal to be stated separately as to each arbitrator and to be fixed by the tribunal itself in accordance with article 41;
- (b) The reasonable travel and other expenses incurred by the arbitrators;
- (c) The reasonable costs of expert advice and of other assistance required by the arbitral tribunal;
- (d) The reasonable travel and other expenses of witnesses to the extent such expenses are approved by the arbitral tribunal;
- (e) The legal and other costs incurred by the parties in relation to the arbitration to the extent that the arbitral tribunal determines that the amount of such costs is reasonable;
- (f) Any fees and expenses of the appointing authority as well as the fees and expenses of the Secretary-General of the PCA.

3. In relation to interpretation, correction or completion of any award under articles 37 to 39, the arbitral tribunal may charge the costs referred to in paragraphs 2 (b) to (f), but no additional fees.

Fees and expenses of arbitrators

Article 41

1. The fees and expenses of the arbitrators shall be reasonable in amount, taking into account the amount in dispute, the complexity of the subject matter, the time spent by the arbitrators and any other relevant circumstances of the case.
2. If there is an appointing authority and it applies or has stated that it will apply a schedule or particular method for determining the fees for arbitrators in international cases, the arbitral tribunal in fixing its fees shall take that

schedule or method into account to the extent that it considers appropriate in the circumstances of the case.

3. Promptly after its constitution, the arbitral tribunal shall inform the parties as to how it proposes to determine its fees and expenses, including any rates it intends to apply. Within 15 days of receiving that proposal, any party may refer the proposal to the appointing authority for review. If, within 45 days of receipt of such a referral, the appointing authority finds that the proposal of the arbitral tribunal is inconsistent with paragraph 1, it shall make any necessary adjustments thereto, which shall be binding upon the arbitral tribunal.
4. (a) When informing the parties of the arbitrators' fees and expenses that have been fixed pursuant to article 40, paragraphs 2 (a) and (b), the arbitral tribunal shall also explain the manner in which the corresponding amounts have been calculated;
- (b) Within 15 days of receiving the arbitral tribunal's determination of fees and expenses, any party may refer for review such determination to the appointing authority. If no appointing authority has been agreed upon or designated, or if the appointing authority fails to act within the time specified in these Rules, then the review shall be made by the Secretary-General of the PCA;
- (c) If the appointing authority or the Secretary-General of the PCA finds that the arbitral tribunal's determination is inconsistent with the arbitral tribunal's proposal (and any adjustment thereto) under paragraph 3 or is otherwise manifestly excessive, it shall, within 45 days of receiving such a referral, make any adjustments to the arbitral tribunal's determination that

are necessary to satisfy the criteria in paragraph 1. Any such adjustments shall be binding upon the arbitral tribunal;

- (d) Any such adjustments shall either be included by the arbitral tribunal in its award or, if the award has already been issued, be implemented in a correction to the award, to which the procedure of article 38, paragraph 3, shall apply.
5. Throughout the procedure under paragraphs 3 and 4, the arbitral tribunal shall proceed with the arbitration, in accordance with article 17, paragraph 1.
6. A referral under paragraph 4 shall not affect any determination in the award other than the arbitral tribunal's fees and expenses; nor shall it delay the recognition and enforcement of all parts of the award other than those relating to the determination of the arbitral tribunal's fees and expenses.

Allocation of costs

Article 42

1. The costs of the arbitration shall in principle be borne by the unsuccessful party or parties. However, the arbitral tribunal may apportion each of such costs between the parties if it determines that apportionment is reasonable, taking into account the circumstances of the case.
2. The arbitral tribunal shall in the final award or, if it deems appropriate, in any other award, determine any amount that a party may have to pay to another party as a result of the decision on allocation of costs.

Deposit of costs

Article 43

1. The arbitral tribunal, on its establishment, may request the parties to deposit an equal amount as an advance for the costs referred to in arti-

cle 40, paragraphs 2 (a) to (c) .

2. During the course of the arbitral proceedings the arbitral tribunal may request supplementary deposits from the parties.
3. If an appointing authority has been agreed upon or designated, and when a party so requests and the appointing authority consents to perform the function, the arbitral tribunal shall fix the amounts of any deposits or supplementary deposits only after consultation with the appointing authority, which may make any comments to the arbitral tribunal that it deems appropriate concerning the amount of

such deposits and supplementary deposits.

4. If the required deposits are not paid in full within 30 days after the receipt of the request, the arbitral tribunal shall so inform the parties in order that one or more of them may make the required payment. If such payment is not made, the arbitral tribunal may order the suspension or termination of the arbitral proceedings. 5. After a termination order or final award has been made, the arbitral tribunal shall render an accounting to the parties of the deposits received and return any unexpended balance to the parties.

Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration

As Amended and Effective on January 1, 2019

PART 1 Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration

Rule 1 Purpose

These “Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration” (the “Rules”) provide for the procedures and other necessary matters integrated into and supplemental to the UNCITRAL Arbitration Rules relating to arbitration administered by the JCAA where the Parties have agreed to resolve their dispute by arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules. With regard to the provisions of Part 2 and Part 3, if the provisions of these Parts are in conflict with the provisions of the UNCITRAL Arbitration Rules, the former provisions are to be applied.

Rule 2 Definitions

- 1 The term “UNCITRAL Arbitration Rules” means the UNCITRAL Arbitration Rules adopted by the United Nations General Assembly in 1976, 2010 or 2013 applied to the arbitration proceedings in accordance with Rule 3.
- 2 The term “JCAA” means the Japan Commercial Arbitration Association.
- 3 The term “Party” or “Parties” means one or more claimants and respondents.
- 4 The term “in writing” includes hard copy and electronic documents. “Electronic documents” include electronic, magnetic and any other recording media used in information processing by a computer or other electronic device.
- 5 The term “Commercial Arbitration Rules” means the Commercial Arbitration Rules of the JCAA.
- 6 The term “Interactive Arbitration Rules” means the Interactive Arbitration Rules of the JCAA.

Rule 3 Application of the UNCITRAL Arbitration Rules 2010

The UNCITRAL Arbitration Rules adopted by the United Nations General Assembly in 2010 shall apply, where an arbitration agreement provides for arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules without specifying which version (i.e., the UNCITRAL Arbitration Rules adopted in 1976, 2010 or 2013) .

Rule 4 Application of These Rules

- 1 The JCAA shall, in either of the following cases, provide administrative services for arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules in accordance with Rules 5 through 17 below:
 - (a) Where the Parties have agreed in advance to have the JCAA provide administrative services for arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules; or
 - (b) Where the Parties agree in writing to arbitration conducted under the Rules and notify the JCAA of such agreement (i) after the claimant has requested arbitration under the Commercial Arbitration Rules or the Interactive Arbitration Rules but (ii) before the confirmation or appointment of any arbitrator by the JCAA.

In the case of (b) above, the proceedings conducted under the Commercial Arbitration Rules or the Interactive Arbitration Rules before such agreement is reached shall remain in effect.

- 2 The arbitral proceedings administered under Rule 4.1 shall be conducted under the Rules and, if not provided in the Rules, the UNCITRAL Arbitration Rules.

Rule 5 The Relationships between Part 1, Part 2 and Part 3

Part 2 and Part 3 of the Rules shall apply as the integral part of Part 1 of the Rules.

Rule 6 Derogation from the Rules

Where the Rules apply, the Parties, the arbitrators and the JCAA, and their relationships shall be governed by the Rules, and by any agreements varying any of the Rules except for Part 2 and Part 3 of the Rules.

Rule 7 Interpretation of the Rules

- 1 The authentic texts of the Rules shall be English.
- 2 In the event of any difference as to the interpretation of the Rules, the interpretation of the JCAA shall prevail; provided that the interpretation of an arbitral tribunal as to the provisions of Part 1 of the Rules shall prevail over that of the JCAA in the arbitration proceedings before such arbitral tribunal.

Rule 8 Appointing Authority

Unless otherwise agreed by the Parties, the JCAA shall serve as the appointing authority provided for in the UNCITRAL Arbitration Rules where the Rules apply.

Rule 9 Request for Arbitration

- 1 To request the initiation of arbitral proceedings under Rule 4.1 (a), the claimant shall submit in writing to the JCAA a request for arbitration (the “Request for Arbitration”) setting forth the matters provided for in Articles 3.3 and 20.2 of the UNCITRAL Arbitration Rules.
- 2 Arbitral proceedings shall be deemed to have commenced on the date on which the Request for Arbitration has been received by the JCAA.
- 3 The JCAA, on having confirmed that the Request for Arbitration has been made in conformity with Articles 3.3 and 20.2 of the UNCITRAL Arbitration Rules and the administrative fee has been paid, shall promptly notify the claimant and the respondent thereof. A copy of the Request for Arbitration shall be attached

to such notice to the respondent.

- 4 Rules 9.1 through 9.3 shall apply mutatis mutandis to a counterclaim made by the respondent.

Rule 10 Withdrawal of Request for Arbitration before the Constitution of the Arbitral Tribunal

Before the constitution of the arbitral tribunal, the claimant may withdraw its claim by submitting a notice to the JCAA in writing (the “Notice of Withdrawal”) stating that the claimant withdraws the claim. The JCAA shall notify the respondent of the Notice of Withdrawal.

Rule 11 Office in Charge of Administrative Services

The JCAA shall notify, together with the notice of Request for Arbitration under Rule 9.3, the Parties of which of its offices is taking charge of the administrative services.

Rule 12 Communications

A Party shall transmit a notice or any material submitted in writing in the arbitral proceedings to the arbitrator (s), the other Party and the JCAA; and the arbitral tribunal shall transmit to the JCAA a copy of a notice or any material in writing in the arbitral proceedings to the Parties.

Rule 13 Service or Assistance to the Parties and the Arbitral Tribunal

The JCAA shall, at the request of the arbitral tribunal or either Party, make arrangements for interpreting, making a stenographic transcript of hearings, or providing a hearing room.

Rule 14 Language to be used in Communications between the JCAA and the Parties or between the JCAA and the Arbitrators

Communications between the JCAA and the Parties or between the JCAA and the arbitrators

shall be made in either English or Japanese.

Rule 15 Notice of Arbitral Award

- 1 The JCAA shall send the arbitral award to each Party after the Parties have fully paid to the JCAA the amount due under Rule 16.
- 2 The JCAA shall keep one original of the arbitral award.

Rule 16 Fees and Costs

- 1 The claimant, when it submits a Request for Arbitration, shall pay an administrative fee to the JCAA under Part 3 of the Rules. The respondent shall pay such administrative fee when it submits a counterclaim.
- 2 Notwithstanding Articles 43.1 and 43.2 of the UNCITRAL Arbitration Rules, the JCAA, if it considers it necessary, may request either or both of the Parties to pay all or part of the fees and costs in advance.
- 3 If a party fails to pay the fees or costs under Rule 16.1 and 16.2, the arbitral tribunal may suspend or terminate the arbitral proceedings unless the other Party pays such unpaid amount instead.
- 4 When terminating the arbitral proceedings, the arbitral tribunal shall fix the amounts of the various costs referred to under Article 40 of the UNCITRAL Arbitration Rules and the amount of the administrative fee and the other costs stipulated under the Rules, and apportion these fees and costs between the Parties. Notwithstanding Article 43.5 of the UNCITRAL Arbitration Rules, the JCAA shall render to the Parties an account of these fees and costs paid in advance, and return any unexpended balance to either or both of the Parties.

Rule 17 Other Services

The JCAA may, upon request of the arbitral tribunal or the Parties, provide any services which are

not stipulated under the Rules, if the JCAA finds it appropriate.

PART 2 ARBITRATOR'S REMUNERATION

Rule 18 Application of these Regulations

The provisions of Part 2 shall apply to the arbitrator's remuneration and related matters for arbitration under the UNCITRAL Arbitration Rules administered by the JCAA.

Rule 19 Definitions

"Arbitration Hours" shall mean the time reasonably required to conduct the arbitral proceedings; provided that, only one-half of the traveling time the arbitrator spends for arbitral proceedings shall be included in the Arbitration Hours.

Rule 20 Hourly Charge Basis

- 1 The amount of an arbitrator's remuneration shall be based on the hourly rate multiplied by the number of the Arbitration Hours. The amount of each arbitrator's remuneration shall be fixed by the JCAA.
- 2 The JCAA shall determine an hourly rate within the range of USD500 to USD 1,500 for each arbitrator taking into account the arbitrator's experience, the complexity of the case and related matters, and in appropriate cases after giving the Parties an opportunity to comment; provided that the hourly rate for the presiding arbitrator shall not be lower than the hourly rate for the other arbitrators.
- 3 Notwithstanding Rule 20.2, the JCAA may determine any other hourly rate if all of the Parties agree.
- 4 The arbitrator (s) shall provide the JCAA with a monthly report by the 20th of the following month that states the Arbitration Hours under Rule 19 and a description of the work performed for each day.

Rule 21 Reduction of Arbitrator's Remuneration

- 1 If an arbitrator ceases to perform his or her duties due to his or her resignation or other reasons during arbitral proceedings, the JCAA, in consideration of the circumstances that led to the ceasing of his or her duties, may decide to reduce the arbitrator's remuneration calculated under Rule 20.
- 2 When the JCAA decides to reduce the arbitrator's remuneration under Rule 21.1, the JCAA shall consult with the Committee for Reviewing Arbitrator's Remuneration and take into account the Committee's proposal.
- 3 The JCAA's decision to reduce the arbitrator's remuneration under Rule 21.1 shall be final.

Rule 22 Payment of Arbitrator's Remuneration

- 1 The JCAA shall pay to the arbitrator his or her remuneration without delay after the time limit under Articles 37 through 39 of the UNCITRAL Arbitration Rules has passed, upon the arbitrator's rendering an arbitral award or making a determination to terminate the arbitral proceedings, or upon termination of arbitral proceedings for any other reason.
- 2 Notwithstanding Rule 22.1, with the consent of all the Parties, the JCAA may pay to the arbitrator his or her remuneration before the time limit under Rule 22.1, if the arbitral proceedings are expected to be prolonged.

Rule 23 Arbitrator's Expenses

- 1 The arbitrator shall be entitled to reimbursement by the JCAA of his or her reasonable hotel and other expenses.
- 2 The Parties shall bear the above expenses and entrust to the JCAA the necessary work for reimbursement of such expenses. The JCAA shall reimburse the arbitrator's expenses if the arbitrator submits to the JCAA the receipt or

any equivalent documentary evidence thereof.

PART 3 ADMINISTRATIVE FEE

Rule 24 Administrative Fee

- 1 The administrative fee that the claimant shall pay at the time of submitting a Request for Arbitration shall be the following amount plus applicable consumption tax:

Amount or Economic Value of Claim	Amount of Administrative Fee
Less than JPY20,000,000	JPY500,000
JPY20,000,000 or more but less than JPY100,000,000	JPY500,000 plus 1% of any amount in excess of JPY20,000,000
JPY100,000,000 or more but less than JPY1,000,000,000	JPY1,300,000 plus 0.3% of any amount in excess of JPY100,000,000
JPY1,000,000,000 or more but less than JPY5,000,000,000	JPY4,000,000 plus 0.25% of any amount in excess of JPY1,000,000,000
JPY5,000,000,000 or more but less than JPY10,000,000,000	JPY14,000,000 plus 0.1% of any amount in excess of JPY5,000,000,000
JPY10,000,000,000 or more	JPY19,000,000 plus 0.05% of any amount in excess of JPY10,000,000,000 (JPY25,000,000 is maximum)

- 2 If the economic value of a claim cannot be calculated or is extremely difficult to calculate, such economic value shall be deemed to be JPY70,000,000.
- 3 Where the claim includes a claim for interest, damages, or other amounts accruing or being caused continuously, the administrative fee shall be calculated based upon the amount of the claim plus the amount of interest, damag-

es, or other such amount for a period of one year from the date of submitting the Request for Arbitration.

- 4 Where the amount of claim (s) is denominated in a currency other than Japanese Yen, the amount shall be converted into Japanese Yen at the TTM rate or any other reasonable exchange rate designated by JCAA as of the business day immediately preceding the date of submission of the Request for Arbitration.

Rule 25 Administrative Fee in the Case of Modification of Amount of Claim

- 1 If, after paying the administrative fee, the claimant increases the amount of the claim or adds another claim, the administrative fee shall be the amount obtained by applying Rule 24 to the claim as modified; provided that “the date of submission of the Request for Arbitration” under Rule 24.3 shall be read as “the date of increasing the amount of the claim or adding another claim.”
- 2 Rule 25.1 shall apply mutatis mutandis if the economic value of the claim which has been deemed to be JPY70,000,000 under Rule 25.2 is found to exceed JPY70,000,000.

Rule 26 Administrative Fee in the Case of Withdrawal of All Claims

If the claimant, within thirty days after the commencement of the arbitral proceedings and before the arbitral tribunal has been constituted, withdraws all its claims, the JCAA shall refund 90% of the total amount of the administrative fee.

Rule 27 Application in the Case of Counterclaim and Third Party Joinder

Rules 24 through 26 shall apply to (a) a counterclaim made by the respondent and (b) a claim made against the third party who has joined the arbitration proceedings.

Supplementary Provisions

- 1 The Rules shall come into effect on January 1, 2019.
- 2 Any arbitral proceedings commenced before the Rules come into effect shall be governed by the former Rules; provided that subsequent proceedings may, upon agreement of the Parties, be conducted pursuant to the Rules. In the event of such an agreement between the Parties, the arbitral proceedings that already have been conducted pursuant to the former Rules shall remain valid.